

# 獨協大学の現状と課題

- 新たな自己改革のために

(自己点検評価報告書 1997)

獨 協 大 学

## 刊行にあたって

私立大学の学長の集まりで、「自己点検は自己満足に過ぎない」と齒に衣着せぬ意見を述べた方がおられました。先輩諸大学の驥尾に付して、ここによく『獨協大学の現状と課題(自己点検・評価報告書 1997)』を刊行するに当たり、そういう鋭い指摘に胸を張って反論できるかどうか、心中忸怩たるものがあります。自己点検には厳しい自己反省が伴わなければなりません、その点がまだ不十分だったかもしれません。課題も出し尽したとは到底言えないでしょう。本来自主的、内発的に取り組んで社会に対する大学としての責任を果たさねばならなかったはずですが、外部の諸情勢の力を借りてようやく実現したというのも事実です。

平成4年12月に学内に自己点検運営委員会を設置して以来、すでに4年半が経過しました。その間、教養部廃止とその教員の分属、各学部カリキュラムの抜本的改正等、教学面の激動が続きました。現在なお、すぐにも取り組まねばならぬ学部内の組織改革やカリキュラムの見直し、大学組織全体の再編といった諸問題が山積しています。過渡的な、不安定なものを多く含んだ現状報告になったのはそのためです。それぞれの担当部門が苦労して書き上げた執筆内容が、方針・構成・精粗など、いずれも統一に欠け、それが最終段階で整理・修正・仕上げに腐心した学長室委員・企画調整室職員諸君の大きな悩みとなったに違いありません。

しかし、そうした欠点のあることをすべて承知の上で、今回の報告書は、これから獨協大学が新たな自己改革を実行していくための出発点として、どうしてもここでまとめておかななくてはならなかったものなのだと思います。何も生まれぬ自己満足は論外として、鏡に映った自己の姿を冷静に点検し、その欠けた部分、歪んだ部分の改善も含めて、大学の組織全体や運営の仕方を自ら改革していくための、新たなスタートとなる資料にしたいと考えています。学内・学外を問わず、様々なご意見ご指摘をいただければ幸いです。

平成9年7月

学 長 木 下 光 一

## 目 次 (目次をクリックすると該当ページに移動します)

刊行にあたって

### 第1章 大学の理念・目的

1. 大学の理念・目的	1
2. 大学の沿革	6
3. 獨協大学組織図	8

### 第2章 教育研究上の組織

1. 学部・学科等	9
外国語学部（ドイツ語学科・英語学科・フランス語学科・共通科目担当者会議）	9
経済学部（経済学科・経営学科）	13
法学部（法律学科）	15
教養課程センター	16
2. 大学院研究科	18
法学研究科	18
外国語学研究科	19
経済学研究科	21

### 第3章 学生の受け入れ

1. 学部・学科の募集方法と入学者選抜方法	22
2. 学部・学科の学生収容定員と在籍学生数	28
3. 大学院の募集方法と入学者選抜方法	29
4. 大学院の学生収容定員と在籍学生数	35

### 第4章 教育課程

1. 学部・学科等	38
外国語学部	38
ドイツ語学科	39
英語学科	41
フランス語学科	46

学部共通科目	51
経済学部（経済学科・経営学科）	77
法学部（法律学科）	106
日本語課程	111
免許課程	116
教職課程	
司書・司書教諭課程	
2. 大学院研究科	132
法学研究科	132
外国語学研究科	135
経済学研究科	139
3. 課外講座・生涯学習	145
課外講座	145
会計士・税理士講座 / 情報処理講座	
公務員講座 / 法職講座	
生涯学習	147
オープンカレッジ	
第5章 研究活動	
外国語学部	152
経済学部	155
法学部	162
第6章 教員組織	
1. 学部・学科	165
外国語学部	165
経済学部	169
法学部	177
2. 大学院研究科	187
法学研究科	187
外国語学研究科	189
経済学研究科	191

第7章 施設・設備等	
1. 大学・大学院の施設設備と整備状況	194
2. 施設・設備等の維持管理状況	198
第8章 図書館・学術情報サービス	
1. 図書館の組織と運営	204
2. 図書館の資料	206
3. 図書館の施設・設備	207
4. 図書館の利用サービス	208
5. 学術情報サービス	210
第9章 附属機関の活動状況	
1. 外国語教育研究所	211
2. 情報センター	217
3. 国際交流センター	225
第10章 学生生活への配慮	
1. 奨学金等経済的・生活的援助（学生部）	231
2. 学生の健康保持増進（保健センター）	237
3. 学生相談（カウンセリング・センター）	241
4. 課外活動（学友会）	243
5. 進路指導（就職部）	248
6. 広報体制および学生の意見聴取制度（広報部）	257
7. 父母懇談会（企画調整室）	263
8. 卒業生関連（企画調整室）	266
第11章 大学事務	
1. 調査点検活動のねらい	268
2. 調査点検活動の状況	269
3. 調査点検活動のスタート	270
4. 調査点検活動の成果	273

5. 具体的実施事項	274
6. 調査点検活動の状況	276
7. 調査点検活動のエンド	282
8. 今後の課題	283

## 第12章 管理運営

1. 管理運営体制	291
教授会	291
全学教授会	291
外国語学部教授会	292
経済学部教授会	292
法学部教授会	294
部局長会	295
学長補佐組織等	296
大学院研究科	297
法学研究科	297
外国語学研究科	297
経済学研究科	297
2. 人 事	299
学長の選任手続	299
学部長・学科長等の選任手続	299
外国語学部	299
経済学部	300
法学部	302
研究科委員長の選任手続	303
法学研究科	303
外国語学研究科	303
経済学研究科	303
3. 財 政	305

## 第13章 自己点検・自己評価の組織体制

1. 自己点検・評価活動の経緯	322
2. 自己点検・評価のシステム	323
3. 自己点検・評価の規程	326

# 第 1 章 大学の理念・目的

## 1. 大学の理念・目的

### (1) 建学の理念

本学は 1964 (昭和 39) 年の開学以来、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という、初代学長天野貞祐の言葉を建学の理念として堅持している。天野は獨協大学の前身である独逸学協会学校中学の卒業生であるが、わが国を代表するカント哲学者であり、京都大学教授等を経て、戦後は第三次吉田内閣の文部大臣を務めた。

本学の建学の理念は、天野の哲学者および教育者としての理想に深く結びつくものである。それはすなわち、外国語教育を中心とした教養教育の場として大学を位置づけるものであった。

大学を教養教育の場として捉えるという理念は、もちろんカリキュラムにおいても明確に維持されてきた。具体的には、4 年間の教育課程を前期 2 年の教養課程と後期 2 年の専門課程にほぼ完全に分割する、学部のちがいにもかかわらず、教養課程での一般教養教育は全学共通でおこなう、教養課程における外国語教育を重視し、他大学にくらべて約 2 倍の単位数を充当する、教養科目の中心に哲学を置き全学必修科目とする、専門課程においては 2 年間にわたるゼミナールを設け、学生全員が必ずいずれかのゼミに所属することで、学生相互ないし学生と教員との人間的な交流を密にする、等の特色が備わっていた。また履修指導の面でも、進級・進学制度を設けることによって、教育の内実を高めることに努めてきた。すなわち、1 年次において外国語科目の修得単位数が基準に満たない場合には 2 年次に進級できないし、2 年次までに教養課程の必要単位数を満たせなければ専門課程に進学することを許さなかったのである。

教員組織についていえば、もっぱら一般教育科目や保健体育科目を担当する教員集団が教養部を構成して、人的面でも教養教育を支えてきた。学則上では教養課程の学生、つまり全学生の半分がこの教養部に属することになり、見方によっては教養部こそが本学の中核をなしていた。さらに外国語・経済・法学の 3 学部とも文科系の学部であり、キャンパスは一つで教授会も全学一本で構成されたということもあって、そもそも学部が相対的に自立しえない構造になっていた。この意味でも本学は教養大学として出発したのであった。

こうした教養教育重視の考えは、入学試験の独自性とも結びついていた。本学の開学時期はいわゆる団塊の世代が大挙して大学進学をめざした時代に合致しており、すでに入試のための過酷な競争からくる諸々の弊害が指摘されはじめていた。そのなかにあって本学

の入試制度は、学力試験は外国語と和作文に限り、その代わり受験生全員に対して面接をおこなうという、人物重視のきわめて画期的なものであった。入学のためには特別の受験勉強を要求しない、しかし入学した以上は厳しい教育をおこなう、まさに「入るは易く出るは難し」の教育が、本学の社会的評価に結びついていたのである。

しかしながら、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念にしても、「入るは易く出るは難し」という社会的評価にしても、これを不断に点検しつつ社会情勢の変化に対応していく努力なしには、いつしか形骸化していかざるをえない。その時その時の必要はあったにせよ、開学して三分の一世紀が過ぎようとしている今日、気づいてみれば理念も建前も実際とは大きく懸け離れてしまった。入学試験は、面接を廃止し受験科目を増やしたことで、他の私立大学と大差ないものとなった。また進級・進学制度にしても、温情的措置を設けることにより、次第に緊張感を欠いた制度に変質してしまった。

その間にもしなかったというのではないけれども、大学の理念の確認、あるいは必要ならその見直し、といった基本的な作業を欠いたかぎりでは、せいぜいのところがカリキュラムの技術的な調整や実効性のない将来計画作りの段階に留まるしかない。問題を教養教育と専門教育の関係に限定しても、カリキュラムの外見は当初の完全なザブトン型（教養課程に専門課程を上乗せ）からクサビ型（教養科目と専門科目の相互乗り入れ）に変わった程度で、とうてい教育理念からの必要に応じた改革とはいえない。結果として残ったのは、専門教育が教養教育を蚕食し教養教育がますます沈滞するというなし崩しの傾向であった。

## （２） 設置基準大綱化とカリキュラム改訂

こうした流れを決定的に方向づけたのが、大学設置基準の大綱化である。本来「大綱化」の意味は、カリキュラム等の規制緩和であり、個々の大学の理念と責任において自由に教育するための環境づくりであったはずだ。だがこれをきっかけに全国の大学は一斉に同じ方向に走りだした。教養部を改組し教養教育を圧縮し専門教育の比重を高める、という方向にである。本学も同様に、教養部教員を学部に分属して、学部縦割りを基本とする学則改訂をおこなった。しかしその際、全学的規模で教育理念論が闘わされたかといえば、残念ながらそうではない。最高機関であるはずの全学教授会における議論も、教員個々の心中はどうであれ、きわめて低調なものでしかなかった。

ともあれ改訂学則は、学部単位で入学から卒業までの一貫教育をおこなうために学部教授会の権限を高めることを承認した。学部からみれば、卒業までの４年間をほとんどすべて専門科目で埋め尽くすことが可能になったのである。実際、新カリキュラムは、１・２年次から積極的に専門教育をおこなうことを優先させ、教養教育を片隅に追いやる趣旨のものとなった。当然ながら学部・学科によってその中身は異なるけれども、それは、外国語科目の必修単位を減らす、保健体育科目を圧迫する、一般教育科目を学部別に編成



する、教養とも専門ともつかない「基礎科目」的科目を設ける、専門科目を1年次から積極的に履修させる、といった共通の特色をもつことになった。もっとも、この程度のことはずでに他大学でも実施済みであって、新カリキュラムがとくにユニークな内容を誇りうるわけではない。

思えば新制大学発足以来、教養教育は専門教育の側からつねに批判されてきた。いわく、高校の延長にすぎない、専門とのつながりがみえない、教養と銘打ちながら実は教員の専門を少々薄めた授業がおこなわれているにすぎない、等々と。そしてこれに対して、教養教育の担当者からも有効な反論は提示されなかった。というのも、教養教育担当者のほとんどはなんらかの専門学部の出身者であるから、自分たちはなんらかの事情でたまたま教養科目の担当を余儀なくされている、という意識を少なからず抱いているからである。教養教育について信念をもちこれを誇りに思う者は、担当者のなかでもごく少数であったのではないだろうか。批判を恐れずにいえば、学部・学科の新設あるいは既存学部への所属替えを保証するとの条件さえ整えば、むしろ教養教育の担当者自身が教養部の改組を積極的に進める、というのが大綱化以来の全国的な風潮ではなかったろうか。こうして教養教育に対する偏見は、専門教育担当者のみならず、教養教育の担当者自身によっても拡大再生産されることとなった。

こうして専門教育担当者にとっては長年の懸案であり、教養教育の担当者にとっても絶好の機会であった「大綱化現象」ではあったが、冷静になって考えてみれば、それで教育は改善されたのか、という素朴な疑問が相も変わらず手つかずのままに残っている。

### (3) 建学の理念の再確認

以上はあくまでも一般論だが、では本学に固有の問題はなにか。それは一言でいえば建学理念の再確認ということに尽きる。本学の場合、比較的歴史の浅い大学ということもあり、初代学長の強烈な個性ということもあって、「大学は学問を通じての人間形成の場である」との言葉は、大学構成員すべてにとってまだまだ生命を保っている。したがってこの理念を継承するにせよ否定するにせよ、これを正面から見据えることなしには大学の将来像も描けないという点で、構成員の認識は一致しているといえる。

大学の将来像については今後とも様々に語られるだろう。未来の展望のためには過去と現在の総括が必要であるから、ここで性急に論じても当面は夢物語にすぎない。それを承知でいえば、議論のたたき台としてあえて次のような提案をしておきたい。それは改革のための議論を一般論で終わらせないために、まずは本学の特色とされていることがらから検証してみる、ということである。

本学の特色として、たとえば、文科系の大学であること、キャンパスが一個所にまとまっていること、外国語教育に力を入れていること、比較的少人数で教育がおこなわれていること、まじめでおとなしい学生が多いこと、教職員相互の交流が日常的に

なされていること、などを挙げることができる。こうした特色を生かしながら、しかしそれに安住することなく不断の検証を進める、これが本学独自の自己点検・自己評価にほかならない。

設置基準の「大綱化」にともなってカリキュラムの抜本的改正をおこない、それが一段落した今、あらためて問われるべきは「教養」教育と「専門」教育の関係である。これはけっして解決済み問題ではない。新カリキュラムは学部の別を問わず、全体として「教養の専門化」を指向しているが、しかし、にもかかわらず「専門の教養化」こそが近い将来の課題となるのではないだろうか。なぜなら、今や大学はなんら特別の存在ではなく、高校教育を受けた普通の生徒たちが高校生活の延長として入学する場になっているからだ。したがって、受験勉強の成果を一応清算したあとで、学生たちが真に身につけている基礎知識と大学での専門教育とのあいだの質的・量的乖離はますます深刻なものになる。おそらくはこの乖離を是正することが今後の大学教育の大前提となる。また就職に直結した職業教育という意味では、専門学校が実用的な英会話やコンピュータや司法試験対策に関する教育をおこなっており、すでに多くの大学生や大学卒業者を迎え入れている。では高度の専門的学問の教育という意味ではどうかといえば、これはわずか4年の教育期間ではとうてい不可能で大学院での教育までを視野に入れるしかない。結局、専門学校でもなく大学院でもない学部段階においては、たとえ「専門」と銘打ったとしても実態は基礎的「教養」教育をおこなうしかないことになる。

ごく近い将来、わが国の大学は、高度の専門教育を志向する大学院中心の大学、職業教育に徹した専門学校的な大学、高等学校の延長として基礎的・教養的教育を中心にする大学、に分化するだろう。そして大部分の大学が教養大学になることも明らかである。近い将来といったが、それはすでに相当程度まで進行しているだろう。わが獨協大学においても、こうした認識に立ったうえですべての議論が始められねばならない。

自分たちの大学を教養大学と位置づけることに、構成員は誇りをもつべきである。大学が普遍的知の共同体であるかぎり、それは必要に応じて幅広い知を提供するというのが本来の姿であるからだ。しかもこうした大学のあり方は、学生のみならず教員にとっても本当は望ましい。「専門」を究めれば究めるほど、他の領域との学際的・総合的なつながりが求められるはずで、これこそが真の「教養」であるからである。

とかく大学改革は学部教育のさらなる専門化に傾きがちであり、教養教育も大学院教育も片隅に追いやられがちではあるが、いうところの「専門」の中身を根底から見直したうえで、高校と大学院の中間段階に位置する大学本来の教育目的を考えることが、今や緊急の課題となっている。

獨協大学は文科系3学部のみ大学であり、規模からしてもキャンパスの形態からしても、総合的な教養教育をおこなううえで格好の条件をもっている。創立以来、外国語教育に力を入れてきたし、なによりも「人間形成」という建学の理念を擁している。少なくとも

も学部段階においては、こうした条件と歴史を踏まえてあらためて教養大学としての自己確認をおこなうべきではないだろうか。外国語学にしても経済学にしても法学にしても、「教養的専門」あるいは「専門的教養」として実態にあった教育を提供することが、学生の要望にも社会の期待にも応えうる方途だと思える。外国語の得意な社会人、経済に明るい社会人、法律に詳しい社会人を養成するためには、学生を学部に関じこめるのではなく、むしろ学部の枠を取り払って総合的な教育をおこなうほうがいい。その中身を専門とみるか教養とみるかは自由だが、いずれにせよ既存の学部に関執したままでは大学の将来はない。

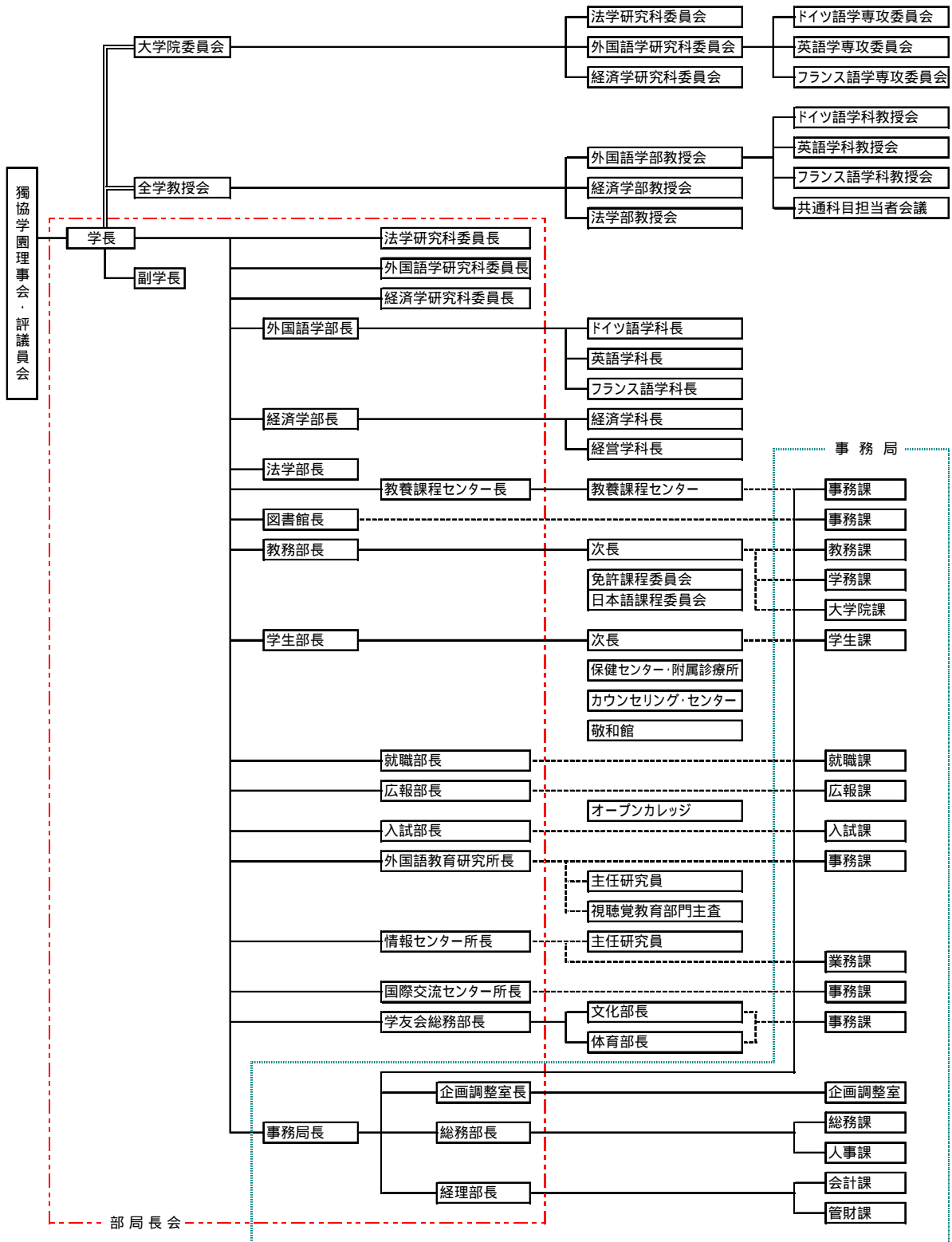
「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念は、当初は理想主義的にすぎたかもしれないが、しかし今日では現実のほうがそうした理念を必要としている。今一度これと正面から向かい合わないかぎり、わが獨協大学の将来展望が描けないことだけは確実である。

## 2. 大学の沿革

- 明治 14 年 9 月 獨逸学協会設立  
16 年 10 月 獨逸学協会学校創立
- 昭和 23 年 3 月 新制獨協中学校・高等学校認可  
26 年 3 月 学校法人獨協学園認可  
39 年 4 月 獨協大学（外国語学部 - ドイツ語学科・英語学科、経済学部 - 経済学科）  
開学  
天野貞祐先生、初代学長に就任  
41 年 4 月 経済学部経営学科増設  
42 年 4 月 外国語部にフランス語学科増設、法学部法律学科増設  
43 年 4 月 専攻科（外国語専攻科 - ドイツ語専攻・英語専攻、経済学専攻科 - 経済学  
専攻）開設  
44 年 4 月 経済学専攻科に経営学専攻増設  
45 年 3 月 黒澤清教授、学長に就任  
46 年 4 月 外国語専攻科にフランス語専攻、法学専攻科法律学専攻増設  
48 年 4 月 獨協医科大学開学  
51 年 4 月 白旗信教授、学長に就任  
52 年 4 月 法学専攻科法律学専攻廃止  
52 年 4 月 大学院法学研究科法律学専攻修士課程開設  
55 年 4 月 獨協埼玉高等学校開設  
56 年 4 月 外国語教育研究所設置  
56 年 5 月 情報センター設置  
58 年 10 月 獨協大学・エセックス大学学術交流協定調印（平成 7 年 7 月一部改定）  
獨協学園創立 100 周年記念式典  
59 年 4 月 国際交流センター設置  
59 年 5 月 獨協大学・デュースブルク大学学術交流協定調印  
獨協大学創立 25 周年記念式典  
61 年 4 月 大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻・英語学専攻修士課程開設  
獨協大学・エセックス大学・デュースブルク大学の 3 大学合同国際シンポ  
ジウム開催  
62 年 4 月 姫路獨協大学開学  
63 年 3 月 外国語専攻科ドイツ語専攻・英語専攻廃止  
63 年 4 月 安本行雄教授、学長に就任  
平成 元年 4 月 大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程増設

- 元年 5 月 獨協大学創立 25 周年記念式典
- 2 年 4 月 大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻・英語学専攻博士後期課程増設  
大学院外国語学研究科フランス語学専攻修士課程増設  
大学院経済学研究科経済・経営情報専攻修士課程開設
- 2 年 5 月 外国語専攻科フランス語専攻、経済学専攻科経済学専攻・経営学専攻廃止
- 4 年 4 月 恒松制治教授、学長に就任  
大学院経済学研究科経済・経営情報専攻博士後期課程開設
- 4 年 7 月 獨協大学・アラバマ大学学術交流協定調印
- 5 年 8 月 酒井府教授、学長に就任
- 6 年 4 月 大学院外国語学研究科フランス語学専攻博士後期課程開設
- 6 年10 月 獨協大学創立 30 周年記念式典
- 8 年 3 月 獨協大学・ウーロンゴン大学学術交流協定調印
- 8 年 4 月 木下光一教授、学長に就任
- 9 年 3 月 獨協大学・西部カトリック大学交換協定調印

### 3. 獨協大学組織図



## 第 2 章 教育研究上の組織

### 1. 学部・学科等

#### 外国語学部

##### 理念・教育目標と組織

本学の設立母体である獨協学園は、その源流「獨逸学協会学校」開設以来、ドイツをはじめ西欧の學術文化を取捨導入し、わが国の近代化と国際化に寄与する人材の育成を目指してきた。獨協大学はその精神の上に、「学問を通じての人間形成」を建学の理念とし、「国際的視野をそなえた教養人の育成」を教育目標として設立された。外国語学部は現在、ドイツ語・英語・フランス語の 3 学科と学部共通科目を設置し、その目標達成に努めている。

それぞれの学科は専攻する言語の「読む・書く・話す」という実用的な知識の養成だけでなく、その言語の話されている地域の文化・文学・歴史あるいは政治・社会などについて知識や理解を持ち、現代のさまざまな国際的な問題に対して、広い視野に立って柔軟な対応のできるような国際人の育成を目指している。また、学部共通科目は専攻する個別言語圏の文化に偏することなく、さまざまな文化に触れることができるように設けられ、基本的教養と専攻領域を越えた幅広い学問領域の基礎的・専門的知識の修得を目指している。

本学部 3 学科の卒業生は現在、その語学能力や習得した知識を生かして国内外の様々な分野で活躍し、また、3 学科へ入学を希望する受験生数も毎年高水準を維持し続けている。本学部はその理念と目的を着実に達成し、社会においても一定の評価を得ていると思われる。1994(平成6)年度には各学科とも大幅なカリキュラム改革を実施し、4年間を通じての一貫教育・専門教育の体系化・外国語教育の充実・情報処理能力の強化を図り、同時に、共通自由科目を学部共通科目に再編し、教養教育の充実を目指している。新カリキュラム完成年度にはこの改革の成果の現れることが期待されている。

一方、高度の国際化・情報化社会に対応するという新たな時代の要請に応えようとするならば、現行の欧米偏重型の 3 学科体制を改めることも考えなければならないであろう。たとえば、わが国の伝統文化とアジア・ラテンアメリカ諸国との交渉の歴史に学ぶことや、人間の言語と知性を究明する真の学際的な教育・研究が行えるような新しい型の「外国語学部」へと脱皮していくこともこれからの課題となるであろう。

## ドイツ語学科

本学科の教育研究上の目的は、語学（ドイツ語）教育とドイツに関する諸分野での専門教育および同分野での研究である。

語学教育に関しては、ドイツ・オーストリア人教員を5名（教員総数30名中）擁し、また基礎語学の教育を全教員が担当する。

専門教育に関しては、ドイツの「言語・文学」、「思想・芸術」、「歴史・社会」の3分野について、各分野を選択する学生数に応じた「演習」授業を開講、また、各分野における「概論」、「各論」、「講読」を開講し、かつ専門的研究を営む教員を備えている。

教員構成に重要な意味を持つ新任教員採用に関しても、専攻分野・年齢が学科教授会において討議された上、完全公募が行われ、厳正な資格審査の上、構成員全員の投票によって決定されている。昇任人事に関しても、昇任条件に応じ遅滞なく推薦が行われている。

以上の点から教育・研究上の組織としてはほぼ適正に構成されていると言える。

ただし、「思想・芸術」分野に関しては、文学研究からの延長として担当する教員も含まれ、さらに専門的研究者の補充が望まれる。また、少人数教育を必須とする語学教育の特殊性に鑑み、一教員当たりの担当学生数の更なる適正化が望まれる。

## 英語学科

本学に開設されている英語学科は、教育と研究の両面において設置の目的に則して、学術文化の進歩や社会の要請に対応しつつ、適切に見直しが行われ改善されている。しかし少子化傾向に対応して、入学試験の在り方や教育の在り方に常に配慮しなければならない。

### （1）入学定員について

英語学科は臨時定員増の50名を加えて入学定員400名である。従って収容定員は合計1600名となる。しかし臨時定員増の50名は1999（平成11）年度限りであり、それ以降は元の350名となる。この基本定員数が時代の趨勢に即応した適切な人数であるかについては、昨今の入学志願者の減少を思料しつつ、国際事情の変化の多様性から判断していかなければならないであろう。

### （2）教員組織について

英語学科の教員の構成はいまのところ授業科目に対応している。しかし、カリキュラムの改訂によってコース制を導入したことから、授業科目が現代のニーズに対応できるように多様化してきているので、教員の構成や在り方も自ずと変わらなければならないことは当然である。特に今後は授業科目に対するバランス（分野、専門など）や、教員の年齢構成のバランスを考慮していかなければならないであろう。また優秀な外国人教員の積極的な採用も必要ではないだろうか。



## フランス語学科

本学科は、獨協大学ではもっとも遅く、法学部とともに1967（昭和42）年に開設された。その科目構成は、先行するドイツ語学科・英語学科と同様、教養ある国際人の育成を目指し、1・2年次では基礎的な語学教育を施すとともに一般教育部門を充実させ、3・4年次では語学・文学・文化の3分野にまたがって広く地域研究を行うというものであった。

数次にわたるカリキュラム改訂を経た今日でも、その骨子は変わっていない。しかしながら、教養部の改革を含む学内外の情勢変化にともない、より柔軟な対応を行える体制づくりに努めている。1・2年次には進級の要件が残されているが、大部分がフランス語未習の学生である実状から、段階を経た教育が不可欠であるためである。反対に語学能力の高い既習学生については、専門科目による教養語学の代替履修を許容している。また1・2年次各6コマのフランス語担当教員が連絡し合って、効率の高い実用語学教育を行っている。専門科目の一部を1年次から履修できるが、これらは日本語によるフランス語圏文化への入門にあてられている。

3・4年次には、主として語学・文学を専攻するコースと、社会・文化を専攻するコースとに分かれるが、原則として必修科目を置かず、学生の自由な発想による科目選択と、共通科目の大幅な履修が可能ないように配慮してある。

本学科では観念的な体系化や、教員構成に合わせた必修の強要は努めて避けてきた。むしろ学生のニーズにあわせた教員採用人事を行って来たつもりである。ここへ来て学生の興味はさらにコミュニケーション能力の向上と、生活文化についての知識獲得であることが明らかとなった。それに合わせて「文明学」とでも言うべき授業の展開がいっそう望まれる。

一方、自主性の尊重は単位取得の容易な科目に流れる傾向を生んでおり、学問的必然性からの再検討が必要である。

コミュニケーション能力の向上のために、能力別クラス編成の年度ごとの組み替えが日程に上っている。

## 共通科目担当者会議

外国語学部3学科の専門科目にない各種科目を担当する専任教員が所属し、学部学生に幅広い多様な学問的知識、ドイツ語・英語・フランス語以外の諸外国語、日本語教育に必要な諸知識を提供し、また保健・体育に関して3学科共通に教育をおこなう組織である。具体的には、人文科学・社会科学・自然科学・情報科学・比較文化・外国語・保健体育の7部門の諸科目からなる。

加えて、本会議の所属教員は、経済学部の基礎科目および法学部の関連科目と両学部の外国語科目を兼任するとともに、帰国子女学生および外国人学生の日本語教育にあたる。

本会議は、このように非常に多くの多種多様な科目を担当し、かつ多様な教育上・研究

上のニーズを抱える多数教員の意見・要求と、学部内 3 学科および他の 2 学部からの教育上の要請とを調整し、取りまとめる組織として存在する。また、特に学部内 3 学科との教育上の調整に関して、本会議代表を委員長とし、共通科目 7 部門各 1 名、3 学科各 1 名、および外国語学部教務主任からなる「共通科目委員会」がある。

本会議に関する教育研究上の組織問題は、本会議およびその所属教員が、大学において教育研究上の重要な役割を担うにもかかわらず、教務・人事を始めとするその職務を果たすのに必要な各種委員を大学の諸組織および委員会に出す権限をほとんど認められていないことにある。獨協大学が、「複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする」点において、本会議が教育において担うべき使命は大きいと考えられるので、上記の組織問題は早急に解決すべきであろう。

## 経済学部

### 経済学科

経済学部経済学科は、1964（昭和39）年4月の本学創設時に、外国語学部のドイツ語学科・英語学科と並んで開設された学科である。当初は、定員200名であったが、その後1977（昭和52）年4月以降の定員増によって現在では経営学科とともに定員350名となっている。1991（平成3）年4月より、同じく経営学科とともに50名の臨時定員増を受け入れたが、教育研究条件の充実を主たる理由として、4年後の1994（平成6）年度末をもって終了した。

1994（平成6）年4月1日より、全学的に新カリキュラムの下での授業が開始された。経済学部の新カリキュラムは、全授業科目を、a)一般基礎科目群、b)専門基礎科目群、c)主要専門科目群、d)一般専門科目群、の4グループに分類し、卒業単位数132単位のうち、一般基礎科目24単位以上、各種専門科目108単位以上を修得することとした。専門科目については、上記の主要専門科目を52単位以上、専門基礎科目単位を24単位以上、一般専門科目を8単位以上修得しなければならないとした（詳しくは、第4章「経済学部」表1を参照されたい）。

旧カリキュラムにおいては卒業に必要な144単位のうち83単位（58%）を必修としていたが、新カリキュラムにおいてはその数を著しく減らして、学生の自由意志による科目履修を重視することにした。必修科目は、一般基礎科目群では「体育」と「体育理論」、専門基礎科目においては「経済学」、「経済原論」、「統計学」の3科目のみ、主要専門科目においては「演習」、「演習」のみが必修で、残りの理論、歴史、政策、財政・金融の4部門に含まれる32科目はすべて選択科目とした。同様に、一般専門科目も「第一外国語」と「外国書研究」のみを必修として、残り22科目は選択科目とした。

なお、必修科目を除く各種専門科目のうち28単位までは、経済学部の他学科および他学部の専門科目で代替できるとし、学科間・学部間の境界を低くして比較的自由的な選択の機会を設けている。

経済学科・経営学科に共通の「総合講座」は、従来よりアップツーデートなテーマの下に数人の経済学部教員が数回ずつの講義を行うという形式で続けられてきたが、1987（昭和62）年度以降は、主に外部からの招聘講師による「二十一世紀へ向かう世界と日本」という共通テーマの下での新スタイルの講座として再出発し、すでに10年を経ている。

### 経営学科

経済学部経営学科は、経済学科開設に2年遅れて1966（昭和41）年4月に開設された。

1994（平成6）年度以降の新カリキュラムにおいては、科目群の4分類方式については経済学科と同様である。一般専門科目群も経済学科と共通である。専門基礎科目群9科目

のうち「経済学」、「経営学総論」、「簿記原理」の 3 科目を必修とした。主要専門科目群ならびに一般専門科目群中の必修科目についても、上記経済学科とまったく同様である。

他学科ならびに他学部の履修可能単位数等についても、上記経済学科と同様である。

## 法学部

### 法律学科

本学部は、1967（昭和42）年の開設以来、法律学科1学科として今日に至っている。その間、数度のカリキュラム改訂を行うとともに、教員の増員も図ってきた。本学部の内容は法律学・政治学および国際関係という幅広い分野にわたっているため、一般的基礎的関心からはじめて、専攻する特定の学科目の専門的知識の習得をめざす積上げ方式を柱（縦軸）とし、これに第2学年から選択する各コース（類）に応じた専門科目（横軸）を段階的に配して学習するというカリキュラム上の工夫をしている。ここで言うコース（類）とは、公法コース（I類）—公務員・教員やマスコミ関係の仕事を目指する学生のためのコースで、憲法や行政法など公法関係の学科目を中心に学ぶ—、私法コース（類）—一般企業で法的素養を生かして活躍したい学生のためのコースで、民法・商法など私法関係の学科目を中心に学ぶ—、および国際関係コース（類）—外国語能力と法的政治的知識を総合して国際的に活躍したい学生のためのコースで、国際法・国際政治など国際関係分野を中心に学ぶ—を指す。この3コースを基軸として、学生は第2学年で基礎演習（必修）、第3・4学年で専門演習（選択）を学び、また「総合講座」や各種専門講座（法職講座・公務員講座）を通じて学習に励むことになる。この教育研究上の課程に的確に対応すべく教授会教員の配置も考慮されている。

## 教養課程センター

### (1) 設立の経緯

1991(平成3)年の大学設置基準の大綱化・改正省令により、本学でも改革が進められることとなり、1993(平成5)年に各学部でカリキュラムの改訂が行われ、翌年より実施された。

この際、教養課程と専門課程の区別が取り払われ、各学部が教養課程的教育のカリキュラムを吸収することになり、既存の教養部は実質的にその教育機能を各学部へ委ね、役目を終了することとなった。

このため、旧教養部の教員は各学部に分属し学部の教育にあたることとなったが、旧カリキュラムで履修する学生が卒業する1996(平成8)年度までの4年間は、それらの学生の教育に対応する組織が必要であるため、移行措置のための機関として「教養課程センター」が設けられることとなった。

ここでは、旧教養部の教員が各学部へ所属しながら、併せてセンターの所員として運営に携わっている。

### (2) 現状と今後の問題点

1996(平成8)年度は移行期間の最終年度となり、この4年間旧カリキュラムは実質的に新カリキュラムと並行して運用され、この間旧カリキュラム適用の学生は順調に巣立っていった。

移行措置のための機関としての「教養課程センター」はその任を終え、今後学内の教育は新カリキュラム体制によって行われることになる。

しかし、1997(平成9)年度以降にも若干の旧カリキュラム適用の留年生の存在が予想されており、彼等に対する当センターのような責任組織がなくなることになり、早急に全学的な対策が考えられなくてはならない。

例えば、学生たちの履修した科目の読み替えなどの対応が必要となるであろう。

このような状況において、各学部においてこれまでの教養課程的教育の成果と意義が、専門教育との関連性を踏まえて真摯に検討される必要があるであろう。

この検討に当たっては、これからの大学の教育において、いわゆる「教養教育」や「一般教育」が今後も何らかの意味で必要とされるのか否かという論点も含まれる。

また、今回の学則改正の特色であった各学部の独立性を強調するカリキュラム編成が、大学全体の教育運営上からみて効率的になっているか等については、新しい視野に基づいて考えてみるべきである。

次に、教養部改組に伴う教員の配置換えについても、外国語学部における共通科目担当教員の教育・研究上の処遇が極めて不備な例にみられるように、早急に解決されるべき課

題が多々残されている。

また、これまで教養課程センターの管轄とされてきた免許課程・日本語課程に関する大学組織上の位置づけも再検討すべきである。

更に、保健体育教育に携わる組織についても今後の検討課題となろう。

この他、旧教養部の諸々の備品等についても教養課程センターが引き継いできたわけであるが、これらを具体的にどのように処置すべきかについても適切な方法が講じられなくてはならないであろう。

## 2. 大学院研究科

### 法学研究科

本研究科は 1977（昭和 52）年にまず修士課程が開設され、ついで 1989（平成元）年に博士課程が開設され、ここに博士前期・後期両課程をあわせもつ大学院研究科となって今日に至っている。その内容としては、公法学・私法学・政治学・国際関係の 4 つの専修科目群が置かれ、高度な専門性と体系性を身につけて大学や研究機関はもとより、社会の様々な分野で実践的に活躍する人材の養成を目指している。そのため、その設立理念・目的にそうべく、担当教員の配置に工夫をこらしてきた。



## 外国語学研究科

外国語学研究科（ドイツ語学専攻、英語学専攻、フランス語学専攻）は、語学・文学・文化の3分野を備え、かつ総合的視野からの研究に適切な組織を形成している。

### 博士前期課程

#### ドイツ語学専攻

本専攻で学ぶ学生が、語学・文学・文化の各部門でそれぞれ希望する研究テーマを選択し、それを中心として十分なドイツ語能力と基礎的な専門知識を習得し、将来、研究者としても国際的実務を担当する者としても育っていくことを本専攻の目的とする。

#### 英語学専攻

英語学・英米文学・英語文化に関する該博な知識と研究方法論を学生に習得させるとともに、適切な共通・関連科目の履修を学生に志向させることにより、英語圏の社会・文化に関する高度な専門知識を身につけた有為な人材の育成を目的とする。

#### フランス語学専攻

学生の希望・適性に応じて語学・文学・文化の3分野の中から自分の研究テーマを選べるよう、それぞれの分野に複数の「研究」と「演習」を配している。研究者・教員・国際的企業人等の進路に必要な、高度の専門知識・基礎的研究能力、および十全な語学力をあわせて習得させることが本専攻の目的である。

#### 共通・関連科目について

本研究科は、一定の個別言語を専攻させるかたわら、共通科目のうち1科目を選択必修科目として学生の研究の視野を拡大し、さらに、人間論・芸術論・科学論および教育者を目指すための外国語教授論などの関連科目のうち2科目を選択必修科目とすることにより、国際人としての教養の深化と教育界の要請に応えられる人材の育成を図っている。

### 博士後期課程

#### ドイツ語学専攻

本専攻で学ぶ学生が、前期課程で習得した専門知識とドイツ語能力を基礎とし、そのいっそうの発展充実を図ることによって、専門の研究者としての幅の広い視野と高度の研究能力を開発し、修了時における学位取得によって、それぞれの専門分野における学問の後

継者として大成することを本専攻の目的とする。

#### 英語学専攻

博士前期課程英語学専攻の特色を生かし、さらに英語学者として自立できる能力を養成すべくカリキュラムを編成している。今日、学問研究の主流のひとつである言語科学に対応できる人材の養成に十分な教授陣を配して、英語の言語学的研究を中心とした共時的研究に加えて、適時的研究にも配慮している。本専攻は修了時の学位論文提出を目的に、指導教授による年間の一貫した演習を中心として指導することを目的としている。

#### フランス語学専攻

前期課程と同じく、フランス語学研究・フランス文学研究・フランス文化研究をもって構成し、それぞれについて高度の研究を志す学生を受け入れて指導しうる万全の態勢を整えている。これは旧来の文学部フランス文学科とまったく異なる方向で、本学外国語学部フランス語学科が開設以来積み上げてきた実績をふまえ、前期課程の特色を生かしたカリキュラムを編成したものである。特に語学の分野で、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス古典統語論・文体論という、共時論・通時論をともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・フランス思想のほかに、特に文化の分野でフランス政治思想史という研究科目を置いたこと、そしてこれら担当教員各自の専門を生かしながら、その連携プレーによって総合的な学問形成の可能性に道を開いていることは、他大学院におけるフランス文学専攻の博士後期課程とはちがった特色である。

なお、本課程は、初年度に各学生に指定される指導教授によるマン・ツー・マン方式の濃密な 3 年間の演習を中心に、修了時における学位論文提出を目標として、専門家を養成することを目的とする。

## 経済学研究科

大学院経済学研究科の前身ともいえる経済学専攻科は、まず経済学専攻が1968(昭和43)年4月に設置された。定員は10名であった。翌年の1969(昭和44)年4月からは、同専攻科経営学専攻の学生10名の受け入れが認可された。

本学の創設時において将来の大学院開設が明確に予定されていなかったこともあり、大学院の開設は大幅に遅れた。法学部の大学院は1977(昭和52)年度に設置されたが、それから13年後の1990(平成2)年4月になって漸く経済学研究科経済・経営情報専攻修士課程が開設された。さらに、1992(平成4)年3月には大学院博士後期課程の増設も認可され、同年4月から開講された。

本学大学院の博士前期課程(修士課程)と後期課程(博士課程)の関係は「総二階建て」ではなく、いわゆる「お神楽式」で、二階は一階よりもかなり狭くなる。前期課程の設置趣旨書によれば、本学経済学研究科は「21世紀における日本経済と世界との関連を展望し、国際的な視点を基軸に据えた研究体制の確立と新時代に即応し得る高度な知識と技術を備えた指導的人材の育成」を目指しているのである。また、博士後期課程では、「理論、歴史・政策、経営情報の3分野に亘り、日本における経済発展の実態分析、計量的解析、政策的解明、経営的究明を通じて、学際的な姿勢を堅持しつつ、学問の国際交流を大学院レベルで、とくに環太平洋圏において展開」することを目指している。

## 第 3 章 学生の受け入れ

### 1. 学部・学科の募集方法と入学者選抜方法

#### (1) 本学入試の現状

本学では 1970(昭和 45)年 4 月 1 日より入試事務室が置かれ、1983(昭和 58)年より、それまで学部長が交代で兼任してきた、副学長・事務局長とは別の入試副委員長が専任の入試副委員長とされ、入試委員長である学長の指揮にしたがい、入試事務室長以下の職員の事務を統括してきた。1995(平成 7)年より入試副委員長は入試部長と、入試事務室は入試部入試課と改称し、従来公式に規定されていなかった組織的位置づけと職務が、「入試委員会規程」「入試選考委員会規程」「入試小委員会規程」の 3 規程をもって規定されることになった。

入試部入試課の主要業務は、入試制度および毎年度の入試実施計画の立案および広報業務と入試実施業務である。

減少期の受験生を惹きつける入試広報活動の展開は、本学の教育研究・施設・学生生活支援体制面での特色をどのように打ち出すかにかかっていることは言うまでもない。本学の特色を広く受験生や社会に告知広報していくことは入試広報の役割であるが、第 1 に組織的に切り離された広報部との業務上の協力・共同関係、第 2 に教育研究の主体である学部学科との組織的関係が必ずしも明確に規定されていないことは、今後の入試戦略を策定するための妨げになるものと考えられる。

今後、入試部が高校教育の現状や受験生の関心事や受験界の動きなどを捉え、受験生獲得のために戦略的な発想によるマーケティング等の市場分析活動を踏まえ、積極的な広報活動を展開していく上で、学部学科が受験生と社会の動向を把握しつつ入試部と協力し、これに対応する態勢をとることが決定的に重要である。そのためには、旧来の大学のイメージにとらわれないカリキュラム改革・組織改革が期待される。

#### (2) 入試制度について

##### A. 現状の説明

建学の精神に基づく入試制度は、その後変遷をたどり、外国語学部は 2 教科型に、経済学部と法学部は A 方式と B 方式の 2 方式になって今日に至っている。

A方式の受験生は年々減少している。

1993年度より地方入試を展開しており、全国から受験生を集めているが、併願機会の増加と捉える受験生が多い。そのため、外国語学部は学内で同日に実施していた。

1997年には経済・法学部が東京都内での地方入試実施に踏み切った。

特別入試は外国人学生受験生が減少傾向にある。

経済学部の公募制入試スポーツ・文化芸術試験は、応募者がスポーツ面に偏る傾向がある。また、高等学校教育の一環としての部活動・サークル活動での実績をもとにしているが、応募者の分野が固定化する傾向がある。

経済学部の公募制による英語・簿記・情報試験は応募者が多い。専門高校（職業高校）からの関心が高く、毎年きびしい門になっている。英語部門は1997年度に応募者があった。

経済学部の指定校は質にばらつきがあり、一般入試では応募者がほとんどない高等学校が含まれている。

外国語学部英語学科の指定校推薦は、公募制推薦を重んじることから前回の見直しで指定校数を減少させたが、高校側にとっては失望感が強く、本学への悪い印象となった。一方、公募制自己推薦は定員を下回る応募者であり受験生は伸び悩んでいる。

獨協高校・獨協埼玉高校からの推薦入学試験は、獨協埼玉高校に志願者が多い。とりわけ外国語学部の希望者が多い。全般に入学後の学生生活面では指定校推薦入学者よりも、勉学意欲の点でやや低いのではないかという指摘がある。

## B. 点検評価

本学は、創始者・故天野貞祐の「教養大学」の理念を実現するために、建学以来約30年間、第1・2学年の学生と、外国語学・経済学・法学担当教員を除く教員の所属する教養部を中心とした、いわゆる「横割り」の体制を維持してきたので、入試についても、1985（昭和60）年まで外国語・経済・法学部の3学部共通の形式で行ってきたが、同年経済学部と法学部で、外国語学部と同じ「外国語」と「和作文」と「面接」によるA方式のほかに、「面接」の代わりに「社会」の試験を行うB方式が導入されたことにより、まず入試において「横割り」体制が改められ、1994（平成6）年の学則改定とともに教養部が廃止され、ほとんどの私立大学と同じ「縦割り」の体制となった。

以後、「和作文」を「小論文」または「国語」に改め、「社会」について選択科目の増減を行ったほか、1983（昭和58）年にまず併設の獨協高校および獨協埼玉高校からの「推薦入試」、次いで1984（昭和59）年に指定校からの「推薦入試」を、1988（昭和63）年に「外国人」および「帰国子女」学生を受け入れる「特別入試」を、1993（平成5）年に「地方入試」を、1994（平成6）年に英語学科と経済学部において「自己推薦」による入試を、1994（平成6）年に経済学部と法学部において社会人入試を導入し、1991（平成3）年か

ら経済学部で経済・経営 2 学科の入試を 2 日に分けて行うなどの入試制度改革を行ってきた。

また、1996（平成 8）年には外国語学部のみについて、「地方入試・草加会場」として本学キャンパスを加え、1997（平成 9）年には外国語学部のみ「草加会場」をやめ、3 学部による「東京会場」入試を池袋サンシャインシティで行った。

まず「推薦入試」の導入により、次いで「地方入試」の導入により、本学の受験生は増加したが、それとともに難度も上がり、受験生の範囲が「偏差値」によって限定されることにもなった。また、「学科目」試験の採用と試験科目の増加により、他の私立大学と同様の入試制度に改められ、入試における特色が全く失われ、他の私立大学との単純な比較が可能ともされた。1996・1997 年の両年に、他の多くの私立大学が受験生を大幅に減らす中で、本学の受験生の減少が小幅にとどまったのは、「地方入試」会場に草加会場や東京会場を加えるという「小手先の工夫」によるところが大きく、「学内入試」の受験生数が他の私立大学並みの減少を示していることを見れば、入試制度の抜本的な改革と、学園の伝統と時代の要請に対応した「特色あるカリキュラム」へのカリキュラム再改革とが迫られていることは明白であろう。

### C. 問題点

「地方入試・東京会場」を経済学部・法学部も実施することにより、「地方入試」と「学内入試」の意義がこの両学部において逆転する可能性が見えてきたが、「地方入試」と「学内入試」という区別を改め、たとえば「前期入試」「後期入試」というように、名称を改めるとともに、実施時期および学部学科実施日・試験科目などについて、再検討する必要があるのではないかと？

「推薦入試」について、指定校の範囲を、「偏差値」に関しても、地域に関しても、「自己推薦」入試の実施学科・種類・受験資格などに関しても、抜本的に再検討する時期であると思われる。

「外国人」の入学が経済学部集中していることは、受験生の「必要」にこたえられるカリキュラムをそなえているのが経済学部のみであることによるものであろうが、国全体の外国人留学生の数は増加しているにもかかわらず、本学の受験生が減少していることは何に起因するものだろうか？

「社会人」の受験資格と入学後の特例措置について改める必要はないだろうか？

「財政改善」のためにも、入試制度の改革と広報のあり方の改善とは、カリキュラム改革とともに極めて重要な意義をもつものであるとあろうが、全学的な企画を策定・推進する部署を欠き、広報部と切り離され、教務部や学生部と比べてもかなり異なる入試部の組織的位置づけは、「大学改革」の推進に際し、根本的に改める必要があるものと思われる。

「入試小委員会」の意義があいまいであり、事実上学科別に入試を行っているにもかかわらず

ならず、「入試選考委員会」の構成員である学科長が「入試委員会」の構成員にはなっていないので、入試を学科別を実施する方針を審議する際に十分な検討が行えない実情を改善するために、3つの委員会を統合し、「入試選考委員会」の現構成員を構成員とする「入試委員会」に一本化したほうが、機能的であると思われる。

### (3) 学生の募集方法

#### A. 現状の説明

入試広報は雑誌・新聞・放送・ダイレクトメールによる広告掲載、進学説明会での相談、高校訪問による説明、大学での学内進学相談会、見学訪問が主な活動である。

入試広報はかつては受験雑誌による広告が主流の時代があったが、最近は無料で受験生にガイドを宅配し、関心をもつ受験生が添付された資料請求葉書を使ってそれぞれの大学に資料を請求する形での活動が主流になっている。新聞広告も時期や地域を選んだ出稿をするなどの管理をしている。

大学訪問や見学の受験生や高校教員からの電話による問い合わせが増加している。

高校や予備校から、獨協大学の説明に来て欲しいという依頼が増えてきている。

学外進学相談会は、各部署の職員や入試小委員の協力を得て全国的に展開している。

学内進学相談会は各学部の教員及び該当部署の職員の協力で実施している。

「彩の国大学連絡協議会」に加盟し地元での広報活動を進めている。

全国の高等学校を学外進学相談会と兼ねて訪問している。

受験生・高等学校を対象にパンフレットを発行している。パンフレットは4月中旬から配布する。サブパンフレット『ヴィッセンシャフト』、大学案内パンフレット『獨協大学』の2種類を発行している。受験生や高等学校・予備校関係者からは、大学の授業内容を紹介する資料の発行を求める声強いが、本学では1996(平成8)年から『授業内容ガイド』を学部ごとに発行した。

大学案内や入学試験問題集などの請求者に対しての発送は業者に委託している。

地方入試会場地区を対象にテレビコマーシャルを流している。

予備校に対しては通信衛星を使ったPR番組を流している。また、その映像素材を使って大学紹介ビデオパッケージを制作し、本学見学に訪れた受験生や相談会に来た受験生を中心に配布している。

英語スピーチコンテストを実施している。

#### B. 点検評価

入試広報は、かつては受験雑誌に広告を掲載するのが主流であった。しかし、近年の広報活動は受験生個人に直接働きかける方法が主流となっている。無料で受験生に多くの大

学が紹介された分厚いガイドブックを宅配して、関心を持つ受験生がガイドブックに添付された資料請求葉書を使ってそれぞれの大学に資料を請求し、大学選びを始めるという方式なのである。

したがって、大学がマスコミ媒体を使って広く伝えるというスタイルよりも、個人と大学とのつながりが重んじられる時代になった。そのような動きを察知して、本学でもダイレクトメールを主体とした入試広報活動へと展開が変わってきている。本学では1994（平成6）年から資料請求者に対する発送業務および住所管理を外注化した。これにより、資料請求から発送までの作業を迅速化させるとともに住所データの蓄積を図り、キャンパスでの入試説明会の案内葉書の発送などを行っている。その結果として、キャンパス説明会に参加する受験生数が増加するなどの効果が表れている。また、どの媒体の利用者が多いかという宣伝効果の調査にも利用している。

ところで受験生の関心として、大学生になったら勉強や学生生活はどのようなものかを知りたいという姿勢が見られるのが最近の傾向である。したがって、学生募集も、なるべく具体的に大学生生活をイメージできるような情報の提供が必要とされる。

大学を紹介する資料としては、1988（昭和63）年から発行されているサブパンフレット『ヴィッセンシャフト』を発行してきた。入試情報や大学を学部と学生生活面から紹介している。しかし、勉強面での解説は受験生の関心には十分対応していなかったため、1996（平成8）年に『授業紹介ガイド』を発行したが、受験生だけではなく、相談会で説明を担当する教員や職員にも好評である。

本学は、1980年代から高校訪問を実施してきた。全国の高等学校を回り、卒業生の近況や、入試制度の説明といったことを中心に進路指導の教員と面接してきた。しかし、訪問が単に高校の教員にたいして挨拶的なものになりつつあるのではなかろうか。何を紹介するかなどを、派遣前に研修会を開くなどして、統一しておくことが検討されなければいけない。学内外の相談会で質問を受ける担当者も、事前の研修会をさらに充実させる必要がないだろうか。

訪問者は職員と入試小委員が中心であるが、もう少し多くの教員が高校を訪問しても良いのではなかろうか。受験者増のためだけでなく、入試制度や教育プログラムに反映できるような情報の入手を考える時期であろう。訪問する地域も、現在は埼玉・東京・千葉を除いているが、近隣の、本学に受験生を熱心に送り込んでくる高校を頻繁に回ることも検討されなければいけない。

マルチメディア時代に育った受験生の関心を引くためには視覚に訴えたPRが効果的である。本学では大学紹介のビデオを制作し、予備校で通信衛星を使って流したり、大学見学者が来たときにはそれを見せたり、無料配布をしたりしている。さらに、地方入試会場開設都市の中から、数カ所を選び、毎年12月にテレビCMを放送している。予備校や地方局での放映がどのくらいの効果があったのかを常に調べ、効率的なPRをしていかなければ



いけない。

本学を見学したいという受験生が増えつつあるが、今の受け入れ体制は手狭まで、内部の作業とかち合うこともある。大学選びはまず自分で大学を訪問してその目で調べるといふ傾向の中で、本学でも、受験生など訪問者向けの展示コーナーや相談コーナーを設置するなど設備面での改善が必要となるのではないだろうか。

学内相談会は1983(昭和58)年7月から実施している。教員・職員に加え、在学生による相談コーナーも設置している。学生の活用は好評であり、また学生自身も意欲的である。在学生と接することは受験生にとっては大変参考になるので、今後はもっと多くの学生を活用することを考えてみてはどうだろうか。また、相談会でのニーズを調査して、内容を常に魅力あるものに保つ努力が必要である。

スピーチコンテストは、本学開学25周年の記念行事の一環としてスタートし今日に至っているが、その運営は入試課で実施している。しかし、英語学科主催となった現状では、運営方法や担当部署の検討を要する時期に来てはいないだろうか。他大学でも開催するところが多くなり、応募者の確保が今後の課題である。

#### C. 長所・問題点

学生募集の様々な方法は、社会動向や受験生の生活感などとともに変化している。そういった動きに対応できる募集方法を展開できるよう、常に受験生の市場調査を行うことが必要である。特に、これからの18歳人口減少の中で、予測できないような新たな受験動向も生まれてこよう。本学を受験し、かつ入学するのは受験生のどの層なのか、学力面や地域、高校のレベルなどから本学のポジションを把握し、どの受験生の層にいかなる手段で広報することが効果的であるかを調査する必要がある。既成の概念にとらわれずに、限られた予算の中で効果的な広告活動を展開しているかを常に点検しながら、新たな広報活動の戦略を考えていかなければいけない。

その一方で、資料請求に即時に応えたり、大学見学に来た受験生に親切な対応をしたり、説明会で納得できる相談をする事も心がけなければいけない。獨協大学に入ったらどんな勉強や学生生活が過ごせるかが理解できるといった、受験生や親を納得させる地道な広報活動を継続していくことが大事な時代である。

## 2. 学部・学科の学生収容定員と在籍学生数

### A. 点検評価

本学は、1991（平成3）年度より1994（平成6）年度まで経済学部の経済学科および経営学科学生の臨時定員増を行い、350名の恒常入学定員を各50名増員し、1992（平成4）年度より1999（平成11）年度まで外国語学部および法学部についても、ドイツ語学科・英語学科・フランス語学科・法律学科の恒常入学定員各150名・350名・100名・350名をそれぞれ20名・50名・10名・50名増員した。

大学院研究科または専攻の増設にあたり、在籍学生数が収容定員の129%を越えないように入学者数を入学定員以下に抑制する年度や、あるいは予測を誤り入学者数が入学定員の130%を越えた年度もあるが、在籍学生総数が収容定員の129%以下におさまるように入学者数を調整している。しかし、地方入試と学内入試の合格率を公平に定め、入学手続きを1次・2次に分けたうえで地方・学内入試とも同一の期間に定めているために、学内入試欠席者数と1次手続き者数・2次手続き者数とを合わせて考慮しつつ合格者数を決定しなければならないので、地方・学内および学部併願者の動向も含め、合格者数決定の作業は複雑を極めている。

### B. 問題点

経済学部が臨時定員増の期間を延長しなかったことにより、1995（平成7）年度以降、入学者数を100～130名減らさざるをえず、クラスの規模を大きくできない外国語学部の入学者数を、臨時定員増分を含めた入学定員の129%の限度まで増やしているため、財政改善策として打ち出した授業コマ数の削減の実現が困難になっている。

2000（平成12）年度以降も臨時定員増の50%を維持することが認められるとはいえ、在籍学生数の収容定員に対する超過の限度が30%から10%まで徐々に引き下げられることが予想されるので、新たに学部または学科を増設し、そこに外国語学部および法学部あわせて130名の臨時定員増分の入学定員を振りむけ恒常定員化することが、財政状態の急激な悪化を防ぐために望まれるが、学部または学科増設の検討が遅れている。

編入学定員を定めることにより、在籍学生数の不足分を補うことが可能になるにもかかわらず、いまだ編入学定員を学則に規定することを検討する機運はいっこうに高まらない。地方・学内入試の2本立および1次・2次入学手続き期間の同時設定は、受験者数を増やし合格辞退者を減らすために、抜本的に再検討することが早急に必要となっている。

### 3. 大学院の募集方法と入学者選抜方法

#### 法学研究科

法学研究科の募集方法に関しては、博士前期課程と博士後期課程において異なる方法を採っている。すなわち、博士前期課程においては、第1次と第2次の2回にわたって募集をおこなっている。そのうち、第1次募集は入学前年の10月、第2次募集は入学時前の3月におこなう。また博士後期課程においては、募集は1回だけであり、入学年の3月におこなっている。

入学者選抜方法に関しては、博士前期課程では、学力試験、面接試験、出身校での成績および健康状態を総合しておこなう。試験の成績によっては、募集定員に満たない場合でも入学を許可しないことがある。博士後期課程では、外国語試験、口述試験、提出された修士論文その他の論文の審査および健康状態を総合して決定する。試験の成績によっては、募集定員に満たない場合でも入学を許可しないことがある。

なお、出願期間、試験日、合格発表、入学手続き期間、筆記試験・面接試験など詳細に関しては、『大学院学生募集要項』を参照されたい。

## 外国語学研究科

各年度の大学院入学試験として、10月および3月に博士前期課程の選抜試験、3月に博士後期課程の選抜試験を実施、筆記試験および面接によって志願者の能力・適性を十分に検討し、選抜している。募集方法としては、獨協大学『大学院学生募集要項』および各種広告によって、入学試験日程等の周知を図っている。

## 経済学研究科

### (1) 募集方法

#### A．募集回数と時期

前期課程が第1次募集(10月上旬の入試)と第2次募集(3月上旬の入試)との2回、また後期課程は募集回数は1回(3月上旬の入試)である。後期課程についても年2回の募集が望ましいかどうか、検討の余地がある。なお、時間割編成との関係でいえば、新年度が間近に迫った春期の募集よりも、時間的ゆとりのある秋期の募集で入学者をすべて決定するのが望ましい。

#### B．募集定員

前期課程15名、後期課程5名であり、在籍者数の単純定員枠で合計すると、前期課程30名、後期課程15名、計45名となる。開設後間もない本学経済学研究科のスタッフ、施設などの諸点を考慮すると、妥当な定員枠といえよう。

### (2) 入学者選抜方法

#### A．前期課程の選抜方法

主専攻科目1科目(試験時間90分)と選択科目1科目(同60分)の計2科目を受験する。

主専攻科目は、演習開設科目のうちから志望する主専攻科目1科目を選択する。

選択科目は、主専攻科目の属する部門以外の科目、または英語の中から1科目を選択する。なお、部門が異なっても、志望する主専攻科目担当教員の出題科目は受験できない。

筆記試験終了後、受験者全員について面接考査をおこない、志望する専攻分野についての適格性を判断する。面接担当者は、研究科委員長・大学院委員(2名)・研究科主事・主専攻担当教授の5名がこれに当たる。

以上の各種試験終了後、研究科委員会(博士前期課程)を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

#### B．後期課程の選抜方法

博士前期課程で作成した修士論文について、主専攻科目担当教授が審査する。

英語試験を課し、博士後期課程での学習に必須の外国文献学習能力を考査する。ただし、日本国籍を有しない受験生に対しては、志望専門分野に関する日本語筆答試験を課すことができる。

以上の審査・筆記試験の終了後、面接口述試験をおこなう。面接担当者は前期課程の場

合と同じ。

以上の各種試験終了後、研究科委員会（博士後期課程）を開き、慎重審議を経て合格者を決定する。

### C．問題点

主専攻科目試験については、採点が出題者一人の裁量に任されており、研究科全体のレベルからみたチェック機能が働かない仕組みになっている。これは、仮に受験者が出題者の学部段階で師弟関係にある場合など、決定的な欠陥となりうる。研究教育機関の試験制度が本来的に負っている社会的公平性・合理性に反するものであり、早急に改善しなければならない。

選択科目試験についても改善の必要があろう。現行制度では、研究科教授全員が自分の専門分野から自由に出題し、かつ英語問題も併せて出題している。受験生は、その中から1科目を選択して解答すればよい（ただし、受験生は自分の主専攻科目担当教授が属する専門分野の出題科目を解答することはできない）。したがって、出題科目数がきわめて多く、受験生の選択肢は多様であるが、学力・研究能力の公平・公正な判定を困難にしている。

外国語（英語）能力の判定のために有効な試験方法に欠けるところがある。現行制度は、そもそも、学部卒業者は専門外国書を読みこなすことができるとの前提に立った制度である。しかし、現実的には、英語問題以外の選択科目を受験して合格した者すべてがそうである保証はない。この欠陥による弊害が教育現場で現実起こっている。外国書による指導が不可能なのである。したがって、英語の試験を全員に課すなど、英語能力の判定方法が考慮されなければならない段階にきている。しかし、この問題は外国人留学生、とくに中国人留学生の受験者には大きな障害となるので、慎重な対応が必要である。面接についても問題が多い。一つには、受験者全員を面接すべきかどうか。この問題は入試日程とも関連するため、技術的困難を伴う問題である。いま一つは、面接が合否判定にどれだけの比重を占めるべきか、慎重に検討する必要がある。現行では、単なる参考程度の比重しかなく、時間のロスのように思われる。

採点については、現行では執行部がほとんどすべての業務と判定に主導権（実質的権限）を持っているが、これは試験制度として妥当かどうか、より本質的に検討する必要がある。要は、出題委員・採点委員の制度をもっと近代化することが肝要と思われる。

### (3) 志願者数・合格者数・入学者数の推移

表1にみられるように、前期課程の志願者数は年度によりかなりの振幅がみられるが、平均的には50名前後を維持しており、募集定員との関係でみれば良好と判断される。合格率（志願者数に対する合格者数の割合）は25%から30%の間で推移し、入学率は85%位

で推移しており、この点でも比較的安定的といえよう。

表 1 博士前期課程の志願者数・合格者数・入学者数

	志願 (A)	合格 (B)	入学 (C)	B/A (%)	C/B (%)
1991 年度	62	18	16	29.0	88.9
1992 年度	64	17	16	26.6	94.1
1993 年度	44	11	9	25.0	81.8
1994 年度	47	13	12	27.7	92.3
1995 年度	36	11	9	30.6	81.8
1996 年度	56	17	14	30.4	82.4
合 計	309	87	76	28.2	87.4
平 均	51.5	14.5	12.7		

後期課程については、表 2 のように、志願者数に伸びが感じられない。これは本研究科だけの傾向ではないので、一概にその問題性を云々できないが、本研究科の将来を考えると検討の余地あるところといえよう。

表 2 博士後期課程の志願者数・合格者数・入学者数

	志願 (A)	合格 (B)	入学 (C)	B/A (%)	C/B (%)
1992 年度	4	2	2	50.0	100.0
1993 年度	2	0	0	0.0	0.0
1994 年度	0	0	0	0.0	0.0
1995 年度	1	1	1	100.0	100.0
1996 年度	2	2	2	100.0	100.0
合 計	9	5	5	55.6	100.0
平 均	1.8	1.0	1.0		

前期課程入学者の専門分野別構成をみると、表 3 のごとく、多いのは財政学 24 名、会計学 23 名、経営学 14 名であり、これら 3 分野だけで全入学者の 66%、つまり 3 分の 2 を占めている。極端なまでの偏りがみられる。しかし、外国人入学者の専門分野構成はこれと異なっている。経営学が 7 名で最も多く、ついで経済史 5 名、理論経済学 3 名、管理工学 3 名、地域経済論 2 名、応用経済学 1 名と続いている。こうした日本人入学者と外国人入学者の目的意識の相違は、教育現場における指導上の困難さを生んでいる一つの要因でもある。

表3 博士前期課程入学者の専門分野別人数

(1990～1996年度)

分 野	入学者数	うち外国人数
理論経済学	6	3
経 済 史	8	5
応用経済学	5	1
地域経済論	3	2
財 政 学	24	0
経 営 学	14	7
会 計 学	23	0
統 計 学	1	0
管 理 工 学	8	3
計	92	21



#### 4. 大学院の学生収容定員と在籍学生数

##### 法学研究科

法学研究科の学生収容定員に関しては、博士前期課程においては、入学定員は 10 名、2 年間の課程で計 20 名である。博士後期課程においては、入学定員は 3 名、3 年間の課程で計 9 名である。なお、今年度（1996 年 4 月 1 日現在）の在籍学生数は博士前期課程では 11 名、博士後期課程では 3 名（内外国人 1 名）である。

## 外国語学研究科

	ドイツ語学専攻	英語学専攻	フランス語学専攻
入学定員（前期）	4	10	3
収容定員（前期）	8	20	6
入学定員（後期）	2	3	1
収容定員（後期）	6	9	3

大学院担当可能な教員数からみて現行収容定員は適切とみられる。1991～1996年の在籍学生数は下表のとおり。

外国語学研究科在籍数

専攻 課程	ドイツ語学専攻		英語学専攻		フランス語学専攻	
	博士前期	博士後期	博士前期	博士後期	博士前期	博士後期
1991（H3）年度	6	1	13	3	2	
1992（H4）年度	6	1	12	6	2	
1993（H5）年度	8	1	17	6	5	
1994（H6）年度	8	2	21	5	6	1
1995（H7）年度	8	2	24	4	6	1
1996（H8）年度	8	2	27	7	4	3

経済学研究科

表 4 にみられるように、総定員に対する在籍者数の割合 (E/D) は、前期課程 93.3%、後期課程 33.0%である。前期課程はほぼ定員を満たしているものの、後期課程については3分の1にすぎない。上述の問題点がここにあらわれている。

表 4 入学定員・入学者数・在籍者数 (1996 年度)

	博士前期課程	博士後期課程
入学定員 (A)	15	5
入学者数 (B)	14	2
(外国人 C)	7	1
B/A (%)	93.3	40.0
C/B (%)	50.0	50.0
総定員 (D)	30	15
在籍者数 (E)	28	5
(外国人 F)	12	4
E/D (%)	93.3	33.0
F/E (%)	42.9	80.0

在籍者数に対する外国人留学生の割合 (F/E) は、前期課程が 42.9%、後期課程が 80.0%である。いずれも高い比率であり、後述する本研究科の教育理念、教育目的に照らしてみれば、よい方向にあるといえよう。しかし、その実態を考慮するとき、逆の意味では日本人受験生の層の薄さを反映しているともとれるわけで、一考を要するといえよう。とりわけ、後期課程について問題の根が深そうである。

## 第4章 教育課程

### 1. 学部・学科等

#### 外国語学部

##### 外国語学部における教育課程の編成

外国語学部は本学の伝統である外国語教育重視の理念を積極的に実施する学部として、外国語の学力向上に努め、その基礎に立って各言語圏の文化および社会事情に関する広範な知識を修得することによって、複雑の度を加えつつある国際社会の要請に応じうる教養人の養成を目指してきた。とくに、近来、わが国は国際社会との密接な相互理解の関係を維持することが必須条件となっている。そのために国際的な諸問題に対して、広範な視野と柔軟な理解力を有する人材が求められている。

このような新時代の要請に対応するため、外国語学部では1994(平成6)年度入学生から新しいカリキュラムをスタートさせ、いずれの学科においても以下のような授業科目群を編成し教育している。

学科基礎科目...外国語の読解および実際の運用を主とする基礎学力の増進・外国語理解のための基礎知識習得

学科共通科目...専門的に学習するために必要な外国語のより高度な運用能力の習得

学科専門科目...各分野の専門的知識を深める

学部共通科目...外国語学部生として望ましい基本的教養と各学科専門領域外の高度な知識の習得

さらに、編成上次のようなことが考慮されている。

学習の効果に配慮し、科目を履修するのに望ましい学年と履修できる学年が示され、とくに、学科基礎科目群のほとんどすべての科目がクラス指定になっている。

専門科目の中に「演習」(ゼミナール)がおかれ、3・4年次の必修となっている。これは本学部の特色で伝統でもあり、指導教員のもとで関心の強い分野について主体的に学問的な研鑽を積み重ねることを目的としている。

既習外国語を専攻する英語学科と大多数の学生が未習外国語を専攻するドイツ語学科・フランス語学科とにおいて、その相違を各々カリキュラムに反映させている。

外国語能力向上のために、言語理論と実際の運用との有機的関連に留意した履修方式

を採用している。

「語学」および「文学」に加えて「文化」部門の設置を特色としてきたが、この部門に学生の関心が高まっている現状に応じるため、「文化」部門には最新の学問領域から授業科目を導入し拡大充実を図っている。

学生が専攻する個別言語圏の文化に偏することなく、さまざまな文化に触れることができるように学部共通科目を設け、専攻領域を超えた幅広い学問領域において基礎的・専門的知識の習得を目指している。

日本語教員希望者のために、日本語および日本事情の教育を内容とする日本語教員養成科目が設けられており、外国人に日本語を教えるにあたって必要な、日本語に関する知識および能力を習得できるようにカリキュラムが組まれている。

## ドイツ語学科

### (1) 概要と特色

ドイツ語学科は、ドイツ語専攻としては国内でも最大の学生数を持ち、それに見合う教員集団と教育システムを備えつつある。その教育目標として、「外国語学部」に対する社会的な要請に応じ、十分に国際的なコミュニケーションが可能な能力の養成を掲げている。また、その教育内容は、従来の文学部独文科に対して差異化を図り、言語・文学の研究に偏重することなく、「言語・文学」部門をさらに「思想・芸術」「歴史・社会」の2部門で補完し、独自の「総合的ドイツ学」を構想している。

それらに対する評価は、現在施行中の新カリキュラムにおいてより高いものとなっている。殊に、コミュニケーション能力を3年間一貫してネイティブの教員を中心に育成する「総合ドイツ語」等において成果を上げつつあると判断される。また、専門の3部門化も、履修する学生が各部門を均等に志望しており、実際に機能し教育成果を上げつつあると判断される。

具体的な各科目群ごとの特色は、以下のとおりである。

A. 学科基礎科目においては、学科における教育の基盤としてのドイツ語教育の充実が新カリキュラムにおいて図られている。

必修科目を増設し、1・2年次にそれぞれ6科目のドイツ語科目(12単位)を履修させている。

各科目間の連携により、総合的指導を試みている。

- a) 統一教材・統一進度・統一評価による、ドイツ人教員による指導(新設の「総合ドイツ語」)、および、統一教材・統一進度・統一試験による、日本人教員による指導(「LL」)
- b) 年次を超えた一貫教育(3年次までの「総合ドイツ語」・・・、2年次までの「LL」、1年次の「文法」を補完する2年次での上級「文法」)

c) 同一教員による複数科目の指導(「総合ドイツ語」週 2 コマならびに「文法」週 2 コマ)

d) ドイツ人教員の担当科目をサポートする日本人教員の科目の設置(「総合ドイツ語」に対する「講読 S」)

第二外国語(英語)の科目増設による充実が図られている(2年次に1科目2単位増設)。「既習者クラス」を設け、1年次から高度な語学能力の育成に努めている。

少人数による教育を行うため特定の科目でクラスを分割している(「総合ドイツ語」および「講読 S」)。

B. 学科共通科目においては、以下の点が考慮されている。

より高度なドイツ語運用能力の育成(「総合ドイツ語」全学科必修、「上級ドイツ語」の開設)

時事的問題の言語的・内容的導入(「時事ドイツ語」全学科必修)

実践的言語能力の育成(「商業ドイツ語」「通訳特殊演習」の開設)

より広い言語的知識の教授(「中世ドイツ語」の開設)

能力別クラス編成の一部導入(「総合ドイツ語」のクラス編成に際して)

C. 学科専門科目においては、「言語・文学」「思想・芸術」「歴史・社会」という総合的ドイツ学を構成する3部門(類)を設定し、各類ごとに「概論」「各論講義」「講読」「演習」という科目を設けて指導を行っている。これは、学生が特定の問題領域を選択し、より専門性の高い知識の獲得と、学的思考能力の養成を行うことが出来るように設定されたものである。

その運用上、以下のようにカリキュラムが編成されている。

1年次より、「概論」科目を履修させ、専門への導入を早期から図る。

2年次より、すべての「講義」科目を履修可能とし、専門教育を行う。

主専攻部門を、3・4年次必修の「演習」科目がおかれている部門とし、「講義」「講読」科目に必修枠を設けて、より高度な専門的知識の教授を図る。

副専攻部門を、主専攻のほかに設定させ、ここでも一定の専門的知識の獲得を図らせる。

「ドイツ語学科科目特性表」(資料 A-1)および「ドイツ語学科のカリキュラムイメージ」(資料 A-2) 本誌 P.56 参照)

## (2) 評価と問題点

新カリキュラムの完成年度に達していないが、学生のドイツ語運用能力に関してはすでに向上が認められる(2年次終了時の統一試験科目の評価による)。専門的知識の習得に関

しては、いまだ4年次の卒論・ゼミ論提出の時期に達していないので未確定である。

また、運用上の問題点としては、すでに以下の点が指摘されている。

1年次から2年次への「進級」制度を廃止したために、必ずしも1年次に十分な基礎的知識を身につけないまま2年次の科目を履修する学生が散見され、2年次のクラスにおいて能力の差が大きく、指導が困難になっている。また、これらの学生は、再履修科目と2年次科目を同時に登録するために、かれら自身が時間割上の困難を感じている。

同一教員が週に2コマ担当する科目やドイツ人教員の担当する科目が増えたために、教員配置上の困難が生じている。

年次を超えて一貫指導する科目が増えたために、数年度にわたる長期的教育計画の設定が必要となるが、担当者の交代等もあり、すべての科目について恒常的な担当者が組織されているわけではなく、教育計画の評価・改善が十分に行われていない科目がある。

### (3) 改善改革に向けて

上記の問題に関し、以下のような改善案が考えられる。

上位科目に登録する際に、その前提となる下位科目の履修を条件とするなど、一定の履修制限と指導を行う。

独自の教材およびその運用上のマニュアルを作成し、教員の連絡による指導が可能なようにする。

各年度の担当者のほかに恒常的な委員を選び、長期的な計画の立案・実施・評価・改善を図る。

他に、以下のような改善案も考えられる。

成績の追跡評価を行うために、統一試験を行う科目について評価を保存し、統計的処理を行う。

特殊領域での専門的指導を可能とするため、「特殊講義」「特殊演習」科目（半期2単位）において、短期集中講義・演習（12時間講義・演習）を可能とする。

## 英語学科

### (1) 概要と特色

これまでの定評ある英語教育の実績をふまえ、時代のニーズに対応した斬新なカリキュラムを編成した。特徴は次の通り。

1年次から4年次まで基礎科目から専門科目にいたる一貫した英語教育が体系的に学習できるようにした。

専門領域を体系化することにより、効率的な学習ができるようにした。

必修科目を最小限に止め、選択必修科目を中心に幅広く学習できるようにした。

英語学科にあっても情報化社会に対応できるよう情報処理科目を設置した。

2 単位科目を設置し、外国の大学への留学を容易にし、帰国後の学習をスムーズにする  
とともに、将来的には Semester 制導入に道を開いた。

2 年次に登録するコースの手がかりとなるよう、各コースの概論科目を 1 年次に設け、  
広い視野からの英語学習を可能にした。

「英語学科科目特性表」(資料 A-3) および「英語学科の主要カリキュラム」(資料 A-4)  
本誌 P.57 参照

## (2) 評価と問題点

### A. 学科基礎科目について

英語のクラスサイズについて

各クラスを半分に分け履修できるようにしたため、教員・学生にとっても良い学習環  
境になった点は評価できる。問題点としては、1・2 年次の英語必修科目数の減少によ  
り、英語力の低下が懸念される(新カリキュラム…5 科目 10 単位、旧カリキュラム…  
8 科目 16 単位で、内容的には講読 1 科目、会話 1 科目、作文 1 科目の減少)。

「英語」のレベル分けクラスについて

入学時における「英語」(会話)のレベル分けテストにより、同一クラス内における  
学生の聴解力の差がある程度解消できた点は評価できる。リスニング中心のクラスを  
設けてほしいという声が学生から寄せられている。

科目の段階づけクラスについて

新カリキュラムでは、科目の段階づけをしたクラスをいくつか設けたが、レベル分け  
が機能しているか、しばらく状況をみていく必要がある。

「英語」の Basic - Intermediate - Advanced という能力別クラスの区分

「英語」→「Con. I」→「Con. II」

「英語」の文法・英作→「英作文」

「英語」のパラグラフ・ライティング→「エッセイ・ライティング」

「英作文」→「エッセイ・ライティング」

2 分の 1 クラス単位での「英語 I」(講読および Reading)・「英語 II」(講読)について

- 人数の多い 3 つの概論クラスがあるなかで、これらのクラスは学生に良い学習環  
境を与えており、教員にとっても指導しやすく評判のよい制度となっている。
- アカデミック・アドバイザーの人数確保の必要から専任教員が講読を担当するた  
め、学科共通科目や専門講読への影響も見られる(人手の足りない専門科目の担当  
者には、持ちコマ数の関係から講読を依頼できない)。
- 1 担当教員あたりの学生数において、基礎科目と専門科目における数のバランスが



とれていない。総コマ数制限の圧力もあり、新カリの予測していなかった一つの特徴として、基礎英語科目は少人数、学科共通・専門科目は多人数という傾向が出てきてしまった。1996（平成8）年度の「第一外国語」科目のコマ当たりの平均受講者数は独・仏語学科よりも低い（独：34.7、英：26.7、仏：28.3）。しかし、学科共通・専門科目の平均受講者数は、独：41.5、英：46.3、仏：27.8である。1996（平成8）年度の場合は、1クラス増をしたものの、1クラスの人数も増え、その影響が特にクラス単位で履修する「第二外国語」のクラスに出ている。再履修者用のクラスを設定していない科目の場合は、60名近くになっている。

#### 1・2年次の履修単位の上限について

上限を48単位より下げても良いのではないかと。特に1年次には上限一杯取ろうとする傾向が見られる。基礎科目のうち、語学関係は単位が2単位であるため、履修する科目数が多い。

#### 半期完結科目について

語学では、intensive course（週2回）の方が効果的なので、半期完結の科目をさらに増やした方がよい。将来的にはSemester制をとることの是非も検討すべきではないだろうか。学生にとっては、1学期に学ぶ科目数が減るのでより集中できる。問題は、教員の振り分けが難しくなる点である。

#### 第二外国語について

「外国語学部」のなかの学科として、「第二外国語」は現在開講されているドイツ語・英語・フランス語・スペイン語のみでよいか。中国語・韓国語・ロシア語・アラビア語、さらに東南アジアの言語なども加えることを検討すべきではないか。

#### 各コースのための概論科目

##### a)「英語学概論」(必修)について

1年次にクラス指定で4コマ設置されている。平均受講者数は200名であるが、当然これより少ないほうが望ましい。

##### b)「英米文学概論」(必修)について

1年次にクラス指定で、前期・後期およびイギリス・アメリカのたすき掛けで4コマ設置されている。各クラスには200名弱の受講生がいる。

##### c)「国際コミュニケーション概論」(必修)について

1年次にクラス指定で、前期・後期および国際関係・コミュニケーションのたすき掛けで2コマ設置されている。受講生が300名以上になっているので、早急の対策が必要と考えられる。

#### 「英語音声学」(必修)および「スピーチ・クリニック」について

1年次にクラス指定で、半期完結の6コマ分が設置されている。平均受講者は130名程度。英語音声の理解にはテープの使用が必要だが、半期科目の多人数クラスでは難

しい。これに関連するスピーチ・クリニックは、入学時のリスニング・テストで分けられた下位グループのみ必修となっているが、履修希望者が多いので検討する必要がある。

## B. 学科専門科目について

学科専門科目 a・b について

半期完結にすることのメリットとそれに伴う煩雑さが釣り合っているか。評価できる点は以下のとおり。

- a) 留学する際は確かに便利。
- b) 前期と後期の担当者が違う場合には、独立して評価が出せる。

問題点は以下のとおり。

- a) 前期末に成績報告をしなければならない。
- b) 半期完結の場合は前期不合格、後期 A 評価の 2 単位取得、通年評価の場合は B または C の評価で 4 単位取得といった問題がある。
- c) 再履修する際のルール作りの問題。
- d) その他の事務処理の煩雑さ。

コース制度について

3 つのコースの中では国際コミュニケーション・コースの人気の高いが、開設科目数やゼミの担当教員の専門分野の割合がそれに対応していない。

英語力について

旧カリキュラムでは英語講読 4 科目 16 単位が必修、新カリキュラムでは専門講読は 2 科目 8 単位に半減。旧カリキュラムでは新カリキュラムの共通科目部門から A 類は 3 科目 12 単位、B 類は 4 科目 16 単位が選択必修。新カリキュラムでは各コースとも 2 科目 8 単位のみ選択必修。従って、旧カリキュラム A 類でも最低限 1・2 年次に 8 科目 16 単位、3・4 年次に英語講読 4 科目 16 単位、3 科目 12 単位の合計 15 科目 44 単位の英語科目単位を取得しなければならなかったが、新カリキュラムでは「第一外国語」英語は 5 科目 10 単位、専門講読は 2 科目 8 単位、共通科目は 2 科目 8 単位の合計 9 科目 26 単位を取得すればよくなった。1995・96(平成 7・8)年度科目別受講率で判断する限り、英語科目の受講率は減少傾向にある。

学部共通科目(少なくとも 1 科目を選択)について

英語学科の学生の中には日本語教師を目指すものが多い。学部共通科目には日本語関係の科目(「日本語学概論」「日本語教育概論」「日本語教授法」・「日本語文法論」「日本語音声学」「対照言語学」「日本語史」「日本語教育実習」「日本語学特殊講義 A」)が充実していると言えよう。

「演習」(ゼミ)について

3・4年次必修となっていて、学生・教員から高い評価を得ている。しかし、必ずしも希望の「演習」に登録できない現状を考えると、必修化を再検討すべきかもしれない。

### (3) 改善改革にむけて

#### A. 学科基礎科目について

英語のクラスサイズについて

英語力の低下を防ぐためには、授業内容の充実や成績評価を厳しくすることが考えられる。また、現在1年次で行っている英語力診断テストをさらに充実させ、その結果を学生と2年次のアドバイザーに知らせ、その後の指導に活かす。2年次以上の学生には、英語力のレベルや進歩の度合いを確認させるためにも、学内での統一テストの実施や TOEFL などの外部テストを受験させるようにする。

「英語」のレベル分けクラスについて

選択履修できるリスニング中心のクラスを開設する。

科目の段階づけクラスについて

状況をみながら検討したい。

2分の1クラス単位での「英語Ⅰ」「英語」について

専門科目を非常勤の教員に担当してもらい、専任教員が「英語Ⅰ」「英語」を担当できるようにする。それにより専任のクラス・アドバイザーを確保する。第二外国語を基準にした1年次10クラス体制を、もしくはクラス制度自体を再検討すべきである。

1・2年次の履修単位の上限について

1年次44(または42)単位、2年次46単位、3・4年次48単位くらいが妥当ではないか。

半期完結科目について

今後の検討課題。

第二外国語について

今後の検討課題。

各コースのための概論科目について

受講環境と教員の負担を考慮し、専任・非常勤も含めた担当教員のローテーションを検討すべきである。特に「国際コミュニケーション概論」については、早急の対策が必要である。

「英語音声学」および「スピーチ・クリニック」について

「スピーチ・クリニック」のコマ数を増やすことで、ある程度学生の要望に応えることができる。

## B. 学科専門科目について

学科専門科目 a・b について

今後の検討課題。

コース制度について

2 年次にコース選択をさせることの是非、および 3・4 年次にコース変更を認める場合の基準を検討すべきである。国際コミュニケーション分野の専任教員を補充する必要がある。

英語力について

専門講読を 2 科目選択必修から 3 科目選択必修に変える方法も考えられる。具体例として、2 年次 1 科目、3 年次 2 科目取得可能としてもよいだろう。新カリキュラムによる卒業生の英語力低下を防ぐためには、英語科目の授業（特に上位共通科目の既習要件となっている科目）の成績評価をさらに厳密にし、水準以下は再履修させることも必要であろう。

学部共通科目について

特に検討すべき点はみあたらない。

「演習」について

例えば、3 年次のみ必修とし、4 年次は選択、代わりに他学科の「演習」でも自分の希望する専門であれば履修できるようにしてもよい。日本語教師を目指す学生向けの「演習」を検討したい。

## フランス語学科

### (1) 概要と特色

フランス語学科は、フランス語専攻としては学生数・教員数とも国内で有数の規模であり、その条件を生かして充実した教育組織を整備している。とりわけ高いコミュニケーション能力の養成と、広範囲にわたる専門知識の習得によって、従来のフランス語・フランス文学科とも教養学科フランス科とも異なる、独特の構成をとっている。

その特色は第 1 に、専門教育につながる言語理論と実用面とを統合した方式を採用していることである。特に外国であるいは高校等でフランス語を習得した学生の存在を考慮して、「フランス語 Ⅰ」「総合フランス語」では 3 年次まで未習・既習の別を設け最終学年で融合させている。この既習クラスは付属校にフランス語教育課程のない大学としては、受験者・在学者とも国内で最大規模である。ネイティブの教員と既習者が核となって、フランス語コミュニティーを形成するよう配慮している。

第 2 に、実用語学とフランス語圏との現実的接触を重視し、口頭・文書での表現法の訓

練や、時事・商業通信関係の教育を充実させている。このため、初級・中級のみならず、専門科目においても視聴覚教育の活用率が高い。

第3に、専門科目を語学・文学・文化の3部門に大別しているが、とりわけ文化部門を重視しており、歴史・哲学・美術などの人文科学のみならず社会科学・自然科学を専攻する教員を揃え、フランス語圏文化の総合的理解が可能ないように配慮している。なお、専任教員には法学博士・工学博士などを擁し、他に類例を見ない総合的地域研究・教育を行える体制にある。

具体的な開設科目と年次配当の特色は次の通りである。

A. 学科基礎科目においては、学科における教育基盤としてのフランス語教育ができる限り充実するよう、新カリキュラムにおいて配慮している。

必修科目を増設し、1・2年次にそれぞれ6科目のフランス語科目を履修させている。

各科目の連携による総合的指導を以下のように行っている。

- a) 統一教材・統一進度による指導。日本人教員による「総合フランス語」週2コマと、同じく「LL」1コマ、フランス人教員による「会話」1コマが連動して行われる。
- b) 同一教員による複数科目の指導。1・2年次の「総合フランス語」週2コマならびに1年次「文法」週2コマ。
- c) フレキシブルなクラス編成。「LL」「会話」などについて、必要に応じてクラスを2分割し、徹底した少人数教育を行う。
- d) 国際規格に応じた統一教材の他に、日本における特殊事情を考慮した、文法力・読解力向上のためのクラス。1年次「文法」2コマ、2年次「文法」1コマおよび「講読」1コマ。
- e) 結果として、1クラスに6名の教員が延べ8コマにわたってチームを組み、学習効率の向上を図っている。

第二外国語(英語)の科目を2年次に1科目増設し、マルチ・メディア時代の共通ツールとしての英語力増強を図った。

年次を超えた一貫教育のため、1年次の「総合」「会話」「LL」から、3年次の「総合」まで共通のメソッドを用いている。

B. 入学当初から専門知識の導入が可能ないように、1・2年次で履修可能な学科専門科目を増やし、複数の教員が担当する講義を設けて、視野の拡大を図った。「フランス文化・社会概論」は1年次において、現代フランスの概観をあたえる。

一方「フランス事情」は、10名以上の教員がそれぞれの得意分野においてより掘り下げた紹介を行い、学生に広い知識を獲得させるとともに、専門分野の選択の準備を行わせている。

C. 3年次以降は 類と 類に分かれ、それぞれ語学・文学と社会・文化を中心に学習するが、学科専門科目を分野別に分け履修の便宜を図った。

なおかつ学生が自由に興味ある分野を学習できるよう、学部共通科目・選択科目の単位数を十分に確保した。

さらに、指導上の配慮としては、1年次から2年次、2年次から3年次に進級するために、フランス語科目の修得単位数によるハードルを設け、基礎的な語学力の向上をさらに促している。また、1年次、2年次、3年次では、登録できる単位数に上限を設け、学生の負担が過多にならないように配慮している。

D. 学科共通科目においては、次の点が考慮されている。

高度なフランス語運用能力の育成。総合フランス語の必修。和文仏訳および文章表現法の選択必修。

時事的問題への言語的・内容的理解や実践的な言語知識の獲得のため、「時事フランス語」「商業フランス語」「フランス語会話」の開設。

英語力の維持と向上のため、「英語」「英会話」の選択必修。

E. 学科専門科目のうち、3年次以降履修の科目は3部門に分かれているが、それぞれの特性は次の通りである。

語学部門は、運用能力よりも言語学的知識の獲得を目指すものであり、「概論」「各論」「フランス語史」および「語学講読」よりなる。

文学部門は、同様に「概論」「各論」「フランス文学史」および「文学講読」よりなる。これらの2部門は、伝統的なフランス言語文化を主専攻と想定した 類においては、24単位が選択必修である。

文化部門は多彩なフランスの文化遺産およびフランス語圏の文明のすべてにわたっており、主として社会的関心の高い学生を想定した 類においては、12単位が選択必修である。

F. 「演習」も語学・文学・文化部門に分かれているが、 類のいずれも同一の「演習」に所属可能とし、学生の多様な関心に対応している。学科共通科目・学科専門科目のいずれとも、「総合フランス語」1コマと「演習」2コマ以外は必修科目を置かず、学生1人ひとりが独自のコース設定が可能なよう配慮してある。

「フランス語学科科目特性表」(資料A-5)および「卒業要件に対する科目群別学年別単位習得概念図」(資料A-6)本誌P.60参照

## (2) 評価と問題点

新カリキュラムの完成年度に達していないが、学生のフランス語運用能力に関しては旧カリキュラム時代から引き続いて向上が認められる。この向上は継続したものであって、果たして教育効果によるものか、一般的情勢の変化によるものかは断定しがたい。入学者の資質は年々徐々に向上しており、社会の国際化に伴い未習クラスにも海外でフランス語をある程度習得した、半既習というべき学生が増えており、航空運賃の劇的な下落による海外研修の増加は大きな要因である。

専門的知識の習得については、いまだ 4 年次を修了した学生がいないため確定的なことはいえない。構造上・運用上の問題としては、次の点があげられる。

基礎科目において、同一の学生がネイティブ・スピーカーの授業を受ける機会は週1コマしかない。したがって応用練習の量が十分でないのみならず、初歩の学生にとっては、フランスのイメージを形成する出会いが多様とはいえない。

同一教員が週 2 コマ担当する科目が増えて、しかも連続して同一日に置かれる場合があるため、教員配置上の困難が生じている。

3 年次においては、「総合」1 コマだけが年次を超えた一貫指導の科目であるが、教材の消化に困難を来している場合がある。

一貫指導の科目においては、各担当科目の教育内容が明確に決められているが、実際には各チームにおいてバラツキがある。

実用語学において能力別クラス編成が提案されているが、未だ実行されていない。

登録者数では言語学部門が少なく、文化部門が多い。実用語学と生活文化に興味を持っている学生が多いと考えられるが、どのように系統立てて履修しているか判断材料が不足している。

学生の自主性を最大限に重んじている結果、学部共通科目を履修する比重が大きいと思われるが、専門科目との有機的な連携についてはこれまで検討していない。

## (3) 改善改革に向けて

上記の問題に関し、以下のような改善案を計画している。

3 年次の「総合」を手始めに、能力別クラス編成を 1997 (平成 9) 年度より開始する。

クラスの編成替えに支障とならないよう、教材の選択に工夫を加える。

個々の教員の創意・工夫を阻害しない範囲で、マニュアルの順守を求めると共に、一層の連携強化を要請する。

他に、以下のような改善案も考えられる。

教員の配置と科目配当を再検討して、コマ数増にならない範囲で 1・2 年次でネイティ

ヴ・スピーカーに接する機会を増やす。

マルチ・メディア教材を活用して、運用や疑似体験の機会を増やす。

個々の科目についての授業評価だけでなく、学生の将来設計や科目構成についての意見を問う機会をつくる。その結果を踏まえながら、学科内外の有機的な連携がさらに可能かどうか検討する。



## 学部共通科目

### (1) 概要と特色

外国語学部共通科目は、学科専門科目とは別に、外国語学部学生として望ましい基本的教養および幅広く高度な知識の習得を目的にして設けられている。そこには、いわゆる8部門（保健体育・人文科学・社会科学・自然科学・情報科学・日本語教育・比較文化・第三外国語）に加えて、「総合科目」および「共通演習」が置かれている。

保健体育と第三外国語を除く6部門には、外国語学部学生として望ましい基本的教養を学ぶ各部門の表題科目（表題を付した科目）と、学科専門科目とは別に高度な知識の習得と個別のテーマへの接近とを目的にした特殊講義が置かれている。

さらに、豊かな人間性の涵養・健全な心身の育成を目的とした保健体育部門、学際的な特定テーマを設定した複数の教員による「総合科目」、および演習形式の少人数制で知的関心の開発を主眼とする「共通演習」が設けられている。

科目の設定には、次のように外国語学部3学科の科目との関連性が留意されている。

各学科で専攻する言語およびその言語圏の文化（ここでいう文化には思想・社会・歴史・経済・政治なども幅広く含まれる）をより深く理解する目的で、共通科目では各学問領域での基礎的理論と方法論を習得するために人文科学・社会科学・自然科学・情報科学の各部門が設けられている。

各学科で専攻するもの以外の言語とその言語圏の地域を中心に、日本をふくめた異文化理解・言語習得を目的とする日本語教育部門、比較文化部門、第三外国語部門（ドイツ語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・朝鮮語・アラビア語・古典ギリシア語・ラテン語）が設けられている。また、日本語教育部門は、日本語教育専門家養成課程の中心としての役割も果たしている。

英語学科の言語情報コース・国際コミュニケーションコースのカリキュラムの一部として共通科目の一部が当てられている。また、人文科学・社会科学・自然科学の各部門の表題科目は、他学部の基礎教育科目と合併で設けられている場合が多い。

なお、第三外国語が2年次以降の配当となっているほかは、原則として年次配当はされていない。

「外国語学部共通科目」(資料A-7) 本誌 P.62 参照

### (2) 評価と問題点

学部共通科目は、各部門ごとに多様な講義が設けられている点に特色があり、広範な教養の獲得のみならず、学科には用意されていない専門分野への入門的役割を果たしている。しかし、各講義間の関連性や学問体系における位置づけに関しては、一層の検討が必要である。また、日本を含めた世界理解・異文化理解を目的にする講義科目についても、より充実させねばならない。さらに、以下のようなことがあげられる。

各部門ごとに必修単位が定められており、学生が広範な教養を身につける上で必要十分な部門構成になっているが、比較文化部門と人文・社会・自然の3部門との関係が明確ではない、また、新しい学際的・総合的学問分野の科目設置が必要となった場合、現状では設置のための適切な部門がないなど新たな問題がでてきている。部門構成の適切性については、今後、検討の余地が残されている。

基本的教養として置かれている各部門の表題科目は、旧教養部で置かれていた科目を基礎にしているため、伝統的な基礎的学問領域への入門としては十分な領域が用意されていると言ってよい。ただし、今後は外国語学部にとって必要であるかどうかの再検討、および現代の世界状況に見合った科目の設定が必要である。

各部門に選択科目として、量的に十分で質的に多様な特殊講義の科目が置かれている点は積極的に評価してよい。しかし、基本的教養として置かれている各部門の表題科目とそれぞれの特殊講義および「共通演習」との関係が体系化されていない。また、特殊講義は旧共通自由科目が横滑りしたものであるため、必ずしも科目の整合性がとれているとはいえない部分もあり、科目全体の体系の再構築を必要としている。

### (3) 改善改革に向けて

共通科目担当者会議では、上記のような評価と問題点について意見交換を行い、共通の現状認識に至りつつある。これらの問題点については、新カリキュラムの完成年度をめぐりに大胆に改善を行う。さらに、共通科目担当者会議内で解決可能な問題点については、共通科目委員会での審議を経た上で改善を実行しているところである。

ただし、共通科目の性格から3学科との調整が必要な課題が多々あり、全学部的な合意形成には今しばらく時間が必要である。

以下、具体的な改善点を分野ごとにあげる。

#### 「総合科目」

外国語学部は人間研究の場でもあるが、人間研究の総合性を考慮すると教員が複数で担当する「総合科目」の充実が求められている。その前提として、教員による日常的な共同研究が恒常的に行われていることが必要である。

#### 「共通演習」

「共通演習」は、外国語学部全学科生に対して開かれているが、学科必修ゼミと比して、1・2年次生の基礎ゼミとしてとらえられがちである。学科必修ゼミと同等の位置付けが必要である。

#### 人文科学部門

人文科学は、複雑な人間関係・社会関係に関する知識を与える学問分野である。この考えに基づいて今までのあり方を大幅に見直す必要がある。その際、ものの考え方・見方を実践的に習得する方向をより多く取り入れるべきで、実践的思想部門の充実が

望まれる。

#### 社会科学部門

旧共通自由科目から引き継いだものが多く、学部の教育目標にそって科目の大胆な見直しが必要である。

#### 自然科学部門

文科系の大学であるからこそ、共通科目として自然科学系諸科目の充実が求められる。

#### 比較文化部門

- a) 外国語学部での異文化理解の重要性を考えた場合、アジア研究の科目の充実が必要である。
- b) ヨーロッパ研究の分野で、北欧・東欧・南欧（スペインについてはおかれている）が欠けているのは、3 学科体制との関係においても不十分である。
- c) 「地域文化」の副題を整理し、地域の設定を明白にすべきである。

#### 第二外国語部門

第二外国語については統一的に論じられる場がなく、言語ごとに担当者グループ（ドイツ語についてはドイツ語学科、フランス語についてはフランス語学科、英語については英語学科、スペイン語についてはスペイン語教育担当者、日本語については日本語教育担当者）がその実施の方針を定めている。第二外国語の理念や教育方針について、開設の主体となる学科以外にも論議する場が必要である。

#### 第三外国語部門

- a) 第二外国語と第三外国語の位置づけについて検討が必要である。
- b) 外国語科目の適切性について、新設も含めて検討が必要である。

他学科・他学部との関係では、以下の改善策が考えられる。

外国語学部各学科で設けられている言語圏に即したカリキュラムでは押さえきれない問題、例えばドイツ文化理解にとってのフランス文化理解などが、現状では各学科の壁によって取り扱えない現状になっている。共通科目の設置目的からいえば、例えばヨーロッパ文化論・現代ヨーロッパ史あるいは現代世界論といったような科目が共通科目の学科横断的科目として、必修に準じる形で設置される必要がある。

英語学科の言語情報コース・国際コミュニケーションコースでのカリキュラムと、共通科目のカリキュラムの有効な配置について検討する必要がある。

全学的な基礎教育を考える委員会のようなものが必要である。

&lt;ドイツ語学科科目特性表&gt;

科目群	部門	科目名	学年配当				受講者数 上限	重複履修
			1	2	3	4		
学科基礎科目	ドイツ語	ドイツ語 (総合)					クラス指定	不可
		ドイツ語 (文法)					クラス指定	
		ドイツ語 (講読S)					クラス指定	
		ドイツ語 (講読)					クラス指定	
		ドイツ語 (LL)					クラス指定	
		ドイツ語 (総合)					クラス指定	不可
		ドイツ語 (文法)					クラス指定	
		ドイツ語 (講読S)					クラス指定	
		ドイツ語 (講読)					クラス指定	
		ドイツ語 (LL)					クラス指定	
外国語二	英語					クラス指定		
	英語					クラス指定	2科目4単位履修	
学科共通科目	ドイツ語	総合ドイツ語					クラス指定	2科目4単位履修
		時事ドイツ語						可 担当教員が異なること
		商業ドイツ語						
		上級ドイツ語(会話)						
		上級ドイツ語(作文)						
		上級ドイツ語特殊演習*)						可
		中世ドイツ語						可
		通訳特殊演習*)						可
		C A I 特殊演習*)						不可
	外国語二	英語						可
		英語						可
		英会話						可
		英会話						可
	学科専門科目	言語・文学	ドイツ語学概論					
ドイツ文学概論								不可
ドイツ語学各論								可 担当教員が異なること
ドイツ文学各論								
ドイツ語学・文学特殊講義*)								可
ドイツ語講読(語学)								可
ドイツ語講読(文学)								可
ドイツ語講読(語学)								可
ドイツ語講読(文学)								可
ドイツ語学・文学特殊講読*)								可
演習(言語・文学)							3・4学年で履修	

科目群	部門	科目名	学年配当				受講者数 上 限	重複履修	
			1	2	3	4			
学科専門科目	思想・芸術	ドイツ文化史概論						不可	
		ドイツの思想						不可	
		ドイツの音楽						不可	
		ドイツの美術						不可	
		ドイツの演劇						不可	
		ドイツ思想・芸術各論						可	担当教員が異なること
		ドイツ思想・芸術特殊講義*)						可	
		ドイツ語講読(思想)						可	
		ドイツ語講読(芸術)						可	
		ドイツ語講読(思想)						可	
		ドイツ語講読(芸術)						可	
		ドイツ思想・芸術特殊講読*)						可	
		演習(思想・芸術)							3・4学年で履修
		歴史・社会	ドイツ史概論						不可
	ドイツの歴史							不可	
	ドイツの社会・事情							不可	
	ドイツの地誌・民俗							不可	
	ドイツの政治・対外関係							不可	
	ドイツの経済							不可	
	ドイツの法律							不可	
	ドイツ史・社会各論							可	担当教員が異なること
	ドイツ史・社会特殊講義*)							可	
	ドイツ語講読(歴史)							可	
	ドイツ語講読(社会)							可	
	ドイツ語講読(歴史)							可	
	ドイツ語講読(社会)						可		
ドイツ史・社会特殊講読*)						可			
演習(歴史・社会)							3・4学年で履修		
	卒業論文						不可		

注) \*)を付した科目は半期完結科目を示す。

学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。

ドイツ語学科のカリキュラムイメージ

- ・数字は単位数
- ・[]内数字は必修・選択必修合計単位数
- ・()内は1科目単位数×科目数

(1) 必修・選択必修科目

科目群 学年 登録上限	学科共通科目[12]				学科専門科目[40]						学部 共通科目 [28]	
	学科基礎科目[30]				主専攻			副専攻				
4学年	時事ドイツ語 商業ドイツ語 4				英語 4 (2×2)	概論 4	講義・ 各論8 (4×2)	講読 8 (4×2)	演習 4	概論 4	講義・ 各論 4	講読 8 (4×2)
3学年 52	総合 4 (2×2)								演習 4			
2学年 44	総合 4 (2×2)	文法 2	講読 4 (2×2)	LL 2	英語 4 (2×2)							
1学年 42	総合 4 (2×2)	文法 4 (2×2)	講読 2	LL 2	英語I 2							

既修者は、1学年で文法が2単位、講読が4単位となります。



(2) 選択科目[22]

学科共通科目、学科専門科目、学部共通科目、卒業論文、他学部・他学科科目より履修

< 英語学科科目特性表 >

科目群	部門	科目名	学年配当				受講者数 上限	既修条件		重複履修			
			1	2	3	4							
学科基礎科目	第二外国語	ドイツ語					クラス指定			}	週2回履修		
		フランス語					クラス指定						
		スペイン語					クラス指定						
		ドイツ語					クラス指定					}	週2回履修
		フランス語					クラス指定						
		スペイン語					クラス指定						
	英語	英語 (講読)					クラス指定			不可			
		英語 (Reading)					クラス指定			不可			
		英語					クラス指定			不可			
		英語					クラス指定			不可			
		英語 (文法・作文)					クラス指定			不可	どちらかを履修		
		英語 (パラ)					20~25			不可			
		英語学概論					クラス指定			不可			
		英米文学概論					クラス指定			不可			
		国際コミュニケーション概論					クラス指定			不可			
		英語音声学					クラス指定			不可			
		スピーチ・クリニック					指定者のみ			不可			
		学科共通科目	英語	専門講読					60	あり*	英語 (講読)、 (Reading)の2科目両方とも	可	「登録カード」の提出が必要、履修上の注意参照
				英作文					50	あり*	英語 (文法・作文)	2科目まで可	同一年度内同一教員不可
エッセイ・ライティング							30	あり	英語 (パラ)又は英作文	可	同一年度内同一教員不可		
翻訳							30			2科目まで可	同一年度内同一教員不可		
翻訳							30			可	同一年度内同一教員不可		
Conversation							45	あり*	英語 (BC)又は、(IC)	**2科目まで可	同一年度内同一教員不可		
Conversation							35	あり	英語 (AC) 又は、 Conversation	可			
Discussion							25	あり		可			
スピーチ							25	あり		可			
ディベート							20	あり		可			
通訳							15	あり		2科目まで可			
通訳							15	あり	通訳	可			
英文法							60			2科目まで可	同一年度内同一教員不可		
ビジネス英語						80			2科目まで可	同一年度内同一教員不可			
ビジネス英語						80			可	同一年度内同一教員不可			
時事英語						80			2科目まで可	同一年度内同一教員不可			
時事英語						80			可	同一年度内同一教員不可			
第二外国語	ドイツ語									可			
	フランス語									可			
	スペイン語								可				
	ドイツ語								可				
	フランス語								可				
	スペイン語								可				

科目群	部門	科目名	学年配当				受講者数 上限	既修条件	重複履修	
			1	2	3	4				
学科共通科目	第二外国語	ドイツ語会話							可	
		フランス語会話					あり		可	
		スペイン語会話 (会話)								会話LLの同時履修が望ましい
		スペイン語会話 (LL)					50	あり	スペイン語会話 (会話)を修得済または同時履修のこと	
		ドイツ語会話							可	
		フランス語会話							可	
		スペイン語会話							不可	
学科専門科目	言語情報	言語情報処理 a.b					60		不可	
		言語情報処理 a.b					60		不可	
		統語論a.b							不可	
		意味論a.b							不可	
		音声・音韻論a.b							不可	
		英語史a.b							不可	
		英語学特殊講義a.b							可	***
	英語学文献研究a.b					30		可		
	文学文化	英米文学史a.b							可	副題が異なること
		英米の小説a.b							可	***
		英米の詩a.b							可	***
		英米の演劇a.b							可	***
		英語圏文学特殊講義a.b							可	***
		英米文学文献研究a.b					30		可	
		英米の社会と思想a.b							不可	
		英米の政治と経済a.b							不可	
		英米の歴史a.b							不可	
		英米事情a.b							不可	
		英語圏文化特殊講義a.b							可	***
	英米文化文献研究a.b					30		可		
	国際コミュニケーション	国際政治論a.b							不可	
		国際関係史a.b							不可	
		国際開発協力論a.b							不可	
		国際関係論特殊講義a.b							可	***
		国際関係論文献研究a.b					30		不可	
		異文化間コミュニケーション論a.b							不可	
		マス・コミュニケーション論a.b							不可	
		スピーチ・コミュニケーション論a.b							不可	
		コミュニケーション論特殊講義a.b							可	***
	コミュニケーション論文献研究a.b					30		可		
	特別セミナー								可	
	卒業論文								不可	
	演習									3、4年で履修

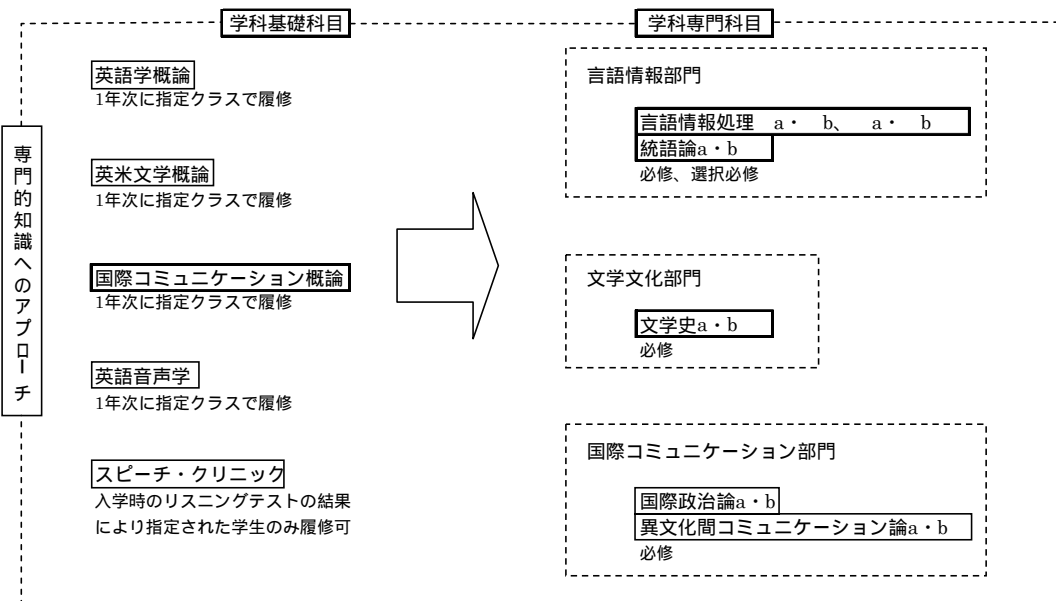
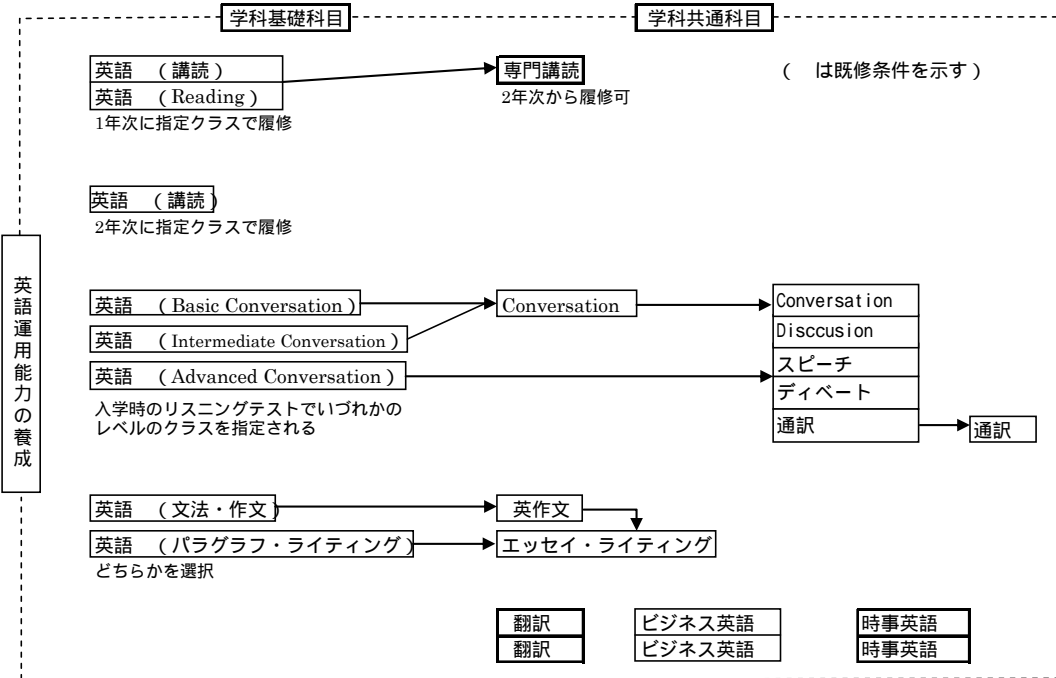
\* 他学部・他学科の学生が「専門講読」、「英作文」、「Conversation I」を履修する場合は、履修条件はありません。自分の能力と科目のレベル等を考慮し自己の責任において、履修登録してください。

\*\* Conversation I は 2 学年では 1 科目しか履修できません。

\*\*\* 同一教員の授業を履修する場合は、担当教員の許可を得ること。  
学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。



英語学科の主要カリキュラム



&lt; フランス語学科科目特性表 &gt;

科目群	部門	科目名	学年配当				受講者数 上限	重複履修	
			1	2	3	4			
学科基礎科目	フランス語	フランス語 (文法)					クラス指定	不可	
		フランス語 (総合)					クラス指定		
		フランス語 (会話)					クラス指定		
		フランス語 (LL)					クラス指定		
		フランス語 (文法)					クラス指定	不可	
		フランス語 (講読)					クラス指定		
		フランス語 (総合)					クラス指定		
		フランス語 (会話)					クラス指定		
	フランス語 (LL)					クラス指定			
	外国語二	英語					クラス指定	第1学年の項参照	
英語						クラス指定	第2学年の項参照		
学科共通科目	フランス語	総合フランス語					クラス指定	不可	
		フランス語文章表現法							可
		和文仏訳							可
		フランス語会話							可
		時事フランス語							可
		商業フランス語							可
	外国語二	英語							可
		英語							可
		英会話							可
		英会話							可
学科専門科目	フランス語学・文学	フランス語学概論						不可	
		フランス文学概論						不可	
		フランス語史						不可	
		フランス文学史						不可	
		フランス語学各論						可	
		フランス語学各論B*						可	
		フランス文学各論						可	
		フランス文学各論B*						可	
		フランス語学講読						可	
		フランス文学講読						可	
	フランス文化・社会	フランス文化・社会概論						不可	
		フランス事情						不可	
		フランスの地誌						不可	
		フランスの歴史						不可	
		フランスの思想						不可	
		フランスの美術						不可	
		フランスの音楽						不可	
		フランスの演劇						不可	
		フランスの政治						不可	
		フランスの経済						不可	
		フランス文化・社会各論						可	
		フランス文化・社会各論B*						可	
フランス文化・社会講読						可			
卒業論文							不可		
演習							3・4学年で履修		

注) 学年配当欄の 印は履修できる学年を、 印は履修が望まれる学年を示す。

「\*」のある科目は半期完結科目を示す。

受講者数上限について 印のあるものは原則として制限あり。

その他の科目については担当教員により制限するものもある。

卒業要件に対する科目群別学年別単位修得概念図

必修・選択必修科目

(数字は単位数)

	1学年	2学年	3学年	4学年	計
学科基礎科目	14	16			102
学科共通科目			12		
学科専門科目	24				
学部共通科目	28				
演習			4	4	
演習			4	4	
<b>選択科目</b>					
学科共通科目					30
学科専門科目	この範囲内で必修、選択必修				
学部共通科目	以外に合計30単位				
卒業論文					
他学部他学科科目					

ただし他学部、他学科科目は20単位まで  
さらに他学部科目はそのうちで8単位まで。

## 外国語学部共通科目

部門	科目	単位	必修	選択必修	選択			
保健 体育	保健体育講義	*2		2				
	体育	2	2					
人文 科学	哲学	4		4				
	心理学	4						
	倫理学	4						
	国語学	4						
	国語表現	4						
	日本文学	4						
	外国文学	4						
	歴史学	4						
	人文科学特殊講義A	4						
	人文科学特殊講義B	*2						
社会 科学	政治学	4		4	4			
	経済学	4						
	日本国憲法	4						
	社会学	4						
	国際関係論	4						
	文化人類学	4						
	社会科学特殊講義A	4						
社会科学特殊講義B	*2							
自然 科学	数学	4		4				
	物理学	4						
	地学	4						
	生物学	4						
	自然科学概論	4						
	自然科学特殊講義A	4						
	自然科学特殊講義B	*2						
	情報 科学	コンピュータ概論	4				4	
情報論	4							
文献調査法	4							
言語学	4							
情報科学特殊講義A	4							
情報科学特殊講義B	*2							
言語学特殊講義A	4							
言語学特殊講義B	*2							
比較 文化	比較文化論	4		4				
	地域文化研究	4						
	比較文化論特殊講義A	4						
	比較文化論特殊講義B	*2						
	日本 語 教育	日本語学概論	4				4	
		日本語教育概論	4					
		日本語教授法	4					
		日本語教授法	4					
		日本語文法論	4					
		日本語音声学	4					
		対照言語学	4					
		日本語史	4					
		日本語教育実習	1					
		日本語学特殊講義A	4					
日本語学特殊講義B	*2							
第三 外 国 語	ドイツ語	2		4				
	ドイツ語	2						
	フランス語	2						
	フランス語	2						
	スペイン語	2						
	スペイン語	2						
	スペイン語	2						
	ロシア語	2						
	ロシア語	2						
	中国語	2						
	中国語	2						
	朝鮮語	2						
	朝鮮語	2						
アラビア語	2							
アラビア語	2							
古典ギリシャ語	4							
ラテン語	4							
総 合	総合講座A	4		4				
	総合講座B	*2						
共通演習		4		2	22			
卒業に必要な単位の合計				2	22			
				28				

## 備考

- (1) \* は半期完結科目を表す。
- (2) 保健体育部門を除く部門（共通演習を含む）から所定の単位数を超えて修得した単位は、各学科の定める選択科目の単位数に算入される。

本表は 1994 年度入学者から適用する。

## 教育上の配慮等について

### (1) 協定校等との単位互換の方法

本学学則第19条6の「他大学における授業科目の履修」に関する規定に基づき、他大学等で履修した授業科目の修得単位を、30単位を越えない範囲で学部・学科の授業単位数の一部として振替または換算している。交換または認定留学期間中に留学先大学で取得した単位は、「学生国外留学に関する細則」第10条により、教授会の承認を得て本学の卒業要件単位として認めている。「夏季外国語研修」としての短期留学では、この研修で取得した単位を本学の外国語科目の単位として認定している。

留学先で取得した単位を振り替えるに当たっては、どの科目に何単位分を振り替えるかという問題がある。本学では、留学先でどのような科目を履修するかなどの留学目的に関する指導を厳密に行っているため、どの科目に振り替えるかについてはそれほど問題は生じていない。しかし、何単位分に振り替えるかについては曖昧な点があることは否めない。特に留学先によって授業に対して求められる学生の負担に差があるので、単純に授業時間数(量的な側面)だけを参考にして何単位分を振り替えるかを定めることは難しい。本学では、ノートやレポート等の留学先での勉強の成果を提出させて(質的な側面)判断しているが、さらにきめ細かな対応が求められる。

「学生国外留学に関する細則」(資料 A - 12)、「学生短期留学に関する細則」(資料 A - 13)(本誌 P.67)および【資料集】「本学学生の海外留学者数」参照

### (2) 既修得単位の認定方法

「他大学で修得した単位の認定(再入学および本学卒業の学士入学を含む)に関する細則」における規定に基づき、他大学または短期大学を卒業または退学して第1年次に入学した者、第2年次に編入した者、短期大学を卒業または他大学を退学して第3年次に編入した者、高等専門学校を卒業して入学した者、本学または他大学を卒業して学士入学した者について、既に修得した単位の一部を認定している。

単位の認定は概ね適切に行われているが、近年における各大学の多様なカリキュラム編成にともない、他大学で習得した科目と本学設置の科目の間で単位の換算が困難な場合も起きている。

「他大学で修得した単位の認定(再入学および本学卒業の学士入学を含む)に関する細則」(資料 A - 14)(本誌 P.71)および【基礎データ調書】「入学前の既修得単位等の認定状況一覧表」参照

### (3) 外国人学生・帰国子女学生に対する配慮

特別入試により入学する外国人学生および帰国子女学生には、入学前に日本語講習会を行うとともに、「授業科目に関する特例」の規程を設けて日本語教育や日本事情科目を配し

たカリキュラムを編成している。

外国人学生の英語力にはばらつきがあるので、クラス編成を再検討すべきであると思われる。また、日本事情科目を履修することが外国人学生・帰国子女学生には過重な負担となっている場合があるので、「特例」における免除規定の適切な運用が望まれる。

「外国人学生の授業科目履修に関する特例」(資料 A - 15)、「帰国子女学生の授業科目履修に関する特例」(資料 A - 16)(本誌 P.73)【基礎データ調書】「学部の社会人学生数・留学生数・帰国子女学生数一覧表」および【資料集】「帰国子女・外国人学生授業科目・受講数」参照

#### (4) 編入学生に対する配慮

既修得単位の認定に関しては、(2)で述べているように考慮されている。とくにその他の配慮はなされてはいない。

【基礎データ調書】「学部の編入学定員及び編入学生数内訳表」および【資料集】「短大・高専からの編入学者数」参照

#### (5) 科目等履修生・聴講生に対する配慮

本学学則第 99 条の規定に基づき受けられている。科目等履修生は、その多くが教職・司書・司書教諭の免許課程に登録し、免許状の取得を求めている。免許課程への登録には、教職課程費が 15,000 円、司書課程費が 13,000 円かかるが、本学卒業生で在学時に課程費を納付している場合にはともに免除されることになっている。

【資料集】「科目等履修生・聴講生等の学生数」参照

#### (6) 教育上の効果を測定するための方法

英語学科では、英語力診断テストによる追跡調査を実施している。他学科においても、学科内統一試験を行う科目においては、成績の蓄積および分析をさらに充実させることが望まれる。

#### (7) 学生に対する履修指導

授業開始前のオリエンテーション期間(4月初旬)に、学部全体・学科別・学年別に学部長はじめ学科長・教務委員・クラス担任が中心になって、授業その他学生生活全般にわたるガイダンスを行っている。学科目の履修については、履修登録時まで教務課に「履修計画相談コーナー」を設け、教務委員などが個々の学生にきめの細かい助言・指導を行っている。この履修指導については学生達からも大変評価されている。

「ドイツ語技能検定試験講座」「ドイツ語基礎統一試験(Zertifikat)講座」「TOEIC®講座」「TOEFL®講座」「実用フランス語技能検定試験講座」を本学外国語教育研究所と共催

し、客観的・社会的評価に耐える語学力を習得するよう指導に取り組んでいる。また、本学の国家試験等指導委員会のもとで「日本語教育能力検定試験対策講座」を開講し、日本語教員養成のための指導をしている。教職・司書・司書教諭課程では「教職・司書相談」を時間割に組み込み、毎日学生の相談を受け指導に当たっている。

【資料集】「各種指導講座」「資格試験合格者数」参照

#### (8) 学生の学習の活性化と教員の教育指導方法

外国語学部では、早くからシラバスの作成を手がけ、全学科について学科別に冊子にして学生に対する学習上のサービスに努めている。冊子は、科目名・担当者名・講義の目標・講義概要・使用教材（テキストおよび参考文献）・評価方法・受講者に対する要望などについて、各教員の個性や専門を活かしたものとなっている。学生には、毎年度のはじめに行う履修ガイダンスの際に「履修の手引き」「時間割表」など一括して配付している。

しかし、未だ学生に充分活用されていない面もあり、また、教員の側からは、科目の性格に応じてより柔軟な様式がとれるよう再検討すべきであるとの意見も出されている。

#### (9) 授業形態と授業方法

授業形態と授業方法等について以下のような配慮をしている。

語学教育の有効な手段は少人数教育であり、各学科とも極力少人数教育に努力している。とくに少人数を必要とする授業ではクラスを2分割するなどの手当てをしている。

ドイツ語・フランス語学科では、帰国子女および既習者のために「既習者クラス」を設け、より高度な語学力の養成を行っている。ことに、フランス語学科における本学入試でのフランス語受験者および入学者は、併設校でフランス語教育を行っていない大学としては日本最大級であろう。このため、進度の早い者には早くから専門教育を受けさせるなど、フレキシブルな対応をしている。

各学科ともに必修科目となっている「演習」は、3・4年次生が合同で合宿を実施している。

ドイツ語・フランス語学科では主に1・2年次生を対象に夏季語学研修合宿（国内）を行っている。学内外の外国人講師が参加し、本学専任教員が実施面を担当している。

ドイツ語・フランス語学科では1・2年次の「LL」科目、英語学科では「音声学」と「スピーチ・クリニック」でLL教室を使用し、AV機器を用いた指導を行っている。

学部共通科目の「コンピュータ概論」では、ティーチング・アシスタントを使い、コンピュータ初心者のためにきめ細かい指導をしている。

これらのことに関連する問題・改善点としては、少人数教育を効果的に行うため、授業形態に応じた可動式の机・椅子を備えた教室の充実、学生のためのAV機器用自習室の充実などがあげられる。さらには、「卒業論文」に関して論文指導を行う担当者が定められてい

るが、時間割外の科目であるため十分な指導が行われているとは言いがたい。卒論指導を新たに一つの科目として設けることが望まれる。

【基礎データ調書】「講義室、演習室等の面積・規模一覧表」「学生用実験・実習室面積・規模一覧表」参照

#### (10) 学生による授業評価

外国語学部では、教員自身の自己評価と教授法の向上に資するために、学生の教員に対する授業評価の制度を現在検討しているところである。教員の仕事は研究と教育の両面にわたるので、刊行物による研究発表だけでなく教育面も評価する必要がある。そのため的手段として、学生による授業評価がもっともふさわしいと考えられる。ただし、乱用を防ぐために、統計処理をした結果だけを公開し、個人情報には本人だけがアクセスして参考にするというような方策が考慮されなければならないだろう。



## 学生国外留学に関する細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、獨協大学学則第19条の6および獨協大学大学院学則第12条第2項に基づき、獨協大学(以下「本学」という。)学生の国外への留学に関し、必要な事項を定める。

## (留学の定義)

第2条 この細則で留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と外国の大学との協定に基づき、本学の許可を得て留学するとき。
  - (2) 学修または研究の必要から、本学の許可を得て、外国の大学またはそれに相当する高等教育・研究機関で、正規の授業を受けるか研究に従事するとき。
- 2 前項第1号により留学する学生を交換留学生といい、第2号により留学する学生を認定留学生という。
- 3 3ヵ月未満の国外留学を短期留学といい、3ヵ月以上の国外留学を長期留学という。短期留学については別に定める。

## (留学の対象大学)

第3条 留学の対象となる外国の機関は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学と協定を結んだ大学
- (2) 学長が認定した学士及び学位の授与権を持つ大学
- (3) 学長が大学に相当すると認めた高等教育・研究機関

## (留学の資格)

第4条 学部の学生で留学できる者は、次に掲げる各学部学科所定の単位を修得していなければならない。

学部	学 科	第2学年	第3学年	第4学年
外 国 語	ドイツ語学科	外国語科目 12 単位を含む 32 単位以上	64 単位以上	演習 1 科目を含む 96 単位以上
	英語学科	外国語科目 12 単位を含む 32 単位以上	64 単位以上	演習 1 科目を含む 96 単位以上
	フランス語学科	外国語科目 12 単位を含む 32 単位以上	64 単位以上	演習 1 科目を含む 96 単位以上
経 済	経済学科	第一外国語 4 単位を含む 32 単位以上	64 単位以上	演習 I、外書 I を含む 96 単位以上
	経営学科	第一外国語 4 単位を含む 32 単位以上	64 単位以上	演習 I、外書 I を含む 96 単位以上
法	法律学科	32 単位以上	64 単位以上	96 単位以上

2 大学院の学生で留学できる者は、各研究科の定めるところによる。

## (出願の手続)

第5条 留学を志願する者は、所定の留学願を定められた期間に学長に提出しなければならない。

- 2 前項の留学願には、留学計画書(留学先、滞在予定住所、専攻学部学科・留学期間および留学目的等)を添付し、原則として受け入れ機関の入学または聴講の許可書を添えなければならない。

## (留学の許可)

第6条 留学の許可は、国際交流委員会の議を経て、学長が決定する。

( 留学できる期間 )

第 7 条 留学期間は 1 年までとする。特に必要と認められる場合はその期間を延長することができる。

2 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の 2 ヶ月前までに、留学期間延長願を学長に提出しなければならない。

3 学長は、国際交流委員会の議を経て、留学期間の延長を許可することができる。

( 在学期間への繰入れ )

第 8 条 留学期間は、国内在学期間と留学期間とを含めて 4 年を超えない範囲とし、在学期間に算入する。

2 留学中の者で前項の範囲を超える者は、留学延長願とあわせて、留学休学願を学長に提出し、特に必要と認められる場合にかぎり、この間の修得単位を認められることがある。

3 大学院学生の留学期間は大学院学則第 22 条第 2 項による。

( 留学終了の手續 )

第 9 条 交換留学生および認定留学生は、帰国の日から 1 ヶ月以内に、所定の留学終了届を学長に提出しなければならない。

( 修得単位の取扱い )

第 10 条 留学期間中に留学先大学で修得した単位は、下記の書類を留学終了届に添えて提出した者に限り、学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）の承認を得て、30 単位（大学院にあっては 10 単位）を限度として、本学の卒業（大学院にあっては学位取得）に必要な単位に振替または換算することができる。

提出書類 1 留学先大学で発行した履修科目の成績証明書またはそれにかわるもの

2 履修科目の時間数及び単位数を証明する文書またはそれにかわるもの

3 「単位振替・換算願」

4 その他必要と認められるもの

( 留学中に修得した単位の認定日 )

第 11 条 留学中に修得した単位の認定日は、帰国学年度（以下「年度」という。）の判定会議日とする。

( 履修科目の登録 )

第 12 条 学年暦の差異によって生ずる履修手續上の取扱いは、特殊な事情を考慮し、次の方法によるものとする。

(1) 前学期終了後に留学する場合は、留学年度において、履修科目を 4 月に登録し、履修することができる。

(2) 帰国年度の科目登録は次の方法による。

イ 4 月末日までに留学終了届を提出した者は、通常の手続による。

ロ 6 月 10 日までに留学終了届を提出できる者は、4 月の定められた期間に代理人により、通年科目と後期完結科目を登録することができる。

ハ 9 月 23 日までに留学終了届を提出した者は、後期完結科目を登録することができる。

ニ 9 月 23 日までに留学終了届を提出した者は、留学前に登録した科目を原則として継続して履修することができる。

( 留学許可の取消 )

第 13 条 学長は、次の各号に該当する交換留学生または認定留学生について、学生が留学している外国の機関の長と協議し、国際交流委員会の議を経て、留学の許可を取消することができる。

(1) 学修または研究の実があがらないと認められる者

- (2) この細則の定める義務を怠った者
  - (3) 学生査証が認められない者
  - (4) その他、学生としての本分に反した者
- (留学中の学費)

第 14 条 交換留学生には授業料の全額を免除し、認定留学生には半額を減ずる。ただし、大学院に在籍する認定留学生については、授業料の全額を免除する。

2 留学期間中の留学先大学の学費は原則として自己負担とする。ただし、協定校に交換留学する場合は別に定める。

(留学生特別奨学金)

第 15 条 交換留学生および認定留学生には、国際奨学金を貸与または給付することができる。

2 国際奨学金の範囲は、留学先大学の学費・渡航費・滞在費とがある。

3 国際奨学金を受けようとする者は、学長に願い出て、国際交流委員会が行う試験に、合格しなければならない。

(交換留学生への特例)

第 16 条 交換留学生の取扱いについては、この細則の定めによるほか、大学間協定の内容に基づき、特定の取扱いをすることができる。

(改正)

第 17 条 この細則の改正は、国際交流委員会の発議により、全学教授会(大学院にあっては、大学院委員会)の議を経なければならない。

## 学生短期留学に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、獨協大学学生国外留学に関する細則第2条第3項に基づき、獨協大学(以下「本学」という)が本学の学生を対象とする3ヵ月未満の短期留学を計画・実施する場合に必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 短期留学は本学の学生に対して、本学と協定を結んだ外国の大学または大学に相当する高等教育機関(以下「協定校」という)における修学の機会を与え、外国の文化・言語・自然・社会などに関する知識を修得させ、あわせて外国の市民や学生との親交を通じて豊かな国際感覚を養わせることを主な目的とする。

### (計画および実施)

第3条 短期留学に必要な計画は、国際交流委員会の議を経て実施するものとする。

### (計画の要綱)

第4条 短期留学計画の作成にあたっては、次の事項を定めなければならない。

- (1) 対象となる協定校
- (2) 期間および学修内容
- (3) 資格および募集人員
- (4) 選抜方法
- (5) 学生が負担すべき費用の概算、ならびに本学が負担すべき経費の総額および主要な内訳
- (6) 奨学金に関する事項

### (単位の認定)

第5条 学部教授会(大学院にあっては研究科委員会)は、国際交流委員会の議を経て、短期留学により修得した単位を本学所定の基準に基づき、本学で修得すべき授業科目の単位として認定することができる。

### (実施の細目)

第6条 この細則に定める短期留学の実施に関する細目は、別に定める。

### (改正)

第7条 この細則の改正は、国際交流委員会の発議により、全学教授会(大学院にあっては大学院委員会)の議を経なければならない。

## 他大学で修得した単位の認定（再入学および本学卒業の学士入学を含む）に関する細則

## （趣旨）

第1条 この細則は学則第19条の6および第35条に基づいて、本学で新たに学籍を取得する以前に本学および他大学（外国の大学を含む。）で修得した単位の認定ならびに本学在籍中に国内の他大学で修得した単位の認定に関する事項を定める。

## （新たに第1学年に入学した者の既修得単位）

第3条 他大学または短期大学を卒業または退学して第1学年に入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

2 認定できる単位の限度は、次のとおりとする。

学部	学 科	認 定 単 位
外国語	ドイツ語学科	20単位まで
	英語学科	20単位まで
	フランス語学科	進級要件をみたさない範囲で20単位まで
経済	経済学科	20単位まで
	経営学科	20単位まで
法	法律学科	20単位まで

## （編入学）

第4条 他大学または短期大学を卒業または退学して第2学年に編入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

2 認定できる単位の限度は、次のとおりとする。

学部	学 科	認 定 単 位
外国語	ドイツ語学科	42単位まで（このうちドイツ語Ⅰ、英語Ⅰの合計14単位は既に修得したものとみなし一括認定とする。）
	英語学科	48単位まで
	フランス語学科	42単位まで（このうちフランス語Ⅰ、英語Ⅰの合計14単位は既に修得したものとみなし一括認定とする。）
経済	経済学科	40単位まで
	経営学科	40単位まで
法	法律学科	40単位まで

第5条 短期大学を卒業または他大学を退学して第3学年に編入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

2 認定できる単位の限度は、次のとおりとする。

学部	学 科	認 定 単 位
外 国 語	ドイツ語学科	84 単位まで(このうち学科基礎科目 30 単位は既に修得したものとみなし一括認定とする。)
	英語学科	96 単位まで
	フランス語学科	84 単位まで(このうち学科基礎科目 30 単位は既に修得したものとみなし一括認定とする。)
経 済	経済学科	60 単位まで
	経営学科	60 単位まで
法	法律学科	60 単位まで

第 5 条の 2 高等専門学校を卒業して入学した者については、前 3 条の規定を準用し、既に修得した単位の一部を認定することができる。

(学士入学)

第 6 条 本学または他大学を卒業して学士入学した者については、卒業単位を満たさない範囲で、既に修得した単位の一部を認定することができる。

2 以下の科目については、原則としてすでに修得したものとみなす。ただし、特定科目の履修を要求することがある。

学部	学 科	認 定 単 位
外 国 語	ドイツ語学科	学科基礎科目(30 単位)及び学部共通科目(28 単位)の単位を一括して認定
	英語学科	学科基礎科目(32 単位)の単位を認定
	フランス語学科	学科基礎科目(30 単位)及び学部共通科目(28 単位)の単位を一括して認定
経 済	経済学科	一般基礎科目(24 単位)及び第一外国語(必修 2 科目 4 単位)の単位を一括して認定
	経営学科	一般基礎科目(24 単位)及び第一外国語(必修 2 科目 4 単位)の単位を一括して認定
法	法律学科	外国語科目(16 単位)及び基礎科目(28 単位)の単位を認定

第 9 条 この細則の改正は、教務委員会の発議により全学教授会の議を経なければならない。

#### 附 則

この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 学年入学者は平成 6 年度から、第 2 学年入学者は平成 7 年度から、第 3 学年入学者は平成 8 年度から、第 4 学年入学者は平成 9 年度からそれぞれ本細則を適用する。これ以前の入学者については、なお従前の例による。

## 外国人学生の授業科目履修に関する特例

(特例の適用)

第1条 この特例は、獨協大学学則第35条に基づいて本学に入学した学生に適用する。

(諸規程の遵守)

第2条 外国人学生は、獨協大学学則・獨協大学外国人学生及び外国人留学生の受入れに関する細則並びに関連する諸規則の他に、この特例に従わなければならない。

(外国語科目の履修)

第3条 外国人留学生は、各学部学科が指定する外国語科目を次のとおり履修するものとする。

(1) 第一外国語の履修は次のとおりとする。

イ 外国語学部においては、ドイツ語学科はドイツ語、英語学科は英語、フランス語学科はフランス語を履修する。

ロ 経済学部及び法学部においては、日本語を履修する。

(2) 第二外国語の履修は次のとおりとする。

イ 外国語学部においては、日本語を履修する。学則上の第二外国語を第三外国語として履修する。

ロ 経済学部及び法学部においては、英語を履修する。

(3) 学部学科別の外国語は、次の表に基づいて履修する。

学部	学 科	外国語の履修単位数と配当学年
外国語	ドイツ語	一外・ドイツ語 24単位(1年12単位、2年12単位) 二外・日本語 8単位(1年4単位、2年4単位)
	英語	一外・英語 10単位(1年8単位、2年2単位) 二外・日本語 8単位(1年4単位、2年4単位)
	フランス語	一外・フランス語 (未修者)24単位(1、2年各12単位) (既修者)22単位(1年10単位、2年12単位) 二外・日本語 8単位(1年4単位、2年4単位)
経済	経済	一外・日本語 16単位(必修4、選択12)(1年6(4必2選)単位、 2・3年各4単位、4年2単位(選)) 二外・英語 4単位(選択4)(1年2単位、2年2単位)
	経営	一外・日本語 16単位(必修4、選択12)(1年6(4必2選)単位、 2・3年各4単位、4年2単位(選)) 二外・英語 4単位(選択4)(1年2単位、2年2単位)
法	法律	一外・日本語 16単位(1年6(4必2選)単位、2年4単位(必)、 3年4単位(選)、4年2単位(選)) 二外・英語 8単位(1年4単位、2年4単位)

(日本事情科目の履修)

第4条 外国人留学生は、日本事情に関する科目として次の科目を履修するものとする。ただし、その一部又は、全部を免ずることがある。

日本の文学・芸術に関する科目 4 単位

日本の歴史・文化に関する科目 4 単位

日本の政治・経済に関する科目 4 単位

(履修方法等の協議)

第 5 条 日本語及び日本事情に関する科目の指定及び履修方法については、日本語課程委員会が学生の所属する学部及び関連機関と協議のうえ扱う。

(改正)

第 6 条 この特例の改正は、日本語課程委員会の発議により全学教授会の議を経なければならない。



## 帰国子女学生の授業科目履修に関する特例

(特例の適用)

第1条 この特例は、獨協大学学則第35条の2に基づいて本学に入学した学生に適用する。

(諸規程の遵守)

第2条 帰国子女学生は、獨協大学学則、獨協大学帰国子女学生の受け入れに関する細則及び関連する諸規程の他に、この特例に従わなければならない。

(外国語科目の履修)

第3条 帰国子女学生は、各学部学科が指定する外国語科目を次のとおり履修するものとする。

(1) 第一外国語の履修は次のとおりとする。

イ 外国語学部においては、ドイツ語学科はドイツ語、英語学科は英語、フランス語学科はフランス語を履修する。

ロ 経済学部及び法学部においては、ドイツ語、英語、フランス語のうちいずれか一カ国語を履修する。

(2) 第二外国語の履修は次のとおりとする。

イ 第一外国語がドイツ語又はフランス語の者は、英語とする。

ロ 第一外国語が英語の者は、ドイツ語又はフランス語のうちいずれか一カ国語を履修する。

ただし、英語学科においてはドイツ語、フランス語、スペイン語のうちいずれか一カ国語を履修する。

(3) 第二外国語の一部又は全部にかえて日本語を履修する。ただし、次号に規定する単位を超えて第二外国語を履修させることがある。

(4) 学部学科別の外国語は次の表に基づいて履修する。

学部	学 科	外国語の履修単位数と配当学年
外国語	ドイツ語	一外・ドイツ語 24単位(1、2年各12単位) 二外・英語 8単位(1年4単位、2年4単位)
	英語	一外・英語 10単位(1年8単位、2年2単位) 二外・ドイツ語・フランス語・スペイン語のうち一カ国語 8単位(1年4単位、2年4単位)
	フランス語	一外・フランス語(未修者)24単位(1、2年各12単位)(既修者)22単位 (1年10単位、2年12単位) 二外・英語 8単位(1年4単位、2年4単位)
経済	経済	一外・ドイツ語・英語・フランス語のうち一カ国語 8単位(必修4、選択4)(1年4単位、2年4単位) 二外・第一外国語が英語の場合は、ドイツ語又はフランス語 4単位(選択4)(1年4単位) 第一外国語がドイツ語又はフランス語の場合は英語

	経営	一外・ドイツ語・英語・フランス語のうちカ国語 8単位(必修4、選択4) (1年4単位、2年4単位) 二外・ 第一外国語が英語の場合は、ドイツ語又はフランス語 4単位(選択4) (1年4単位) 第一外国語がドイツ語又はフランス語の場合は英語
法	法律	一外・ドイツ語・英語・フランス語のうちカ国語 8単位(1年4単位、2年4単位) 二外・ 第一外国語が英語の場合は、ドイツ語又はフランス語 8単位(1年4単位、2年4単位) 第一外国語がドイツ語又はフランス語の場合は英語

(日本事情科目の履修)

第4条 帰国子女学生は、日本事情に関する科目として次の科目を履修するものとする。ただし、その一部又は全部を免ずることがある。

日本の文学・芸術に関する科目 4単位

日本の歴史・文化に関する科目 4単位

日本の政治・経済に関する科目 4単位

(履修方法等の協議)

第5条 日本語及び日本事情に関する科目の指定及び履修方法などについては、日本語課程委員会が学生の所属する学部及び関連機関と協議のうえ扱う。

(改正)

第6条 この特例の改正は、日本語課程委員会の発議により全学教授会の議を経なければならない。

## 経済学部（経済学科・経営学科）

### （1）教育課程と教育理念・目的

#### A．沿革

本学の教育理念・目的は、学則第1条に定められている。即ち、「社会の要求する学術の理論および応用を研究・教授することによって人間を形成し」「外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を養成することを目的とする」のである。学則第1条の前半は、本学を創設し初代学長をつとめた天野貞祐が定めた「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の精神を規定し、後半は1883(明治16)年に創立された獨逸学協会学校以来、獨協学園の伝統を形成してきた外国語教育を基礎におく、国際的感覚にすぐれた人材を育成することを意味している。

天野貞祐は、本学がこうした建学の理念の実現に向けた文化的倫理的教育共同体であるべきことを強調した。これを背景とし、旧帝国大学にみられる学部セクショナリズムを排して、私学としての学風を形成すべく教学運営は全学教授会一本で行うこととし、教育課程も入学後2年間は教養部において全学共通とした。この教育課程は、天野貞祐が本学を教養大学とする構想を反映したところにあると考えられる。

経済学部のカリキュラムは、旧学則第13条および「進級・進学に関する細則」にもとづき、原則として教養部において一般教育科目36単位、外国語科目24単位、保健体育科目4単位を修得したのち、経済学部に進学して専門科目80単位を履修する形となっていた。このような教育課程の編成は、形式的には教養教育・外国語教育を重視する本学の教育理念に合致し、私学のユニークな教育方針として経済学部を特色づけることに貢献したが、実態として次のような問題点を含むものでもあった。

学生が経済学部に入學しても、当初の2年間は教養科目・外国語科目を履修するばかりであり、1年次では専門科目の配当はなく、2年次に若干の専門課程への基礎的科目が開設されているにすぎなかった。教養部の2年間における専門科目の学習機会に対するいちじらしい制約は、学生の勉学意欲を喪失させる大きな要因になった。

外国語科目24単位の履修は、1・2年次を通じて毎週6コマの外国語の授業が行われることを意味し、外国語を専門としない経済学部の学生には過重な負担となった。さらに、「進級・進学に関する細則」により、外国語科目の取得単位不足により留年するケースが多く、留年学生は専門外科目の単位不足による留年という過酷な負担を強いられた。また、外国語科目の単位数が過大であることを反映して卒業単位は144単位となり、増加単位の問題をひき起した。

実際に授業を担当する教員は、一般教育科目と保健体育科目については教養部に所属し、外国語科目については外国語学部にも所属していた。このため、学生は経済学部に入學しながら、経済学部教員の直接的な指導を受ける機会が大幅に制限されていた。学生に対

する指導誘掖を重要視している本学にとって、このことは一つの矛盾であった。

経済学部のカリキュラムは、学部の専門教育の観点から教養教育・外国語教育を体系化したものとはいい難く、それぞれの分野の教育が別個に独立的に行われていた。このことは、それぞれの教育を担当する教員集団が のように異なる学部にも所属していたことから、学部のイニシアティブにより経済学部の学生にふさわしい教養教育・外国語教育について検討し、調整をはかることが困難であるという状況に基因するところが大きかった。また、教養課程について教養部と他の学部が議論することは、教養課程の教育を検討する会議が設けられたこともあったが、慣行としても現実としても難しかった。

このような本学部の教育課程に内包されていた問題は次第に顕在化してきたが、開学以来、1993(平成5)年度までの30年間、カリキュラムの部分的改正はしばしば行われて現行カリキュラムへの萌芽はみられたものの、抜本的改革には至らなかった。カリキュラムの一部改正については、例えば、複数の講師が共通テーマを多角的に講義する「総合講座」の開設、すべての選択必修科目の選択科目への移行、既設科目の一部廃止、新設科目の開設などがあげられる。これらの改正は、時代のニーズへの対応・学生の自発的な勉学意欲の喚起・専門教育の充実・カリキュラムの活性化などを意図したものであった。あるいは、設置申請を予定していた大学院のカリキュラムとの整合性を配慮したものであった。

経済学部カリキュラムの抜本的改革については、1991(平成3)年度の大学設置基準大綱化を受け、1992(平成4)年度のカリキュラムの全学的・本格的な検討の中で、経済学部の主体的な論議が進められた。全学的には教養部が廃止され、全学部統一のカリキュラムに従って教養課程を修める体制は改められ、各学部において学部教育の観点から専門教育との適切な組合せの中で教養教育を行うこととなった。また、本学唯一の教授会であった全学教授会に加え、学部の教学事項を審議する学部教授会が設置されることになった。経済学部の新カリキュラムは、1992(平成4)年3月に学部で決定され、1994(平成6)年度から実施されている。

## B. 現状の説明

新カリキュラムに盛られている経済学部の教育目標は、獨協学園の伝統に沿い本学の建学の理念を踏まえつつ、「21世紀の世界と日本で活躍できる教養あるエコノミストを社会に送り出すこと」(『獨協大学経済学部授業内容ガイド—この学部・学科で何を学ぶか—1996』表紙裏頁)である。これを敷衍すれば、「高度に発達した日本経済が国際的にも大きく飛躍して評価されている現代において、時代の要請と内外の需要に対応した経済人の育成を目標にしている」(『1996年度履修の手引(1994年度以降入学者)』88頁)ということになる。

カリキュラム改正の趣旨は、次のようなものである。(1992(平成4)年3月「経済学

部カリキュラム改革（案）3、趣旨」2頁）

「獨協大学経済学部が開設された1960年代中頃から80年代中頃までの日本は、高度経済成長を達成し、大量消費経済の繁栄の上に、国民経済のストックにおける水準のより一層の充実向上と、内外の経済・社会・福祉の諸問題への責任ある立場を持つことになった。

いよいよ21世紀を迎えるにあたり、大学教育、とくに学部教育の分野でも、従来通りの社会科学の諸学の学習・研究だけでは、その実際的な対応が不十分になってきたことが明らかである。

狭い視座や固定的な方法論、伝統的な技術の蓄積的な修得だけでは、もはや世界と日本の広範なニーズに応えることはできない。約30年間、ほぼ同体質・同体系の教育課程とカリキュラムで教育活動を行ってきた本学部も、大学設置基準の大幅な改革と大綱化に依拠しつつ、大学と学部の活性化と総合性・多様性・学際性をもったカリキュラム体制づくりを決断したのである。

学部学生が1年次から4年次まで、一貫性をもち体系性を備え融合性を含んだカリキュラム体制の中で学習する道筋を、この改革によって確保することにした。「一般」「基礎」「専門」（専門基礎・主要専門・一般専門）の区別を貫徹する統一性をもったカリキュラムを作成した。専門教育を見直す中から、基礎教育や一般教育あるいは外国語教育の見直しが真に可能となり、全体として一貫性をもった経済学部の両学科カリキュラムが形成されたと考えている。

両学科ともに「専門基礎」「一般基礎」から「主要専門」「一般専門」に至るまで、広範な社会的ニーズに応えつつ、21世紀の世界と日本で活躍できるエコノミストにとって、必要な人間教育・人格教育・専門教育・教養教育、あるいは知育・徳育・体育の三育教育の全体系が構成されていると考える次第である。」

このような趣旨にもとづき、授業科目は、一般基礎科目群・専門基礎科目群・主要専門科目群・一般専門科目群の4つから構成され、授業科目名は表1のように学則別表に定められている。（上記『履修の手引』82 - 85頁）

これら授業科目群のカリキュラム上の位置づけについては、上記『履修の手引』89頁で次のように説明されている。「一般基礎科目・・・専門諸学に先立ち、一般的かつ基礎的な学力を修めるもの、専門基礎科目・・・専門分野のうち、もっとも基礎的な学問を養うもの、主要専門科目・・・学科の専門的知識を深めるために学習するもの、一般専門科目・・・幅広い専門科目および学際的知識を習得するもの。」

この新しいカリキュラムの特色について、上記『授業内容ガイド』では、それぞれの学科ごとに次のように説明している。

### 経済学科の特色

「経済学科のカリキュラムの特徴は、経済学を体系的・総合的に学ぶことを目的としてい

ます。経済理論と現実の経済現象を常に対比しながら、日本だけでなく世界の経済状況にも目を向け、裾野の広い経済学分野を段階的に学習しています。

そのため、必修の「経済学」「統計学」をはじめ 専門基礎科目群 の科目のほとんどは、第1学年から履修できるよう、カリキュラムを編成しています。

次に、主要専門科目群 の中で、「国民所得論」「国際経済論」「地域経済論(6地域)」などが、第2学年から履修できるようになっています。そして、第3・4学年の「演習I・II」(ゼミ)が必修となっているのは、大学における少人数教育の重要性を痛感しているからにほかなりません。

一般専門科目群 では、第1学年の「第一外国語」と第2学年の「外国書研究I」が必修のほか、コンピュータ関連、経営情報関連、および「地域精神衛生論」等の科目も学べます。」

### 経営学科の特色

「経営学科は、個々の企業や経営活動を研究の対象とします。そのため、今日の複雑な社会構造の中で、日々変動するビジネスの動向や企業の経営戦略などの具体的課題について、どのように判断し、どのように決定していくかを分析する手法と理論を学ぶことが必要とされます。

表 1

別表 - 1 経済学科

別表 - 1 - (1) 一般基礎科目群

	授業科目	単位
一般基礎科目群	文学 (日本文学・世界文学)	4
	国語	4
	歴史学 (日本史・東洋史・西洋史)	4
	日本文化論 (風土・歴史・社会・芸術・芸能)	4
	思想 (哲学・宗教)	4
	法学 (日本国憲法 2 単位を含む)	4
	地理学	4
	民俗学	4
	心理学	4
	数学	4
	自然科学概論	4
	保健論	4
	体育	2
	体育理論	2

別表 - 1 - (2) 専門基礎科目群

	授業科目	単位
専門基礎科目群	経済学	4
	経済原論	4
	日本経済史	4
	経済地理	4
	経済政策	4
	日本経済論	4
	統計学	4
	経済統計	4
	情報処理概論	4

別表 - 1 - (3) 主要専門科目群

主要専門科目群	部門	授業科目	単位
	演習	演習 I	4
		演習	4
	理論	計量経済学	4
		国民所得論	4
		経済変動論	4
		近代経済学	4
		経済社会学	4
		経済学史	4
		経済哲学	4
	歴史	一般経済史	4
		日本社会史	4
		西洋経済史	4
		東洋経済史	4
	政策	国際経済論	4
		産業構造論	4
		産業組織論	4
		流通経済論	4
		交通経済論	4
		経済開発論	4
地域経済論(1)		4	
地域経済論(2)		4	
地域経済論(3)		4	
地域経済論(4)		4	
地域経済論(5)		4	
地域経済論(6)		4	
地域産業政策論		4	
社会政策		4	
労働経済論	4		
財政・金融	財政学	4	
	日本財政論	4	
	地方財政論	4	
	公共経済学	4	
	金融論	4	
国際金融論	4		

別表 - 1 - (4) 一般専門科目群

一般専門科目群	部門	授業科目	単位
	社会経済	人口論	4
		社会科学概論	4
		環境社会学	4
		地域精神衛生論	4
	経営情報	経営学	4
		保険論	4
		会計学	4
		応用統計学	4
		プログラミング論	4
	情報処理論	4	
	法律・政治	民法	4
		商法	4
		国際法	4
		政治学総論	4
	外国語	第一外国語	2
		第二外国語	2
		外国書研究 I	4
		外国書研究	4
		貿易英語	4
経済英語		4	
その他	* 総合講座(1)	4	
	* 総合講座(2)	4	
	特殊講義 A	4	
	** 特殊講義 B	2	

## 備考

- (1) 卒業単位数は必修 32 単位、選択 100 単位、合計して最低 132 単位以上修得するものとする。132 単位の内訳は、一般基礎科目 24 単位以上、各種専門科目 108 単位以上(うち主要専門科目を 52 単位以上、専門基礎科目を 24 単位以上、一般専門科目を 8 単位以上)である。
- (2) 印は必修科目、無印は選択科目を示す。各種専門科目(必修科目を除く)のうち、28 単位までは経済学部他学科および他学部のそれぞれ対応する科目群内で代用できる。他学部の科目の単位は 12 単位以内とし一般専門科目群(外国語部門を除く)に代用できるものとする。
- (3) 第一外国語は、英語、ドイツ語、フランス語のうちいずれか一カ国語とする。英語を第一外国語とする場合、第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語とする。ドイツ語、フランス語を第一外国語とする場合、英語を第二外国語とする。第一外国語は 4 単位修得するものとする。
- (4) 「\*」、「\*\*」の講義科目は年度毎に定める。
- (5) 「\*\*」は半年で完結する。
- 本表は 1994 年度入学者より適用する。

別表 - 2 経営学科

別表 - 2 - (1) 一般基礎科目群

	授業科目	単位
一般基礎科目群	文学 (日本文学・世界文学)	4
	国語	4
	歴史学 (日本史・東洋史・西洋史)	4
	日本文化論 (風土・歴史・社会・芸術・芸能)	4
	思想 (哲学・宗教)	4
	法学 (日本国憲法2単位を含む)	4
	地理学	4
	民俗学	4
	心理学	4
	数学	4
	自然科学概論	4
	保健論	4
	体育	2
	体育理論	2

別表 - 2 - (2) 専門基礎科目群

	授業科目	単位
専門基礎科目群	経済学	4
	経営学総論	4
	マーケティング論	4
	企業論	4
	貿易論	4
	簿記原理	4
	会計学原理	4
	統計学	4
	情報処理概論	4



別表 - 2 - (3) 主要専門科目群

主要専門科目群	部門	授業科目	単位
	演習	演習Ⅰ	4
		演習	4
	経営	経営管理論	4
		経営財務論	4
		経営労務論	4
		財務管理論	4
		国際経営論	4
	歴史	一般経営史	4
		日本経営史	4
	商業	行動科学論	4
		広告論	4
		交通論	4
		証券市場論	4
	企業	保険論	4
		企業形態論	4
		中小企業論	4
	会計	協同組合論	4
		財務会計論	4
		社会会計論	4
管理会計論		4	
経営分析論		4	
原価計算論		4	
会計監査論		4	
税務会計論		4	
上級簿記		4	
情報		管理工学	4
	経営数学	4	
	応用統計学	4	
	オペレーションズ・リサーチ	4	
	システムズ・エンジニアリング	4	
	情報システム論	4	
	標本調査論	4	
	情報検索論	4	
	プログラミング論	4	
	情報処理論(1)	4	
	情報処理論(2)	4	
	情報処理論(3)	4	

別表 - 2 - (4) 一般専門科目群

一般専門科目群	部門	授業科目	単位
	高齢社会	老年社会学	4
		健康社会学	4
		福祉政策論	4
		宗教学	4
	経済・法律・政治	高齢者エルゴノミクス	4
		経済原論	4
		国際経済論	4
		民法	4
		商法	4
		国際法	4
	外国語	政治学総論	4
		第一外国語	2
		第二外国語	2
		外国書研究Ⅰ	4
		外国書研究	4
	その他	貿易英語	4
		経営英語	4
		* 総合講座(1)	4
		* 総合講座(2)	4
特殊講義 A		4	
	** 特殊講義 B	2	

## 備考

(1) 卒業単位数は必修 32 単位、選択 100 単位、合計して最低 132 単位以上修得するものとする。132 単位の内訳は、一般基礎科目 24 単位以上、各種専門科目 108 単位以上（うち主要専門科目を 52 単位以上、専門基礎科目を 24 単位以上、一般専門科目を 8 単位以上）である。

(2) 印は必修科目、無印は選択科目を示す。各種専門科目（必修科目を除く）のうち、28 単位までは経済学部他学科および他学部のそれぞれ対応する科目群内で代用できる。他学部の科目の単位は 12 単位以内とし一般専門科目群（外国語部門を除く）に代用できるものとする。

(3) 第一外国語は、英語、ドイツ語、フランス語のうちいずれか一ヶ国語とする。英語を第一外国語とする場合、第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語とする。ドイツ語、フランス語を第一外国語とする場合、英語を第二外国語とする。第一外国語は 4 単位修得するものとする。

(4) 「\*」、「\*\*」の講義科目は年度毎に定める。

(5) 「\*\*」は半年で完結する。

○ 本表は 1994 年度入学者より適用する。

カリキュラムの特色は、次の5つに要約できます。

経営学科では、第1学年から基礎の専門科目を履修することができます。

主要専門科目は、「経営」「歴史」「商業」「企業」「会計」「情報」の6分野に分かれ、第2学年から第4学年にかけて履修することができます。

21世紀の高齢化社会に向けて、の隣接科目として「高齢社会」に関連する科目を設けています。

外国語については、第1学年から「第一外国語」「第二外国語」を学び、第2・3・4学年で「外国書研究Ⅰ・Ⅱ」「貿易英語」「経営英語」等のより専門的な語学を履修します。

「演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」は、少人数制の必修科目で、第3・4学年に一貫して学習します。」

### C. 点検・評価

専門科目群の顕著な特色は、主要専門科目群と一般専門科目群にみられる。両学科とも主要専門科目は伝統的な経済学・経営学の学習体系に則って配列され、その意味で専門的な体系性と整合している。加えて、経済学科においては地域経済論などグローバルなエリア・スタディに関する科目が数多く開設され、経営学科においては情報科学部門に最も多くの科目が配置されているという特色がある。この点で、国際的なセンスをもった人材の育成、グローバル化・高度情報化が進展している現代のニーズに対応する教育を目標とする本学・本学部の教育目的に照らし、主要専門科目群の教育課程は適切であるといえよう。

一般専門科目は、隣接諸科学・外国語科目・総合講座から構成されている。その特色としては、隣接諸科学の分野として経済学科では「社会経済」部門に「人口論」「社会科学概論」「環境社会学」「地域精神衛生論」などが置かれ、経営学科では「高齢社会」部門に「老年社会学」「健康社会学」「福祉政策論」「宗教学」「高齢者エルゴノミクス」などが新設されたことがあげられる。これらは、21世紀へ向かって高齢化社会を迎える日本における学際的なニューサイエンスの位置づけのもとに設置された。このようなカリキュラム編成は時代の社会的ニーズを先取りした意欲的なものであり、21世紀に生きる人間のあり方を考える人格教育としても評価し得る。

次に、一般専門科目群の中の外国語科目の分野について点検する。新カリキュラムにおいて、従来の教養課程の外国語と専門課程の外国書研究など外国語関連科目を一般専門科目の外国語部門としてまとめたことは、学部教育の一貫性の観点からカリキュラムを体系化したものといえる。しかし、従来の外国語必修24単位を第一外国語のみ必修2単位(学則上2単位だが、現実には4単位)としたことは、本学・本学部の教育目的に照して疑問があるといわざるを得ない。

外国語必修単位の大幅な削減は、上記のような旧カリキュラムに含まれている問題点(

専門学習機会の制約、学生の過重負担、学部教員の指導機会の制限)を解消する狙いがあることはいうまでもない。また、必修単位削減とはいえ、第一外国語についてはさらに4単位を選択履修でき、また第二外国語は選択科目として8単位まで履修可能であるから、外国語の学習に意欲的な学生は最大限16単位を修得でき、学生の主体的な学習機会は保障されている。内容的にも、必修の第一外国語「英語Ⅰ」は「会話」と「講読」が指定されているが、選択の「英語」は「講読」「作文」およびネイティブによる「会話特別クラス」を自由に選択できるようになっている。さらに、第二外国語としては、従来、英語(第一外国語がドイツ語またはフランス語のクラス)、ドイツ語・フランス語だけが置かれていたが、1992(平成4)年度からこれらにスペイン語・中国語・ロシア語が、さらに1993(平成5)年度からは韓国語が加えられた。これが新カリキュラムでも踏襲され外国語を多様化することにより学生の自発的な選択の幅が拡大できるように配慮している。以上のように、新カリキュラムは時間数・内容・外国語の種類などについて学生の外国語勉強意欲を刺激するよう工夫され、必修という制度的強制に依拠せず学習効果を高めることを意図している。しかし、カリキュラム改正の狙いは現実には活かされず、後記のような問題がみられる。

一般教養的科目グループに相当する一般基礎科目群の編成は、幅広い教養・総合的な判断力・豊かな人間性を養うという教養教育の趣旨に沿ったものであり、かつ専門科目学習の基盤を形成しているという意味合いにおいて学部教育との一貫性を保持し、さらに学部の教育目標とも合致したものであるといえよう。即ち、新カリキュラムでは、真の国際的エコノミストとして活躍するためには、「日本文学」「国語学」「日本史」「東洋史」「日本文化論」「地理学」(日本地誌)さらに「民俗学」「宗教」(仏教・神道・キリスト教)を含め、広義の「日本学」の学習が非常に重要な役割をもつという趣旨から、これらの科目を一般基礎科目群に含めているのである。

#### D. 長所と問題点

学部の教育目的に照らした教育課程の長所については、「点検・評価」における積極的評価に含まれていることから、ここでは問題点についてとりあげる。問題は、とりわけ一般専門科目群および一般基礎科目群にあると思われる。

経営学科の一般専門科目群に置かれている「高齢化社会」部門は、経済学科ではなく経営学科に設置されるべき根拠が見当たらない。この分野は学際的領域であることから、経営学の専門的な体系からみた妥当性については問わないとしても、学際的領域であれば経済学科の「社会経済」部門と統合・整理して両学科共通の一般専門科目とすることが検討されてよいのではないか。この部門に配置されている授業科目は9科目あるが、うち4科目(「人口論」「環境社会学」「健康社会学」「福祉政策論」)が1996(平成8)年度休講となっている現実からみても、これら部門の科目編成を再度点検する必要があるだろう。

一般専門科目群の中にある「外国語」部門に関しては、見逃すことができない資料がある。外国語必修単位を削減した意図は既述の通りであるが、新カリキュラムを実施して以来3年間の経験によれば、学生の外国語履修状況はカリキュラム改訂の意図とは異なることを示している。これを1996(平成8)年度のケースでチェックしてみる。第一外国語については、2年次選択の「英語」(2単位)受講率は2年次生の僅か8%に過ぎない。選択科目となった第二外国語については、1年次(4単位)では70%だが、2年次(2単位)には17%に急減する。第一外国語・第二外国語とも、3年次(2単位)にはほとんどゼロとなる。同様に、選択科目となった「外国書研究」の受講率も10%である。この状況は本年度に限られたものではなく、表2にみられる通り1995(平成7)年度も同様である。これは、外国語教育の重視を掲げている本学にとって、また国際的に活躍できるエコノミストの養成を目的としている本学部にとって、きわめて憂慮すべき事態である。

表2 2年生の外国語履修状況(第1外国語)1995(平成7)年度

外国語	経済学科			経営学科			学部計
	履修者	在籍者	履修率%	履修者	在籍者	履修率%	履修率%
ドイツ語	2	2	100.0	2	2	100.0	100.0
英語	52	430	12.0	36	504	7.1	9.4
フランス語	1	1	100.0	0	0	0.0	100.0
合計	55	433	12.7	38	506	7.5	9.9

同上 (第2外国語)1995(平成7)年度

外国語	経済学科			経営学科			学部計
	履修者	在籍者	履修率%	履修者	在籍者	履修率%	履修率%
英語	0	3	0.0	0	2	0.0	0.0
ドイツ語	13	174	7.4	8	178	4.4	5.9
フランス語	8	115	6.9	3	115	2.6	4.7
韓国語	5	6	83.3	3	14	21.4	40.0
ロシア語	5	8	62.5	3	22	13.6	26.6
スペイン語	20	71	28.1	3	78	3.8	15.4
中国語	6	56	10.7	5	97	5.1	7.1
合計	51	433	11.7	25	506	4.9	8.0

外国語教育についてのもう一つの問題は、前述の旧カリキュラムの問題点に関連している。カリキュラム改訂によって外国語科目は学部の教科課程の中に体系的に組み入れられたが、外国語教育担当者は外国書研究などを除けば、いぜんとして外国語学部教員であ

る。したがって、外国語教育の内容・レベルなどについて、経済学部から担当教員と相互に調整し、場合によっては担当教員に学部の希望するところを要請しなければ、教育内容を問わないままただ単に授業時間を削減しただけということになる。現在のところこのような状況にあり、このまま必修単位を増やしても十分な教育効果は期待し難い。

一般基礎科目群カリキュラムにおける問題の一つは、専門科目群との関連性である。経済学科の主要専門科目群の特色として地域研究の重視があげられ、「地域経済論」は6科目が配置されているが、これらの科目のガイダンスとなるような入門的科目、例えば「人類学」「民族学」などが一般基礎科目群には置かれていない。また、両学科には合計4科目の社会学関連科目が専門科目群にあるにもかかわらず、それらの履修の前段階となる「社会学」が一般基礎科目群にはない。教養的な基礎科目であっても、カリキュラム体系として専門科目との対応も考慮されなければならないと思われる。

もう一つの問題は、一般基礎科目群の軸となっている広義の「日本学」の中核としての「日本文化論」にある。新カリキュラムではとりわけ「日本文化論」を重要視し、その内容として、風土・歴史・社会・芸術・芸能に科目を分割しているが、現実には、風土に関する授業しか開講されておらず、文化論を細分化した意義や現実の開講可能性について問題があるといえよう。

#### E. 将来の改善・改革に向けた方策

先にあげた3つの問題点に関連して、ここで改善策を考えてみる。

既に、一般専門科目群について、最も特徴的な経済学科の「社会経済」部門および経営学科の「高齢社会」部門は、カリキュラムの再検討が必要であることを問題提起したが、経済学科の「経営情報」部門にも若干検討の余地があろう。例えば、この部門に「保険論」が入っていて「証券市場論」が含まれていない根拠はないように思われる。

「外国語」部門については、必修単位および教育内容の問題があることを既に指摘した。本学・本学部の教育目的に則り、将来、国際社会で活躍し得る語学力をもった人材を育成するためには、学生の自発的な外国語学習に委ねるばかりでなく、必修指定によって強制的に学習させることもある程度は必要である。必修と選択の望ましい割合について、早急に検討すべきである。また、学部教育の一貫性の観点から、学部学生に必要とされる外国語能力について学部としての見解をまとめ、外国語学部教員との調整をすみやかにはかる必要がある。

一般基礎科目群についてさらに検討すべき課題は、一般基礎科目ではほぼ伝統的な学問領域に対応する形で科目が置かれ、学習のインセンティブを弱めていると思われるところにある。学生の学問研究への関心を高め、幅広い総合的な判断力・理解力を習得させるために、現代社会が提起している問題そのものをテーマとする科目が設置され、専門科目への学習意欲を刺激することが望まれる。これによって、学際的な一般専門科目にも橋渡

しができることになろう。このような一般基礎科目の次の改革は困難を伴うが、学部教育の活性化の重要な手段となろう。

## (2) 教育課程の編成方法と特色

### A. 現状の説明

新カリキュラムにおける必修科目・選択科目の構成、および年次配当は、表3(次頁)のように定められている。

まず、必修・選択の区分についてとりあげる。かつての旧カリキュラムではこの区分は必修科目・選択必修科目・選択科目の3群から成り、必修指定科目は教養部(教養課程)において40単位(一般教育科目12単位、外国語科目24単位、保健体育科目4単位)、専門教育科目で20単位、合計60単位が指定され、選択必修は専門教育科目について32単位のうち20単位を修得することになっていた。必修の合計は80単位となり、卒業に必要な144単位の58%を数え、逆に選択科目は42%に過ぎなかった。

しかし、専門教育科目のうち、「外国経済書研究Ⅰ・Ⅱ」(経済学科)、「外国経営書研究Ⅰ・Ⅱ」(経営学科)の8単位、「経済学演習Ⅰ・Ⅱ」(経済学科)、「経営学演習Ⅰ・Ⅱ」(経営学科)の8単位については必修科目ではあるが多数の学部教員が担当し、学生はテーマおよび教員を選択し得るよう配慮されていた。

さらに、本学部では、学生の選択幅を拡大し、経済学・経営学にまたがる学際的な領域に対する学生の学習意欲に応えるため、一定の単位数(旧カリキュラムでは20単位、新カリキュラムでは28単位)まで他学科科目の履修を認めていた。この取り扱いとは別に、外国書研究と演習については履修のうえで学科間の制約は全くなく、いずれの学科に開設されたものでも全く自由に選択できるようになっていた。この両学科間の相互乗入れシステムは、開学以来、本学部の特色となって現在に至っている。また演習は必修であり、2年間にわたり同一指導教員のゼミに所属し、学問的研究ばかりでなく人間的交流をはかる重要な場であり、学部の専門教育の中核をなしていることから、演習履修の両学科乗入れシステムは学生の主体的な学習機会を保障するシステムとなっている。

これらカリキュラム上の工夫によって、学科履修上、必修科目のウェイトが高いという制約の中で、学生には科目選択の自由がかなり認められていた。しかし、必修科目が多いことは、いぜんとして問題を含んでいた。例えば、専門教育科目において、各学科固有の必修・選択必修が44単位あり卒業単位の過半数を占めていることと、専門教育の中核である演習・外国書研究が両学科を融合していることは、論理的には整合性がない。現実には、演習指導教員のガイダンスと個々の学生の主体的判断によって、この不整合の問題は適宜解決されていた。

これに対して、新カリキュラムでは必修科目を大幅に削減し選択必修科目は廃止した。すなわち、必修科目は32単位となり、卒業に必要な132単位の24%を占めるだけとなった。

表 3

## 経済学科 履修開始学年一覧

	1学年	2学年	3学年	4学年	必修 単位	選択単位
一般基礎 科目群	体育 2 体育理論 2				4	20
	文学 4 国語 4 歴史学 4	日本文化論 4 思想 4 法学 4	地理学 4 民俗学 4 心理学 4	数学 4 自然科学概論 4 保健論 4		
	経済学 4 統計学 4 経済原論 4 情報処理概論 4	日本経済史 4 経済地理 4	経済政策 4 日本経済論 4	経済統計 4		
主要専門科目群		国民所得論 4 国際経済論 4 交通経済論 4 労働経済論 4 一般経済史 4 地域経済論(1)~(6) 4 金融論 4	演習 4	演習 4	8	44
			計量経済学 4 産業構造論 4 公共経済学 4 経済変動論 4 産業組織論 4 国際金融論 4 近代経済学 4 流通経済論 4 経済社会学 4 経済開発論 4 経済学史 4 地域産業政策論 4 経済哲学 4 社会政策 4 日本社会史 4 財政学 4 西洋経済史 4 日本財政論 4 東洋経済史 4 地方財政論 4			
一般専門科目群	第一外国語 2 × 2 第二外国語 2 × 2	第一外国語 2 第二外国語 2	第一外国語 2 第二外国語 2		8	24
		外国書研究 4 経営学 4	外国書研究 4			
		人口論 4 プログラミング論 4 情報処理論 4	貿易英語 4 総合講座(1) 4 総合講座(2) 4	経済英語 4 特殊講義A 4 特殊講義B 2		
			社会科学概論 4 環境社会学 4 地域精神衛生論 4 保険論 4 会計学 4	応用統計学 4 民法 4 商法 4 国際法 4 政治学総論 4		
				32	100	132単位

\* 太字は必修科目を示す

\* &lt; &gt; 内の数字は科目の単位数を示す

\* 各科目の左の線を履修開始学年とする

\* 各科目の左右の線の間をその科目の望ましい履修学年とする

経営学科 履修開始学年一覧

	1学年	2学年	3学年	4学年	必修 単位	選択単位
科目群 一般基礎	<b>体育</b> 2 <b>体育理論</b> 2				4	20
	文学 4 国語 4 歴史学 4	日本文化論 4 思想 4 法学 4	地理学 4 民俗学 4 心理学 4	数学 4 自然科学概論 4 保健論 4		
	<b>経済学</b> 4 <b>簿記原理</b> 4	<b>経営学総論</b> 4				
科目群 専門基礎	情報処理概論 4 統計学 4	会計学原理 4			12	12
	マーケティング論 4 企業論 4 貿易論 4					
主要専門科目群		上級簿記 4 プログラミング論 4			8	44
		経営管理論 4 交通論 4 情報処理論(1)~(3) 4 国際経営論 4 財務会計論 4				
一般専門科目群	<b>第一外国語</b> 2×2	第一外国語 2	第一外国語 2		8	24
	<b>第二外国語</b> 2×2	第二外国語 2	第二外国語 2			
		<b>外国書研究</b> 4	外国書研究 4		8	100
		経済原論 4 老年社会学 4 健康社会学 4 宗教学 4	国際経済論 4 貿易英語 4 経営英語 4	総合講座(1) 4 総合講座(2) 4 特殊講義A 4 特殊講義B 2		
			福祉政策論 4 高齢者エルゴノミクス 4 民法 4	商法 4 国際法 4 政治学総論 4		
					32	100
					132単位	

- \* 太字は必修科目を示す
- \* < > 内の数字は科目の単位数を示す
- \* 各科目の左の線を履修開始学年とする
- \* 各科目の左右の線の間をその科目の望ましい履修学年とする



残る 100 単位は選択科目である。加えて、旧カリキュラムで認めてきた他学科科目による代替履修や演習・外国書研究の両学科乗入れを新カリキュラムでも継承している。

次に、授業科目の年次配当についてはどうか。改訂前の旧カリキュラムにおいては、1 年次では専門教育科目は全く配置されず、すべてが一般教育・外国語・保健体育などの科目であり、2 年次でも、専門教育科目は必修の「経済原論Ⅰ」「統計学」(経済学科)「経営学総論」「簿記」(経営学科) プラス 2 科目程度の基礎科目だけであった。このことは、幅広い知的教養の涵養や語学力の養成という意義はあったが、専門志向が強まる時代状況の中で、学生の学習意欲をいちじるしく低下させる原因となった。さらに、専門教育科目が 3 年次・4 年次に集中的に配当されていることは、経済学・経営学の段階的な体系的学習にとって、時間的制約から無理があるという問題もあった。

これに対して、新カリキュラムでは一般教養的な一般基礎科目については 1 年次から 4 年次まで履修できるものとし、専門教育的な科目については 1 年次から配置している。1 年次配当の専門教育科目は専門学習の基礎となる科目であり、経済学科では必修の「経済学」「統計学」ほか選択の 6 科目 24 単位、経営学科では必修の「経済学」「簿記原理」ほか選択の 6 科目 24 単位となっている。2 年次になると、さらに経済学科では必修「経済原論」のほか主要専門科目 7 科目 28 単位に、さらに一般専門科目がつけ加えられ、経営学科では、必修の「経営学総論」のほか主要専門科目 7 科目 28 単位に、さらに一般専門科目が付加されている。

## B. 点検・評価

選択科目履修単位の大幅な増加は、学生の科目選択における主体性をいちじるしく高め、幅広い学習機会が提供される中で自発的・意欲的な学習が期待できるようになった。さらに他学科科目の履修単位の増加は、演習・外国書研究の両学科相互乗入れに伴って生ずる他学科科目の履修幅を拡大し、上記の不整合の問題解決を容易にした。しかし他方では、必修単位の大幅な減少は学生の科目選択を無原則にし、授業や成績に関する学生間の風聞により科目選択が行われるなど、体系的な学習を妨げる恐れもある。

新カリキュラムにおける学科目の年次配当は、学生の強い専門学習のニーズを満たし学習機会を大幅に拡大させた。さらにこのことは、3・4 年次において、必修の「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」を基軸とする専門の応用分野・隣接分野の高度な研究に時間的なゆとりをとらせるとともに、専門教育科目の段階的把握を容易にした。ただし、体育関係科目を除きすべての一般基礎科目が選択科目となり、かつ履修年次も制限せず自由にしたことは、学生の専門志向を一層強め、教養学習へのインセンティブを弱める可能性がある。

## C. 長所と問題点

新カリキュラム年次配当は全体的には積極的に評価できるが、個別的な問題がないと

はいえない。一例をあげるならば、経済学学習の基礎をなす「経済学」と「経済原論」の学習内容について、何等かの視点にもとづいた関連性があるとはいえないのである。1年次の「経済学」は、2年次の「経済原論」の前段階としてどのような内容が適切なのか、両者の関連はどうあるべきか、これらの点は明確ではない。さらに、2年次に専門教育的科目がかなり履修できるようなカリキュラム体系において、それらの科目の学習の前提となるべき「経済原論」を2年次で並行履修することは妥当か否かという問題も検討しなければならない。あるいは、「経済原論」で理論的基礎をおさえたとうえで、応用的・学際的な分野の実証的な学習に進み、それらを集大成する形で「経済政策」を学ぶというスタイルが従来多くみられたが、これを逆転させ、「経済原論」以前に1年次で「経済政策」を履修させるとき、その内容は所謂「経済政策」といえるのかという問題もある。このように考えるならば、1年次の「経済政策」は「経済政策入門」的科目として政策に対する問題意識をもたせ、3・4年次に「経済政策」を置く形もあり得るかも知れない。

現在は新カリキュラムに移行したあとの学生が卒業していない段階であり、その評価には慎重を期すべきだと思われる。しかし、移行段階において生じている一つの問題をとりあげなければならない。それは、学内において過多科目（受講学生数がきわめて多い授業科目）・過少科目（受講生がごく少ない科目）問題と呼ばれている問題、とりわけ過多科目の増加という問題である。これは新旧カリキュラムの移行にともなって起こる過渡期の問題という側面もあろうが、新カリキュラムにひそむ内在的な問題という側面もあると思われる。

過渡期の問題とは、上記のように授業科目の年次配当の大幅な変更にともない、新旧カリキュラムの学生が同時に受講することから生ずるものである。例えば、新カリキュラムにより2年次から履修可能となった専門教育科目では、従来の3・4年次生に2年次生の履修が加わり受講学生の過多状態が起こっていることがある。このケースでは、新カリキュラムが一巡し4年間を経過すれば問題は解消する。しかし、問題が新カリキュラムに内在するならば、カリキュラムの再検討が必要となる。

過多科目問題が、新カリキュラムに内包されている構造的問題であると思われる可能性もある。改訂直前の旧カリキュラムでは、1・2年次に修得すべき一般教養科目・外国語科目・保健体育科目は24科目64単位の多くを数え、2年次にはこれらの科目と2年次に配当されている専門教育科目を履修すれば、学生は時間割のうえでほとんど余裕のない状態となっていた。一方、新カリキュラムでは、1・2年次に修得すべき必修科目は専門科目を含めても全部で8科目24単体にすぎない。かつ、1・2年次に履修できる上限は48単位となっていることから、学生が1・2年次でこの上限まで履修し、また一般基礎科目の履修を一部3・4年次に先延ばしするケースでは、2年次で専門科目をかなり多く受講できることになる。これを専門科目の中核となっている専門基礎科目・主要専門科目の履修にあてるとした場合、2年次に配当されている専門科目数が少ないところに過多科目問題が生ずる一

つの大きな原因があることになろう。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

過多科目・過少科目の問題を解決する一つ的手段であるばかりでなく、先の点検事項に関連して増大した選択科目の中から学生の関心・進路にふさわしい科目を選択させ、それによって体系的・組織的な学習を促す方法として、学生に対するガイダンスを徹底させることが必要不可欠であろう。ガイダンスの徹底化のためには、いくつかのモデルないしコースを設定し、それらに対応する科目選択の仕方を例示することも検討されるべきである。

過多科目問題が構造的要因によって起こっているとすれば、その解決のためには、次のような点の検討が必要であると思われる。a) 2年次で履修できる専門科目、とりわけ専門主要科目をいくつか増やす。この場合、学部4年間を通じた段階的学習の観点からみて、こうした方法が適切であるか否かについては、別途議論する必要がある。b) 現在、体育関係科目以外の一般基礎科目は、1~4年次を通じて自由に履修できるようになっているが、1・2年次の履修の比重を高めこれを指定する。このことは、専門科目への学生の集中を避けるばかりでなく、1・2年次における行き過ぎた専門志向を抑えるとともに、4年間を通じた教養分野・専門分野の体系的学習にとって適切であろうと思われる。c) 外国語科目については必修単位を激減させほとんど選択単位としたが、前述の通り、外国語選択科目の履修率は予想以上に低い。これによって、1・2年生の他科目への履修が集中し、一方、多数の外国語選択科目は逆に過少科目となっている。選択制により学生の自主的学習にもとづく学習成果向上を期すことは理想であるが、現実には多数の学生が語学の選択を放棄し、外国語の学習機会を活用していない。旧カリキュラムのように、外国語学習の過重負担を学生に強制することは避けながら、専門科目・外国語科目の過多・過少のアンバランスを是正するために、外国語の必修・選択の比重を再検討する必要がある。検討にあたっては、本学の建学理念と学部の教育目標という視点を踏まえつつ、クラス数・教員の持ちコマ数など技術的な側面も考慮しなければならないであろう。

#### (3) 授業科目の特徴・内容・履修形態と単位計算の方法

個々の授業科目の特徴・内容・履修形態については、『経済学部シラバス』に記載されている通りである。なお、授業科目の履修形態については、関連して(9)授業形態と授業方法の項で記述してある。各授業科目の単位の算定については、「大学設置基準」第21条2項に定められた単位計算の基準に則って規定された本学学則第22条に明記されている。これにもとづき、学部の授業科目の単位が算定され、学則別表に示されている。従って、授業科目の性格・内容・履修形態の相違を基準とする単位算定の妥当性に関しては、現段階では学部としてこれを取り上げて検討することは行っていない。しかし、他大学との単位

互換や、複数大学における取得単位の合算による学位授与など、大学の開放化が進展しつつあるとき、他大学との比較において本学・本学部の単位算出法が適切であるか否かを検討する必要があると思われる。

なお、学則第 22 条は、次の通りである。

( 単位の算定 )

第 22 条 授業科目の単位の算定は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義および演習については、毎週 1 時間ないし 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 外国語等については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習および実技等については、30 時間ないし 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(4) 社会人・外国人・帰国子女学生に対する配慮

A. 現状の説明

本学部においては、社会人入試は 1994 (平成 6) 年度から実施しているが、受験者はごく僅かであり、入学者は 3 年間を通じて 4 名にすぎず、教育上格別の配慮を払っていない。

帰国子女学生入試は 1987 (昭和 62) 年度に開始し、外国人学生入試も 1988 (昭和 63) 年度から開始、同時にこの両者を統合し特別入試として実施している。特別入試による入学者は、毎年度、外国人が 30 名程度、帰国子女が 1 名程度であり、1996 (平成 8) 年度はそれぞれ 29 名、ゼロである。その結果、現在の在籍学生数は外国人が 119 名であり、帰国子女は在籍していない。ちなみに、本学全体では外国人 132 名、帰国子女 8 名であり、外国人学生の 90% が本学部学生であることから、本学部にとって外国人に対する教育指導上の配慮は重要である。

特別入試によって入学した学生に対しては、カリキュラム上、「授業科目履修に関する特例」(『履修の手引』151 頁) を設け、外国語・日本事情・外国書研究などの科目履修について特別に配慮している。外国人学生は特別入試においてかなり厳しい日本語能力についての試験に合格して入学しているが、学部の授業履修に支障がないようさらに日本語の学習が必要とみられる。従って、第一外国語は日本語とし、1 年次で必修 4 単位、選択 2 単位、2・3 年次に選択各 4 単位、4 年次に選択 2 単位が置かれている。第一外国語の必修・選択の合計は 16 単位であり、一般学生の 2 倍の単位となる。しかし、外国語科目については、学生は必修指定されない選択科目では受講しなくなることが多く、一般学生の外国語教育にみられるような教育の理想と現実のギャップが存在する。1 年次の「日本語」では、例えば外国人労働者問題など現代的なトピックによる独自の総合教材(読む・聞く・話す)

を作成し、ビデオも利用して教育している。2年次の「日本語」は専門的な内容で経済関係の本を読むなど、3年次の「日本語」は日本語によるレポートの作成などを教えている。新カリキュラムによる学生が4年次になる次年度には、「日本語」が開講される予定である。外国人学生の第二外国語は英語とし、1・2年次にそれぞれ選択科目として2単位を置いているが、一般学生同様、選択科目であるため履修率は低い。「日本事情」については、日本の文学・芸術に関する科目、日本の歴史・文化に関する科目、日本の政治・経済に関する科目の各4単位を履修するものとされているが、学生の日本理解に応じてその一部または全部が免除される。「外国書研究」については必修の「I」、選択の「II」とも主として日本語の文献を研究することとしているが、「日本語」同様、選択科目になると受講生は激減している。

帰国子女学生は、外国語科目に関しては外国人学生に対する扱いとは異なり、第一外国語としてドイツ語・英語・フランス語のいずれかを履修し、第二外国語としては第一外国語で選択した外国語以外のドイツ語・英語・フランス語を履修することとなっている。履修単位は、第一外国語については一般学生と同じく必修4単位、選択4単位だが、第二外国語については選択4単位だけであり、一般学生より単位が少ない。「日本事情」の履修は外国人学生に準じ、「外国書研究 I・II」の履修については、明確な規定はないが一般学生に準じている。ただし、現在このような特例の対象となる帰国子女学生は在籍していない。

## B. 点検・評価

外国人・帰国子女学生に対する格別な教育上の配慮は上述の範囲に止まり、他の授業科目では特別な指導・配慮は制度的にはなく、必要な場合は個々の担当教員の個別的な考慮に委ねられている。このことは、特別入試に合格した外国人等にとって、学部教育を受けるため平均的に必要な日本語等の教育は行うが、それ以上の過保護な教育は行わないという意味で基本的に妥当なものであろう。しかし、外国人学生に対しては、学生生活全般も含めた広義の教学指導上の配慮が必要となることが少なくない。

## C. 長所と問題点

外国人学生に対する教育指導上の配慮に関する現状から、次のような問題点があげられる。

一般学生に対する外国語教育と同様に、日本語など外国語の必修・選択の比重配分は適切か否か。

関連して、外国人学生は日本語の習得だけで事が足り、英語など日本語以外の外国語能力はゼロでもよいのか。英語などの語学力なしに一般学生と同じ土俵で学部の授業内容を理解し得るか。

「外国語」「日本事情」「外国書研究」諸科目の授業内容は無関係でもよいのか。即ち、日本語の習得や日本理解の学習効果を高めるため、科目相互間に関連性を持たせなくてもよいのか。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

外国人学生にとって、日々の学習が日本語によって行われていることから、日本語教育には万全を期し必修の比重を高める必要があるだろう。なお、日本語能力にすぐれている学生に対しては、例えば「日本語Ⅰ」の単位に代えて「日本語」等を履修させるなどの工夫も考えられる。

外国人学生が授業内容を一般学生と同程度に理解するためには第二外国語としての英語の重要性は高く、一般学生にとっての第二外国語に比べ必要度ははるかに高いと思われることから、第二外国語も必修とすべきではないか。その場合、学生の学習上の負担は相当重くなるであろうから、授業内容・教育方法についての検討が必要であろう。

外国人学生に対する「外国語」「日本事情」「外国書研究」諸科目の教育効果を高めるため、早急に授業担当教員間の連絡・調整を図ることが必要であると思われる。

#### (5) 編入学生受け入れに対する配慮

##### A. 現状の説明

本学部においては、従来、編入学生の受け入れについて積極的ではなかった。その背景の一つは、旧カリキュラムでは学部の教育課程が他大学の経済・経営学部と異なり、1・2年次における一般教育科目の履修を重視し、とりわけ外国語科目の履修単位が通常の約2倍を課せられていたため、他大学ないし短期大学とのカリキュラムの接続性という点で編入が困難であったことである。もう一つの背景としては、学部の専門教育の中核となっている「演習」「外国書研究」科目が2年間継続する必修科目であり、可能な限り少人数による徹底的な教育を期しているため、編入学生を受け入れる空席を見出し難いということがある。カリキュラム改訂によって前者の制約はかなり緩和されたが、後者の問題は教育理念として継続している。

##### B. 点検・評価

このような理由から、現在のところ編入学については、本学部中退学生の再入学および学士入学だけを対象に実施している。このような編入学生に対しては、教育上の特別な配慮は全く必要ないと考えられるところから、特に考慮を払っていない。現行の編入学制度のもとでは、この扱いは妥当であり問題はない。ちなみに、編入学生はごく僅かであり、この5年間を通じて3名にすぎない。

## C. 将来の改善・改革に向けた方策

今後は、大学の開放・大学相互間の単位互換・生涯教育など時代の要請を考慮し、編入学生の受入れについて前向きに対応すべきであり、それにともなって教育上いかなる配慮が必要であるかを改めて検討しなければならない。

### (6) 教育上の効果を測定する方法

本学部においては、学部として教育効果を測定する方法をまだ開発していない。従来、大学においては、教員の教育研究活動がいかなる教育効果をもっているかについては、教員各自の責任において測定され、判断されていたものと考えられる。教育効果の測定方法は授業科目の性格によって異なり、多人数講義科目・少人数講義科目・外国語関連科目・実験・実習科目・実技科目・演習などにより相違がある。従って、教育効果の測定は、これら科目を担当する教員に委ねられていたと思われる。今後は、学部教育の成果を向上させるため、教育効果を組織的に測定する必要性を認識したうえで、本学部としていかなる測定方法が適切であるかを検討しなければならないと思われる。

### (7) 学生に対する履修指導

#### A. 現状の説明

本学部における学生への履修指導は、主として教職員によるものと刊行物によるものがある。まず、教職員による履修指導についてとりあげる。学習指導を担当する主たる教員は、クラス担任と演習指導教員である。旧カリキュラム時代には、長期にわたってクラスの外国語担当教員が1・2年次のクラス担任となっていた。この場合、経済学部のクラス担任を外国語学部教員が担当することとなり、学部学生に対して専門教育の視点から適切な履修指導を行い難い。そのため、現在は1年次クラスの授業を担当している学部教員が、1年次のクラス担任となるように担任制度は変更された。

教職員による科目履修指導は、クラス担任や演習指導教員を通じて行われるばかりではなく、入学時および年度始めに、学部教務主任はじめ教務課事務職員によっても実施されている。その際、ガイダンスの徹底を図るため、各種の刊行物が配布され利用されている。

#### B. 点検・評価

具体的にクラス担任となっているのは、1年次の必修科目である「経済学」「統計学」「簿記原理」を担当する教員である。この制度によって、学生は入学時から1年次の終わるまで、当該学年の履修指導ばかりでなく、4年間にわたる学習計画に関する見通しについても学部教員から指導を受けられるようになり、専門分野の学習が動機づけられるようになった。

3・4年次においては、本学部では同一指導教員の演習を履修する演習必修制をとり、演

習は平均 20 名前後であるから、演習全体としての学習指導ばかりでなく、個人レベルの教育指導に至ることが可能であり、履修指導については教員の個人差はあるにせよ、あまり問題はないといえる。

ガイダンスの基礎的資料は『履修の手引』であり、読み易さ・理解し易さをめざして年々改良を重ねてきている。例えば、冊子の大判化、文字の大型化、編集・見出しの工夫などが進められ、説明は要領よく平易である。

なお、本学・本学部では、受験生に対し大学・学部に関する情報をほぼ完璧に公開しており、学部・学科紹介を中心に、入試から就職までキャンパス情報すべてをガイドブック『ヴィッセンシャフト』で解説し、さらに学部独自の授業内容ガイドを『この学部・学科で何を学ぶか』で紹介している。これらの刊行物や入試説明会によって、本学部学生は受験段階から予備的な学習指導を暗黙裡に受けているともいえる。

#### C．長所と問題点

現在のクラス担任制度にも問題がないとはいえない。クラス担任は、1 年次必修科目担当教員数の制約から複数クラスの担任となっており、また授業は担任クラスを含めた 3～4 クラス合併で行われるため、1 クラス単位の履修指導は困難であり、まして個々の学生に対するきめ細かな指導は不可能に近い。さらに、2 年次については、2 年次必修科目の「経済原論」「経営学総論」の担当教員はそれぞれ 2 名であるから、上記のような形のクラス担任制は 2 年次では採用できず、現在、2 年次にはクラス担任がなく、教員による履修指導体制を欠いている。

#### D．将来の改善・改革に向けた方策

これら 1・2 年次のクラス担任の問題を一括して解決する方法として、担任制に代わりアドヴァイザー制を採用し、学生側の意思によってアドヴァイザーとなる教員を選択する方式を活用することが検討されてよいと思われる。

### (8) 学生の学習の活性化と教員の教育指導法

#### A．現状の説明

本学部では、カリキュラム改訂と同時に、教員の自己点検の一環として、従来『学科目履修の手引』に記載していた教員各自の講義概要を改め、学部独自のシラバスを作成することとした。即ち、1993（平成 5）年の新カリキュラム案の中で、次のように当時の学部長から提案されている。「各学科目については、それぞれ担当教員による具体的なシラバスを各学科の「目標」「キーワード 5 語」「講義要旨（前後期に分けて、計 200 字）」で公示することにする。このシラバス作成の作業を本学部で行なうことによって、専任教員ばかりか、非常勤教員を含め、かつ外国語や一般基礎など担当の他学部兼任教員たち全体の研究



者・教員の反省と自覚と展望と責任を生み出すことになる。」(「経済学部カリキュラム改革(案)」3頁)

その後、シラバス作成は全学的な課題となり、現在、全学統一のスタイルによって学部はシラバスを編集している。シラバスのサイズはB5判であり、教員一人あたり左右見開き2頁が割り当てられている。構成は1頁目が「講義の目標」「講義概要」「使用教材(テキスト・参考文献)」「評価方法」「受講者に対する要望など」であり、これを読むことによって学生は授業の方針・講義の全体像・試験などを全般的に把握することができる。2頁目は「年間講義予定」であり、前期・後期に分けて毎週の主要テーマが列挙されているので、これによって学生は年間の授業計画を明確に知ることができる。

本学部ではシラバスに準じて評価すべきものとして『演習の手引』がある。専門教育において演習を重視してきた本学部では、従来から学生の演習選択にあたり、『演習の手引』を刊行してきた。その内容は、各指導教員の「演習題目」「テキスト」「講義概要」「受講者に対する希望等」「併せて履修すべき科目」からなり、これに選考要領一覧を付したものである。

## B. 点検・評価

このシラバスの意義については、本年度シラバスの「はじめに」で学部長が説明している。「開かれた大学」における「親切的な教育」のためには、大学や大学院でどのような内容の教育や研究が行われているかが公表され、だれの目にも明らかにされることが必要なことである。そのためにはまず、実際に行われている授業内容のプログラムをできるだけ詳しく公表して、教職員みずからも授業内容の点検と確認を行うと同時に、その内容は大学外部のすべての人びとも明らかにされなければならない。このことは、従来の日本の教育が一般にそうであるように、学生が教師の講義を一方的に聴くのみでみずからは積極的に参加することがほとんどないような授業から、教師も学生も一体となって授業を盛りあげる「参加型教育」への転換の手がかりを与えるものであると思う。授業プログラムを参照することで、学生は授業内容への事前の興味を抱き、資料収集などの準備を整えることができる。事情があって欠席せざるを得なかった授業の概略を知って、自習に役立てることもできる。教員への質問を準備することもできる。」

シラバスのもつ意義は、このように理解できる。

『演習の手引』は、演習の性格上、年間講義予定までは含んでおらず、「講義概要」にも教員の個人差はみられるが、学生が希望する演習を定め、2年間の「演習」で積極的に勉学する機会を選択するうえで、大きな役割を果たしている。なお、学部としては、学生の演習選択に遺漏のないよう、教務主任による全体ガイダンスや各指導教員による個別ガイダンスを行っている。さらに、学部では各演習に所属している高学年次の学生の生みの演習案内を編集し、『経済学部演習年報』として刊行している。これらは一体となって学生の演習選択を的確にし、学生の自発的・主体的学習を活発化させているものと評価できる。

## C. 長所と問題点

シラバスによる教員の自己点検にも困難な側面がある。例えば、教員の旺盛な研究に直結した刺激的な講義や、日々に変化する経済社会の問題を即座にとり入れた講義など、教員が高度な授業を意欲的に行おうとすれば、授業計画からの逸脱は大きくなることが多い。あるいは、このような授業はプログラミングそのものが容易ではないと考えられるが、本来、大学の授業とはそのようなものではなかったのかと思われる。一方、シラバスの刊行が版を重ねるにともない、教員はマンネリに陥り授業内容の点検を怠って授業改善への努力を欠く状況も起こり得る。シラバスは、教員にとって自己点検の重要な手段であるが、個々の教員が自己点検の意欲をもたなければ有効な手段とはなり得ない。学部として、シラバスが実質的意味をもつようチェックする体制はないのである。

## D. 将来の改善・改革に向けた方策

技術的な問題ではあるが、現行のシラバスは本文 511 頁におよぶ大冊であり、携帯等に不便なため学生が利用し難く、宝の持ち腐れとなって所期の効果が得られていないように思われる。従って、例えばシラバス中、両学科共通の「一般基礎科目群」部分の 147 頁と「一般専門科目群」の「外国語」「その他」部門 150 頁をそれぞれ分冊とし、残る 214 頁を経済学科専門科目および経営学科専門科目に分割し、合計 4 分冊とすれば、持ち易く使い易くなって利用度が高まるのではないかと思われる。

### (9) 授業形態と授業方法

学部の授業形態・方法には、演習室を使用する対話・討論型の「演習」、実際には小教室を使用するものの演習室に収容できる程度の少人数による双方向型の「外国書研究」、あるいはやや多人数のクラスもある「外国語」、コンピュータを利用する「情報処理概論」、あるいは教職課程の「教育実習」等の実習型授業、「体育」のような実技型授業、海外留学に典型的にみられるような単位互換型ないし短期集中型授業、小教室～大教室を使用する通常の講義型などがある。以下、これらの授業を順次とりあげ、それぞれのサブ・アイテムの中で 4 つのチェック・ポイントをみていく。

### 演習について

#### A. 現状の説明

「演習 I・ 」は、例年、定員 22 名前後として 2 年次の 10 月に学生の選考を行うが、学生の志望状況と教員の選考状況との兼ね合いによって、各演習履修者数が決まる。本年度の履修学生数は、3 年次の「演習 I」では 1 ゼミあたり 6 名から 33 名、4 年次の「演習」では 4 名から 37 名であるが、ほとんどのゼミでは定員前後である。

## B. 点検・評価

「演習」の履修は専攻テーマと指導教員を学生自らが選択したものであるから、授業に対する熱意はきわめて強く、教員の指導のもとで自発的な研究が進められるとともに、指導教員との人間的な交流によって人間形成にも資することから、他の科目に比べて教育効果ははるかに高いと評価できる。

## C. 長所と問題点

さらに、多くのゼミでは教室内における平常の授業のほかに課外の企業等見学や合宿などを実施し、演習の教育効果を高めている。例えば合宿についてみると、学部には1学年あたり45前後のゼミがあるが、学部全体の年間合宿回数は70～80回を数え、通常3日～4日の合宿を年間2回行っているゼミが多い。合宿の場では教室での授業に比べて学習効率は一層高く、教員と学生や学生同士の人間的接触はさらに深まり、教室では得ることができない成果を収めている。

しかし、「演習」についても問題がある。「演習」は3・4年次の必修であり、学部学生は必ず演習を履修しなければならないが、一方では学生は演習の選考に合格しなければ希望するゼミに入ることはできず、ここに矛盾がある。学生が最も関心をもつ専攻分野の第1志望の演習選考に不合格となった場合、第2志望・第3志望の演習にすら合格できず、不本意ながら関心も興味もないテーマの演習を2年間履修しなければならないケースが起ってくる。授業が始まって演習に出席すれば専攻テーマに次第に興味を沸かせる場合も少なくないが、全く関心をもち得ない場合もあり、専門教育の中核となる演習の時間を無為に過ごすことになる。「演習」は本学の建学の理念「学問を通じての人間形成」に則り、「きめ細かな教育」を標榜してきた学部の特長であり、歴史的な伝統をもつものであるが、現実にはこのような事態も起きている。また、「演習」についても、2年間継続した授業であるため、指導教員と学生あるいは学生同士で緊張感を欠き、ぬるま湯的な授業になってしまうケースもある。関連して演習の定員が多すぎて演習らしい授業ができないという議論もある。さらに現実問題として、4年次の前半は学生の就職活動のため欠席者が多く、授業効率が非常に悪いという問題もある。

## D. 将来の改善・改革に向けた方策

最後の問題を除き、上で指摘した諸問題を併せ考慮するとき、「演習」を必修科目からはずし選択科目にせよという議論が起ってくるが、この問題については、本学の建学の理念に関わることであるから慎重な検討が必要であり、ここで軽々に方策を示すことは避けなければならない。この問題については、早急かつ慎重に本学部の議論をまとめることが必要である。

最後の問題については、これを回避するため、「演習」履修年次を2～3年次に低学年化

する方法が考えられる。これによって、2年次のクラス担任不在、あるいはアドバイザー新設の問題も解消するし、加えて4年次に「卒業論文」の単位を認定すれば演習の学習効果は一層高まるであろう。しかし、「演習」が2年次の基礎的専門科目と並行履修になるのではそのレベルが低下する危惧があり、カリキュラム体系全体の問題となる。これらの得失を含め、低学年化についても十分検討する必要がある。

#### 「外国書研究」「外国語」「情報処理」および実習型授業について

##### A. 現状の説明

「外国書研究Ⅰ」については、例年、定員を最大でも30名以内とし、年度始めに学生の選択にもとづいてクラスを決定している。志望学生の多いクラスでは抽選により履修学生を決めているが、学生から第2志望・第3志望を提出させ、可能な限り学生の希望に沿うよう工夫している。1996(平成8)年度の履修学生数は2年次必修の「外国書研究Ⅰ」では1クラスあたり17~32名(ただし英書文献研究クラス)であるが、ほとんどのクラスでは20数名~30名である。3年次の「外国書研究」は選択であるため、1クラスあたりの履修者は3名~24名と少ない。

必修の「第一外国語Ⅰ」は、英語履修クラスの場合、授業はクラス単位で行われ、1クラス40名前後である。選択の「第二外国語Ⅰ」は、履修言語の違いによってクラスの学生数は大幅に異なる。第一外国語・第二外国語とも、「Ⅰ」に比べ「Ⅱ」あるいは「Ⅲ」の履修者は急減している。例えば、第一外国語ですら、「Ⅱ」の1クラスあたりの学生数は、数名前後から最大でも23名に止まっている。

##### B. 点検・評価

「外国書研究」は少人数クラスであり、授業方法も双方向型であることから、「演習」に準じた学習効果があり、また類似した問題点もあると思われる。とりわけ、「Ⅱ」には意欲的な学生が集まっているので、学習効果はさらに高いといえよう。

##### C. 長所と問題点

コンピュータを利用する情報処理教育についてみると、パソコン操作中心の情報リテラシー教育では目先の操作にとらわれたり、操作ができれば力があるような錯覚をするなど、情報処理の基本知識の根本的理解に至らない場合が生ずる。情報機器や技術の発達を見据えながら、情報処理・情報科学の教育体系をつねにチェックする必要があると思われる。

##### D. 将来の改善・改革に向けた方策

教育実習は、学生にとって教育に対する情熱や担当科目に対する学習意欲がかきたてられ、その後の自主的な学習に大きな効果をもっていると思われる。教育実習のように大学

外で一定期間 100%の実習を行うことが、実習中は勿論、終了後も教育効果を格段に高めるとすれば、このタイプの実習を一般化し、企業実習あるいは地域奉仕・ボランティア活動などの学外活動を一定期間実施し、これに対して単位を認定するようなアウト・キャンパス型の授業形態が工夫されてよいと思われる。また、企業実習等について一挙に正規の授業に組み込むことが困難であれば、まず課外講座として企業体験講座を設け、経験を積むことから始めればよいであろう。

#### 実技型の授業について

##### A．現状の説明

実技型の授業としては、1年次必修の「体育」がある。本学では「体育」の授業は全学合併で行っており、全部で 80 クラスが開講され、1 クラスの定員は 40 名、平均履修学生数は 32 名である。授業内容は多種目に分かれているが、授業形態としては、年間を通じて学内施設を使用して授業を行うタイプ、半期の学内授業と学外での集中授業を組み合わせたタイプ、通年を学外施設で授業するタイプがある。学生は 20 種目を超える授業内容とこれら 3 種類の授業形態をみて、年度始めに希望する授業を選択し、定員超過クラスについては抽選を経て履修するが、種目の選択肢が多くクラスあたりの学生も少ないので、授業効果は高いと思われる。

##### B．長所と問題点

一方、「体育」はクラス数が多いため、非常勤講師への依存度が高すぎるという問題がある。(第 6 章 1「経済学部」(1) 参照)

#### 海外留学について

##### A．現状の説明

以上のほかに、ごく少数の学生の科目履修形態として、海外の大学において授業を受け、本学部においてその単位を認定する制度があげられる。本学の海外留学制度には長期留学と短期留学があり、長期留学は原則として 1 年間海外の大学に留学するものであり、短期留学は夏期休暇中に 35 日間海外の大学で外国語の研修を受けるものである。このような海外留学について、長期留学の場合は留学先で取得した 30 単位までを学部の卒業単位として認定し、短期留学の場合は取得した単位を「外国語」の単位に認定する体制がつけられている。

##### B．点検・評価

本学においては、国際交流センターを設置し学生の海外留学に積極的に取り組んでいるが、本学部学生の留学は、この 5 年間を合計しても、長期留学による単位取得者ないし取

得予定者は 11 名、短期留学による単位取得者は 39 名にすぎない。しかしながら、海外留学による単位互換・単位振替は、新しい授業形態として注目する必要がある。現段階では一般的な授業形態とはいえ、教育効果について評価し難いところであるが、長期留学生の帰国後の主体的学習意欲は強いと思われる。

### C. 将来の改善・改革に向けた方策

長期留学による単位互換に関連して、国内の他大学との単位互換は多数の学生に対し学習への強い刺激を与えるものとなる。単位互換の対象となる指定大学としては、まず埼玉県内の大学あるいは獨協学園内の大学が候補として考えられよう。

短期留学による「外国語」の集中的学習に関連して、授業の集中度と授業期間の問題を一般化して考える必要がある。年間 30 コマの授業といっても、現行の週 1 回の通年授業、週 2 回で 1 学期授業のセメスター制、例えば週 5 日 10 コマで 3 週間の集中授業のように、いくつかの形態がある。科目の性格による違いもあろうが、通年授業が必ずしも教育効果が高いとはいえ、どういう形が最も効果的かという視点から問題にアプローチしなければならない。また、教員の研修・研究休暇・学生の留学・学外活動等の便宜・教員の勤務条件・時間割編成上の問題などの視点も検討にあたって見落とせない。教員の集中的な研究・海外研修、学生の海外留学・アウト・キャンパス型の実習などの点からみると、通年授業に対しセメスター制にメリットがあると思われる。さらに、セメスター制はカリキュラムの上でも段階的・体系的な学習機会を増大させ、かつ再履修の機会も拡大させるなどのすぐれた点を持ち、その採用についてカリキュラムの見直しとともに検討すべきであると考えられる。

### 講義型の授業について

#### A. 現状の説明

上記以外の授業はほとんどが講義型の科目であるが、その多くは学生の学科履修選択によって受講者数が決まるため、(2) で述べた過多科目・過少科目という問題が内在し、過少科目のように、意図的ではないが結果的に少人数授業となって学習効果を高めている科目も少なくない。

#### B. 点検・評価

講義型の授業形態は一方通行となり易く、学生の学習意欲を喚起するためには種々の創意・工夫が必要となるが、この点については個々の教員の授業の場における努力に依存している状態である。

### C．長所と問題点

講義型の授業では教科書・黒板・チョーク・マイクに頼る旧態依然としたスタイルとならざるを得ないことが多い。教員が学生の勉学意欲を高めるため、例えば教室においてテープ・ビデオなど視聴覚教材を利用しようとする、録音・録画から編集に至るまで一切を教員が行うことになり、準備の負担はきわめて大きくなる。また、大教室の講義では出席管理も容易にできず、学生の怠惰を生み出す原因を作っている。

### D．将来の改善・改革に向けた方策

上のような問題を解決し、講義型の授業の教育効果の向上をはかるため、授業を補助する最小限の職員組織を置くことを検討する必要がある。

#### (10) 学生による授業評価

##### A．現状の説明

学生による授業評価は、本学・本学部においてはまだ組織的に実施されていない。しかし、個々の教員が担当科目の授業に関して、受講生に対する無記名アンケート調査による自己評価を実施し自発的に自己点検を行っているケースはある。教員の個人レベルにおいて自律的に学生による授業評価を採用し、自ら厳しく自己点検を行うことは、その客観性に多少問題があるとしても、自己点検の見地からは評価されるべきである。

##### B．将来の改善・改革に向けた方策

学部レベルにおける組織的・制度的な学生による授業評価は、学習効果の向上・学部教育の活性化のために有効な手段であるが、一方、学問の自由を侵害する恐れ、あるいは勤務評定などにつながる懸念があり得る。しかしながら、スチューデント・コンシューマリズムが台頭し時代の趨勢となっていく中では、学生による授業評価を通じて教員の教育能力を開発することが学部の発展につながるものであり、授業評価の問題は前向きにかつ慎重に実施方法を検討すべきであると考えられる。

## 法学部（法律学科）

### （１）教育課程と教育理念・目的

獨協大学は、社会の要求する学術の理論および応用を研究・教授することによって実践的な独立の人格を育成し、専門知識を備えた教養人を社会に送ることを目的に設立されたが、法学部もかかる建学の意義を充実すべく、1967（昭和42）年に発足した。以来この教育方針を法律学を通じて担うべく、法律学の理論と応用に関する研究・教育体制の整備に力を注いできた。

法学部法律学科の教育課程も、この建学の方針をふまえて編成されており、実践的な人材の育成にふさわしいカリキュラムを設けて、各界に多彩な人材を送りだしてきている。

### （２）教育課程の編成方法と特色

法学部法律学科の教育課程の編成は、基礎科目の履修から開始し、専攻する特定の専門科目の履修をめざす積み上げ方式を柱とする。これに2年次から選択し履修する各課（コース）別の専門科目を配置している。これは、法律学・政治学という学問の体系的性格を配慮するとともに、一般的興味から出発して専門的知識の習得へと段階を追って学習できるように配慮したものであり、それがそのまま法学部法律学科のカリキュラムの特色となっている。

すなわち、法学・政治学・国際関係の各入門講座、基礎演習・専門演習を軸とし、その周辺に、第一外国語・第二外国語科目および専門科目を学ぶ上で関連する科目、または、教養を得るために必要と考えられる基礎科目を配置するという編成をとっている。

また、併せて、必修科目の指定や履修学年の指定がなされ、基礎科目から履修し、それを踏まえてさらに専門的または特殊・個別の科目の履修へと進み、体系的かつ段階的な学習と研究が行えるよう配慮されている。

さらに、2年次からⅠ類（公法コース）・Ⅱ類（私法コース）・Ⅲ類（国際関係コース）に別れ、それぞれ異なった必修・選択必修科目を履修させることで、学生の多様な学問的要求に応えるとともに、将来の進路の選択に応じて専門的知識を身につけ、学習と研究を積み重ねることができるよう配慮している。

Ⅰ類（公法コース）は、憲法・行政法などの公法関係科目を中心としたカリキュラム編成をとり、国家および地方公務員・教員・マスコミ関係・政治の世界で活躍する人材の養成をめざし、Ⅱ類（私法コース）は、民法・商法など私法関係科目を中心としたカリキュラム編成をとり、銀行・商社・一般企業で活躍できる人材の育成をめざしている。また、

Ⅲ類（国際関係コース）は国際関係科目が中心であり、外国語教育と幅広い法律の知識の総合を図り、国際機関で働く人材や国際公務員等をめざす人材の育成をめざしている。



### (3) 授業科目の特徴・内容・履修形態と単位計算の方法

法学部の授業科目は外国語科目・基礎科目・専門科目に分かれる。このうち、外国語科目は、教養的意味と専門科目学習のための補助的・手段的意味をもつ。国際化時代にあつて、外国語の履修はきわめて重要である。第一外国語は必修、第二外国語は選択制で、英語・ドイツ語・フランス語のうちから選択することになる。第一外国語科目では講読と会話を、第二外国語科目では基礎文法から始め、読解と会話を中心とした授業が行われている。

基礎科目はI(入門科目) (基礎演習) (社会科学系) (人文科学系) (自然科学系) (体育)にわたる幅広い分野の科目群からなる。1年次から4年次まで専門科目と並行して履修することもできるが、専門科目の学習の基礎という位置づけもあるため、できるだけ1・2年次で履修するよう指導している。このうち入門科目には、「法学入門」「政治学入門」「国際関係論入門」の3科目が開講され、「法学入門」では法の基礎知識と各法分野の概説、「政治学入門」では政治の原理、「国際関係論入門」では国際関係の歴史と理論および現状と問題点等が取り上げられている。また、「基礎演習」は2年次の必修科目で、法を学ぶ上での基礎知識を少人数のゼミナール形式で学習する。文献の検索と調査方法や報告と討論等の面で、主体的な学習態度を養う場として重要な意義を担っている。

専門科目は、入門・基礎演習と積み重ねた知識を各コースの性格に則して体系的に履修できるよう配置されている。1・2年次から履修できる科目もある。「法哲学」「日本法制史」等の基礎法、「英米法」「ドイツ法」「外国法文献研究」といった外国法、「憲法」「行政法」「教育法」などの公法、「民法」「商法」「国際取引法」等の民事法、「刑法」と「刑事政策」を中心とした刑事法、「労働法」「経済法」等の社会法、「刑事訴訟法」「民事訴訟法」等の手続法、「国際法」「国際政治学」「比較政治」「日本外交史」等の国際関係、「政治学原論」「政治思想史」「政治史」等の政治学、「法律学特講」「政治学特講」「国際関係特講」等の特講、「経済原論」「会計学」等の関連科目のほか、特定のテーマを立てて複数の教員によって講義がなされる「総合講座」が設置されている。

なお、学部内のカリキュラム委員会で現行カリキュラムの点検作業を行っているが、同委員会による中間答申の要点を次に掲げる。まず「基礎演習」についてはあえて専門演習のプレゼミという位置づけはせず、専門科目のための基礎的能力を養う場とすることが確認された。専門演習との関係が密になりすぎると基礎的教育がおろそかになる危険があるからである。つぎに「専門演習」については3・4年次の合併授業形式に伴う種々の問題が指摘され始めている。最大の問題は、専門演習が選択科目となったにもかかわらず予想以上に志望者が多く、定員の関係でそのすべてを受け入れられないということである。改善策としては、非常勤教員の協力を得て既存の演習にはない演習科目を増設し、ゼミ数とメニューの両方において選択の幅を広げることなどが検討されている。

また、専門演習と第二外国語に関して2年間で8単位をセットにする変則的な単位取得

方法の是非、「法学入門」を分割して公法・刑事法・民法入門のようにすることの可能性、基礎科目群の見直し、進級制度の復活、等々が検討すべき課題として挙げられている。

#### (4) 社会人・外国人・帰国子女学生に対する配慮

法学部では、本学法学部において高等教育を受けたいと希望する社会人・外国人学生・帰国子女に対して広く門戸を解放することで、本人の希望に添うとともに、併せて一般学生の啓発を図る等の教育的効果を期待し、加えて社会人入学については、生涯教育の場として大学を開放していくための第一歩として、いずれも積極的に受け入れを行っている。そのため受け入れに関する特則を定め、以下に示すように、教育上の配慮を行っている。

##### 社会人

社会人入学者については、科目履修に際しての格別の措置は講じられていない。ただ外国語科目の履修についての問題が生じる可能性があり、これについては個別指導によって対処する。

##### 外国人学生

外国人学生に対しては、その能力・資質に鑑みて、次のように授業科目履修に関する特則を設ける等の配慮をしている。

まず、外国人学生に対しては、外国語科目の履修に関して、法学部では日本語を履修するものとし、第二外国語の履修は英語とする。

次に日本事情科目、具体的には日本の文学・芸術・歴史・文化・政治・経済に関する科目を置き履修させている。ただし、その一部または全部を免除することができる。

##### 帰国子女

帰国子女に対しては、その能力・資質に鑑みて次のように授業科目履修に関する特則を設けている。

まず、外国語科目の履修については、第二外国語の一部または全部に代えて、日本語を履修することを認める等の配慮をしている。

次に日本事情科目、具体的には日本の文学・芸術・歴史・文化・政治・経済に関する科目を置き履修させている。ただし、その一部または全部を免除することもできる。

#### (5) 編入学生受入れに対する配慮

法学部では以下のように編入学生についての受け入れの要件を定め、他大学で修得した単位の認定を行っている。

2年次編入では、法学部基礎科目に相当する科目について3科目12単位以上を修得していること、および英語・ドイツ語・フランス語のうちいずれか1科目4単位以上を修得していることを要件とし、編入学した者については、すでに修得した単位のうち40単位までを認定することができる。

3年次編入では、法学部基礎科目に相当する科目について、5科目20単位以上を修得していること、英語・ドイツ語・フランス語のうちいずれか1科目8単位以上を修得していること、および専門科目について6科目24単位以上を履修していることを要件とし、編入学した者については、すでに修得した単位のうち60単位までを認定することができる。

#### (6) 教育上の効果を測定するための方法

科目履修の登録については、法学部では1年次40単位・2年次44単位・3年次44単位を限度として登録を認め、4年次については制限を付していない。

授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口述による試験またはこれに代わるレポート評価、その他の方法によって行う。定期試験は前学期および後学期終了時に行われるが、その他、適宜平常試験が行われることがある。

成績の評価は、優(A)・良(B)・可(C)・不可(F)の4段階とし、優(A)・良(B)・可(C)を合格とし、合格した科目については所定の単位を与えている。

なお、各年度はじめの教授会において、法学部開設科目につき前年度の各教科の成績結果を明らかにして意見交換を行っている。

#### (7) 学生に対する履修指導

法学部では、履修科目を専門科目・基礎科目・外国語科目に区分し、段階的学習を行わせるために学年配当を設定した上、I類(公法コース)・II類(私法コース)・III類(国際関係コース)にコース分けをしており、コースごとに必修科目・選択必修科目が異なっている。そこで学生に対してもこれらに即した履修指導を随時行い、特に学年始めの時期にはガイダンス等を実施して適切な履修が可能となるよう指導するとともに、卒業単位の取得状況が良くない学生に対しては、本人への注意や父母への通知によって改善方を指導している。なお、類の変更は原則として認めないが、例外的に専門演習における学習の必要上、類変更を希望する場合のみ変更を認めている。

また本来の履修科目に加えて、将来司法試験を受験したり法職関係への就職を希望する学生を対象に「法職講座」を、公務員志望の学生を対象に「公務員講座」を開設し、専任教員のほか弁護士等の実務家にも講師を依頼して、学生の希望に応じたきめ細かな指導を実施している。

#### (8) 学生の学習の活性化と教員の教育指導方法

法学部では、学生の学習の活性化と講義の充実を図るため、毎年度シラバスを作成し、年間の講義計画を週単位で提示する仕組みをとっている。シラバスにおいては、科目ごとに、「講義の目標」「講義概要」「使用教材」「評価方法」「受講者に対する要望」「年間講義予定」を掲載し、学生の学習意欲の向上を図るとともに、講義の適切な選択を促進するよ

う努めている。こうした効果とは別に、シラバスは教員にとっても講義を進める上での目標となるものであり、教育指導上有意義なシステムと評価できる。今後もその充実を図っていきたいと考えている。

個別の講義における教育指導方法は基本的に個々の教員に委ねられているが、教員の多くは教科書・テキストのほかに、随時資料やレジュメを配布する等して学習意欲を高めるよう努力している。また原子力発電所あるいは環境関係施設の見学を行ったり、『裁判ウォッチング』という小冊子を作成し、実際に法廷傍聴を行う等して現実の裁判への関心を喚起するよう努めている。

#### (9) 授業形態と授業方法

授業形態は、大別して講義形式と演習（ゼミ）形式とがある。講義形式の場合、例えば必修科目と選択科目とでは受講者数の多寡はあるものの、おおむね多数の学生を対象に講義を行うため、どうしても一方通行的授業ないしマスプロ授業の弊害が生じやすい。そこで、前記のシラバスや各種教材・資料の配布などによってこうした弊害をできるだけ抑制しつつ、学生が理解しやすい講義を行うよう努めている。なお科目によってはアメリカのロー・スクールのようなケース・メソッドも考えられるが、実際の採用はなかなか困難な状況にあり、今後の検討課題と位置づけている。

一方、演習科目（3・4年次の専門演習、2年次の基礎演習）では、少人数の学生（専門演習では24名、基礎演習では19名の定員）を対象とする演習形式を採用している。ここでは学生が主体となって研究に取り組むことを目的としており、教員はこれに助言を与え支援する、いわばアドバイザーとしての役割を果たすことになる。具体的には、学生による報告と討論、ディベート方式の採用、外部の講師による講義、他大学との交流等によって学習を深めると同時に、レポート・論文の書き方、資料の調べ方、議論（討論）の仕方を身につけるよう指導している。

#### (10) 学生による授業評価

学生による授業評価は、教員の講義の水準を高め、学生の学習を活性化する上で重要と認識しているが、未だ制度として実施するに至っていない。ただし教員が個人的に授業評価を実施しているケースは見られる。授業評価の重要性は認識しており、その導入を今後の検討課題と位置づけている。

## 日本語課程

### (1) 概要と特色

日本語教育は、日本と諸外国との国際交流を活発にし、日本に対する理解を深めるための基盤を培うためのものである。そして、これを推進する日本語教員には、国際感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的な知識能力が要求される。このような認識のもとに、本学では優れた能力を備えた日本語教員を養成するために、日本語および日本事情の教育を内容とする日本語教員養成科目を設けており、外国人に日本語を教えるにあたって必要な、日本語に関する知識および能力が習得できるようにカリキュラムを組んでいる。

さらに、次のような特色をあげることができる。

#### 副専攻としての日本語課程

本学の日本語課程の特色は良く悪くも副専攻であるということに尽きるだろう。副専攻であるが故に、外国語学部の学生にとっては主専攻の語学力を活かした上での日本語教育ということになる。これは日本語教育の職場が国内では低迷を続け、多くの日本語教師が国外に目を向けつつある現状では幸いといえる。後述するように就職率は低いとはいえ、日本語教育を主専攻に持つ大学と比較しても決して劣らない実績を持っている。

#### 教育実習の実施

主専攻としても教育実習を行っている大学は少ない。海外の大学と提携して海外で教育実習を行う大学がいくつかあるが、国内で実施している大学は稀であろう。

#### 履修の形態（推奨履修順序の提示）

日本語関連科目の中には基礎科目に属するものから専門科目に属する性格のものまでがあり、履修効果が最大限に上がるよう、「履修順序」(資料 A - 9) の表にあるように履修の順序のモデルを提示し、無理なく日本語課程が履修できるようにしている。

#### 卒業単位としての認定

日本語課程の日本語関連科目は、原則として外国語学部共通科目のカリキュラムに準拠するため、学生は日本語課程を履修しつつ、必要最低の 30 単位が全て卒業単位として認定されるというメリットがある。

#### 日本語課程履修者数

日本語課程は特に課程履修の届け出をさせていないため、在籍者のうち何名の学生が課程履修を志しているかを正確に把握することは出来ない。しかし教育実習が日本語課程の総仕上げであり、実習が 4 年次の必修科目になっているので、4 年次にこれを申請する学生数が日本語課程の(4 年次の)履修者と考えてよい。毎年 30 名以上の学生が教育実習を申請しており、その数にそれほどの増減は見られない。ただし、3 年次

までの潜在的な課程履修者の数は多く、1・2年次で履修することが推奨されている「共通演習」を日本語課程履修のためとして履修する学生数は60名から70名（またはそれ以上）に上る。

#### 海外への就職

卒業生の中には、主専攻の語学力と日本語課程で培った日本語教育者としての経験を活かし、海外で就職するものが多い。卒業後すぐにというケースは稀れであるが、日本語課程発足当初の学生がキャリアを積んできており、このような海外就職が増えていることは喜ばしい限りである。

「日本語教員養成科目」(資料A-8)および「履修順序」(資料A-9)本誌P.114参照

## (2) 問題点と改善への方策

### 就職率

日本語教育の職場への就職が少ない。ただしこれは本学に限ったことではなく、国立大学で主専攻として日本語教育を行う所でさえ、日本語教育界への就職率がかなり低いことを考え合わせると、本学の学生は語学力を活かして副専攻のデメリットをかなり低く抑えていると言える。

### 他学部学生への配慮

日本語課程のカリキュラムは外国語学部の科目を中心に組まれている。従って他学部の学生が日本語課程を履修しようとしたとき、それは大きな壁となる。このような学生のことを考慮すると、他学部の科目をも積極的にカリキュラムに組み入れていくことが検討されなければならないと考えられる。

### 教育実習の要件

教育実習は4年次に実施されるが、教壇に立つにはかなりの専門的な知識と技術の習熟が必要であり、その時点までに関連科目を十分に履修していない学生が実習を行っても、その成果については疑問が残る結果となるケースがあったことは否定できない。旧カリキュラムでは日本語関連科目を履修できるのは3・4年次のみであり、3年次は主専攻の必修科目などに追われる実態により、実質的に日本語課程科目の多くを履修するのは4年次であった。就職活動に追われる中で、それでも学生の大多数は自らの努力と資質によってこの問題をカバーしてきたと言えるだろう。新カリキュラムに移行してからはこの問題点に対処するため、教育実習を行うための要件を厳しくしたが、後述のように「共通演習」を初めとするその他の日本語関連科目は開設科目数も少なく、学生の主専攻の必修科目などと重なり、結果として4年次までに教育実習の要件をクリアできない可能性が懸念される（ちなみに日本語関連科目同士が同じ曜日・時限に重なることがないよう毎年時間割は組んでいる）。1997（平成9）年度が新カリキュラムでの初めての4年次生となり、どの程度この問題が現実のものとなるかによって、

カリキュラム等の改善を行う必要性が生じてくるが、これ以上要件を甘くすれば旧カリキュラムの学生の時と同じ問題を再現する結果になることは明白であるので、他の方策を講じなければならないだろう。この問題については 1997（平成 9）年度以降の学生の状況を見て判断しなければならない。

#### 「共通演習」

「共通演習」については、当初 1・2 年次のうちから外国語としての日本語の素養をより能動的に学ばせるため、必修科目として日本語課程のカリキュラムに組み入れた。しかしながら、1・2 年次の段階から日本語教育に興味を持つ学生がかなり多く、本学の日本語教員の数と「共通演習」の履修登録者数上限（20 名）ではパンク状態にある。また、「共通演習」の全体としての開設コマ数も 10 コマまでと定められている現状では、日本語課程のみが毎年「共通演習」を開講することもまた難しい。将来は日本語課程独自の枠組みで演習科目を開講するなど、何らかの形での改善が必要である。

#### 「日本語教授法」

教育実習を行うにあたっての知識面・技術面での準備については上述したとおりである。技術面での習熟を助けるための科目としては現在「日本語教授法」が開設されており、この科目を履修した学生にはそれなりの効果が認められる。しかし、この科目は現在の課程カリキュラムでは必修ではない上、通年科目であるので、教育実習の行われる夏期休暇期間を過ぎた後期には学生の意欲も低下する。将来的にはこの科目を必修に近い科目にすること、前期完結科目に変更して複数コマ開講し、より学生にとって履修しやすい状況に改善することなどを検討しなければならない。

#### 進学率

日本語教員の知識・技術の水準は年々高まりつつある。今後は全国的に修士号を持つ日本語教師有資格者がかなり増えることが予想される。かかる状況では本学の学生も卒業後しかるべき大学院でさらなる勉学を積むことが期待される。実際、卒業生の中には大学院に進学を希望する者が増えている。日本語課程としても大学院進学を推奨する上での情報提供など、卒業後のアフターサポートもより一層力を入れなければならない。このためには日本語課程のホームページを設けるなど、積極的に卒業生にもサポートを広げていくことが考えられる。

## 日本語教員養成科目

1994 年度以降入学者

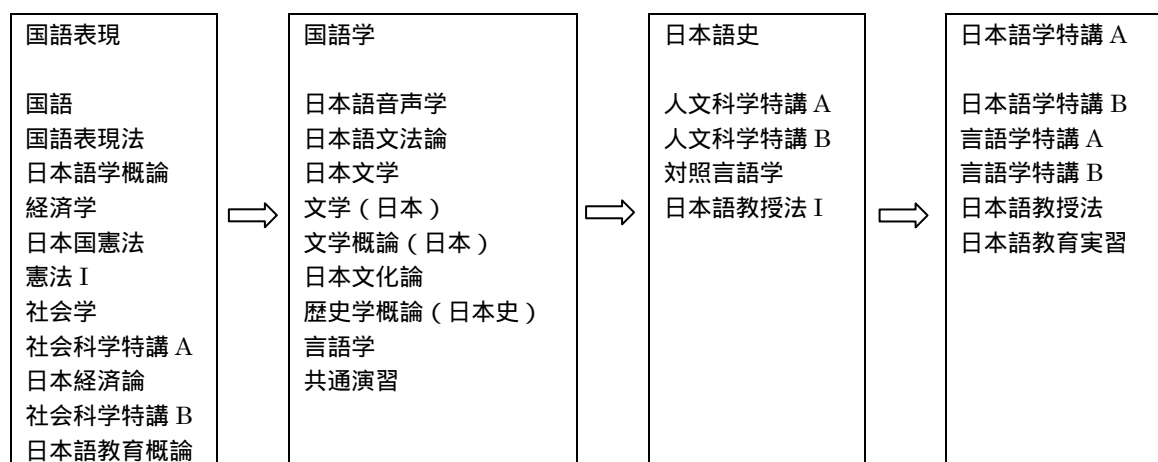
## 日本語教員養成のための標準的な教育内容

日本語教員に必要な 知識・能力	大学の学部 日本語教育副専攻	本学の開設科目 外国語学部共通科目・経済学部・法学部	単位
日本語の構造に関する 体系的・具体的知識	10 単位	国語学	4
		国語表現	4
		(経)国語	4
		(法)国語表現法	4
		日本語学概論	4
		*日本語音声学	4
		*日本語文法論	4
		日本語学特殊講義 A	4
		日本語学特殊講義 B	2
日本人の言語生活等に 関する知識・能力	2 単位	日本文学	4
		(経)文学(日本文学)	4
		(法)文学概論(日本)	4
		日本語史	4
		(経)日本文化論	4
		(法)歴史学概論(日本史)	4
		人文科学特殊講義 A(日本思想史)	4
人文科学特殊講義 B	2		
日本事情	1 単位	(外・経・法)経済学	4
		日本国憲法	4
		(法)憲法 I	4
		(外・法)社会学	4
		社会科学特殊講義 A(日本経済論)	4
		(経)日本経済論	4
社会科学特殊講義 B	2		
言語学的知識・能力	4 単位	言語学	4
		対照言語学	4
		言語学特殊講義 A	4
		言語学特殊講義 B	2
日本語の教授に関する 知識・能力	9 単位	*日本語教育概論	4
		*日本語教授法 I	4
		日本語教授法	4
		*日本語教育実習	1
		*共通演習	4
合 計	26 単位		



日本語教員養成科目は1年次より履修を開始する。

次の順序で取ることが望ましい。



## 免許課程

### (1) はじめに

獨協大学の免許課程は、「教育職員免許法」による中学校および高等学校の外国語科、中学校社会科、高等学校地理歴史科、高等学校公民科といった教科の教員を志望する学生のための教職課程と、「図書館法」「学校図書館法」で規定されている図書館の専門職員としての司書や司書教諭を志望する学生のための司書課程・司書教諭課程からなっている。これらの課程は、獨協大学の全ての学部・学科と大学院研究科の学生に対して開設されている。1996(平成8)年の各課程の履修登録者数は表1-1のとおりである。また、課程を修了した教職・司書等への就職者数は、最近5年間では毎年50~60人が教職に、2~4人が司書に就いている(表1-2)。1997(平成9)年3月発行の『卒業生学校職員名簿』によれば、1968(昭和43)年の第1回卒業生から1996(平成8)年の第29回卒業生までの通計5万人強のうち約2000人が、教職・司書などの職(事務職・大学関係者等も含む)に就いていることが判明している。このように教育界に多くの人材を輩出してきた免許課程の今後の適切な方向を模索する上で、自己点検を行うものである。

表1-1 1996(平成8)年度 免許課程登録者数

種別 学年 学科	教職課程							司書課程					
	1年生	2年生	3年生	4年生	大学院	履修科目等	合計	2年生	3年生	4年生	大学院	履修科目等	合計
ドイツ語		44					44	9	1	1			11
英語		144	10	4	2	1	161	25	3	2			30
フランス語		18					18	16					16
経済	35	47					82	22	1	1			24
経営	38	38	1	1		1	79	15		1			16
法律	35	61				1	97	19	2				21
合計	108	352	11	5	2	3	481	106	7	5			118

### 〔参考〕各年度実績

教職課程	1年生	2年生以上	合計	司書課程	2年生	3年生以上	合計
96年度	(108)	(373)	481名	96年度	= (106)	(12)	118名
95年度	= (171)	(382)	553名	95年度	= (87)	(8)	95名
94年度	= (182)	(317)	499名	94年度	= (61)	(19)	80名
93年度	=	(314)	314名	93年度	= (109)	(17)	126名
92年度	=	(345)	345名	92年度	= (117)	(5)	122名
91年度	=	(325)	325名	91年度	= (88)	(5)	93名
90年度	=	(278)	278名	90年度	= (75)	(8)	83名

(備考) 1年生は仮登録者数(94年度から実施)  
上記には司書教諭課程登録者12名を含む。

表 1 - 2 1995 (平成 7) 年度教職・司書就職者数

(上段 = 専任・下段〔 〕内 = 臨時採用・単位 = 人) \*4月6日現在

区 分	種 別	公 立					私 立			合計	司書
		中学校		高 等 学 校			中・高等学校				
学科	私立 幼稚園	英語	社会	英語	地理 歴史	公民	英語	地理 歴史	公民		
ド イ ツ 語							1			1	1
英 語		16 〔3〕		7			2 〔4〕			25 〔7〕	1
フ ラ ン ス 語	1	1					〔1〕			2 〔1〕	
経 済											
経 営		1 〔1〕								1 〔1〕	
法 律						〔2〕			〔1〕	〔3〕	2
大 学 院				1					〔1〕	1 〔1〕	
科目履修生		3					〔1〕			3 〔1〕	
既 卒 者	1	7 〔1〕	1	4		1	〔3〕			14 〔4〕	
合計	2	28 〔5〕	1	12		1 〔2〕	3 〔9〕		〔2〕	47 〔18〕	4
総 計	2	33	1	12		3	12		〔2〕	63	4

## (2) 組織・運営と今後の課題

免許課程には、各学部・学科等から選出された委員および若干の本課程の科目担当者からなる「免許課程委員会」が設置され、「免許課程委員会規程」に則りカリキュラムの編成をはじめ、本課程の運営に関する諸事業を遂行している。「免許課程委員会」は、毎月第2水曜日に定例委員会を開催している。また、年間2回の『免許課程だより』を発行し、卒業生の現職教職員からの情報や最新の教育界の事情などを掲載したり、免許課程で行っている行事や連絡等を課程の全学生に公示するなどの機能を果たしている。事務機構としては1係長、2係員による「免許課程係」が教務部学務課内に設置され事務にあたっている。

「教職・司書相談室」が設けられ、6名の担当教員が学生の相談業務にあたっている。相談日時は月曜日から金曜日までの午前11時30分から午後1時までで、担当教員が相談室に待機し、相談に来室した学生に対応している。教職相談が4.5コマ、司書相談が0.5コマ相当である。各課程の履修相談や進路相談の他に、教職課程では教育実習の事前指導の一環として、実習に出る前に相談室で実習の心構え等の面接指導を受けることを特に義務づけている。したがって、「教職・司書相談室」は教育効果が高いものになっている。相談室の年間利用者は表1-3のとおりで、年間約250件前後ある。その他、相談室には、教員・司

書採用試験などの各種情報、教科書、教職・司書に関する各種図書やビデオなどが配備されており、これらの利用者も相当数いる。また、「免許課程係」では課程登録者のためのオリエンテーションをはじめ、各種の行事を年間を通じて行っている。また、3・4年次生を対象にした「教員採用試験受験講座」(表1-4)や、OHP技術講座なども企画・運営し、学生の指導に当たっている。

表1-3 1995(平成7)年度「教職相談」件数一覧

相談事項	学 科								合計
	ドイツ語	英語	フランス語	経済	経営	法律	科目履修	大学院	
教育について	1	1					1		3
履修相談	1		1						2
教育実習	17	90	12	13	9	15	3	1	160
教育実習自己開拓不調									0
教員採用試験	4	20	3	3	2	1	1		34
教員適性検査(二次)	2	1	1	1					5
採用試験合格者名簿登載		1		1					2
進路について	2	9	2	1	1	2	1		18
日本語教員志望について		1							1
小学校教諭免許状取得			1		1	1			3
その他		1							1
合計	27	124	20	19	13	19	6	1	229

〔備考〕「その他」の相談事項の内容は、特殊教育についてであった。

1995(平成7)年度「司書相談」件数一覧

相談事項	学 科						合計
	ドイツ語	英語	フランス語	経済	経営	法律	
図書館について							
履修相談		1			1		2
進路について	2	9		1	1	7	20
司書について							
司書教諭について				1		1	2
その他	1	1				1	3
合計	3	11		2	2	9	27

免許課程の日常の業務や事業等においては、「免許課程委員会」で作成した原案を各学部で審議して承認する形態を取っており、現行の「免許課程委員会」で十分対処できるが、人事に関しては以下のような問題点が指摘できる。免許課程は前述のように全ての学部・学科・研究科に関わっているために、全学的な見地から人事を決定できる組織で運営されることが望ましい。1993(平成5)年の旧教養部改組により、それまで全学的立場から免許課程を所管していた旧教養部に代わる所管組織が設置されないまま現在に至っている。

表 1 - 4 1996 (平成 8) 年度 教員採用試験受験講座登録者数

学 科 / 学 年	3 年 生	4 年 生	院 生 他	合 計
ド イ ツ 語	4	3		7
英 語	16	31		47
フ ラ ン ス 語	1	1		2
経 済	1	3		4
経 営	3			3
法 律	4	5		9
大 学 院 他			6	6
合 計	29	43	6	78

現在の免許課程委員会には人事を決定する権限がないために、暫定的に「免許課程委員会」で作成した原案を教職課程と司書・司書教諭課程の専任の科目担当者が所属する学部で審議・承認し、最終決定する形態を取っている。免許課程科目担当者の専門性からいっても、専門外の学部で決定するのではなく、「免許課程委員会」で人事が決定できることが望ましいと思われる。学則上も免許課程を所管する適切な組織が早急に設置されるよう、根本的な解決が期待される。

最後に、司書・司書教諭課程の専任教員が 1996 (平成 8) 年度末に退職するために、1997 (平成 9) 年 11 月に予定されている司書・司書教諭課程のカリキュラム改訂へ向けての作業が困難な状態に陥っている。早急に専任教員を補充し、文部省への新カリキュラム申請業務や、カリキュラム改訂に伴い不可欠となった司書担当専任教員の増員等の作業を進めていかなければならない。

### (3) 教職課程

大学における教員養成は、「教育職員免許法」等の規定によるところの教職課程教育のみで成り立つのではなく、大学の理念や独自性が具体化された一般教育と専門教育を必須の内容とし、これらの総合の上に成果を期することが出来るものである。従って、過去 2 回にわたる改革と現行の教員養成が知識と教養を備えかつ社会的要請に応え得る人材を育成するという本学の理念や教職課程の目的を実現しうるものとなり得ているかを、カリキュラム全体や教育指導・組織運営の観点等から、全体的に吟味していく必要があると思われる。

現在の獨協大学においては、教職課程教育は以下のように構成されている。

#### A. 理念・教育目標と組織

本学は「学問を通じての人間形成」を建学の理念とし、「国際的視野をそなえた教養人の育成」を教育目標として設立された。本学の創設者天野貞祐は、「大学は学問を通じて国家

に奉仕し、人格を陶冶し、職業を準備する」という観点から、「人類の生活に対して新たな価値を添加してゆく創造的国民」の育成に資する教職への準備を、大学の理念の実現を図る具体的構成要素として位置づけている。本学における教職課程は、この理念のもとに、大学における専門的知識と学問の修練を媒介にして、職業生活や市民生活にも通ずる良識と国際社会の一員としての教養を身につけた、エキスパートとしての教師の養成を目指してきた。

教職課程は開学時（1964（昭和39）年）に課程認定の申請がなされ、1965（昭和40）年から開講された。開学当初、課程認定を受けたのは外国語学部ドイツ語学科・英語学科と経済学部経済学科であった。その後、増設によって、経営学科（1967（昭和42）年）、フランス語学科・法学部法律学科（1968（昭和43）年）が加わった。課程認定の申請は、専攻科の設置やそれに代わる研究科の設置に伴い逐次行なわれ、全学にわたる教職課程へと発展してきた。本学が課程認定を受けているのは、学則別表 - 3および大学院学則第14条の2にみられるような免許状の種類と教科である。

委員会による教職課程の運営は、1972（昭和47）年から、教職課程および司書課程に関する事項を審議する全学的な委員会組織である「免許課程委員会」において行なわれてきた。教職課程に関する事項の処理は、免許課程委員の互選によって選出された委員長が教務部長と協議のうえ行なっている。教職課程は教育職員免許法等の規定により、教科および教職に関する専門科目の編成とそれらの科目を担当する教員組織によって成り立つが、これらの所管は全学にわたる横断的な教育を担ってきた旧教養部においてなされてきた。しかし、1989（平成元）年の「教育職員免許法」の改正に伴った課程再認定と1994（平成6）年からの大学設置基準の大綱化に伴う旧教養部の改組とによって、教職課程の所管は、旧教養部の残務処理機関である教養課程センターに引き継がれた。教職課程を暫定的に所管してきた教養課程センターは1997（平成9）年3月末をもって廃止されるが、以後の所管先は未解決のままである。

教職担当教員の人事は、旧教養部から各学部に分属したことで従来よりも問題が多くなっている。現在、教育学の専任教員が外国語学部共通科目に所属し、地理学関係を担当する教員が経済学部にも所属している。教職課程科目において必修になっている心理学関係の科目を担当する教員について、学内の兼任教員や学外からの非常勤に多くを依存している現状は早急に改善されなければならない。「教職」と「教科」にかかわる教職課程科目を担当している非常勤講師は12名である。

また本学は外国語の教科（英語）の免許状を取得しようとする学生が多いことから、教科教育の担当者の充実をはかって、現場で進行中の新しいカリキュラムに対応できる指導体制を整えることが必要である。

教職課程の運営には、教育職員免許法等の規定に基づくカリキュラム編成権やそれに伴う人事・予算等の措置が基本的に必要であり、学内・学外の事務処理に対応できる充実し

た事務組織も欠くことのできないものである。しかし現学則では、カリキュラムや人事・予算等についての決定の権限は委員会組織には与えられていない。従ってこれらの所管が未解決のままの便宜的な組織の運営は、今後に大きな問題を残している。

本学の教職課程は建学の理念を具体化する「モメント」であるから、「あってもなくてもよい」部分ではない。しかし単に観念的に存在意義を主張するのみではない。現実的に教職課程のこれまでの実績が、本学の魅力の一つとして学生募集の際に大いに貢献してきている。それは1967(昭和42)年以来、約1万名近い教育職員免許状取得者を卒業生として社会に送り出している事実があり、しかもその中で現在約2000名の者が学校関係に就職し活躍していることによる。因みに本学の所在する埼玉県内には約300名近い卒業生が現役教師として活躍している。従って建学の理念の実現のためにも、またこれらの卒業生の教育界におけるエキスパートとしての発展を継続的に援助していくためにも、そして地域社会における大学の役割を果たすためにも、今後の教職課程は「学問を通じての生涯にわたる人格の形成」の観点にたった教育運営が求められている。教職教育のカリキュラムは、必然的に「人間」に関わるテーマに満ちた学問的教養や教育実習を通じての実践的見識をあらゆる学習者に提供し得る可能性をもっている。教職課程の有するこのような課題と可能性を踏まえた組織本来の位置づけを求めて、本学の理念とする人間教育を担う全学共通の教育に関わる新たな組織の設立を要請する。

## B. 課程の登録

教職課程の科目を履修する場合は「免許課程登録に関する内規」に従って、原則的に2年次から登録の手続きを行うことになっている。経済学部と法学部の学生には、1994(平成6)年度から仮登録により、卒業単位に含まれない一部の教職科目[「日本史概説」(4単位)・「外国史概説Ⅰ～」(各2単位)・「地理学概説」(4単位)・「地誌学概説Ⅰ」(各2単位)]等を1年次から履修することができるよう便宜がはかられている。しかし2年次であらためて課程登録することになっている。最近の教職課程の登録数は前掲表1-1のとおりである。

3・4年次や科目等履修生等の登録は免許課程委員長の面接によって、教職課程履修の動機や意欲、履修計画が確認された上で承認されている。3・4年次から教職課程を履修しようとする者の中には、教育実習を含む教職課程の履修の特性を理解せず、1年間あるいは2年間での所定の単位の寄せ集めの履修計画で登録を希望する者もみられる。教育実習は、「大学において学んだ知識や理論を現実の学校教育に適用する能力や問題解決能力などを養わせるとともに、教員としての能力・適性についての自覚を得させることを目的とする」と、1987(昭和62)年12月の教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」の中で述べられている。教育実習に先立つ学問的知識の習得や事前の準備を曖昧にした履修指導は、実習現場に対する大学としての責任の放棄である、という認識に立っ

た登録者の受け入れがなされなければならない。

教職課程の履修は原則として2年次から4年次までの3年間にわたって履修計画が立てられるため、担当教員は延べで約1000名の学生の教育指導を担当していることになる。

### C. 課程科目の編成

本学で取得できる免許状の「教職に関する科目」の単位数は、教育職員免許法施行規則に定める通りである。

本学の教職課程科目は、「教育職員免許法」等に定められた所定の科目が開設されている。以下、a. 免許法改正以前のカリキュラム、b. 免許法改正以降のカリキュラム、c. 本学教養部改組以降のカリキュラムについて述べる。

#### a. 免許法改正以前のカリキュラム

「教職に関する科目」の編成を、1989（平成元）年の「教育職員免許法」の改正に伴うカリキュラム改訂以前について見てみると、本学の開設科目の修得単位数は旧免許法の下での課程認定時の13単位（法定の最低修得単位数）から20単位にまで発展的に増加してきた経緯がみられる。1966（昭和41）年度には、「道德教育の研究」が2単位から4単位になっている。「教育実習」の単位は、1984（昭和59）年度の段階で、3年次の後期に履修する「教職特講」（2単位）を開設し、実質的に4単位になった。これは免許法改正で1989（平成元）年度以降必修化される「事前・事後指導」を先取りする形で単位化したもので、この科目の単位修得を教育実習に行くための資格として、履修上の指導を行っている。

1989（平成元）年以前の「教職に関する科目」の履修は後掲の一覧表（表3-1）にあるように、履修配当学年が決められている。「教育原理」（2年次配当）と「教科教育法」（3年次配当）の配当学年での修得が、原則的に教育実習資格として掲げられている。その教育実習資格は本節f.のとおりである。

表3-1 教職課程授業科目（旧）

#### 教職専門科目

教職に関する専門科目	単位数	履修配当学年
教育原理	4	2年
教育心理学	2	2年
青年心理学	2	2年
道德教育の研究	4	2年
教科教育法	4	3年
教職特講	2	3年（後期）
教育実習	2	4年
合計	20	



b. 免許法改正に伴う改訂カリキュラム（表3-2参照）

本学の教職専門科目は免許法改正に伴う改訂カリキュラムにおいて、次のようなことを考慮した。

建学の精神や教職課程のこれまでの流れを踏まえた独自のカリキュラムの編成を行う。

大学における開放制の教員養成は学問研究の成果に裏付けられたものであるべきであるから、改革の中で求められている教員の資質としての「実践的指導力」の養成も、いたずらに技術主義に走らず、人間の成長・発達に関する教育学や心理学の学問的成果に基づくカリキュラムを基本とする。

免許法で定めた教職専門科目が大枠で区別される「欄」は、それぞれ性格づけの異なったものである。この違いを考慮せず、それぞれの欄にわたって開設される多数の科目を履修するだけでは単なる知識の寄せ集めになる恐れがある。従って、「教育原論」は、それらの知識を整理し位置づける基本的な枠組を与えることができるように、学校教育についての目的 内容 方法に関する一貫した理解が形成されるよう講義内容に配慮する。

以上の編成方針を踏まえたものが、1992（平成4）年度以前の入学者に適用されているカリキュラムである。「教育原論」（4単位）・「教職のための心理学」（4単位）・「教科教育法」（4単位）・「教育実習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）は教育学や心理学の基本的知識の習得や教育実習への力を養うという従来からの方針に従って4単位とした。「道德教育の研究」は2単位科目になった。この科目は、本学の教職課程専門科目の中では早くから4単位科目として設定され力を入れてきた科目であったが、最低修得単位数の増加を調整するため単位数を減らした。しかし、私学として独自のカリキュラムを編成するという方針に従えば、本来残すべきものであったと思われる。改正前の最低修得単位数が本学では既に20単位であったことから、新規の科目の増加を加えると26単位が最低修得単位数となった。教育学と心理学の担当者が専門領域に応じて分担することにしたのは、「教育方法の理論と応用」（2単位）と「生徒指導法」（2単位）である。「特別活動」は、法改正の趣旨では「教育課程に関する科目」として位置づけられているものであるから、現場からの講師を担当者に加えて、学生が現場の実践について理解を深めることを配慮した。

教職を志望する者が、授業科目以外に関心のあるテーマを主体的・研究的に学習できるように、また本学の伝統的な専門課程の演習の役割にならって教職に向けての学生指導の機能をもつことができるように、「教職演習」を開設した。将来的には教職担当教員全員が開講することを想定したものであった。

免許法改正の趣旨のひとつは、「教育実習」の指導強化による「実践的指導力」の養成であり、そのため教育実習に関する事前・事後の指導が単位化された。本学では、既に旧カリキュラムで「教職特講」（2単位）に改正の趣旨を先取りしてあったため、これを「教育実

習Ⅰ」(2単位)として科目名称の変更をした。この科目の性格は実習をする学校現場についての知識や教員としての心得などを実習生に指導するためのものであるから、教職経験のあるベテランの講師を担当者の中心に置いた。しかし、実習に対する教育指導上の責任からも、今後は教職担当教員も加えた指導体制の確立や事後指導についての工夫をする必要があると思われる。

表3-2 「教職に関する科目」

(旧)1992年度以前入学者 学則 - 1 教職課程授業科目

- 1) 一般教育科目 日本国憲法(2単位)  
 2) 保健体育科目 体育(2単位)  
 2) 教職専門科目

法定科目	科目名	単位	必修	選択必修	選択	履修できる学年
教育の本質及び目標に関する科目	教育原論	4	4			2年
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	教職のための心理学	4	4			2年
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	生涯教育論	2			2	2年
	学校教育論	2				
	教育法規	2				
教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)に関する科目	教育方法の理論と応用	2	2			2年
教科教育法に関する科目	ドイツ語科教育法	4	4			3年
	英語科教育法	4				
	フランス語科教育法	4				
	社会科教育法	4				
	地理・歴史科教育法	4				
	公民科教育法	4				
道徳教育に関する科目	道徳教育の研究	2	2			2年
特別活動に関する科目	特別活動	2	2			2年
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導法	2	2			2年
教育実習	教育実習 (教育実習の事前・事後指導)	2	2			3年(後期)
	教育実習	2	2			4年
選択科目	教育思想史	2				2年
	教職演習	4				3年
計(最低修得単位数)			24	2		

〔備考〕(1)教科教育法に関する科目は、教科別に修得する。

(2)道徳教育に関する科目は、中学校教諭免許状を取得する場合に修得する。

c. 学則改正に伴う改訂カリキュラム(表3-3参照)

教職課程登録者の減少傾向(表1-1参照)は履修単位数の増加が原因しているという判断から、1989(平成元)年に改訂されたカリキュラムについての見直しが行われ、最低修

得単位数 26 単位を法定の単位数 19 単位に近づけるための改訂が行われた。旧来からの 4 単位科目は「地理・歴史科教育法」を除きすべてⅠ・（各 2 単位）に分け、Ⅰを必修とし、

表 3 - 3 「教職に関する科目」

（新）1993 年度以降入学者 学則別表 - 1 教職課程授業科目

- 1) 日本国憲法（2 単位）
- 2) 体 育（2 単位）
- 3) 教職に関する科目

欄	法定科目	科目名	単位	必修	選択必修	選択	履修できる学年
第二欄	教育の本質及び目標に関する科目	教育原論Ⅰ	2	2		2	2年
		教育原論	2				
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	教職心理学Ⅰ	2	2			
		教職心理学	2				
	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	生涯教育論 学校教育論 教育法規	2 2 2		2		
教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	教育方法学	2	2				
第三欄	教科教育法に関する科目	ドイツ語科教育法Ⅰ	2		2 又は 4	2	3年
		英語科教育法Ⅰ	2				
		フランス語科教育法	2				
		社会科教育法Ⅰ	2				
		地理・歴史科教育法	4				
公民科教育法Ⅰ		2					
	ドイツ語科教育法	2					
	英語科教育法	2					
	フランス語科教育法	2					
	社会科教育法	2					
	公民科教育法	2					
	道徳教育に関する科目	道徳教育の研究	2		2		2年
	特別活動に関する科目	特別活動	2	2			
第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導法	2	2			
第六欄	教育実習	教育実習Ⅰ （教育実習の事前・事後指導）	2	2			3年 （後期）
		教育実習	2	2			4年
	自由科目	教育思想史	2				2年
		教職演習	4				3年
計（最低修得単位数）				14	6 又は 8	2	

〔備考〕(1) 教科教育法に関する科目は、教科別に修得する。

(2) 道徳教育に関する科目は、中学校教諭免許状を取得する場合に修得する。

(3) 選択 2 単位は、高等学校教諭免許状（地理歴史を除く）のみ取得する場合に修得する。

(4) 教職に関する科目の最低修得単位数は 20 単位以上を修得すること。

は選択の単位にした。同一表題科目のIを履修した者は、できる限り も履修するように指導することで対応することになった。この改訂で最低修得単位数は20単位に減少した。

開設された授業科目の履修は、免許法改正以前のカリキュラムにおけるような「学年配当」ではなく、1989（平成元）年のカリキュラム改訂以来「履修できる学年」という表現がとられてきた。従って、2年次から履修できる科目は、科目の置かれている「欄」の性格の違いにかかわらず、時間割り上同時進行で履修を開始することが可能である。このことに対しては、教育や学校についての基礎知識がないまま部分的・断片的に知識を寄せ集める履修に陥り易いという科目履修上の問題が予想されたため、「教育原論」（4単位）の履修によってそれを補う対応策が採られてきた。しかし、この改訂によって「教育原論」がI・と分かれたことで、 を選択する学生のみの対応に狭められた。従って、特に「教育原論I・」の継続的な履修指導を強めると同時に、今後は教職専門科目として開設されているカリキュラムに全体についての内容的な面からの履修計画指導を、教職担当教員が積極的にしていく必要がある。これまで年度初めの履修指導は事務職のみの担当で済ませてきたが、この点は早急に改善すべきである。

d. 「教科に関する科目」の単位数の変化（表3-4参照）

以上の過去3回のカリキュラム改訂を最低修得単位数の必修・選択必修・選択の単位数の変化から比較したものが次の一覧表（表3-5）である。すなわち、「教科に関する科目」は免許法改正時の課程再認定の時に編成された1992（平成4）年度以前のカリキュラム、修得単位数の軽減化を図ったカリキュラム改訂を行った1993（平成5）年度のカリキュラム、全学的なカリキュラム改革に連動して改訂された1994（平成6）年度以降のカリキュラムの3種類がある。

表3-4 教科に関する科目

中学校・高等学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭			
外国語	単位数	社会	単位数	地理歴史	単位数	公民	単位数
ドイツ語学 英語学 フランス語学	6	日本史及び 外国史	6	日本史	6又は 4	「法律学（国際法を 含む）政治学（国際 政治を含む）」	6
ドイツ文学 英米文学 フランス文学	6	地理学 （地誌を含む）	6	外国史	6又は 4	「社会学、経済学、国 際経済学を含む。」	6
ドイツ語コミュニケーション 英語コミュニケーション フランス語コミュニケーション	6	「法律学 政治学」	2	人文地理及 び自然地理 学	8又は 6	「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	8
比較文化 （外国事情を含む。）	2	「社会学 経済学」	2	地誌	4又は 2		
		「哲学、倫理学 宗教学」	4				
	20		20		20		20

表 3 - 5 中学校・高等学校 教諭一種免許状取得要件の比較

学部	学 科	免許教科	1994 年度以降			1993 年度			1992 年度以前		
			必修	選択 必修	選択	必修	選択 必修	選択	必修	選択 必修	選択
外国語	ドイツ語	ドイツ語	12	16	12	20	8	12	20	8	16
	英語	英語	8	16	16	12	16	12	36	0	8
	フランス語	フランス語	16	10 又は 12	12 又 は 14	20	8	12	20	8	16
最低修得単位数			40			40			44		
経済	経済	中学校 社会	16	8	16	16	8	16	28	4	8
		高等学校 地理・歴史	14	6	20	14	6	20	22	0	18
		高等学校 公民	16	8	16	16	8	16	16	8	16
	経営	中学校 社会	16	8	16	16	8	16	28	4	8
		高等学校 地理・歴史	14	6	20	14	6	20	22	0	18
		高等学校 公民	16	8	16	16	8	16	16	8	16
法	法律	中学校 社会	24	8	8	24	8	8	36	4	0
		高等学校 地理・歴史	14	6	20	14	6	20	22	0	18
		高等学校 公民	24	8	8	24	8	8	24	8	8
最低修得単位数			40			40			40		

「教科に関する科目」のカリキュラム改訂の流れは、最低修得単位数の軽減化（外国語学部 44 単位 → 40 単位）と修得単位の中の必修単位の減少、選択単位の相対的な増加を示している。特に英語学科において開設されている英語教科の最低修得単位数の変化は、この流れを代表するものである。

外国語教科に関する法定の最低修得単位数は 20 単位であり、その中の法定科目群の単位は、「語学」（6 単位）・「文学」（6 単位）・「コミュニケーション」（6 単位）・「比較文化」（2 単位）となっている。カリキュラム改訂の中で、これらの科目群の履修単位も、法定最低修得単位数に近づけられた。英語教科について各々の科目群の単位数の変化を比較したものが次の一覧表（表 3 - 6）である。英語学科の 1992（平成 4）年度以前のカリキュラムでは、「英語学」の最低修得単位数は 16 単位となっていて、教科に関する最低修得単位 44 単位の中で大きな割合を占めている。このような学科の特色をもったカリキュラム構成はその後の改訂の中で変化し、全体に個々の学生の選択にまかされた履修形態になってきた。

表 3 - 6 英語教科に関する法定単位数の比較

教科に関する科目群 法定単位数	1994 年度以降 最低修得単位数		1993 年度 最低修得単位数		1992 年度以前 最低修得単位数	
英語学	6	8	8	8	16	中 44 高
英米文学	6	6	8	8	8	
英語コミュニケーション	6	8	8	8	8	
比較文化（外国事情を含む。）	2	2	4	4	4	
その他						

1994(平成6)年度以降のカリキュラムでは、教科に関する最低修得単位(40単位)の中の選択の単位をどのように履修指導するかが大きな課題である。「教科に関する科目」の履修を通して、教科の専門性につながる知識・技術をいかに身につけエキスパートとしての基礎をいかに形成するかは、単に個々の学生の恣意的判断で対応できる問題ではない。今後は教科専門科目を開設している各学部・学科と協力の上で、学生の主体的学習意欲を尊重しつつ、教科の専門性の視点からの学習指針を与える履修指導を行っていく必要があるだろう。

とりわけ本学では英語教科に関しては、課程認定を受けた学科の枠を超えて免許取得のために履修する者が多い。従って「教科に関する科目」の履修指導は、各学部・学科に開設されているものであっても、教職課程が指導的に行わなければならないものと思う。

多くの学生が教職課程を履修することができるように条件や環境を整備することは、教育職員免許状を取得した学生が、人間と教育についての理解を踏まえて、教育界のみならず広く社会の中で活躍する途を開くことになり、本学の教職課程の目的を実現することに通ずるため、大切なことである。

しかし、そのことは、教育職員免許状の安易な取得を意味するわけではない。最低修得単位数の軽減化をはかったカリキュラム改訂が、登録者の負担軽減や登録者数の増加につながっているかは今後もその動向を見守る必要がある。むしろ問題であるのは、取得単位数等の軽減化の措置が免許状取得に対する安易な発想を与え、そのことがひいては教育実習などへの安易な取り組みを引き起こしていないかどうかである。今後はカリキュラム改訂と教員採用試験合格者の推移などを相関的に検証して、現行の教員養成のカリキュラムが本学の理念に即したものであるか否かを吟味していくことが必要であると思われる。

#### e.「教育実習」の体制

本学の教育実習に対する指導体制は次のような特色をもっている。

3年次後期において「教育実習Ⅰ」(事前・事後指導)2単位を履修する。

教育実習校の開拓不調者に対しては、3年次の秋に適性試験を実施して合否を判断し、草加・八潮地区の教育委員会を通じて教育実習校を斡旋している。

4年次の4月に教育実習オリエンテーションを実施する。オリエンテーションの日程と内容は、「教科教育法」担当教員や卒業生の協力を得て実際的で充実した内容になるように工夫している。

オリエンテーション科目はすべて出欠を取り、欠席者には「欠席理由届け」を添付させたくうえでレポート提出を課している。実習生がもれなく実習に向けての体制を整えられるよう指導している。

4月中旬から実習に出かける直前までの期間は、実習の事前指導として「教職相談室」において「教育実習個人面接指導」を受けることを義務づけている。この面接では、

「教育実習Ⅰ」で学んだことの確認や、個々の実習校に対応した助言・指導および実習への心構えなどを要点にした面接を実施している。

本学で教育実習を斡旋した者と埼玉県内または都内など本学近辺の学校で教育実習をする者に対しては、実習期間中に実習校に出向いての指導がなされる。原則として実習生が指導を受ける専門課程のゼミ担当教員が教育実習校の挨拶・指導に行っている。このように多くの教員の協力を得る事が出来るため、本学教職担当教員のみで奔走するという事はない。本学のこの体制は、教育実習についての全学的な理解を引き出す機会になっている。

教育実習終了後は事後指導の一環として「教育実習反省会」を開き、実習生の体験の発表とレポート提出を課している。この反省会には「教育実習Ⅰ」の担当教員・「教科教育法」担当教員・教職担当教員が参加し、教育指導や実習指導の反省の手がかりとしている。

毎年1回、草加・八潮地区の教育委員会や実習協力校等の関係者と本学の教職課程関係教員や大学関係者とが一同に会する反省会をもっている。本学の教育実習について、現場からの意見や指導を受ける良い機会となっている。

#### f. 教育実習資格

本学の教育実習資格は次のような条件によっている。

4年生・大学院生・本学卒業の科目等履修生で許可された者。

原則として「教育実習Ⅰ」(教育実習の事前・事後指導)を修得していること。

教育実習の実施は実習を受け入れる教育の現場に対して対外的な責任を負っている教育であるから、上記の資格は最低限のものとみなして、教職課程の履修の状況等を総合的に判断していく必要がある。

今後の課題として残されているのは、事後指導の充実を図るための体制づくりと事前指導の中に教育や福祉等の現場における体験学習等を組み込んで行く工夫等である。

#### (4) 司書・司書教諭課程

##### A. 課程の特徴

獨協大学の司書・司書教諭課程は、特定学部を対象として開設されているのではなく、全学部に開かれた形態を取っている。したがって、各学部・学科の学生が履修することが可能で、結果的に幅広い主題専攻領域を学んだ司書・司書教諭の養成になっている。司書・司書教諭課程のカリキュラム（学則別表 - 1・2 参照）は、「図書館法施行規則」「学校図書館司書教諭講習規程」に定められている科目に準拠している。ただし、単位数は科目履修の年次に合わせて2単位を基本としている。

本課程の目的は司書・司書教諭の養成にあることは言うまでもないが、それにとどまらず文献や情報に関する教育としての意義を有し、学部教育に対する基礎教育的な面も併せ持っている。獨協大学でもこの意義を踏まえたカリキュラムを構成し、学生指導を行っている。

##### B. 科目の特徴と運用上の特徴

「参考調査論」「資料目録法」「資料分類法」は、講義と演習を組み合わせた通年科目として設けている。講義科目と演習科目を別個に半年完結科目として開設することは可能であるが、それをせずに内容理解の一貫性を保つことを優先している。

情報処理教育との近接を図るために、選択科目として「コンピュータ・プログラミング」ならびに「情報処理Ⅰ」を開設している。

表2 司書課程科目履修配当学年

	科目名	履修配当学年
甲群	図書館通論	2年
	図書館資料論	2年
	参考調査論	3年
	資料目録法	3年
	資料分類法	3年
	図書館活動論	2年
乙群	青少年の読書と資料	2、3、4年
	図書及び図書館史	2、3、4年
	図書館の施設と設備	2、3、4年
	資料整理法特論	3、4年
	情報管理	3、4年
丙群	社会教育	2、3、4年
	社会調査	2、3、4年
	人文科学及び社会科学の書誌解題	3、4年
	自然科学と技術の書誌解題	3、4年
	マスコミュニケーション	2、3、4年
	視聴覚教育	3、4年



各科目を履修する際には、2年次で履修開始する科目と、3年次で履修開始する科目の別を設けている（表2）。これによって、基礎（概説）科目を履修した後に応用（演習）科目を履修することになり、体系的な理解に役立っている。また、選択必修科目といえどもできる限り毎年開講し、学生の選択の幅を広げている。さらに学部専門科目との振り替えを実施し、学生の総履修単位数面での負担軽減を図っている。講義科目は1コマ開講を原則としているが、演習科目は2コマ開講している。これによって、演習1コマ当たりの履修者数は35～50名程度に抑えられ、懇切丁寧な演習指導が可能になっている。必修科目の開講時間は複数のコマを開講している場合を除き、全学部の学生が登録できるよう、1および4・5時限ならびに土曜日を活用している。

### C．教員と組織

文部省の基本的な姿勢では、司書・司書教諭課程の担当専任教員は、教授職を含む2名の専任教員によることが望ましいとされているが、本学では現在1名の専任教員（助教授）によって担当されている。情報教育の充実という課題には専任教員によって十分成果を上げてきたが、非常勤講師に多くの科目を依存している現状と文部省の基本的姿勢を考慮すれば、人事面での充実が今後一層望まれる。司書・司書教諭課程に関する実質的な運営は、前述したように「免許課程委員会」ならびに「免許課程係」（事務職）が担当している。「免許課程委員会」には各学部・学科から委員が出ており、全学的な運営を可能にしている。また、教職・司書相談において進路指導や履修指導、その他司書・司書教諭課程全般に関する指導が行われている。

### D．進路

最近5年間は毎年、国・公・私立図書館への就職者を輩出している（前掲表1-2）。とりわけ、国立大学の図書館員となる「国家公務員試験 種」は全国で40名ほどしか合格しないが、この合格者を毎年出している。また、1996（平成8）年度卒業の学生から、国立国会図書館の採用試験に初めて合格者を出した。

### E．今後の課題

現行のカリキュラムは改訂後すでに10年以上を経過している。当然のことながら、内容的な改訂が望まれる。これに関しては1997（平成9）年度は文部省令による省令科目改訂の時期に当たっていることから、抜本的な改訂への対応が必要になる。また、既に述べたが、専任教員の1名増員が今次の省令科目改訂に伴い不可欠になっているので、実施されることが緊要である。

## 2. 大学院研究科

### 法学研究科

#### (1) 教育課程と教育理念・目的

本研究科は、学部の4年間で学んだ専門基礎分野をさらに徹底化し、専門・応用分野へと深化・発展させることをその教育目的としている。そしてその根底には、学問の単なる技術的・表層的な習得を超えた、全人的な人格の陶冶と完成という高い教育理念が存することは言うをまたない。この教育理念・目的の遂行にあたって、本研究科は特に博士前期課程の場合、大学や研究所等に所属して研究と教育に専念する専門研究者の養成と同時に、一般社会の中で高度な専門知識を有して活躍する職業人の養成をも目指すという独自の方針を掲げている。そのため対象も研究者志望者だけでなく、法曹、税務、会計業務、民・商事法務分野への志望者にも広く門戸を開放している。大学研究者の養成を第一義の目的とする博士後期課程の設置とともに、本研究科はこのような姿勢において時代と社会のニーズに真摯に応えようとしている。

#### (2) 教育課程の編成方法と特色

本研究科の教育目標に従って、博士前期課程においては公法学・私法学・政治学・国際関係の4つの専修科目群を置き、高度な専門性と体系性を身につけ、優れた研究・教育能力と社会における実践的な実務能力を發揮できる人材の養成をはかるためのカリキュラムを編成している。さらに博士後期課程においては、専門分野に対するより高度な研究能力と応用力を身につけるため、組織的・学際的な研究に対応した指導体制をとっている。それにより常時、院生が指導教授の研究指導をきめ細かに受けられることが保証されている。なお、大学院教育の一層の充実・発展のためにカリキュラム委員会が設けられており、逐次その改善のための提言を行っている。

#### (3) 教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

院生は、本研究科の教育目標に沿って設けられた専修科目について、それぞれ入学時にその専修する分野を決定し指導教授を定める方針をとっている。従って、院生は授業科目の選択にあたっては専修分野に関連のある科目について、指導教授の十分な指導のもとに履修することになる。このような履修段階での緊密な指導関係を基礎に、講義・演習ならびに研究指導が行われ、学位論文の速やかなる作成がなされるように工夫されている。

#### (4) 他大学院等の履修

院生は、本大学院と協議を行った他の大学院において、その授業科目を履修することが

できる。この場合、履修した授業科目の修得単位、および院生が研究科委員会の承認を得て外国の大学院に留学して修得した科目の単位は、10単位を超えない範囲で研究科委員会の議により単位数に充当することができる。また、本大学院に入学する前に他大学院において履修した授業科目に関しても、上記の条件で充当することができる。

#### (5) 社会人・外国人留学生に対する配慮

- a. 本学には、委託研修生および外国人学生の入学制度がある。委託研修生とは、地方自治体その他の団体から研修を委託され入学を許可された者であり、その詳細については別途定めることとされている。また、外国人学生とは本大学院入学資格と同等以上の学力を有すると認められ選考の上入学を許可された者であり、出願資格の審査を受け資格認定後に願書を提出すると規定されている。入学後は、教育および研究の指導において他の大学院生と何ら異なることはない。
- b. 一般的に大学院への出願および入学資格を規定しているが、社会人・外国人留学生に対する特別の規程は存在しない。
- c. 設置理由には「教育、研究活動の国際化への対応」が掲げられており、外国人留学生の受け入れには積極的であるが、日本語教育の実施以外の特別の措置ないし教育指導上の配慮はなされていない。今後の課題である。

#### (6) 教育研究指導上の効果を測定するための方法

- a. 最終的には学位論文の審査によって測定している。
- b. 教育研究指導は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導によって行われるとされている。授業の評価については担当教授の責任とされ、外国文献による教授法等の必要な指導措置をとっており、研究指導体制は確立している。
- c. 授業の成績評価については、大学学則第 22、24、および 26 条の規定を準用するとされている。
- d. 博士前期課程および後期課程のいずれにおいても、論文の中間報告制度を設けており、通常の研究指導を補助するものとして有効に活用されている。
- e. 上記の他に特別の効果測定方法はないが、多様な学生の入学という今後予想される状況に対応した、新たな方法を確立する必要がある。

#### (7) 国内外の大学等との単位互換の方法

- a. 本学と協議を行った他の大学においても授業科目の履修は可能であり、これによって修得した単位は、10 単位を越えない範囲で本学の単位（必要修得単位 32 単位中）と認定することができる。
- b. 研究指導においても、他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けること

も認めており、その期間を一年以内と規定している。

- c. 現在のところ、互換制度を利用している学生はいない。他の大学院との協議を必要とするためもあるが、今後は一層機会を広げる方法を考究せねばならない。

(8) 修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針・基準

- a. 学位授与状況については、別添資料のとおりである。
- b. 授与方針と基準については、大学院学則第14条および学位規則において詳細に規定している。いずれも所定の課程を修了した者に資格を認め、論文審査に合格することが授与の要件とされている。
- c. 修士学位については順調に授与がなされているが、博士学位については現在までのところ授与された者がなく、今後授与者を増やすことが必要であろう。

## 外国語学研究科

### (1) 教育課程と教育理念・目的

本研究科の教育課程と教育理念・目的を顧みるとき、1880年代にドイツ学術文化導入を目的として設立され、明治・大正・昭和を通してドイツを中心としながらも、西欧全体の学術文化導入・摂取に努め、わが国の近代化に多大な貢献をしてきた「獨逸学協会学校」の伝統と教育理念・目的を無視することは出来ないであろう。

それ故にこそ、1964(昭和39)年、上述の伝統の上に獨協大学が創立され、外国語学部はドイツ語学科・英語学科、やや遅れてフランス語学科の3学科を設置し、専攻する言語を通じて言語・文学のみならず、その言語圏の文化・社会をも総合的に把握・理解しうる特色あるカリキュラムを組んできた。

しかしながら、国際社会の急激な発展と複雑化が進展する現代社会にあって、深い知識を有する国際人を、さらにそのような国際人としての研究者の育成を、学部段階では達成し得ないことを外国語学部は認識した。

このような認識の上に立ち、また、言語・文学・文化・社会を総合的に把握・理解させる学部のカリキュラムが社会から高く評価されていることに鑑み、外国語学部はより高い教育・研究課程の設置を痛感した。

それ故に、1986(昭和61)年に外国語学部ドイツ語学科・英語学科の上に大学院として外国語学研究科博士前期課程が設置されたのを嚆矢として、1994(平成6)年4月にフランス語学科の上にも博士後期課程が設置されるに至って、外国語学研究科は、博士前期・後期課程を備えたドイツ語学・英語学・フランス語学専攻を持つこととなった。

各専攻ごとに教育課程とその理念・目的の特性をあらためて述べるならば以下のようなになる。

A. ドイツ語学専攻博士前期・後期課程は、獨逸学協会以来百有余年のドイツとの深いかわりに基づくドイツ語教育の伝統をふまえ、ドイツ語学専攻を中心としながらも、学部と同様にドイツ文学・ドイツ文化をも含めた地域研究を根幹とし、高度の研究と教育により専門文献を十分理解しうる語学力を学生に習得させる。

従って、その目的は前期課程において、ドイツ学研究者の道を拓くことは言うにおよばず、現在わが国が政治・経済・文化等においてドイツとますます深い関係にあることに鑑み、学生達に共通・関連科目も履修させ、国内はもとよりドイツ語圏においても実務面で活躍できる有為な人材を育成する。

後期課程はドイツ語学専攻中心の大学院としてドイツ学研究者養成の完成を最終目的とするが、上述の実務面で活躍できる人材のさらなる育成も期する。

B. 英語学専攻博士前期課程は、外国語学部英語学科の一般専門教育の基礎の上に立って、英語学・英米文学・英語文化・国際関係論・コミュニケーション論の各分野の多様な教育課程を配し、大学院設置の教育理念・目的、さらには現職英語教員の再教育など、現代社会の要求に沿うように努めている。現時点でもこの理念・目的は広く理解され、毎年現場の英語教員を含めて定員の2倍から3倍の志望者を、本学だけでなく多くの他大学からも迎えている。

英語学専攻博士後期課程は、英語学・英米文学・英語文化の各分野に亘る教育課程により、大学院設置基準の後期課程の目的・理念に沿うように努めている。自立した研究活動を行うという目的に関しては、博士学位を取得した者2名、さらに数名が最終段階に入っている。また学位を得た2名はすでに大学専任教員として活動している。

後期課程の定員は1997(平成9)年に3名に増員を認められたが、毎年遥かにこれを越える志望者があり、今後緊急にさらなる定員増が望まれる。

C. フランス語学専攻博士前期・後期課程は、本学外国語学部フランス語学科の基本理念と同じく、学生の希望・適性に応じて、語学・文学・文化の3部門の中から自由に自分の専攻を選べるようにしている。すなわちこの3分野のそれぞれに研究と演習を配置している。

前期課程においてはさらに、文献研究と共通科目を配し、学生の幅広い教養の獲得を目的としている。分野の異なる多様な研究者が演習・研究等の科目を担当しており、教育理念・目的に沿う体制をとっている。

後期課程はいまだ発足後2年を経たにすぎないが、現在のところ、後継研究者養成に努めているとともに、とくにヨーロッパ統合によりフランスの役割が重要視され日仏間のより濃密な知的交流が予想される今日、それに適応しうる人材の養成を主眼においている。

## (2)教育課程の編成方法と特色

A. ドイツ語学専攻では、博士前期課程・後期課程を通じて、学部ドイツ語学科カリキュラムのドイツ語・ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化を総合的に履修させる特色をふまえ、ドイツ語学研究・ドイツ文学研究・ドイツ文化研究の3部門の科目履修をカリキュラムの根幹としているが、前期課程においてはドイツ語学・英語学・フランス語学の3専攻に共通の特色ある共通科目・関連科目をも履修しうるように配慮し、基礎的な専門知識と幅広い視野を持つ研究者または実務面でも活躍できる有為な人材にふさわしいカリキュラムにもなっている。

後期課程は前期課程で習得した専門知識とドイツ語能力を基礎とし、その一層の発展・充実を図り、専門分野における研究者の大成を期するカリキュラムを編成している。

B. 英語学前期課程では、前述したように、英語学科教育課程の3系列の科目のうえにた

って、英語学・英米文学・英語文化・国際関係論・コミュニケーション論の各分野の研究科目を中心に、さらに文献研究・各分野の特殊研究、外国語教育論など多様な共通・一般科目を配置している。

後期課程では、英語学・英米文学・英語文化を配し、特に英語学では音韻論・統語論・意味論・語用論と最新の学問研究を踏まえた共時的研究や通時的研究科目(英語史)を配置している。前期課程と同じように後期課程でも国際関係論・コミュニケーション論専攻の志望学生が多く、今後早急にこの面での科目充実が望まれる。

C. フランス語学博士前期課程では、上に述べた構成の中で、次のような特色を示している。すなわち、語学の分野では、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス語歴史文法という、共時論・通時論をともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・フランス思想のほかに、特に文化の分野でフランス政治思想史という科目を置いていること、これがフランス文学専攻の修士課程とは違った特色である。

博士後期課程でも、旧来の文学部フランス文学科とはまったく異なる方向で、本学外国語学部フランス語学科が開設以来積み上げてきた実績をふまえ、前期課程の特色を生かしたカリキュラムを編成している。特に語学の分野で、現代フランス語の音韻論・統語論とフランス古典統語論・文体論という、共時論・通時論をともに備えた研究科目を設けていること、また一般のフランス文学・フランス思想のほかに、特に語学の分野でフランス政治思想という研究科目を置いたこと、そしてこれら担当教員各自の専門を生かしながらその連携プレーによって総合的な学問形成に道を開いていることが、他大学におけるフランス文学専攻の博士後期課程とは違った特色である。

各専攻に見られるような教育課程の編成方法に基づいて実際にカリキュラムは組み立てられており、その特色は十分に発揮されている。

### (3)教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

各専攻とも、初年度に各学生に指定される指導教授による、マンツーマン方式を主体とする「演習」を中心に、修了時における学位論文提出を目標として指導にあたっている。

### (4)他大学院等での履修

これについては国内では現時点でその実現をみていないが、今後早急に制度を整備すべきであると考えている。現在、博士後期課程在学の学生1名が認定留学生として海外で勉学中であるが、この学生の研究指導等の面で改善すべき点が指摘されている。

### (5)社会人・外国人留学生に対する配慮

現在、社会人・外国人留学生の在籍者はなく、これらの学生に対するカリキュラムの編

成については、今後の問題として考慮すべきであるとする。

(6)教育研究指導上の効果を測定するための方法

授業時における発表・レポート・筆記試験などを行っている。また前期課程においては、修士論文の中間報告を課し、十分その効果を上げている。

(7)国内外の大学等との単位互換と方法

現在までは行われていないが、今後早急に検討すべき課題である。

(8)修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針・基準

授与状況は下表のとおりである。

年度別修士学位授与状況

専攻 \ 年度	1987 (S62)	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)
ドイツ語学	2	5	4	3	2	1	4	3	4	3
英語学	4	7	6	4	4	4	5	9	8	9
フランス語学					1	1	1	2	3	2
計	6	12	10	7	7	6	10	14	15	14

年度別博士学位授与状況

専攻 \ 年度	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)
ドイツ語学	1	0	0	0	0
英語学	1	0	0	1	0
フランス語学					0
計	2	0	0	1	0

本学学位規則(『手引き』p.23)、研究科履修規程第13条(『手引き』p.35 - 36)の要件を学位の授与方針とし、また、学位授与の基準としては、資料収集能力・論旨の明確性・形式の適切さ・独創性などを挙げることができる。このような方針・基準に従って上記のように学位授与がなされた。



## 経済学研究科

### (1) 博士前期課程の教育課程と教育理念・目的

#### A. 教育理念・目的

21世紀における日本経済と世界の新たな関連を展望し、国際的な視点を機軸に据えた教育・研究体制の確立と、新時代に即応しうる高度な知識と技術を備えた優れた経済人の育成をめざす。そのために本研究科博士前期課程は、経済学・経営学・情報科学をそれぞれ分離したものとしてではなく、三位一体化したものとして教育課程に組み込んでいる。すなわち、経営科学群（経営学分野4科目と会計学分野4科目）と情報科学群（統計学分野3科目と管理工学分野5科目）の2群を広い意味での経営情報科学としてとらえ、これを経済科学群（理論・歴史・経済政策の3分野29科目）への補強併設科目群としているところに、本研究科博士前期課程の大きな特色がある。

したがって本研究科博士前期課程は、従来の大学院教育を特徴づけてきた縦割りの教育課程の編成にではなく、むしろ横割りで柔軟な編成に重点をおいているといえよう。その意味から、とくに 経済・経営情報専攻の徹底、 地域研究の充実（ここでいう地域とは、従来の意味での単なる「地方」ではなく、国内はもとより国外にまで領域を拡大した、いわば国境を越えたグローバルな視野に立った「地域」を意味している） 開かれた大学院、の3つを具体的な教育目標として掲げている。

#### B. 教育課程の編成方法と特色（1996（平成8）年度、\*印は非常勤）

演習科目	講義科目	担当教員
理論経済学演習	理論経済学研究Ⅰ	高橋 房二
国民所得論演習	理論経済学研究（休講）	安藤 登*
経済学史演習	国民所得論研究	鈴木 勇
西洋経済史演習（休講）	経済学史研究	原 剛*
	西洋経済史研究Ⅰ	
	西洋経済史研究（休講）	
	東洋経済史研究	田中 正俊*
日本経済史演習	日本経済史研究	齊藤 博
	経済政策総論研究（休講）	
地域産業政策論演習	地域産業政策論研究	伊藤 正昭
経済地理学演習	経済地理学研究Ⅰ	犬井 正
同	経済地理学研究	山本 正三
	自然地理学研究	松本 栄次*
商業政策論演習	商業政策論研究	西川 純子
経営政策論演習	経営政策論研究	宮城 浩祐
金融論演習	金融論研究	田村 申一
労働経済論演習	労働経済論研究Ⅰ	桑原 靖夫

同	労働経済論研究	山越 徳
交通経済論演習	交通経済論研究	岡田 博
日本経済論演習	日本経済論研究	波形 昭一
	外国経済論研究	森 健
	外国経済論研究 (休講)	
	外国経済論研究 (休講)	
	外国経済論研究	鈴木 勇
外国経済論演習	外国経済論研究	千代浦昌道
同	外国経済論研究	山本 正三
財政学演習	財政学研究 I	大島 通義
	財政学研究	原田 博夫*
公共経済学演習	公共経済学研究	伊藤為一郎
経営管理論演習	経営管理論研究 I	河野 重栄
同	経営管理論研究	富田 忠義
行動科学演習	行動科学研究	大久保貞義
広告論演習	広告論研究	梶山 皓
会計学演習	会計学研究	宮沢 清
財務会計論演習	財務会計論研究	中村 泰将
社会会計論演習	社会会計論研究	湯田 雅夫
簿記論演習	簿記論研究	百瀬 房徳
統計学演習	統計学研究	松井 敬
応用統計学演習	応用統計学研究	本田 勝
計量経済学演習 (休講)	計量経済学研究 (休講)	
管理工学演習	管理工学研究	山本 栄
情報管理論演習	情報管理論研究	前田 功雄
情報処理演習	情報処理研究 I	高柳 敏子
同	情報処理研究	富田 幸弘
同	情報処理研究	立田 ルミ

## (2) 博士後期課程の教育課程と教育理念・目的

### A. 教育理念・目的

本研究科博士後期課程の基本的な教育課程は、上述した博士前期課程の横割りのな教育課程を前提としつつ、さらに高度な専門研究レベルに対応すべく、経済学群(理論・歴史・政策)と経営情報科学群(経営学・管理工学・会計学)の2大分野に整理・統合されている。本研究科の専攻を「経済・経営情報専攻」とする所以はまさにここにある。

また同時に、21世紀に向けた社会的責務として、外国人留学生、とりわけ環太平洋圏諸国・諸地域からの留学生に対して、いわゆる「開かれた大学院」をめざしていることも、本研究科博士後期課程の大きな特色の1つである。

B. 教育課程の編成方法と特色（1996（平成8）年度、\*印は非常勤）

研究科目	講義科目	担当教員
理論経済学演習（休講）	理論経済学特殊研究Ⅰ（休講）	
理論経済学演習	理論経済学特殊研究	高橋 房二
統計学演習	統計学特殊研究	松井 敬
経済学史演習	経済学史特殊研究	鈴木 勇
財政学演習	財政学特殊研究	大島 通義
日本経済史演習	日本経済史特殊研究	齊藤 博
西洋経済史演習（休講）	西洋経済史特殊研究Ⅰ（休講）	
	西洋経済史研究（休講）	
経済政策論演習	経済政策論特殊研究	西川 純子
	地域産業政策論特殊研究	伊藤 正昭
金融政策史論演習	金融政策史論特殊研究	波形 昭一
経済地理学演習	経済地理学特殊研究	山本 正三
経営管理論演習	経営管理論特殊研究	河野 重栄
	社会広告論特殊研究	梶山 皓
	情報管理特殊研究	林 喜男*
管理工学演習	管理工学特殊研究	山本 栄
	応用統計学特殊研究	本田 勝
会計学演習	会計学特殊研究	宮沢 清

C. 問題点

前期課程には、ここ数年来の休眠科目があること、また科目名の不適切なものが目立つ。前期課程設置から7年を経過した今、削除できる休眠科目を含む科目の統廃合、また時代状況の変化に対応した科目名の改正、あるいは新科目の追加など、見直しの時期にきているように思われる。

この見直しは、専任教員の専門分野との関係などきわめて難しい課題ではあるが、たとえば同一科目のものをⅠ・Ⅱなどで区別するのは、やはり便宜的な逃げの方法であって、改める必要があるだろう。

こうした問題点は、後期課程についても同様である。

(3) 教育指導並びに学位論文の作成等研究指導

A. 教育指導・学位論文の作成指導の概略

修士論文の作成指導については、担当教員（主査）による指導を主とし、副査がこれを補佐する方法をとっている。

修士論文について合同中間報告会（9月下旬）を開催し、これに向けて当面の指導をおこなっている。副査の指導は主にこのときにおこなわれる。なお、中間報告会には前期課程1年次生も陪席するため、報告者に良い意味での緊張感をもたらし、かつ1年次

生にも大きな刺激と参考になっている。

こうして作成された修士論文には、最終審査(最終報告会)を経て学位が授与される。

## B. 問題点

中間報告段階での報告内容が、概して低レベルのように見受けられる。前期課程学生の取り組みの安直さにその根本原因があるものと想像されるが、そうであればこそなおさら、教員の指導のあり方が問われるべきであろう。

最終審査が、やや形式だけのものに陥っている気がする。主査と副査の共同指導の関係について、教員自体が勉強する必要があるだろう。

最終論文審査には入念な論文審査と、主査と副査による口頭試問形式を主軸にすべきであって、これに研究科委員長など執行部が関与すべきではない。

C. 学位論文の公開については、獨協大学経済学会編『獨協大学研究年報』第1号～第4号(1992(平成4)～1995(平成7)年)により公開している。

### (4) 他大学院等の履修

いまだ対応策なし。

### (5) 社会人・外国人留学生に対する配慮

#### A. 社会人に対する教育課程編成や教育指導の配慮

いまだ社会人の入学実績をみていないので具体的には言及しがたい。しかし、昨今の時代状況の変化に対応して、大学院大学・総合研究大学院大学・連合大学院・夜間大学院・通信制大学院、さらに1年制修士課程などの必要が論議されている現状を考えると、本研究科においてもこの問題に本格的に取り組む段階にきているといえよう。

また近年、いわゆるサテライトキャンパス(駅前など街中の分校ないし分室)を開設して、積極的に社会人大学院生を迎え入れようとする大学が登場してきた。これは夜間大学院の将来像の1つを示唆するものであるが、費用・採算との関係で難問には違いないが、時代状況の変化という点で本研究科においても検討されてよい課題ではあるだろう。

#### B. 外国人留学生

表1に示したとおり年々入学者増の傾向にあり、その対応の充実が迫られているといえよう。とくに中国人留学生の増加は入学者選抜に際して英語問題の出題を困難にし、かつ入学後の英語文献教材の利用を困難にしている。外国人留学生にとっては日本語自体が外国語であるから、学部段階の留学生には必要以上の語学的負担を強いるべきではないが、大学院においては研究指導上で問題のあるところといえよう。

表 1 外国人留学生（博士前期課程）の国籍別入学状況

年度	中国	韓国	台湾	マレーシア	計
1990	1				1
1991					
1992	3	1			4
1993	2			1	3
1994	1	1	2		4
1995	2		1		3
1996	6				6
計	15	2	3	1	21

(6) 教育研究指導上の効果を測定するための方法

大学院教育における教育効果の測定に妙案があるわけではないが、たとえば修了後の進路によってある程度の測定は可能であろう。本研究科前期課程修了後（1991～95（平成 3～7）年度修了）の進路については、表 2 のようである。

表 2 前期課程修了者の進路状況

進 路	人 数
会計・税理士事務所	18名（うち税理士 7名）
企業	4名（うち海外勤務 1名）
大学非常勤講師	1名
高等学校教諭	4名（うち非常勤 2名）
専門学校非常勤講師	1名
博士後期課程進学	6名
大学院研究生・学部履修生	2名
外国留学	1名
その他（未定・不明）	21名
計	58名

以上にみられるように、会計・税理士事務所への就職が圧倒的多数を占めており、本研究科がいまだ本来的な大学院として機能するに至っていないことを示している。要は試験免除機関でしかなく、本研究科への入学者の志望動機が試験免除にしかないのが実状であるとすれば、現実問題としては致し方ないところであろうが、少なくとも本来的な姿とはいえない。なお、未定・不明者が 21 名（36.2%）の多数を数えるということは、修了後の進路＝活動状況を十分に把握していないことを示しており、事務的に問題のあるところである。

(7) 国内外の大学等との単位互換と方法

本節（4）と同様、いまだその対応策なし。

(8) 修士・博士の各学位の授与状況と学位の授与方針・基準

A. 修士号の授与状況

1991～95(平成3～7)年度における授与件数は、1991年度=10件、1992年度=15件、1993年度=16件、1994年度=9件、1995年度=8件の通計58件であり、各年度別の修士論文の題目は以下のものである。

(省略)

B. 博士号の授与状況

いまだ博士号を授与するに至っていない。博士号についても、社会的要請に応じて積極的に授与することが望ましいが、後期課程開設からわずか5年しか経過したにすぎない現段階では、現実問題として困難な状況にある。

C. 学位の授与方針

修士号の授与については、上述したように積極的に取り組んでいるが、博士号の授与については事情・条件が相当異なり、明確な成果を果たしていない。なお、博士号については次の点が重要である。博士号の取得をめざす者は、学位論文を提出する前段階において、学会・専門分野で異なるものの、学会報告を最低1回はおこなうこと、学術論文を3点以上発表すること、そのうち2点はレフリースの論文であること、などの条件を満たさなければならないであろう。社会科学系における博士論文は、基本的には著書としての公刊が義務づけられているから、先の3条件は最低の条件であるにすぎない。

### 3. 課外講座・生涯学習

#### 課外講座

##### (1) 会計士・税理士講座と情報処理講座

本学では、各学部の学則上のカリキュラム以外に各種の課外講座を開設し、ダブル・スクール時代に対応して、資格取得、就職活動の有利な展開をめざす学生のニーズに応えてきた。現在、課外講座は12講座が開設されているが、この中で主として経済学部教員が担当し、学部の授業科目と関連が強く、毎年定期的に行われている講座として、「会計士・税理士講座」と「情報処理講座」がある。前者は、日商簿記検定試験、公認会計士・税理士の資格取得を目標とし、「基礎コース」を取得したのち「研修コース」に進み、簿記・工業簿記・原価計算・会計学を段階的に学習するシステムをとっている。「研修コース」では本学経済学部卒業生であって公認会計士試験に合格し、実際に職業会計人として活躍中の3名に特別講師として指導を依頼し、現役学生とOBとの交流の場としての役割も果たしている。

「情報処理講座」は、10月のシステムアドミニストレータ(SAD)試験を第1目標に、翌4月の第二種情報処理技術者資格試験を第2目標として指導し、10月の試験までの集中講座として週2回(講義と実習を1回ずつ)の授業と9月の模擬試験を行っている。この講座は、専門の資格取得を目指す学生のための実務教育と受験指導のための講座ではあるが、大きくは大学教育の一環であり、情報関連科目の並行履修を指導し情報入門科目の履修を義務づけるなど、学部の科目履修との連携を前提としている。

学生はこれらの講座の受講を通じて専門分野の学習に対する意欲が刺激され、関連する授業科目を積極的に学習する動機づけが与えられることになろう。この5年間をとると「会計士・税理士講座」の受講生は、本年度(1996)は83名であるが例年は100名を超え、「情報処理講座」は本年度(1996)も例年とほぼ同じ56名が受講しており、ともに受講学生・受験学生の増大が望まれるところである。ちなみに、本年度(1996)秋の情報処理技術者試験の合格者は、SAD4名、二種1名であった。

##### (2) 公務員講座・法職講座

法学部では、正規のカリキュラムに組み込まれた学科目以外に、特別に課外講座を設けて学生の教育指導にあたっている。これは学部の教育理念・目的を強く意識したうえで、なおかつそれを社会の場で活かすことのできる人材の養成をめざすものである。課外講座には、公務員講座と法職講座がある。このうち、公務員講座は国や地方公共団体で公務員として仕事をしたいと希望する学生のための講座である。基礎コース(教養と専門試験の主要科目について重要論点を指導する)、憲法・行政法コース(4年次生のための短期集中講義を

おこなう)、直前コース(本年度、公務員試験を受ける者のためのコース)および春期特別コース(来年度、公務員試験を受ける者のためのコース)の4つのコースが設けられている。なお、本試験の内容と形式の把握を目標に、教養と専門試験を実施する「模擬試験」も用意されており、また「公務員試験受験準備室」の利用もできることを言い添えておく。

法職講座は、司法試験をはじめとして各種の法律専門職につくための資格試験受験のための講座である。文科系学生にとって比較的取り組みやすい資格試験を対象に、カリキュラム・開講科目が設けられており、必要に応じてのゼミ形式・ディスカッション形式による問題理解の徹底、希望に応じての集中講義の実施がはかられている。基礎コース(法律の学習を始める人に法律の基本的理解を目的としたコース)、中級コース(基礎講座終了程度の学力を有する者を対象としたコース)、実践コース(民法の過去問題を解くためのコース)、演習コース(基礎講座終了程度以上の学力を有する者で、実践的な応用力を身につけようとする者のためのコース)が設けられている。なお、「司法試験準備室」の利用も可能なことを付記しておく。



## 生涯学習

### (1) 生涯学習への対応とそのための措置

本学の生涯学習への対応は次の部署で取扱っている。学務課ならびに大学院課では、それぞれ要件に応じた科目等履修生・聴講生の受入れ（『資料集』 科目等履修生・聴講生参照）や社会人の再教育に資するための委託研修生（1996年度学部0名・大学院1名）の制度を設けている（別添「学則」「大学院学則」参照）。外国語教育研究所では、中学校・高等学校の外国語科目を担当する教師を対象に外国語教授法や外国語運用能力の向上を目的とする講座を開講している（『基礎データ調書』 公開講座開設状況一覧表参照）。また、広報課で取扱っているものとして、オープンカレッジを開講し（下述（2）参照）、多くの受講生から好評を得ている。

### (2) オープン・カレッジ

#### A. 現状の説明

本学は1970（昭和45）年、大学の研究と教育の水準を広く市民に紹介し併せて地域社会への奉仕を目的として、埼玉県教育委員会・草加市教育委員会の協力の下、「獨協大学公開講座」を開設した。この公開講座は、埼玉県内で最も早くから実施された大学公開講座の一つとされている。以来、毎年秋、文学・社会関係の教養講座を中心に20余年にわたって継続開講してきた。

その後、「公開講座」の受講生からの要望や、社会の生涯学習の機運の高まりに対応して、従来の「公開講座」に加えて、1991（平成3）年に単発の講演会である「市民文化講座」、1992（平成4）年に授業形式の「市民教室」を新設した。

翌1993（平成5）年に前述の「市民教室」を「オープンカレッジ」と改称し、授業形式の講座を本格的に開始した。1994（平成6）年には上記の講座群を「オープンカレッジ」の名称で統合、1996（平成8）年で4年目となる。 図1・表1・表2参照

図1

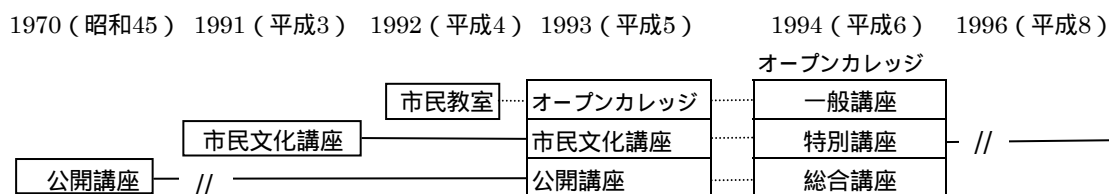


表 1

## オープンカレッジ実施状況

	1993 (平成 5)	1994 (平成 6)	1995 (平成 7)	1996 (平成 8)
講座数 (一般講座)	57	58	73	78
(総合講座)	2	1	1	1
(特別講座)	3	3	3	3
(合計)	62	62	77	82
受講者数 (一般講座)	1,169	1,341	1,399	1,711
(総合講座)	168	40	127	105
(特別講座)	760	630	880	1,040
(合計)	2,097	2,011	2,406	2,856
収 入	21,618,800	41,816,620	41,651,500	48,503,600
支 出	20,058,176	31,795,590	28,982,248	31,464,747
収 支 差	1,560,624	10,021,030	12,669,252	17,038,833

(補足) 受講者数は延べ人数。

上表の収支には「事務担当者の人件費」「光熱費」「施設使用料」は含まれません。

表 2

## 1996 年度オープンカレッジ講座一覧

(一般講座) はじめての英会話 A・B・C 英会話 IA・B・C 英会話 A・B・C 英会話 A・B トラベル英会話 A・B ビジネス英語の基礎 英文手紙の書き方 新聞・雑誌と TV の英語 はじめてのドイツ語会話 ドイツ語会話 I ドイツ語会話 はじめてのフランス語会話 フランス語会話 I フランス語会話 はじめての中国語会話 中国語会話 I 中国語会話 はじめてのスペイン語 スペイン語会話 I スペイン語会話 はじめての日本語 日本語 I 日本語 日本語教育能力検定試験対策講座
源氏物語を読む 短歌 万葉集に親しむ 笑いの日本文学 愉しみの英文学談義 シェイクスピア グリム童話 アメリカ文学の女性たち 簿記・会計(初級) 市民の経済学 法と市民生活 国際政治の変動と日本 移りゆく家族と法 歎異抄を読む ギリシア神話 古代オリエント史 西洋音楽史 能楽鑑賞 ロマン主義美術の特質 近代フランス絵画史 身近な生物を観る 心理学入門 宗教と文学の間 インラインスケート入門 ボールルームダンス入門
図書館活用術(基礎編) 図書館活用術(応用編) パソコン情報探索法(CD-ROM編) パソコン情報探索法(インターネット編) ウィンドウズ入門 A・B・C 家庭で使うパソコン A・B ビジネスパソコンの基礎 A・B・C コンピュータの作動原理とアセンブラー言語
*なお、簿記(上級)、男女共生の人間学、フランス文学を読むは応募者数が一定数に達しなかったため中止した。
(総合講座) 埼玉学のすすめ 豊かとは何か・環境編
(特別講座) 1. インターネットは暮らしをどう変えるか 2. 第 1 部 国際協力最前線 カンボジアに学校をつくる 第 2 部 カンボジア平和と国連 PKO 3. 能の表現、狂言の表現

## B. 点検・評価

オープンカレッジの受講申込者を性別・年齢・職業・居住地から分析すると表3のとおり、男女比はおよそ4:6の割合となる。年齢は、男性が40～60代が中心であるのに比べ、女性は20代と40代の二つの年代層がピークになる。独身層と子供に手のかからなくなった年齢の女性が積極的に講座を受講しているものと考えられる。居住地をみると、全体の約65%が草加市・越谷市・春日部市の市民で占められ、東武伊勢崎線沿線が中心の地域密着型の性格をもっている。しかし一方で、東京都・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県など広範囲な地域からの熱心な受講生も相当数存在する。職業に関しては、男性の8%が有職者であるのに比べ、女性は主婦層と有職者とが共に45%の割合となっている。

表3

オープンカレッジ申込者分析：1996（平成8）年度の一般講座・総合講座受講申込者

母数：1,971人，単位%

### 性別

男	39.9
女	60.1
合計	100.0

### 居住地

	男	女	全体
草加市	36.2	40.8	39.0
越谷市	18.9	17.0	17.8
春日部市	9.7	6.6	7.8
その他	35.2	35.6	35.4
合計	100.0	100.0	100.0

### 年齢

	男	女	全体
～19	0.4	1.3	0.9
20～29	12.7	27.6	21.7
30～39	14.5	19.6	17.6
40～49	19.3	28.1	24.6
50～59	25.0	15.1	19.1
60～69	23.4	5.7	12.8
70～79	4.1	1.4	2.4
80～	0.5	0.2	0.3
不明	0.1	1.0	0.6
合計	100.0	100.0	100.0

### 職業

		男	女	全体
有職	企業	60.5	28.5	41.3
	公務員	6.1	4.6	5.2
	その他	12.1	11.0	11.4
	小計	78.7	44.1	57.9
無職(含主婦)		13.5	46.0	33.0
学生		2.4	4.3	3.6
不明		5.4	5.6	5.5
合計		100.0	100.0	100.0

受講生を対象に実施したアンケートをみると、オープンカレッジの評価は良好である。要望・意見としては、開講期間の延長・夜間講座の開設・受講料の低額化・カリキュラムの一層の多様化・同一講師の講座継続などを望むものがみられる。

本学のオープンカレッジは、前述したとおり地域との関連が深く、過去の「公開講座」からの継続もあり、埼玉県・草加市から補助金を受けている。特に、市民の生涯学習機会の増加を目指している草加市から本学のオープンカレッジが高く評価され、これまでに二人の学長が草加市文化賞を受賞している。

## C. 長所と問題点

### a. 長所

従来、大学の役割は教育と研究といわれていたが、近年ではその他に社会貢献の要素が強調されている。オープンカレッジは「開かれた大学」として、市民に学内の施設を利用しながら学習する機会を提供しており、大学の社会貢献の役割の一部を担っている。

オープンカレッジには、簿記講座・コンピュータ講座・日本語教育能力検定試験対策講座など職業生活に直接・間接に結びつく講座もあり、受講生に職業訓練の機会を提供する要素をもっている。

受講生には一般市民のほか本学や他大学の学生もあり、語学・コンピュータなどの講座を中心に受講している。学生にとっては大学の授業の補完としての機能を果たしており、ダブルスクールの性格をもっている。

講座を担当する教員と受講生である市民、また受講生同士の交流も盛んである。懇親会を開いたり、講座に関連する史跡・博物館を訪ねたり、講座内の名簿を作成するなどの例がみられる。教員と市民が交流を深めることは周辺地域に大学の良き理解者を増加させることに貢献しているし、受講生間の交流は市民が地域内により多くの多彩な人的交流をもつきっかけになっている。

教員が講座を担当し市民に教授することによって、通常の大学生を対象にした授業とは異なる教授方法を工夫・獲得する機会を得る。

### b. 問題点

現状ではカリキュラムが応募者の多い語学・コンピュータなどの分野にやや偏重している傾向にあるが、より幅広い分野の教養講座を開講していく必要がある。

現在、オープンカレッジの開講期間は、春期＝5～7月、秋期＝10～12月となっており実質6カ月だが、受講生からは大学の夏季休業・春季休業にあたる時期にも講座を開講するよう要望が寄せられている。

オープンカレッジの時間帯は、教室確保の関係で大学の授業時間帯に合わせており、また、職員の勤務時間の関係から 5 時限（16：45 - 18：15）の講座は開講しない原則

だが、市民からは平日の夜間講座および日曜日開講を望む声もある。

オープンカレッジは大学内の空き教室を利用して開講しているが、平日は大学の授業が多数あるため教室の確保が難しい。今後、講座の多様化をはかり講座数を増やして行く場合には、教室の確保が最重要課題のひとつとなる。

オープンカレッジの講座の多様化をすすめるにあたっては、講座の特殊性に対応した施設・設備の不足も課題となる。例えば、スポーツ講座後のシャワールーム、机・椅子が自由に移動できる教室、スライド・ビデオ・CD・LD・OHP・L.LなどのAV機器およびそれを駆使できる教室、コンピュータ教室などが現状では不足する傾向にある。

オープンカレッジでは一般講座に独自の単位制度を導入している。現状の単位取得要件は出席回数によっているが、今後は学習成果をよりの確に評価する制度の構築が必要になるものと考えられる。

現在、オープンカレッジは広報部広報課が所管しているが、これは従前の「公開講座」を担当していた経緯から暫定的に継続しているものである。オープンカレッジは受講生の募集活動を通じて大学を広報・宣伝する要素も多分にもっているが、本来的には大学がもつ全ての要素を包括する教学的な性格が強い業務である。今後、この業務をどのような組織で担当・運営していくかはオープンカレッジの将来を考える上での最重要課題である。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

オープンカレッジの発展・拡大を考えると、カリキュラムの充実は不可欠である。市民のニーズを的確に反映したカリキュラムを構成するには、従来から実施してきた受講生に対するアンケートに加え、周辺地域を広くとらえたマーケティングの実施など新たな方法も必要になってくる。

オープンカレッジの担当課・運営方法などについては、現在「企画・財政委員会」での検討課題となっている。また、収支に関しては、担当事務職員の人件費も支出項目のひとつとして組み入れているため、担当者的人数や構成も考慮すべき要素である。

受講生募集にあたっては、東武線・日比谷線の電車中吊り広告、主要新聞への広告、近隣自治体広報紙への情報提供、過去の受講生へのDMを行っているが、今後はより一層広範囲にわたる広報活動が必要となってくる。

## 第5章 研究活動

### 外国語学部

#### (1) 教員の研究活動の活性度を検証するためのシステム

外国語学部各専任教員の研究活動状況は別添の資料『専任教員の研究業績一覧表』に示されている通りである。他に、フランス語学科では、毎年11月に「フランス語教授法研究会」を開催している。これは本学フランス語学科教員の企画に基づいて、本学外国語教育研究所とフランス大使館、日本フランス語教育学会の共催で開かれるもので、参加者は200名以上、内フランス語圏出身者は60名以上を数える。とくに在日フランス人にとっては、これに参加することが教育職につく第一歩とみなされている。

外国語学部では、自己点検の一環として、また、教員間の研究交流に役立てるため、『外国語学部教員のプロフィール』を1995(平成7)年に作成、各教員の研究領域や主要研究業績等を公表している。また、本学教員の研究業績一覧表を作成するため、1996(平成8)年3月末、全教員が最近5年間の業績表を提出している。しかしながら、研究活動に対する実際の検証システムは、昇任のための業績審査のみに限られている。今後は恒常的な検証システムのあり方が検討されるべきである。その際、著書や論文ばかりでなく、多様な活動および業績も評価されるような考慮が必要であると考え。

<【基礎データ調査】『専任教員の研究業績一覧表』参照>

#### (2) 教員の研究活動のための諸条件の整備状況とその有効性

本学では、教員の研究活動を支えるために、施設面では、各専任教員に個人研究室(18㎡)、外国語学部の各学科に共同研究室(72㎡)が整備されている。財政面では、各専任教員に対し個人研究費(年間41万円)が支給されるとともに、学部・学科に教育研究用予算・共通図書費が割り当てられている。さらに、次のような助成制度が設けられている。

##### 特別研究助成

個人研究 1人40万円を限度として全学で5人以内

共同研究 1研究グループ200万円を限度として全学で2研究グループ以内

学術図書出版助成

総額500万円を限度として全学で3点以内

#### 国際共同研究助成

1 研究グループ 300 万円を限度として全学で 2 研究グループ以内

学外研修費（後述）

国外 長期 300 万円 短期 120 万円

国内 長期 50 万円

#### 学会開催助成

参加人数 350 名以上に対して 25 万円、200 名以上 350 名未満に対して 20 万円、50 名以上 200 名未満に対して 15 万円を補助

研修制度としては、助成制度 の研修費が支給される長・短期の「学外研修」や、その他「特別研究休暇」「交換教員」等の制度がある。

これらの各助成・研修制度に基づく研究活動の状況は別添の資料「特別研究休暇」「特別研究助成（個人研究）」「特別研究助成（共同研究）」「国際共同研究助成」「学術出版助成」「学会開催助成」「草加市助成に係る研究助成」「学外助成受入れ件数」「教員研究旅費」にあるとおりである。また、各学科と学部共通科目を担当するグループで、年に1ないし2回、「紀要」を発行している。

今年度は全個人研究室・共同研究室にパソコンが設置され、全般的な研究条件はかなり整備されてきたといえる。しかし、個々にはいくつか検討されるべき点があると思われるので、それらを以下にあげる。

共通科目を主として担当する教員グループは共同研究室を欠いている。今後このグループの所属組織をどのようにするかについては、学内に様々な意見があるが、現行のように「共通科目担当者会議」（「第 6 章 教育組織」参照）として存続する限りは、旧教養部の使用していた共同研究室とその備品を使用できるようにすることが望ましい。また、学科と同様に事務補佐員の配置も必要である。

1996(平成 8)年度に学内 LAN が構築され、個人研究室にもパソコンが設置されたが、外部との通信面では整備が遅れており、インターネット接続ができては速度が遅く使用に堪えるものではない。この点では国立大学等との格差は大きく、早急に改善されることが望まれる。

各種研究費・図書費に対しては、マルチメディアに対応できる予算の費目を考えることが必要である。また、「個人研究費」に関しては、これを備品・用品等にも使用できるように検討すべきである。

各種研究助成に関して、その応募と審査の体制を整備すべきである。現行のように、事実上その採用が「部局長会」で決定されるのではなく、独立の審査機関が必要であろう。また、助成によっていかに研究成果があがっているかを厳しく点検する体制も必要である。さらに今後、より重点的に助成を行うために、新しい研究助成制度の導入も考慮されるべきである。

学部専任教員数に対する「学外研修」「特別研究休暇」の割当人数が、学部間で著しく公平を欠いているので、是正が検討されるべきである。

<【基礎データ調書】「個人研究費」「教員研究室一覧」「教員研究旅費」、【資料集】「特別研究休暇」「特別研究助成（個人研究）」「特別研究助成（共同研究）」「国際共同研究助成」「学術図書出版助成」「学会開催助成」「草加市助成に係る研究助成」「学外助成受入件数」、および本誌「第6章 教育組織」参照>



## 経済学部

### (1) 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステム

#### A. 現状

経済学部教員の研究活動の活性化を検証するための現行システムとしては、

紀要『獨協経済』の発行

「経済学部研究会」の開催

『専任教員研究領域と業績』の刊行

などを挙げることができる。

経済学部紀要の発行は年3回の発行を原則としており、年間予算としても300～450万円程度を毎年支出している。

「経済学部研究会」は1996(平成8)年度には年間に3回を開催した。平均2名ずつの研究報告を行っている。1996(平成8)年度に開催された3回の研究会のテーマ、報告者リストはつぎの通りである。

#### 第1回 1996年6月5日

報告: 1)「デュースブルク大学帰朝報告」報告者: 森健教授

2)「一般化された分布する遅れを持つ連立方程式体系のパラメータ推定について」

報告者: 松本正信助教授

#### 第2回 1996年7月4日

報告:「日独経済の課題」報告者: ヴェルナー・パシャ博士(デュースブルク大学経済学部教授、同大学東アジア研究所副所長)

#### 第3回 1997年1月14日

報告:「アメリカ軍需産業の再編」報告者: 小林哲也専任講師

『専任教員の研究領域と業績』は、1990(平成2)年以来、おもに紀要『獨協経済』の一部としてほぼ毎年定期的に公開されている。

#### B. 点検・評価ならびに長所と問題点

以上のような研究活動の活性化を検証するシステムが、その機能と目的を十分に果たしているとは言えない。

まず、紀要は教員の研究活動の活性化を測るもっとも重要な手段であることは言うまでもない。学部には紀要委員会が存在し、学部長を委員長とする9名の委員で構成されている。しかし、投稿原稿の内容レベルに関するチェック機能は強くない。委員会は、内容の極端に稚拙なもの、盗作の疑いのあるもの、あるいは二重掲載等については、ある程

度のチェック機能を果たしてきた。しかし、特定の専門領域教員が別の専門領域の論文内容を十分に審査できないという理由から、チェック機能はかなり甘くなっているように思われる。

ノーチェックの論文集が、必ずしも意味がない訳ではない。だれでも、いかなるテーマについても、自由に掲載が可能な論文集の存在はそれなりの意義があろう。しかし、研究紀要については、一定の学問的レベルを維持することにこそ最大の努力を傾注することが必要である。そのような努力を怠れば、紀要の権威は低落し、優れた論文の投稿はますます少なくなるであろう。しかしながらまた、審査が厳しすぎると発行の回数が限られ、若い研究者などの自由な投稿の機会を封じてしまう恐れもでてくるであろう。紀要のような定期刊行物は、ある程度定期的に発行されることに意味があるのであるから、審査基準があまりに厳しいと定期的な発行が困難になるというジレンマにも陥る。

現在、『獨協経済』の発行については、紀要委員の中から毎号の編集責任者を決めて投稿を促している。学内誌であるが故に、投稿締切や校正の提出などがルーズになりがちなことは、やはりできるだけ避けなければならない。前述のように、定期的に発行することも紀要の大事な役割でもあるからである。このような点を、ある程度の調整と妥協を図りながら、できるだけ多くの質の高い紀要の発行に努力を傾注しなければならない。

「経済学部研究会」は従来より開催されては来たが、さらに重要と判断される行事があると開催が犠牲にされてきたように思われる。紀要の発行はもっとも大切なことであるが、専門外の学部教員が掲載される論文のすべてに目を通すことはそれほど期待できない。しかしながら、同じ職場に身を置く同僚がどのような研究を日夜行い、どのような問題に関心を抱いているかを知ることにもまた大切なことであり、教育・研究活動における一種の義務であると言えよう。そこで、できるだけ多くの機会を捉えて、同僚の研究テーマについての報告を気軽に聞くことのできる機会を設けることが必要である。そのような場から、学内の共同研究のチャンスやあるいは同分野の研究者である知人や友人への接近のきっかけを作ることのできるのである。したがって、紀要の発行と研究会の開催は、相互に影響を与えあい、相互に強め合うという意味で車の両輪のようなものであり、教員の研究活動を活性化する重要な手段であると考え。本学部の研究会は、経済学会の事業の一部と位置づけているので、全員が経済学会の会員として登録されている大学院学生にも開放されている。残念ながら、掲示等が不徹底なこともあって、研究会への大学院学生の出席状況は悪い。今後の反省点であろう。研究会で、学部外あるいは学外の研究者に講演などを依頼することもできる。

教員の業績リストの公開は、多くの大学・研究機関で実施されていることであり、とくに目新しいことではない。しかし、これも定期的に行うことに意味がある。さらに、毎年ほぼ同様の内容の研究領域と業績リストが掲載されるのでは、なんのための公開であるか判らなくなる。したがって、むしろ「業績年報」として、年度ごとのアップツーデ

ートな研究テーマや業績一覧を作成するほうが望ましい。

#### C. 将来の改善・改革に向けた方策

紀要の編集と発行についての改善点は、つぎのようなものが考えられる。

投稿締め切り日や発行日をできるだけ厳守する。

掲載論文のレベル維持のため、審査基準を高め内容の質的向上に努める。

研究論文ばかりでなく、研究ノート・資料・学会動向・書評・消息などもできるだけ掲載して、内容を読みやすく変化に富んだものにするように努める。

できるだけ多くの研究者の目に触れるよう、配付先の拡大と適正化を図る。

できるだけ多くの紀要投稿者に、研究会での報告を依頼する。

研究会については、つぎのような改善点が考えられる。

研究会開催の回数をできるだけ増やす。

研究発表ばかりでなく、外部の学会での報告、あるいは学会動向、海外留学の成果などについても報告を願う。

とくに若い研究者に研究発表の機会を与えるよう配慮する。

学部以外の他学部あるいは学外の研究者による報告機会を増やす。

外国の研究者の報告を聞く機会を増やす。

### (2) 教員の研究活動の活性化等の状況

#### A. 現状

経済学部では 1994 (平成 6) 年に「経済学会」を組織し、教育研究活動のいっそうの活性化を図っている。会員の構成は、正会員である経済学部専任教員と学生会員 (大学院経済学研究所院生ならびに所定の会費を納めた学部学生)、特別会員、賛助会員よりなる。

経済学会の事業としては、紀要『獨協経済』(季刊)、『獨協経済研究年報』(大学院生の論文掲載を主たる目的とする年刊誌)、研究会ならびに講演会等の開催、公開講座の開催等が含まれる。経済学部では必修制となっている演習の運営に伴う諸経費の補助に毎年 1 演習ごとに 35,000 円を限度に支出している。さらに、演習論文集作成補助金として 1 教員について年間 10 万円を限度に実費が支給される。この他、学部の全演習学生の卒業論文タイトル一覧および内容の優秀な卒業論文上位 1~2 点の要旨を掲載して、後輩学生の演習論文作成のための参照に供し、学習と研究への精神的な刺激を与えるようにとの趣旨により『演習年報』を作成している。卒業に際しては、各学科の成績上位者約 30 名に対し、「経済学会賞」として賞状と記念品を授与している。

経済学会の最近の事業としては、1996 (平成 8) 年 11 月に外部の英語教育専門会社に依頼して「TOEIC 英語特別講座」を開催した。好評であったため、1997 (平成 9) 年度にも

年間 2 回ほどの講座開催を予定している。この他にも、正規のカリキュラムに含まれる「総合講座」の講師謝礼の一部を本学会より補助している。

#### B. 将来の改善・改革に向けた方策

現状では、「経済学会」への学生会員の加入は任意加入を原則としているが、大学院研究科学生は従来より全員が加入している。その結果、学部入学者の一部は未加入のままである。1996（平成 8）年度の経済学部入学者 816 名中、学会加入者は 649 名で約 8 割の加入率であった。多くの本学会事業は未加入会員にも利用可能であるため、不公平感は拭えない。将来的には、強制加入制度を採る必要があるものと思われる。しかしながら、強制加入とすると実質的に経済学部のみが入学金 1 万円上乗せとの印象が拭えなくなるため、従来よりその点が問題とされて任意加入の形式を継続してきたのである。

他方、会費は入会時に 1 万円支払えば、卒業まで会員資格を維持することができるが、経済学会がこの会費に見合った十分なサービスを学生会員全員に提供することはこれまでのところできていない。強制加入制の準備とともに、本学会専従の事務職員を雇用してさらに十分な学生会員のためのサービス活動を準備することが必要であろう。

### （3）教育の研究活動のための諸条件の整備状況とその有効性

#### A. 現状

全学的には、「個人研究費」が年額 41 万円支給されている。この用途は、大別すると学会出張費と個人用の文献・資料の購入費に分かれるが、この間の垣根はなくどちらの用途に向けてもよいことになっている。この他に、図書購入のための共通図書費があり、経済学部には年間 1,300 万円が割り当てられ、経済学科と経営学科に等分されている。また、大学院経済学研究科用に 200 万円の共通図書費が用意されていて、一部は院生の図書購入にも当てられている。経済学部では、上記の学科別 650 万円の共通図書費を、まず専任教員個人が書籍を購入申請できる、1 人当たり申請可能限度額を 20 万円として自動承認とし、20 万円を超える場合には + 10 万円を限度に申請できるが、その際には学部図書委員会の承認を得なければならないとしている。1997（平成 9）年 3 月現在の経済学部専任教員数は 54 名であるから、1,300 万円を均等割りにすると 1 人当たり約 24 万円となる。しかし、全額を個人申請分で満額使用することはこれまでの例ではないので、個人購入申請を 10 月末頃に打ち切って、残額を経済学部教員・学生の教育・研究用に必要な共通図書・文献の共同購入に当てることにしている。

同じく、全学的な研究活動活性化のための制度としては「特別研究助成」、「国際共同研究助成」、「学術図書出版助成」等があり、また 1979（昭和 54）年以来本学の所在地である埼玉県草加市より毎年、地域問題関連テーマの共同研究に対して研究助成金が支払われている。なお、「特別研究助成」は、個人研究向けと共同研究向けに分かれる。

1996（平成 8）年度現在の経済学部関連の助成金利用状況は、以下の表の通りである（表 - A）。

表 - A 草加市助成による共同研究

年度	研究代表者	研究課題	助成額（万円）	研究期間
S54	石崎 唯雄 （経済学部共同研究 プロジェクト委員会）	高度成長と草加市の変貌	20	54年9月～55年3月
55	”		112	55年4月～56年3月
55	”		112	56年4月～57年3月
57	”		100	57年4月～58年3月
H2	齊藤 博	地域経済社会の総合的研究	大 学 100 草加市 100	2年4月～3年3月
3	”		大 学 100 草加市 100	3年4月～4年3月

特別研究助成（個人研究）

年度	研究者	研究課題	助成額（万円）	研究期間
S59	蝦名 賢造	近代化と札幌農学校	40	59年4月～60年3月
H2	齊藤 博	近代農村金融経済史資料の 基礎的研究	40	2年4月～4年3月

特別研究助成（共同研究）

年度	研究代表者	研究課題	助成額（万円）	研究期間
S62	齊藤 博	世界化への道を歩む 日本経済と企業	200	62年4月～1年3月
H3	立田 ルミ	CAI システムの プロトタイプ構築	200	3年4月～5年3月
8	山本 正三	1960～90年における 日本農業生産性の地域変動	200	8年4月～10年3月
9	本田 勝	コンピュータ利用による 講義方法の研究	200	9年4月～11年3月

国際共同研究助成

年度	研究代表者	研究課題	助成額(万円)	研究期間
S63	桑原 靖夫	経営管理者層の選抜・養成・配置に関する国際比較研究	244.7	63年4月～2年3月
H2	山本 栄	日米のクロスカルチャー問題の研究 色彩反応の比較研究を通じて	300	2年4月～4年3月
3	齊藤 博	日中「地方志史」学の比較研究	300	3年4月～5年3月
4	大久保貞義	高齢化社会における公的、及び私的 保障に関する社会・経済学的研究	300	4年4月～6年3月
5	松井 敬	回顧調査による原因特性の探索	300	5年4月～7年3月
7	小田 光宏	公共図書館サービスのクオリティ ー・コントロールに関する研究	300	7年4月～9年3月
7	西川 純子	冷戦後におけるアメリカ軍需産業の 調査研究	300	7年4月～9年3月
8	前田 功雄	インターネット上の化学反応工学 データベース	300	8年4月～10年3月

学術図書出版助成

年度	執筆者	書名	助成額(万円)
S57	蝦名 賢造	北海道拓殖・開発経済論	166.6
59	波形 昭一	日本植民地金融政策史の研究	185.0
61	齊藤 博	質屋史の研究	198.0
H6	齊藤 博	日中地方史誌の比較研究	206.2

教員の学外研修制度は、長期研修(1年)と短期研修(3～6ヵ月)に分かれる。長期研修は国外が主たるものではあるが、国内の他大学や研究機関などで研修を行うこともできる。1997(平成9)年3月現在の経済学部専任教員54名のうちすでに長期研修制度を利用したものは20名で、そのうち18名が国外、2名が国内であった。同じく現教員中で短期研修の既利用者は8名で、いずれも国外であった。1988(昭和63)年以来、本学でも教授として6年以上勤務した者が申請資格を有する特別研修制度(サバティカル)を設けている。現経済学部教員中でこの制度を利用した者はすでに8名を数える。

研究室の充実、研究活動の活性化にとって極めて重要な要素である。本学の場合、この条件は他大学に比べても遜色ないものと見られる。専任教員は、全員がワンルーム・マンションよりもやや狭い感じのする個人研究室を利用しており、また学部別の共同研究室も用意されている。経済学部の場合、共同研究室とは別に「ニューメディア室」と呼ばれるもう一つの部屋があり、共同使用のためのパソコンなどの情報機器が設置されている。経済学部の事務処理のための女性臨時職員もこの部屋で勤務している。

## B. 将来の改善・改革に向けた方策

個人研究費については、従来に比べるとかなり改善されてきている。しかし、このところは頭打ちで41万円に固定されている。でき得れば、なおいっそうの増額が望まれる。学会出張が多いと書物が購入できなくなるのでは困る。

共通図書費の金額そのものについては不満はないが、利用方法では外国雑誌の定期購入等を容易にすることが望まれる。

全学的な研究助成のための便宜は、十分とは言えないが、本学クラスの大学としては比較的充実しているほうに属するのではないだろうか。出版助成などにはいっそうの充実が望まれる。

国外長期研修は比較的充実しているので、現状を後退させない程度でよいのではないか。むしろ、授業への影響が比較的少ない短期研修の回数を増やして、長期研修を済ませた者でも短期研修制度を何度か利用できるようなにしたほうが合理的ではないだろうか。研修期間の安易な延長は、授業への悪影響などの観点から認めるべきではない。特別研究休暇（サバティカル）は、現状ではその本来の目的である研究のためではなく他の目的（病気治療等）に利用されることが多いので、この点をしっかりと改善する必要がある。休暇中の研究成果をなんらかの形で発表するような義務を課すことも必要であろう。

## 法学部

### (1) 教員の研究活動の活性化を検証するためのシステム

法学部は、法学・政治学という高度に専門的な学問を専攻する教員を構成員とするため、各教員が研究活動を十分に行い、その発表を通して学界に貢献することが特に強く要請される。こうした研究活動の活性化を図るため、本学法学部では、毎年1回、各教員が前年度の研究活動を報告し、それを法学部の紀要である『獨協法学』に掲載することとしている。具体的には毎年4月から翌年3月までに発表した研究業績を以下のような分類に従って報告し、紀要に掲載している。

著書・編書

論文

判例研究・批評

書評

翻訳

座談会・シンポジウム・報告書、その他

学会活動

こうした研究活動報告によって、各教員は自己の研究状況を確認するとともに、他の教員の研究状況を知ることができ、ここから研究活動の活性化が図られている。また他の教員の研究状況を知ることによって、その問題関心の所在を知ることができるので、研究活動報告は隣接諸領域における共同研究の契機ともなっている。もともと本学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」との理念が示すように、研究と教育の融合をふまえた教職員・学生の人間形成の場として大学を捉えているが、研究活動報告のシステムは、この理念にも適合する研究活動活性化の方策に位置づけられると思われる。

なお、各教員の具体的な研究状況については、別添の資料で示している。

### (2) 教員の研究活動の活性化等の状況

法学部では、研究活動の活性化の方策として、教員をメンバーとする「獨協大学法学会」を組織するとともに、前述の学部紀要『獨協法学』を毎年2回発行し、教員に対して研究活動の発表の場を提供している。特に近年は、教員の『獨協法学』への執筆意欲が高まっており、毎号充実した内容となっている。紀要編集には編集委員を3名あてて、出版社と連携しつつ充実した内容となるよう努めている。

また法学部では、教員が参加する各種研究会を開催しており、これも研究活動活性化のシステムの一環をなしている。法学会が主催し、全教員が参加する「法学会研究会」を年に3~4回開催、私法専攻の教員から成る「私法研究会」を毎月2回程度開催し、その成果を必要に応じて『獨協法学』に掲載している。さらに適宜外部の研究者・実務家を招いて



「講演会」を開催している。「講演会」には学部学生・大学院生も積極的に参加するよう呼びかけている。

さらに法学部では、(1)で述べた毎年の研究活動報告によって、研究活動の活性化を図っている。なお研究活動活性化の方策としては、さらに各教員相互の研究活動の評価制度も考えられるが、これには多くの検討課題があり、今後の課題と考えている。

### (3) 教員の研究活動のための諸条件の整備状況とその有効性

a) 財政面ではまず、毎年大学から教員に対し「個人研究費」が支給される。研究費の額は41万円、その内訳は、個人研究図書・資料費および学会等旅費が40万円、研究雑費が1万円となっている。法学部教員についての総額は1,148万円である。なお研究旅費については、特別の項目はなく、個人研究費の支払項目の中に含まれている。

次に、教員の学術研究に寄与するため、「特別研究助成費」が設けられている。これは個人の研究の助成を目的とする「個別研究助成費」と、共同研究の助成を目的とする「共同研究助成費」とからなる。助成に際しては、教員による申請と所属長による推薦を経て、学長が決定し、2年間を限度に支給される。個別研究助成費は40万円、共同研究助成費は200万円であり、受給者は研究報告書提出と研究発表の義務を負う。法学部における利用件数は、1996(平成8)年度実績で1件である。

さらに教員の研究成果発表の助成促進のため、「学術図書出版助成費」が設けられている。各専門領域における優れた研究業績を対象とし、教員による出版計画書の提出と学部長の推薦を経て学長が決定する。助成額は各年度500万円を限度とし、対象図書は3点以内とされている。1996(平成8)年度の利用件数は法学部では0件であるが、例年はコンスタントに利用されている。

以上のほか、共同研究費としては、海外の研究者との共同研究促進を目的とする「国際共同研究助成費」があり、1研究グループにつき300万円を限度として各年度2グループまで支給される。法学部における1996(平成8)年度の利用件数は1件である。さらに本学で学会を開催する際の援助として「学会開催に関する助成」がある。

以上の財政的援助は活発に利用されており、特に個人研究費・特別研究助成費・学術図書出版助成費は研究活動活性化の上で欠かせない存在となっている。とはいえ手放しで評価できる状況にあるわけでは決してない。特に個人研究費は、近年かなり増額されたが、なお不足気味であるし、学会旅費が個人研究費の中に組み込まれているため、図書等の購入を重視する教員の場合は、学会出張を抑制する要因ともなりかねない。今後の課題といえよう。また法学部として購入する専門書・専門雑誌の整備充実も今後の課題である。

b) 設備面では各教員に個人研究室が貸与され、また法学部共同研究室が設置されている。法学部教員の個人研究室は全29室あり、平均面積は18㎡である。共同研究室は1室で面積は72㎡である。全個人研究室と共同研究室の総面積は594㎡となる。研究室の利用環境と

しては、個人研究室として教員個人による利用が可能であり、また冷暖房が設置されているので、おおむね良好な環境と評価できる。

c) 国内外の研修制度としては、全学規模で学外研修員制度が設けられている。海外研修・国内研修の2種があり、それぞれ長期研修・短期研修に分かれている。海外研修は、長期研修が1年、短期研修が3ヶ月以上6ヶ月以内であり、国内研修は、長期研修が1年、短期研修が6ヶ月である。研修期間中の身分は現職とし、大学から研修費用が支給される。研修費用は、海外長期研修の場合は300万円、短期研修の場合は3ヶ月で120万円(3ヶ月を超える場合は1ヶ月につき20万円を加算)国内長期研修については50万円とされている。実際の運用としては、毎年、各学部に長期・短期研修員が1名ずつ配分され、法学部でも毎年1名ずつが制度を利用しているが、海外研修を利用するものが多い。研修員は、研修期間終了後2ヶ月以内に研修の概要を学長に報告する義務を負う。

法学部では、上記のように毎年2名が海外研修を利用して海外出張をしており、その成果を研究活動に活かしている。制度の評価としては、近年、短期研修が従来は一律3ヶ月とされていたのに対し、最高6ヶ月までと改善された点は評価できるが、長期研修が一律1年とされているのが問題点である。かなりの数の教員が事実上、自費によって研修期間を6ヶ月延長し、1年6ヶ月の研修としているが、これを大学の援助による研修制度として確立・改善することが望ましい。

このほか本学では、教員の研究活動の推進を図るため、特別研究休暇制度(サバティカル制度)を設けている。教授として6年以上勤務した者が満6年に達するごとに2回まで利用でき、期間は1年である。特別研究休暇期間中の教員は、現職の身分を保有したまま授業その他の一切の校務を免除され、研究活動に専念できることとなっている。法学部では毎年1名が利用している。

d) 授業時間は、1授業時間を1.5時間とし、各教員の担当時間数は5授業時間を目安としている。教授・助教授・専任講師による差異は特にないが、1996(平成8)年度を見ると、教授が最高で6授業時間、最低で4授業時間、平均で4.7授業時間、助教授は最高で6授業時間、最低で5授業時間、平均で5.5授業時間、専任講師は一律4授業時間となっている(専任講師の場合は、本年度がたまたま専任講師の着任の年であったという特殊事情による)。大学院を加えると、教授の最高の授業時間数は8授業時間となり、教授の平均は5.85授業時間となる。私立大学の平均クラスかと思われるが大学院担当教授によっては授業が過重負担となっているケースもあり、カリキュラム構成上の改善が望まれる。

## 第6章 教員組織

### 1. 学部・学科

#### 外国語学部

##### (1) 教員組織の適切性・妥当性

外国語学部の教員組織は、ドイツ語・英語・フランス語の3つの学科と、主に学部共通科目を担当する教員で構成する共通科目担当者会議からなる。専任教員の現員構成は以下のようになっている。

学科名	教授	助教授	専任講師	助手	計
ドイツ語学科	19	5	6	0	30
英語学科	37	9	1	0	47
フランス語学科	14	7	2	0	23
共通科目担当者会議	19	6	1	0	26
合計	89	27	10	0	126

#### A. ドイツ語学科

十分な語学教育と広い範囲の専門部門をカバーできる教員組織をめざしている。

ネイティブの教員が占める割合は、5名(教授2・助教授1・専任講師2)で全教員の6分の1に達し、語学力の養成に努めるとともに、最新のドイツ事情、研究成果を伝えている。

専門の各部門を指導できる教員の比率は、「言語・文学」:「思想・芸術」:「歴史・社会」の各部門が9:11:10となり、ほぼ志望する学生数にも対応できるように配置できている。

教員の男女比は、男性24名、女性6名、その比率は4:1となり、大学教員組織としては女性の占める比率は高い。

年齢構成については、常に公募によって新任教員を補充しており、ほぼ適正なバランスを保っている。

## B. 英語学科

問題点・課題としては、専任教員の専攻分野、および人員と各コースのバランスが取れていないことがあげられる。とりわけ国際コミュニケーション・コースの担当教員数の不足が著しい。また、40歳以下の専任教員数と女性の専任教員数が少ないことも今後の検討課題である。

## C. フランス語学科

教員組織は21名の日本人専任教員（男性18名、女性3名）と2名のフランス人専任教員（男性、女性各1名）および非常勤教員からなっている。専任教員には仏語・仏文学専攻の者が多いが、西洋史・美術史・政治学・都市工学などの専門家も揃えている。また、仏語・仏文学の関係者の中には、思想や演劇をはじめ、文化・社会関係の分野を専門としている者も多く、文化部門を重視するフランス語学科の教育課程に対応している。さらに、フランス語教育に関し、教授法等に特に専門的な知識と経験を備えた教員を擁していることは言うまでもない。

## D. 共通科目担当者会議

共通科目担当者会議は、本学の教養部改組に伴って、1994（平成6）年に外国語学部設置された組織である。設置以前には、共通自由科目担当者として5名の教員がいたが、特別の組織は存在していなかった。共通科目担当者会議は1996（平成8）年度現在、26名の構成員を持つ組織となり、フランス語学科所属教員の人数よりも多く、他学科に比しても遜色のない規模となった。しかし同時に、所属教員の専門領域も自然科学等を含めた広範囲にわたるため、研究上の基礎組織となることは困難であるとともに、固有の学生を持たないことは他学科との大きな相違点となっている。

共通自由科目の時代には、その構成員が少なかったために大きな問題は生じてこなかったが、学科並みの組織となった現在、カリキュラム編成権・人事権・予算編成権等において、事実上の制限があることは大きな問題となっている。他学科での学科長に当たる「共通科目担当者会議代表」を置くことが承認されたのは、1995（平成7）年になってからのことであり、ここにも担当者会議の置かれている差別的状況が示されている。共通科目担当者会議は学科並みの扱いを求めたが、主として他学部の強い抵抗があって実現しなかった。

共通科目担当者会議の役割の一つは、その名称が示すように、外国語学部各学科に所属している学生たちが学科の壁を越えて共通に学ぶべき科目について討議し、科目担当者間の連絡調整を行うことにあるとみられるが、専門領域が多岐にわたるために事実上十分にその役割を果たしていない。同時に、専門領域が多岐にわたるということは学際的な研究・教育を進めることが可能であるということでもあり、その特色を生かしていくことが必要

である。

今後この組織をどのようにしていくかについては、様々な議論があり、今なお学内での意見の一致をみていない。共通科目担当者会議内でも、「総合教育センター（仮称）」を、人事権・カリキュラム編成権・予算編成権を持つ組織として設立する案、外国語学部の各学科に分属する案等がある。

【基礎データ調書】「学部・学科別授業科目一覧」「専任教員年齢構成一覧」参照

## (2) 教員間における連絡調整の状況

外国語学部では、教育課程の編成・展開にあたって、「学科長・(共通科目担当者会議)代表連絡会議」、学部教務主任、各学科教務委員、共通科目担当者会議教務担当委員がその連絡調整を行っている。各学科の教務委員は全学の教務委員会の構成員であり、常時教務事項全般に関して連絡調整にあっている。学部共通科目に関しては、各学科選出の委員と共通科目部門代表等からなる「共通科目委員会」が設けられている。さらに以下のような現状・問題点等があげられる。

ドイツ語学科では、「カリキュラム問題委員会」が継続的に活動し、さらなる改善のために努力している。また、教員有志による「ドイツ語教育問題研究会」がそれに先行して開催されてきた。

英語学科では、英語教育の充実を図るため、「教養基礎英語運営委員会」を中心に教材・授業形態・テストなどについて検討している。また、カリキュラムを実施・検討するための「カリキュラム小委員会」が設けられている。現在は特に問題はないが、カリキュラム完成時に再検討する予定である。

フランス語学科では、1年次から3年次までの多くの授業に共通教材を用い、教員相互の情報交換のシステムを設け、履修内容の重複を避け効率的な教育を行えるよう配慮している。また、学科内に「カリキュラム委員会」を設け、教材の選択や教授法の改善に常時努力している。

「共通科目委員会」と共通科目担当者会議との関連が曖昧である上に、共通科目担当者会議の教務担当委員は、全学の教務委員会ではオブザーバーの資格しか与えられておらず、正式の構成員として認められていないため、十分にその役割を果たすことができない。これは直ちに改善されなければならないことである。

## (3) 実験・学習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

英語の視聴覚を中心とした授業では、本学の外国語教育研究所の協力を得て独自のプログラムによる授業が行われている。本学の外国語教育では、かつて全LL教室に教務補助として外国語教育研究所所属の専任職員が配置されていたが、経済的理由により現在は縮小傾向にある。科目・担当者に応じて配置し続けるなど、柔軟な対応が望まれる。しかし、

同時に、マルチメディアに対応した新しい語学教育の補助体制も検討していかなければならないことも事実である。

情報処理教育では、本学情報センター所属のティーチング・アシスタントが、学部共通科目情報科学部門の基礎的科目である「コンピュータ概論」に配置されるとともに、情報センター・ヘルプデスクに常駐し、各人の能力にあった指導を行っている。このティーチング・アシスタントは、本学の非常勤職員および本学または他大学の大学院生で構成され、採用には情報センターがあたっているが、質・量ともにほぼ充実しており、学生に対する教育指導上大きな効果を上げている。

#### (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

本学における教員の採用・昇格は「教員の任用および昇任に関する規程」、「同施行細則」、「外国人教員の任用および昇任に関する細則」および「教員人事委員会規程」により行われている。ドイツ語学科・英語学科・共通科目担当者会議では公募制による教員募集も行っている。公募の実施方式は、ドイツ語学科では公募要項を大学等に送付するほか、必要に応じ海外の機関にも送付している。共通科目担当者会議では大学等に要項を送付している。

共通科目担当者会議の人事は他の3学科とは異なり、学科に対応する「共通科目担当者会議」ではなく、直接「学部教授会」の議を経て、学部長が人事委員会に発議する手続き（「教員の任用および昇任に関する規程」第33条の「学部を学科に読み替える」に対応する規程がない）となっている。このことによる直接の問題は起きていないが、これは共通科目担当者会議に対する事実上の差別規定であり、改善すべきであると考えられる。

『教員の任用および昇任に関する規程』（資料 A - 20）、『「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則』（資料 A - 21）、『外国人教員の任用および昇任に関する細則』（資料 A - 22）および『教員人事委員会規程』（資料 A - 23）（P.179）参照

#### (5) 教員の研究活動についての評価方法

外国語学部では、教員の教育研究活動を評価するための方法が開発・確立されているとはいえない。また、評価する体制も日常的にとられていない。教育研究活動の評価は、専ら上記(4)に述べた「教員の任用および昇任に関する規程」による任用・昇任時に、学科または学部教授会、さらに全学の人事委員会および全学教授会において行われている。

今後は、学生からの授業評価を含めて検討される予定である。また、各学科等で発行している「紀要」の末尾に、各教員の「年間活動報告」を定期的に掲載することも検討されている。

## 経済学部

### (1) 教員組織の適切性・妥当性

#### 教育課程からみた適切性・妥当性

まず、本学部の教員組織が、学部の教育課程に照らして適切であるか否かについて取り上げる。この問題を考えるとき、教員組織のうえで専任教員というとき、学部所属の専任教員と他学部所属の本学専任教員があり、両者が学部の教育にあたっているが、とりわけ外国語教育については、開学以来一貫して他学部（外国語学部）所属の教員がすべて担当してきたため、他大学に比べて学部教育に占める後者の比重が高い。関連していえば、外国語担当の非常勤講師の委嘱、さらには専任教員と非常勤講師の外国語授業担当の配分についても、すべて外国語学部の所管となっている。（第4章1 経済学部（1）参照）

#### A. 現状の説明

最初に、専門基礎科目群および主要専門科目群の担当教員をみると、専門基礎科目群では実習型の授業である「情報処理概論」、実習型に準ずる「簿記原理」を除くすべての授業は学部専任教員が担当し、主要専門科目群では本年度開講の59科目61コマのうち50コマが学部専任教員の担当である。

次に、一般専門科目群についてみると、すべて他学部教員に委嘱している外国語科目を切り離して考えなければならない。外国語科目担当教員には、外国語学部の専任教員と非常勤講師が含まれ、本年度は外国語科目合計119コマのうち、専任教員34コマ、非常勤講師85コマの担当となっている。専門の外国語教育「外国書研究」は本学部教員の担当するところであるが、2年次必修の「外国書研究Ⅰ」については、本年度42コマ開講しているうち、専任教員の担当は30コマ、海外からの交換教授が2コマ、非常勤講師が10コマとなっている。「総合講座」は、科目開設の趣旨から学部が運営するが講師は毎回異なり、多方面から多彩な講師を招聘して授業が行われている。「特殊講義」は、専任教員の研究成果と直結した内容の授業や海外からの交換教授の特殊テーマに関する授業などであり、本年度は専任教員と交換教授が各2コマを担当している。一般専門科目群に置かれこれまで取り上げていない科目については、全体で17科目21コマが開講されているが、学部ないし他学部専任教員の担当する授業は13科目17コマである。

最後に、一般教養的な科目と体育関係の科目からなる一般基礎科目群について取り上げる。この分野の授業は、従来、教養部が全学部共通で担当してきたところであり、「体育」については現在なお全学部共通で行われている。ここで、仮に全学部共通方式に従い、一般基礎科目については専任教員を学部限定せず、他学部所属教員も含めて把握してみる。まず、体育関係科目を除いて考えると、本年度の開講23科目28コマ中、専任教員の担当授業は15コマ、非常勤講師担当は13コマであり、後者への依存度が高い。体育関係科目では

この傾向がさらに強く、「体育」80 コマのうち専任教員の担当は 37 コマに過ぎず、「体育理論」も同様に 20 コマ中、専任教員は 6 コマだけの担当となっている。

## B. 点検・評価

主要専門科目群の中で非常勤講師に委嘱している 11 科目 11 コマの内訳をみると、従来、専任教員が担当していたが、退職後に適切な人材を見出せないか、あるいは学部の人事政策のうえで当面見送りになっている科目が大部分を占めている。学部としては、新カリキュラムに沿った中・長期的な人事計画を構想しながら、その中でこの科目群を担当する専任教員を充実することが緊急な課題となるであろう。現在、次年度の新任人事においてすでに採用が内定している科目もあることから、この課題に取り組む学部の努力は評価できる。このように学部における専門教育において基礎となる科目、主要とみなされる科目については、個々の科目では専任教員の補充を必要としているものもあるが、科目群全体としては専任教員の配置がほぼできているといえよう。なお、初歩的・基礎的な「情報処理概論」「簿記原理」については、その実習型授業という特性、きめ細かな教育という理念から 1 クラスあたりの受講者数に制約があり、多数のクラス設置が必要なことから、現行カリキュラムに沿った教員配置からして相当数の非常勤講師に依存するのは止むを得ない。

一般専門科目群の中の「外国語」については、学部の外国語教育の視点からすれば、学部に専任教員を全く置かない状況は不適切であるといわざるを得ないが、大学全体としては、外国語担当教員を外国語学部に集中し、各学部の要請にもとづき、学部が要求する教育内容に適した教員を配置する方式が効率のよい教育を可能にすることも否定できない。従って、外国語教育を担当する教員を学部の専任にするか、あるいは本学の現行方式を継承するかについては、慎重な検討が必要であろう。ただし、現行方式をとる場合、あくまでも学部のカリキュラムの一環として、学部の要求する教育内容や学習レベルに応じた外国語教育が行われなければならない。

「外国書研究」において非常勤講師の担当コマ数が多い背景には、専門外国語を重視する学部の姿勢に則り、1 クラスあたりの定員を本年度は 27 名とし、多様なテーマの外国書を取り上げて学生の選択機会の増大をはかるといふ狙いがあり、この状況はカリキュラム編成の趣旨に沿うものといえよう。3 年次選択の「外国書研究」については、9 コマ開講してすべて専任教員が担当している。なお、同じく専門の外国語である「貿易英語」は、科目の性格から実務畑の非常勤講師に委嘱し、「経済英語」は専任教員が担当している。以上の専門の外国語の授業については、学部のカリキュラムに照らし妥当な教員配置であるといえよう。

「外国語」「外国書研究」を除く一般専門科目の中で非常勤講師が担当する授業は、社会学関係・法学関係・政治学関係の科目であり、学部の専門教育の視点からみて、教育上、重大な支障が生ずることはないであろう。



一般基礎科目群の中の「体育」は実技型の授業であるため1クラスの定員に制約があり、かつ多種目の授業の中から学生の選択幅を拡大しているため、少人数・多クラス編成となり、非常勤講師依存度が高くなるという事情はあるが、授業の半分以上を非常勤講師に依存する状況は正常とはいえない。「体育理論」については、非常勤依存度はさらに高く70%に達し、一方1クラスあたりの受講学生は平均44名に過ぎない。

体育関係以外の一般基礎科目群の講義科目においても、非常勤講師の授業担当のウェイトが高い。これをどう評価するかについては、学部の教育目標、学部のカリキュラム全体の中における一般基礎科目群の位置づけ、さらに本学の全教員に占める一般教養的授業科目担当教員の比重などについて多角的に考慮しなければ判断し難い。

### C. 長所と問題点

当面する問題は、「外国語」と「体育」関係科目において非常勤講師が授業の半分以上のコマを担当していることであろう。「外国語」については、専任・非常勤の授業担当配分を外国語学部に委ねているが、経済学部に対しては非常勤の配置が多すぎる。「体育」「体育理論」については、科目固有の事情があるにせよ開設コマ数が多く、とりわけ「体育理論」は1クラスあたりの学生数が少ないところに、非常勤依存度を高めている原因がある。

### D. 将来の改善・改革に向けた方策

外国語については、外国語担当教員の所属や外国語教育の内容とともに、専任・非常勤の配置などの問題について、早期に外国語学部との協議や全学的な検討をする必要がある。

体育関係科目については特に「体育理論」の場合、1年次必修の専門基礎科目「経済学」でさえ1クラス平均144名かつクラス指定であり、これらとのバランスをはかり、クラスあたりの学生を増やし非常勤の担当を大幅に削減する必要があると思われるので、早急に全学的な調整が行われる必要がある。

#### 教員の規模・年齢構成からみた適切性・妥当性

##### A. 現状の説明

以上、学部のカリキュラムに従って教育研究活動を展開するうえで、専任教員の授業配置は適切かどうか、専任教員と非常勤講師のバランスは妥当かどうかについて、科目群ごとに検証してきた。次に、専任教員の規模、すなわちカリキュラムを実施するうえでの専任教員数は学生数に対応して妥当か否かについて取り上げなければならない。ここでの技術的難点は、既述のように、学部の授業担当者が本学の歴史的な特徴として必ずしも学部に所属している訳ではなく、特に外国語科目の担当者はすべて外国語学部所属であるという特殊事情があるため、単純に専任教員と学生の比率を算出できないという点である。例

例えば、本年度、専任教員数は54名、在籍学生数は3,810名であるから、専任教員1人あたりの学生数は71名となる。この教員・学生比率はきわめて悪く、学部の教育研究活動を円滑に推進することは困難であろう。しかし、同じ在籍学生を教育するとしても、外国語教育はすべて外国語学部教員が担当していることから、学部教員の実質的負担はその分だけ軽減されることになる。ここでの問題は、このような負担軽減分をどのように評価して計算すべきかの定式がないことである。

#### B. 点検・評価

このように、学部教員の実質負担の計算式は存在しないが、本学の他学部との比較で見れば、学部の学生数に対して現状では専任教員が少ないことが分かる。同じ社会科学系の法学部をとると、外国語教育については同じ条件にありながら、専任教員1人あたりの学生数は67名である。ちなみに外国語学部では、逆に他学部の外国語教育の負担を負っているとはいえ、専任教員1人あたりの学生数は26名となっている。それぞれの学部は固有のカリキュラムをもっていることから単純比較はあまり意味がないかもしれないが、他学部と比較して本学部の専任教員数は少ないといえる。ただし、次年度の新任人事計画が予定通り実現できれば、法学部と同じ水準に改善されることになるだろう。

つけ加えるならば、学部のカリキュラムにもとづく教育活動の展開に専任教員がどのくらいのコマ数を担当しているかをみることにより、専任教員数が適正かどうかを考える1つの手掛かりが得られる。これを算出すると、本学部の専任教員1人あたりの持ちコマ数は大学院を除き5.2コマであるが、法学部では4.4コマ、外国語学部では4.8コマであり、授業を実施するうえで本学部の専任教員数は他学部に比べてやはり少ないといえよう。

#### C. 長所と問題点

教員組織に関して最大の問題は、専任教員の年齢構成であると思われる。現在のところ、学部教員の年齢構成はかなり逆ピラミッド型になっており、54名中、最も若い30代の教員は5名、中堅の40代は10名に過ぎず、教員の70%強にあたる39名が50代から60代であり、とりわけ60代は40%弱の21名に達している。専任教員の年齢構成が50～60代に片寄っている背景には、本学部が1990（平成2）年度に大学院経済学研究科修士課程を新設し、さらに引続いて1992（平成4）年度に同博士後期課程を開設したため、新任採用にあたって大学院担当教員の人事を推進したこと、また学部勤続教員が全体として高齢化したことなどの事情がある。従って、現在の教員の年齢構成は必然的に形成された側面もあり、これによって学部の教育研究水準の向上をはかることができたのである。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

全学的には、大学全体として各学部のカリキュラムや学生数を勘案し、学部ごとの適切

な専任教員の定数を明確に定めることが必要である。経済学部においては、将来、教育研究活動の水準を維持し、さらにこれを充実・発展させるために、今後の学部を担う若手・中堅教員の割合を高め、年齢構成を是正しなければならない。このことは新任人事の原則としては異論のないところであろうが、人事の問題は1人ひとりの個人にかかわる問題であるから、学部においては将来を見据えた人事政策の基本について論議・検討し、個々のケースについては慎重に取り組み、世代交替を円滑に進める必要があると思われる。

## (2) 教員間における連絡調整の状況

### A. 現状の説明

本学部では、カリキュラムの運用状況をチェックし、カリキュラムの体系性の整備、学生あるいは社会のニーズに対応するカリキュラムの改訂、さらに新任人事により充当すべき科目の決定などを任務とするカリキュラム委員会を設けている。学部には、カリキュラム委員会のほか、授業科目あるいは専門分野を同じくする教員同士の意見交換の場も置かれている。前者の例としては、毎年度、数名を超える教員が1コマずつ担当している「経済学」についての検討委員会がある。後者の例としては、コンピュータ使用を前提とする授業の担当教員の集まりである情報科学教育の担当者会議がある。

### B. 点検・評価

カリキュラム委員会は学部長を委員長とし、両学科長を含めて専門各分野を担当する委員13名から構成されており、委員は学部教員全体からみて必ずしも多いとはいえないが、幅広く殆どすべての専門分野をほぼカバーするように選出されている。この委員会はカリキュラムにかかわる全学部的な教員間の連絡調整の唯一の場であり、新カリキュラムによる学生が卒業する年度を迎えるにあたって、見直すべきカリキュラム上の重要課題を少なからず抱えている現在、さらに綿密な連絡調整・討議が必要であろう。

### C. 長所と問題点

経済学検討委員会は「経済学」担当教員および「経済原論」担当教員ほか若干の教員で構成され、「経済学」の授業内容などに関する意見交換を行うこととなっているが、現在のところ委員会は開かれておらず、委員会設置の趣旨が生かされていない。情報処理・情報科学関連の授業は、コンピュータ施設の制約から、授業の実施にあたって施設利用や授業内容について担当教員間の緊密な連絡調整が必要である。コンピュータなどの施設は授業のための手段であり、施設利用の調整や情報処理・情報科学教育についての本来的な意見交換ばかりではないので、急速に発展する情報通信技術を見据える中で、情報科学教育のカリキュラムのあり方についての議論も怠らないことが重要であろう。

#### D．将来の改善・改革に向けた方策

上記以外の専門分野においても、カリキュラムの段階的・体系的学習を容易にするため、関係教員のフォーマル、インフォーマルな意見調整が必要であり、教員がそのような意識をもち、必要に応じて随時集りをもてるような体制をつくることがまず求められる。

#### (3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

##### A．現状の説明

本学では、情報処理関係の基礎科目について、ティーチング・アシスタントが授業を補助する体制をとっており、コンピュータ関連の機器・施設等、ソフトウェアにかかわる業務とともに、ティーチング・アシスタントの採用や授業配置などの業務は、情報センターの所管となっている。情報センターでは、1981（昭和56）年の発足当初から、情報処理教育に対する人的補助体制づくりを行ってきた。当初は該当科目が少なく履修学生も多くはなかったため、専任職員が授業を補助していたが、その後、授業コマ数の増加に伴い、大学および他大学の大学院生を臨時職員として採用してアシスタントを依頼するようになり、さらに1994（平成6）年度からは経験ある専門技術者も採用することになった。

##### B．点検・評価

現在のティーチング・アシスタントの運用上の取扱いについては、「情報処理関連科目の授業アシスタントの運用基準」に定められている。「運用基準」によると、アシスタントを置く授業は、受講者の大半が初めてコンピュータを学ぶ科目であり、受講生が30人を超える場合1名、50人を超える場合2名となっている。アシスタントの採用基準は、情報処理関連科目を専攻する大学院の在籍者または修了者、情報処理技術者試験の二種以上の合格者、コンピュータ関連業務での相当期間の経験があり二種試験合格と同等もしくはそれ以上の能力を有すると情報センター所長が判断した者である。アシスタントの任務は、コンピュータの操作上での学生への指導・助言、授業時間外のプログラム相談、手引き（マニュアル）類の作成となっている。なお、原則として単独での授業運営、出席管理、試験・レポート等の受付・採点、個別科目の教材作成等は含まれない。ティーチング・アシスタントの人数の推移は、一昨年度14名、昨年度17名、本年度20名となっている。以上は情報センターの所管ではあるが、学部の情報関連教育における人的補助体制は、教育上、有効に機能しているといえる。

この数年来、授業時間外の学生のパソコン利用が増加しているのに加え、昨年度からインターネット利用が可能になったこととともに学生の利用が急増しているため、アシスタントの二次的任務であった自習時間中の学生への利用相談の比重が増加している。このことによって、ティーチング・アシスタントの任務は一層重要となっており、情報関連科目の授業には不可欠であるばかりでなく、学生の自主的な学習意欲を高め授業の活性化に

も貢献している。また、ティーチング・アシスタントの採用基準が実務経験のある専門家を含めるよう拡張されたが、これによってアシスタントのスタッフに幅ができ、授業補助に役立つところが大きいと思われる。

#### (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

##### A. 現状の説明

本学においては、教員の新任人事・昇任人事については「教員の任用および昇任に関する規程」を基本とし、その施行細則やその他の諸規程が定められ、教員の選考・資格、昇任の要件、新規任用・昇任の手続きは全学的に共通している。新任人事・昇任人事の手続きは、学部長が学部人事委員会に諮って学部教授会の議を経て全学の人事委員会に発議し、人事委員会において適当と認められたとき審査を行い、審査報告にもとづき人事案を決定し、学長がこれを全学教授会に提出し、そこで可否を決することになっている。従って、学部人事の出発点は学部人事委員会であるが、その運営については、とりわけ新任人事の際に学部間の相違がある。

##### B. 点検・評価

ここで、本学部の場合について、まず新任人事から考えてみたい。新任人事に関する学部旧内規は1981(昭和56)年度に決定され、専任教員が新任候補者を推薦する方式をとり、1982(昭和57)年から1994(平成6)年度までの13年間、この内規によって新規採用が行われてきた。前学部長は、「獨協大学経済学部30年史稿」(『獨協経済』第61号)の中で振り返って述懐されている。「この丸13年間の経済学部新任人事政策は、功罪なかば、というところであろうが、ともかく画定され、強力に推進されてきたシステムであった。教員数は86年段階で全学193、経済34、89年全学202、経済40、93年全学206、経済48である。この過程で、8名の大学院人事がなしとげられ、そのことも一つの力となって修士課程および博士課程がともかく出発することができたのである。さらには教養部から9名(プラス新任教養科目1名)の教員が移籍してきたことによって、経済学部は、60名近い大世帯にまで拡充することになったのである。以下、これを一覧表にして学部教授会資料として、自己点検の素材とする」とし、13年間の新任人事総覧を示されたあと、「上記の自己点検と本年度の新任人事中止の事態をふまえ、臨時学部教授会に、いまや金属疲労が顕在化した過去13年間の人事システムに替わるシステム検討のための小委員会が提案され、承認された」と述べている。

これによって、学部新任人事採用制度検討小委員会が発足し、1年余りの検討の結果、前年度3月に学部長あて答申が提出された。答申の前文には小委員会の基本的認識が示されており、学外から優れた人材を受け入れることこそが知的活動単位に新鮮な息吹きを与え、その質を高めその量を保持しつつ、たえず構成員の活性化につながる研究環境と教育環境

の深化・充実をはかる原動力となりうるとしている。そのうえで、小委員会において吟味・検討を加えて得た結果の基本は、新任人事採用の方法は推薦によらず公募による方法とするというものであり、これが学部教授会の承認を経て、本年度からの新しい新任人事方式となった。この方式にもとづき、本年度ただちに新任教員の募集が学部教授会の決定した新任人事採用科目について行われ、多数の応募を得ることができた。学部人事委員会はすみやかに応募者の選考にあたり、学部教授会において新任教員候補者が承認され、全学人事委員会に発議され、審査の結果、次年度の任用に関する人事案として決定された。採用科目は担当教員退職のあと今日まで非常勤講師に委嘱していた科目、本年度末を以て担当教員が停年退職となる科目、カリキュラム上きわめて重要であり複数の担当教員が必要な科目など 3 科目であり、採用となる 3 名の教員の資格は教授・助教授・専任講師であり、人事構成としてバランスがとれている。

次に、昇任人事について触れておく。昇任人事については全学的に共通の手続きに従って、当初の段階では昇任基準該当者が学部長あてに昇任審査を請求し、これが学部人事委員会の審査を経て学部教授会において承認されたのち、学部長が全学人事委員会に発議する。ただし、本人からの審査請求がなされない場合には、学部長が請求を勧告する。それ以降の手続きは新任人事に準じており、昇任人事については当初段階から決定まで学部間に差異は認められず、学部として特筆すべきことはない。昇任について重要なことは、その公正・公平を期すことであり、この点において本学の昇任規程は整備され、施行細則も加えられ、昇任の要件・手続・業績について詳細に明文化されていて、恣意的運用は困難であるように規定されている。

#### C. 長所と問題点

このように、本年度の新任人事は新しい内規に則り公正に進められ、多数の応募者の中から優れた人材を迎え入れることができ、これまでの段階では新方式は高く評価されてよい。ただし、新方式はまだ本年度 1 回限りの経験であり、この評価を確定することには無理がある。例えば、新任教員採用人数・採用科目・採用資格に厳密な制約があるとき、教員の募集・任用が円滑に行われ、学部が求めている人材を受け入れることができるかどうかという懸念もあり、そのような場合には内規を弾力的に運用せざるを得ないかもしれない。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

当面は、本年度スタートした新しい新任人事方式について、経験を重ねながら運用のノウハウを積みあげ、定着させていくことが最も重要である。

## 法学部

### (1) 教員組織の適切性・妥当性

法律学科は本学の教育研究上の目的を達成するため設けられ、これに必要な教員を配置している。すなわち、別表の示すとおり（『データ調書』参照）基礎法・外国法・公法・民法・刑法・社会法・手続法・国際関係・政治さらに、特講科目・関連科目・総合科目からなる科目群のほか、基礎ゼミ・専門ゼミを置き、主要科目は原則として専任の教授・助教授が担当し、その他の科目もなるべく専任の教授・助教授・講師が担当するようにしている。なお、法律学科では、学生の興味や将来の希望進路に沿った教育指導を目的として、公法関係・私法関係・国際関係の3コースに履修分野を分けている。ただ、教員の年齢構成あるいは専任教員の数については、大幅な前進がここ数年でなされたとはいえ、まだ問題なしとはしないところであり、今後さらなる改善が望まれるところであるといえよう。

### (2) 教員間における連絡調整の状況

教員間の連絡調整については、基本的には月例の学部教授会で実行されている。また、審議事項が学部教授会の議決権を越える事項については、全学教授会で審議されている。さらに、学部教授会の委任を受けて、カリキュラム検討委員会・自己点検委員会を置き、教育・研究組織上の一層の改善を図るべく努力している。なお、時間割編成についても、効率的な授業科目配分を実施している。

### (3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

この項目については、本学科の性質上、検討の対象とはならない。

### (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

専任教員の任用・昇格に関しては「教員の任用および昇任に関する規程」があり、その定める手続に従って行われる。その手続の概略は以下のとおりである。

専任教員の新規任用は、学部教授会の議を経て教員人事委員会に発議され、人事委員会が適切と認めた場合には審査委員を選任して審査にあたらせる。教員人事委員会は、審査委員からの報告を受けて任用に関する人事案を決定し、その人事案が全学教授会に提案され可否が決定される。

その間において、審査委員は候補者の推薦を受けて選考を行い、学部教授会に提案し、投票によって採用候補者が決せられる。選考は、人格・学歴・職歴ならびに教育研究上の業績等に基づいて行われ、投票に際しては、教授会構成員の3分の2を定足数とし、出席者の3分の2以上の多数の賛成を得て採用候補者が決定される。候補者の決定ののち、当該人事案が審査委員から教員人事委員会に報告される。

昇任の場合も新規任用の場合と同様の手続によって決定される。

新規任用される教員は、教育研究上の業績に応じて、教授・助教授・専任講師または助手に格付けされる。それぞれの基準は、「教員の任用および昇任に関する規程」に明記されており、昇任の場合もそれに準じて扱われる。

なお、規程上は、外国人教員・客員教授・特任教授を置くことが認められているが、現在、法学部にはそれらに該当する教員はいない。

#### (5) 教員の教育研究活動についての評価方法

教員の教育研究活動について、それを評価する明文の基準や手続の定めはない。しかしながら、法学部においては、毎年度『獨協法学』誌上に、著書・編書、論文、判例研究・批評、書評、翻訳、座談会・シンポジウム・報告書等々、各項目にわたって前年度の研究活動報告を各教員ごとに掲載することとしており、それにより各教員の研究活動が公表され、相互の評価・批判に委ねられるようになっている。



## 教員の任用および昇任に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 教員の任用および昇任については、この規程の定めるところによる。

### 第2章 教員

#### (専任教員)

第2条 専任の教員は、次の通りとする。

- (1) 教授
- (2) 助教授
- (3) 専任講師
- (4) 助手

#### (非常勤講師)

第3条 必要に応じて、非常勤講師を委嘱することができる。

#### (外国人教員)

第4条 教員は外国籍を有する者であることを妨げない。ただし、専任教員については、日本語の能力があり、日本人教員と同等の責務を果たしうる者であることを要する。

2 外国人教員についての詳細は別に定める。

#### (客員教授)

第5条 本学で特に必要と認めるときは、別に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する規程は別に定める。

#### (特任教授)

第6条 本学で特に必要と認めるときは、別に特任教授を置くことができる。

2 特任教授に関する規程は別に定める。

### 第3章 選考

#### (教員人事委員会)

第7条 教員の選考は、教員人事委員会(以下「人事委員会」という)の議を経て行うものとする。

2 人事委員会の規程は別に定める。

#### (選考の原則)

第8条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、ならびに教育研究上の業績等に基づいて行うものとする。

2 前項にいう研究上の業績とは、原則として、自己の専門分野における著書・論文等の学術的著作物をいう。

### 第4章 教員の資格

#### (教授の資格)

第9条 教授は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 専門分野または関連分野における博士の学位を有し、相当期間にわたる教育研究歴のある者。
- (2) 大学助教授として7年以上勤務し、教育研究上の業績が顕著であると認められる者。
- (3) 大学卒業後18年以上を経過し、前号と同等の教育研究上の業績があると認められる者。

#### (助教授の資格)

第10条 助教授は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 専門分野または関連分野における博士の学位を有し、相当期間にわたる教育研究歴のある者。

- (2) 大学専任講師として4年以上勤務し、教育研究上の業績があると認められる者。
- (3) 大学卒業後11年以上を経過し、前号と同等の教育研究上の業績があると認められる者。

(専任講師の資格)

第11条 専任講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 専門分野または関連分野における博士の学位を有する者。
- (2) 大学研究助手として3年以上勤務し、教育研究上の業績があると認められる者。
- (3) 大学院博士課程修了者または大学卒業後5年以上を経過している者で、研究上の業績のある者。

第12条 前条第3号の規定にかかわらず、外国語学部の専任講師については、大学院修士課程修了後1年以上または大学卒業後3年以上を経過している者を任用することができる。

(助手の資格)

第13条 助手(研究助手)は、大学院修士課程修了者または大学卒業後2年以上を経過している者で、将来研究業績を積み教授能力を得ることが確実に予期される者でなければならない。

(禁止)

第14条 任用の時点において大学院に在籍する者を専任教員とすることはできない。

(非常勤講師の資格)

第15条 非常勤講師となるための資格は、第9条ないし第12条の規定に準ずる。ただし、体育実技担当の非常勤講師については第13条の規定に準ずることもできる。

2 原則として、大学院に在籍する者を非常勤講師とすることはできない。ただし、博士課程に休学期間を除き3年を超えて在学している者については、この限りでない。

#### 第5章 昇任の要件

(教授への昇任)

第16条 助教授から教授への昇任にあたっては、第9条に規定する要件を満たし、かつ、助教授任用後の研究業績として、学問的評価に値する著書1冊以上または論文3編以上を公刊していなければならない。ただし、研究業績の一部はそれに相当すると認められる教育業績をもって替えることができる。

(助教授への昇任)

第17条 専任講師から助教授への昇任にあたっては、第10条に規定する要件を満たし、かつ、専任講師任用後の研究業績として、学問的評価に値する著書1冊以上または論文3編以上を公刊していなければならない。

(専任講師への昇任)

第18条 助手から専任講師への昇任にあたっては、第11条に規定する要件を満たし、かつ、助手任用後の研究業績として、著書1冊以上または論文2編以上を公刊していなければならない。

(業績の通算)

第19条 本学の専任教員として任用される以前の他の大学において同等の職務にあった者については、その間に公刊した研究業績を、第16条ないし第17条に規定する業績に含めることができる。

(昇任の特例)

第20条 大学卒業後18年以上を経過し、研究業績においては教授たるにふさわしいと認められながらも、主として教育経験において欠けるところのある者については、専任講師として任用し、適当な年限を経た後、第16条の規定によらず教授に昇任させることができる。

第21条 大学卒業後11年以上を経過し、研究業績においては助教授たるにふさわしいと認められながらも、主として教育経験において欠けるところのある者については、専任講師として任用し、適当な年限を経た後、第17条の規定によらず助教授に昇任させることができる。

(除外)

第 21 条の 2 休職または休職扱い中のものは、昇任審査の対象としない。

#### 第 6 章 専任教員の新規任用の手續

(発議)

第 22 条 学部長は、学部教授会の議を経て、人事委員会に、それぞれの学部にも所属すべき専任教員の任用について発議する。

(審査)

第 23 条 人事委員会において、前条の発議に基づいて審議することを適当と認めるときは、当該学部の意向を尊重して審査委員を選任し、審査に当らせる。

2 審査委員は原則として教授 3 名とし、うち 1 名を主査、他の 2 名を副査とする。

3 助教授・専任講師または助手の任用の場合に限って、助教授を審査委員とすることができる。

4 審査委員のうちすくなくとも 1 名は、本学専任教員でなければならない。

第 24 条 審査委員は、審査の結果を文書によって人事委員会に報告する。

第 25 条 人事委員会は、前条の審査報告に基づいて、任用に関する人事案を決定する。

(提案と議決)

第 26 条 学長は、前条の人事案を全学教授会に提出し、全学教授会においてその可否を決する。

2 前項の全学教授会においては、審査の対象となった研究業績のうち主要なもの(3 点まで)の審査概要ならびに業績一覧を資料として配布しなければならない。

(業績の閲覧)

第 27 条 任用を可とされた者の研究業績は、所属学部において、前条の全学教授会終了後 1 カ月間はこれを保管し、全学教授会構成員からの閲覧の求めに応じなければならない。

#### 第 7 章 昇任の手續

(審査の請求)

第 28 条 第 16 条ないし第 18 条に定める基準に該当する者は、毎年 10 月末日までに、業績一覧に研究業績の現物(やむをえないときはその写し)を添え、所属学部長を経て、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求がなされない場合、学部長は、二週間以内に請求をするよう勧めることができる。

(発議)

第 29 条 学部長は、審査の請求を受けたときは、学部教授会の議を経て、人事委員会に、当該教員の昇任について発議する。

(審査から決定まで)

第 30 条 審査から決定までの手續については、新規任用に関する第 23 条ないし第 27 条の規定を準用する。ただし、「任用」を「昇任」と読み替えるものとする。

#### 第 8 章 非常勤講師委嘱の手續

(提案と決定)

第 31 条 各学部教授会において新たに非常勤講師を委嘱しようとするときは学部長は学部教授会の議を経て人事委員会に発議し、人事委員会において委嘱案を決定する。

2 学長は、前項の委嘱案を全学教授会に提出し、全学教授会においてその可否を決する。

(継続委嘱)

第 31 条の 2 非常勤講師の委嘱は、年度毎の契約とする。ただし、外国人非常勤講師の契約は、所定の契約書によって行う。

第 32 条 非常勤講師の委嘱を、前年度にひきつづいて委嘱するときは、第 31 条の手續きを省略すること

ができる。

第 9 章 運用に関する細則

(読み替え)

第 33 条 外国語学部については、第 22 条、第 29 条及び第 31 条の「学部教授会」を「学科教授会」に、第 22 条及び第 23 条の「学部」を「学科」に読み替える。

(施行細則)

第 34 条 この規程の運用に関する細目は、別に定める施行細則による。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 11 月 14 日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、「教育職員の新任および昇任に関する規程」(昭和 42 年 11 月 22 日決定)ならびに人事に関する一切の申合せ事項(内規)は廃止する。
- 3 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規程第 31 号)

- 4 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規程第 6 号)

- 5 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条については、平成 8 年度採用者から適用し、平成 7 年度以前の採用者については、なお従前のとおりとする。
- 6 「外国人教員の任用および昇任に関する細則(昭和 60 年 3 月 15 日施行)」は、これを廃止する。

了解事項

- 1 第 16 条の実施にあたっては、従来慣行を勘案し、移行措置として、昭和 60 年度については 40 才、昭和 61 年度については 39 才以上の者を対象とする。
- 2 第 17 条の実施にあたっては、従来慣行を勘案し、移行措置として、施行時において本学専任講師であった者については、昭和 61 年度まで、第 3 号に定める年数を「9 年」とする。
- 3 昭和 60 年度昇任人事にかぎり、第 28 条の「10 月末日」は、「11 月末日」とする。

## 「教員の任用および昇任に関する規程」施行細則

### 第1節 総則

#### (目的)

第1条 この細則は、「教員の任用および昇任に関する規程」(以下「規程」という)の運用についての細目を定めるものである。

### 第2節 教員の資格についての特別の扱い

#### (教授の資格)

第2条 大学卒業後9年を経ずして助教授となった者については、この年数を満たしたときから、規程第9条第2号に定める年数を起算する。

#### (助教授の資格)

第3条 大学卒業後5年を経ずして専任講師となった者については、この年数を満たしたときから、規程第10条第2号に定める年数を起算する。

#### (専任講師の資格)

第4条 大学卒業後2年を経ずして助手となった者については、この年数を満たしたときから、規程第11条第2号に定める年数を起算する。

### 第3節 教育業績

#### (教育業績の内容)

第5条 規程にいう「教育上の業績」とは、主として大学における教育実践をいうが、高等専門学校・高等学校・専修学校などにおける教育実践や、本学における大学行政への貢献なども、これに準ずるものとして考慮に入れることができる。

2 教職科目担当教員については、中学校における教育実践および教育行政実務の経験を教育業績のうちに含めることができる。

### 第4節 研究業績

#### (研究業績の種類)

第6条 規程にいう「研究上の業績」とは、主として、自己の専門分野における著書・論文(コンピュートープログラムを含む)をいうが、翻訳・研究ノート・判例批評・書評・資料などの著作物についても、学術的価値の高いものは、論文に準ずるものとして扱うことができる。

#### (著書)

第7条 著書は、原則として論文3編に相当するものとして扱う。ただし、過去において業績審査の対象となった部分が含まれているときは、その状況に応じて勘案する。

2 共著によるものは、原則として論文2編に相当するものとして扱う。

3 分担執筆したものは、論文1編に相当するものとして扱う。

#### (論文)

第8条 同一表題のもとに分割掲載の形で公刊された論文は、あわせて1編とみなす。

2 連名で発表された論文の扱いは、状況に応じて勘案するものとする。

#### (翻訳)

第9条 単独訳により単行本として刊行された翻訳は、論文1編に相当するものとして扱う。ただし、特に優れたものについては、論文2編に相当するものとして扱うことができる。

2 共訳または分担訳により単行本として刊行された翻訳の扱いは、状況に応じて勘案するものとする。ただし、2点をあわせて論文1編相当とするより大きくは評価しないものとする。

3 その他の翻訳については、3点をあわせて論文1編相当とするより大きくは評価しないものとする。

(その他の業績)

第10条 その他の業績については、3点をあわせて論文1編相当とするより大きくは評価しないものとする。

(審査対象とする業績についての特例)

第11条 任用または昇任にあたって審査の対象とする業績は、原則として公刊されたものでなければならないが、やむをえないと認められる場合は、審査時に校正刷の段階にあり刊行予定の確実な業績、および未公刊の学位論文を含めることができる。

(教授昇任の特例)

第12条 規定第16条にいう「研究業績の一部」とは、原則として論文1編相当分をいい、「それに相当すると認められる教育業績」とは、規程第9条第2号に定める年限の2倍以上の期間本学助教授として勤務することをいう。

(業績一覧)

第13条 規程第28条にいう「業績一覧」には、業績の種類別に次の事項を明記しなければならない。

(1) 著書については、書名、刊行所、刊行年月、単著・共著・分担執筆の別、共著・分担執筆の場合は執筆した部分、など。

(2) 論文については、表題、掲載誌名、機関誌の場合は機関名、巻、号数、刊行所、刊行年月、など。

(3) 翻訳単行本については、書名、原著者名、原書名、刊行所、刊行年月、単独訳・共訳・分担訳の別、分担訳の場合は分担した部分、など。

(4) その他の業績については、論文の場合に準ずる事項。

#### 附 則

1 この細則は昭和59年11月14日から施行する。

## 外国人教員の任用および昇任に関する細則

第1条 この細則は「教員の任用および昇任に関する規程」(以下「任用規程」)第4条第2項に基づき「外国人教員の任用および昇任」に関する必要な事項を定める。

第2条 本学の外国人教員は、次の通りとする。

- (1) 教授
- (2) 助教授
- (3) 専任講師
- (4) 非常勤講師

第3条 必要と認めるときは、外国人客員教員をおくことができる。

2 外国人客員教員については、別に定める。

第4条 教授、助教授の任用および昇任は「任用規程」および同「施行細則」に準じて行う。

第5条 専任講師の任用は1年ごとの契約とする。契約は所定の契約書によって行う。

2 前項の契約書には以下の各号の内容を記載する。

- (1) 本学の勤務を最優先とし、他の専任職についてはならない。
- (2) 週8コマの授業を担当しなければならないが、学部学科の要請する業務を行うことで授業数を減ずることができる。
- (3) 所属する学科会には出席することが望ましい。特に学年度末の成績、カリキュラムまたは国際交流に関する事項が議題となる場合には出席しなければならない。
- (4) 水曜日の午後は本学以外の業務をもってはならない。
- (5) 学科の要請があるときは、授業運営、教材作成および教授法の研究等について、日本人教員と協力しなければならない。
- (6) 契約期間
- (7) 契約は更新することができる。
- (8) 本俸、各種手当、交通費等は別に定める給与体系による。
- (9) その他契約上必要な要件。

第6条 専任講師は「任用規程」および同「施行細則」に定められた条件を満たした場合には昇任を申し出ることができる。

第7条 専任講師は、全学教授会に出席することができるが、議決に加わることはできない。

第8条 非常勤講師の委嘱は「任用規程」に準じて行う。ただし、1年ごとの契約とする。

### 附 則

1 この細則は、昭和60年3月15日から施行する。

附 則(平成6年細則第13号)

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

## 教員人事委員会規程

### (設置)

第1条 本学に教員人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は専任教員の任用および昇任に関する案件について審議し、全学教授会に提出すべき人事案を作成することを主たる任務とする。

2 非常勤講師の委嘱についても、委員会において審議・決定し、全学教授会に報告するものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 各学部長

(3) 図書館長

(4) 教務部長および学生部長

(5) 各学科長

(6) 法学部から選任された教授1名

2 副学長が任命されている場合は、副学長も構成員となる。

### (招集ならびに議事)

第4条 委員会は、必要に応じて学長が招集し、その議長となる。ただし、事情により、議長の任務を他の構成員に代行させることを妨げない。

2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

### (議決)

第5条 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

2 議長が特に必要と認める場合は、無記名投票による。

### (発議・提案の責任者)

第6条 教員の人事に関する発議・提案の責任者は、当該教員の所属学部長とする。

### (事務の所管)

第7条 委員会の事務は、総務部人事課の所管とする。

### 附 則

1 この規程は、昭和59年11月14日から施行する。

2 この規程は、昭和61年11月1日から施行する。

3 この規程は、平成元年5月20日から施行する。

### 附 則(平成6年規程第32号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。



## 2. 大学院研究科

### 法学研究科

#### (1) 教員組織の適切性・妥当性

本研究科は、設立の理念・目的の実現のためにそれに相応しい教育研究上の組織を図るべく努力を重ねてきている。すなわち、別表(『データ調書』を参照)の示すように公法学・私法学・政治学・国際関係の4部門の専修科目を担当する専任および兼任教員をそれぞれ適宜に配置し、博士前期・後期課程の募集・収容定員に基づく院生1人ひとりの教育・研究指導を十分に行えるよう心掛けてきている。もちろん、現状にまったく問題点がないわけではない。たとえば、教員の年齢構成をみると若干の偏りも認められ、また学科目によっては教員の充当が実現されていない点もある。従って、今後人的基盤の整備をすみやかに図り、教育・研究組織上の一層の改善を図ることが切に要請される。

#### (2) 教員間における連絡調整の状況

この点は基本的に学部・学科の問題とされているが、大学院研究科においてもその使命上、教員間の教育・研究をめぐる連絡調整の必要を否定することはできない。現状においては関連する学科目を担当する教員同士の密なる連絡や、必要単位の充足にあたっての関連科目担当教員間の連絡が必要に応じて行われているが、そうした個々の連絡調整を超えたシステムの開発の検討も望まれる。

#### (3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

本研究科では現在のところ、実験・実習を伴う教育等は行っていない。

#### (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

法学研究科には、学部教員と区別された大学院教員は存在せず、従って、教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続の内容と運用状況については、すべて学部に準ずる。

#### (5) 教員の教育研究活動についての評価方法

法学研究科には、学部教員と区別された大学院教員は存在せず、従って、教員の教育研究活動についての評価方法については、すべて学部に準ずる。

#### (6) 研究者(後継者)の育成・確保

法学研究科では、研究者(後継者)の育成・確保という点に関しては、大学院教育の一環として研究者の育成・確保を行っており、今のところ特段の規程や手続はない。

また、法学研究科では現在までのところ、本学大学院の出身者を採用したケースはない。今後は大学院の充実に伴って、本学大学院出身者を法学部教員として採用することも考えられるが、これについては特段の規定や手続は存在しない。今後の課題である。

## 外国語学研究科

### (1) 教員組織の適切性・妥当性

ドイツ語学専攻・英語学専攻・フランス語学専攻の3専攻については、もっかのところ妥当な研究・教育が行われている。ドイツ語学専攻については、本学大学院の目的に添っても、研究・教育が適切に行われうる妥当な教員組織であると考えられる。ただ、英語学専攻については、現代社会の求めるリカレント教育・国際化・情報化に応じるためには、応用言語学（英語教育など）や国際コミュニケーションの専門家のいっそうの充実が望まれる。殊に英語教員の再教育をさらに強化するためには、この面でのさらなる充実に努力する必要がある。

フランス語学専攻については、文学部門におけるロマン派や詩、文化部門における歴史など、いっそうの充実を図りたい。

### (2) 教員間における連絡調整の状況

大学院委員会・各研究科委員会・各専攻会議において行う。大学院委員会及び研究科委員会の会議は原則として毎月1回、各専攻会議は随時行われている。1996（平成8）年9月以来、学内LANの設置により、パソコンを通じて電子メールを送ることが可能になったので、今後は教員個人間の連絡調整がより容易になると考えられる。

### (3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

とくに実施していないが、語学の分野では音声学の実験のための機材の導入が求められる。教育実習のような実習も場合によっては、必要と考えている。

### (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

「大学院担当教員の新規任用に関する規程」及び「教員人事委員会規程」に従って、適切に行われている。具体的には、大学院教員資格審査委員会において、新任教員（専任・非常勤）の資格審査を経て、教員の科目担当の可否が決定される。

### (5) 教員の教育研究活動についての評価方法

1996（平成8）年3月末、全教員が最近5年間の業績表を提出した。大学院教員の研究業績も、本報告書の『業績一覧』の中に掲載されている。

### (6) 研究者（後継者）の育成・確保

ドイツ語学専攻については、日本において特殊とも言える「語学専攻」中心の大学院として研究者養成に努力しており、受験生は本大学卒業生および卒業予定者のみならず、多

くその他大学からも集まっている。しかし、カリキュラムに見られるようにドイツ文学・文化にも本専攻は力を入れており、別の項目で述べたごとく、学生は前期課程において基礎的な専門知識と幅の広い視野を身につけた上、後期課程において専門分野の知識をいっそう深めることが出来るようになっており、優秀な研究者として将来自立することが期待されている。本学はそのような研究者の確保に期待を抱き、事実、本専攻後期課程修了者の1名が博士学位授与者第1号として本学外国語学部ドイツ語学科教員に在籍している。

英語学専攻については、英語学・英米文学・英語文化・国際関係論・コミュニケーション論の各分野にわたり、多様な独自の教育を行ってきた。この伝統をいっそう発展させるためにも本大学出身者を含めた教育組織が望ましいが、学部段階の英語学科ではすでにこの方向にそって組織造りを考えている。これと並んで本学大学院の研究・教育を行う上でも、英語学専攻ではこの継承化を視野に入れながら後継者養成を行っている。

フランス語学専攻については、学部のフランス語学科の教育内容の充実と相まって、若手研究者の育成がそれに続く課題となる。私学には伝統ないし校風に根ざす特色があり、これを継承してゆくためには、当該大学の出身者を含めた教員組織を構成するのが望ましい。また、研究の継承性の見地からも、後継者が前任者の専攻領域あるいは研究方法等を可能な限り受け継いでゆくことが望ましいと思われる。開学以来すでに32年を経た本学としては、今や本学で養成した教員の増加を期待すべき時期を迎えている。

## 経済学研究科

### (1) 教員組織の適切性・妥当性

#### A. 教員組織（配置）の現状

本研究科教員はすべて教授職からなり、博士前期課程担当者は34名（非常勤5名を除く）、博士後期課程担当者は14名（非常勤1名を除く）である。これは、本研究科が前期課程と後期課程の性格区分を明確にしていることの反映といえる。これを開設科目数との関連で整理すると、表1のようである。

表1 職位別にみた開設科目数（1996年度、カッコ内は兼担を除く）

職 位	開設科目数			
	前期課程		後期課程	
	演習科目	講義科目	演習科目	講義科目
教授	32 (31)	34 (32)	11	14
助教授				
専任講師				
非常勤講師	1	5		1
休講	2	6	2	3
計	35	45	13	18

#### B. 教員の負担コマ数

上述した本研究科教員組織の特徴は、教員の負担コマ数を研究科と学部とで比較すると、表2のごとく明確な形であらわれている。すなわち、経済学部全教員の平均コマ数6.5、研究科非担当教員の平均コマ数5.8に対して、研究科担当教員の平均コマ数は6.9であり、研究科担当教員の負担コマ数が多い。また、研究科担当教員間にあっても、前期課程担当者と前期・後期両課程の兼担者との間にも負担差がみられ、前者の6.5コマに対して後者は7.2コマと負担増になっている。

表2 負担コマ数の研究科・学部別比較

	教員数	コマ数	1教員平均
経済学研究科担当教員	32	220	6.9
前期課程担当	32	208	6.5
前・後両期課程兼担	14	101	7.2
経済学研究科非担当教員	19	111	5.8
経済学部全教員	51	331	6.5

#### C. 教員の博士号取得数

本研究科の問題点のひとつは、表3に示されるように、博士号の取得教員が7名にすぎ

ず極端に少ないことである。とくに 50～59 歳の中堅教員層においてそれが顕著であり、今後の本研究科にとって大きな障害となる。博士後期課程の任務のひとつが博士号の授与にあることを考えれば、授与者こそ博士号の取得に努力しなければならないのであって、これは本研究科の一大欠陥といわざるを得ない。博士号取得者を、その必要の都度外部から調達するような姿勢では、今後本研究科の将来はないといわざるを得ない。

表 3 世代別にみた研究科担当教員数と博士号取得教員数（専任教員のみ、1996 年度）

世 代	前期課程 担当教員数	後期課程 担当教員数	博士号 取得教員数
40～49 歳	2	1	2
50～59	17	5	1
60～70	15	8	4
計	34	14	7

## (2) 教員間における連絡調整の状況

研究科委員長を中心とする執行部で基本的かつ具体的な連絡調整をはかり、最終的な調整・合意・承認は研究科委員会でおこなわれる。

## (3) 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制

経済学研究科自体としては、いまだこの人的補助体制の整備には至っていない。

## (4) 教員の募集・任命・昇格に関する基準・手続

### A. 基準と手続

本学の「大学院担当教員の新規任用に関する規程」による基準と手続は、概略次のようである。

研究科委員長が研究科委員会の議を経て、新規任用の案件を教員資格審査委員会（「大学院教員資格審査委員会規程」による）に発議し、同審査委員会はこれを適当と認めるとき業績審査委員を選任して審査に当たらせる。

業績審査委員は教授 3 名（うち 1 名を主査、他の 2 名を副査とし、少なくとも 1 名は本学専任教員とする）からなり、業績審査委員は審査の結果を文書により教員資格審査委員会に報告する。

教員資格審査委員会はこの報告に基づいて新規任用に関する人事案を決定する。その上で研究科委員長はこの人事案を大学院委員会に提出し、承認を求める。

審査対象とされる研究業績の取り扱いについては、a) 博士前期課程の担当教員は審査開始前 5 年以内の論文 3 編以上、b) 博士後期課程の担当教員は審査開始前 5 年以内の論文 5 編以上を審査の対象とする。なお、著書（教科書を除く）は論文 3 編に相当するものとし、論文は学会誌・紀要等の原著論文とする。

## B．運用状況

これまでは教員任用規定の作成に意が注がれてきたが、前期課程設置後すでに 7 年が経過し、カリキュラム編成の見直しが迫られる今後にあっては、この教員任用規定の運用が現実的に妥当かどうか問われることになるだろう。

### (5) 教員の教育研究活動についての評価方法

いまだ明確な理念と方法について合意に達していないのが現状であるが、これは上記の教員任用規程とも相まって、いずれ検討を迫られる時期が訪れよう。

### (6) 研究者（後継者）の育成・確保

経済学研究科設置後間がないため、いまだ当課題への取り組みは進んでいない。

## 第7章 施設・設備等

### 1. 大学・大学院の施設設備と整備状況

#### (1) 現状の説明

##### A. 施設・設備の概要

校地総面積：191,749 m<sup>2</sup>

参考：設置基準上の本学所有校地面積 169,177 m<sup>2</sup>、設置基準上の校地面積 158,676 m<sup>2</sup>で 10,501 m<sup>2</sup>の基準面積超過

校舎等面積：82,937 m<sup>2</sup>

参考：設置基準上の本学所有校舎面積 74,050 m<sup>2</sup>、設置基準上の校舎面積 26,446 m<sup>2</sup>で 47,604 m<sup>2</sup>の基準面積超過

##### B. 施設・設備の説明

全学部の校舎、大学院研究室、図書館、附属研究機関、体育館、学生食堂、学生の課外活動施設等すべての研究・教育・厚生施設が一つのキャンパス内に設置されている。

教育ゾーンは、1号棟から6号棟の校舎からなり、この内5号棟は附属機関ゾーンとして国際交流センター、情報センター、外国語教育研究所の教育・研究施設、および学生相談機能としてカウンセリングセンターを配置している。研究空間の中心となる個人研究室、情報センターのコンピューター総括管理部門、法人本部、大学事務局等は一括集約して中央棟に設置している。

福島県西白河郡には、演習・講義・研修および福利厚生施設として、230名収容定員の新甲子セミナーハウスを設置している。

校庭、校舎間等の空間、グラウンドには、500種、2000本以上の樹木を植栽して緑の環境を作り、維持管理・整備をしている。

学生に対する情報伝達の掲示施設は、各部局ごとに専用掲示スペースを確保して掲示している。学友会等学生の掲示についても、各校舎棟や構内専用掲示施設を設置して対応している。

教室の空調は、6号棟と各校舎の大教室を除いて、一般教室はボイラーによるスチーム暖房である。



## (2) 点検・評価

すべての学部、大学院の教育・研究施設が同じキャンパス内にあり、入学から卒業まで同じ環境で教育・研究・課外活動等ができる。

大学院関係施設・設備は、冷暖房空調完備の6号棟5階に各専攻ごとの共同研究室があり、院生1人ずつに研究スペースを確保している。また、共通施設として会議・研究会や研究成果の発表の場としての会議室、論文の準備資料作成や研究資料整理等に必要な作業室、さらに憩いの空間としてゆったり休息できるホールも設置している。各共同研究室にはパソコン・基本図書を、作業室にはコピー機を配置している。大学院関係の事務部門としての大学院事務室は1階にあり大学院全般の研究や院生生活の支援をしている。講義室は各校舎棟に分散している。

教室棟、図書館、各研究機関等は、全学部・大学院とも共通に利用できる環境にあり、教育理念、目的、学生収容定員等に応じた「校地」「校舎」を十分に確保して整備しており、効率的な利用が可能である。

校舎・図書館・体育館・研究室・学生厚生施設が整然と機能的に配置されており、キャンパス全体が有機的に機能している。

中央棟(10階建て)1階には講師室および教務・学生・学務・就職各課等の教員・学生関連部門がある。2階には企画調整室・情報センター・広報室・入試部等の大学情報関係と対外広報部門および総務・経理等の管理部門が配置されている。3階には教授会開催用の大会議室・各学部長室・各研究科委員長室等と学園本部機構施設がある。4階以上は各学部・学科の共同研究室と教員1人1室を原則に割り当てられている個人研究室が機能的、効果的に配置されている。さらに10階には様々な催しができるホールを設置している。キャンパス全体を樹木の緑が覆っており、教育・研究、学生生活の環境空間を整備している。

校外施設の新甲子セミナーハウスは日光国立公園内にあり、近くに那須高原、阿武隈川、甲子高原、天然温泉等の自然に恵まれ、学習・研修・保養に最適の場所となっている。情報化の進展に対応した、学内LANを構築して学内ネットワークを整備し、教育用パソコン教室を拡充、さらにネットワークの有効活用を図るため教職員全員に1人1台を配置している。

マルチメディア対応の情報・AV機器、LL機器等、国際化・情報化に対応した教育施設を拡大、整備している。特に6号棟は基幹LANとして、光ケーブルを使用したシステムを採用し、音声や映像なども対象にした大量のデータ転送が可能である。1階101号教室には、マルチメディアのほか同時通訳室も付設し、国際会議も開催されている。さらに学生が自由に利用できる視聴覚機器装備の自習室も設置している。

6号棟以外の教室においても、大教室にガスをエネルギー源とする空調設備を、さらにAV機器等を年次計画に基づいて設置し、視聴覚教育等の環境を整備している。

ハンディキャップをもつ学生のためには、教育機会均等委員会の答申に基づいて、各校舎棟・図書館・保健センターにトイレを設置し、階段の一部のスロープ化を行っている。学生用掲示板を数多く設置したことによって、掲示板以外での張り紙等はほとんどない。

### (3) 長所と問題点

#### A. 長所

全学部、大学院とも交通機関（東武鉄道伊勢崎線・営団地下鉄日比谷線・松原団地駅）から至近距離の同じキャンパス内にあり、教育・研究・体育・学生厚生等の各施設・設備が学生、教職員、オープンカレッジ受講者、講演会参加者等にとって効率良く利用できる。

冷暖房空調設備の個人研究室を中心とする中央棟（1981（昭和56）年）と、マルチメディア対応の6号棟（1995（平成7）年）を建設し、教育・研究施設の充実を図っている。高度通信情報技術の進展に対応した学内LANを構築し（1996（平成8）年）、学術教育情報ネットワークが整備されている。

キャンパスを取り巻く緑の空間が教職員や学生の憩いの場となっている。

#### B. 問題点

1964（昭和39）年の創設以来30数年が経過し、当時建設した校舎棟が老朽化し、教室の空調化等の教育環境、情報・AV等の教育機器の整備が遅れている。

6号棟以外には、身障者専用のエレベーターが建物構造上の問題で設置されていない。

学生食堂は2,000名以上収容可能であるが、キャンパス周辺に利用できる飲食店が少なく、昼食時に混雑する。

一般学生が自由に利用出来る厚生施設が少ない。

一般教室の冷房・空調が整備されていない。

学外来校者等に対する学内誘導掲示設備が少ない。

### (4) 将来の改善・改革に向けた方策

最新のマルチメディア対応の6号棟や研究室を中心とした中央棟と、設立当初建設の校舎・体育館・図書館とを比較した場合、後者は30年以上が経過し、建物自体の劣化と教育・研究上の施設・設備面での機能的旧式化等が進むなど、両者の格差が拡大している。これらの施設・設備の整備、改善に向けた、中・長期の施設・設備実施計画の検討に入っている。

学生厚生施設の充実と学生食堂の混雑の緩和、および劣化が著しい体育館の建替えについては、これらをまとめた総合施設（35周年記念会館）が1997（平成9）年度中に着工予定である。学生厚生施設の充実を図っていく一環として、学生会館には、日常の学生生活に必要な書店、生活用品等の購買部門、トレーニング室、ロッカー・シャワー室、

多目的ホール、小劇場等が設置される計画になっている。

緑の環境整備についても、年次計画によってさらに整備拡充していく予定である。

様々なハンディキャップをもつ学生を受け入れるため、志願状況、入学手続き状況などを考慮した上で、学生生活の安全性確保、教育機器備品・資料等の整備を含めた施設・設備の充実を図っていく。

## 2. 施設・設備等の維持管理状況

### (1) 現状の説明

施設・設備の維持管理については、「固定資産および物品調達規程」と「固定資産および物品管理規程」に基づいて管理運営している。

地震、火災等災害時についての施設管理は、「防災管理規程」を策定し、学長を総責任者とする防災管理機構を組織化している。とくに地震予知段階から地震発生までの間にとるべき対策を規定し、混乱防止と地震発生後の被害を最小限に食い止めるため、「警戒宣言発令時等の対策に関する規程」を設けている。また、災害予防の徹底と、災害発生に対応した非常用の放送設備、自家発電装置、浄水機、簡易トイレ、米・缶詰・乾パン等の食品を保管・管理している。

施設・設備の保守・メンテナンスについては専門業者と契約し、教育・研究活動に支障のないよう対応している。

不慮時の財政上の安全性を考慮し、施設・設備全般に対して保険に加入している。

施設・設備の保守・修理・清掃、庭園の整備、構内の警備および空調の維持・管理の一部については、外部委託している。

施設の空調適正温度・煤煙・下排水・ゴミ等の環境関係、および防災関係・電気関係等については、法令等に基づいて整備し、必要書類を関係官庁等に報告している。

各部門に機器備品担当者を置き、部門内の機器備品の管理を行っている。

学術研究活動のため設置した教員の個人研究室の利用および運営については、「個人研究室規程」により対応している。

固定資産の個別管理は、情報システムによって各部門のネットワークから情報検索できるようになっている。

### (2) 点検・評価

施設・設備の維持・保全のため、建設関係の専門家を顧問におき、アドバイスを受けつつ対応している。

学内の良好な自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁防止、廃棄物の処理・清掃、騒音等の規制に基づく検査を定期的に行い、関係官庁等に報告するとともに、問題があればすぐに改善・補修している。

教員・学生等の教育研究上のニーズを各部門がとりまとめ、重要な要求事項は予算化して実行を図っている。

外部委託は業務の範囲・責任・費用・期間等の内容を契約上明確にし、業務活動報告を毎日受け、業務指示を通して清潔で安全な環境を実現している。

各部門の機器備品の管理については、年1回、公認会計士の立会いのもとに、管財課職員

と備品担当者が現物点検・照合を行っている。

学術研究活動のために設置した教員個人研究室の利用および運営については、「個人研究室規程」により必要のつど委員会を開き、割り当て・調整を行っている。

施設・設備等の情報システムが、各部門の備品管理、学生への備品貸出し等に有効に活用されている。

### (3) 長所と問題点

施設・設備を維持管理するための責任体制を明確にし、規定を作成してこれに基づいて管理・運営されている。

環境整備については、法令等の定めを遵守し、学内環境の安全を確保している。

施設・設備等、資産管理の情報を有効に活用できるシステムが構築されている。

設立当初の建物については、設計上および構造上、耐震性に問題があることが図面上の検査で明らかとなった。また照明の照度が劣化している。

室内環境測定は必要の都度検査しているが、定期的に行われていないので原因分析に役立つ資料としては不十分である。

### (4) 将来の改善・改革に向けた方策

施設・設備の維持管理については耐震性を最重点として、建物全体を実態に基づいて再検査する。この検査結果を施設整備に関する中期計画と調整しながら、改修も含めた年次計画を策定していく。

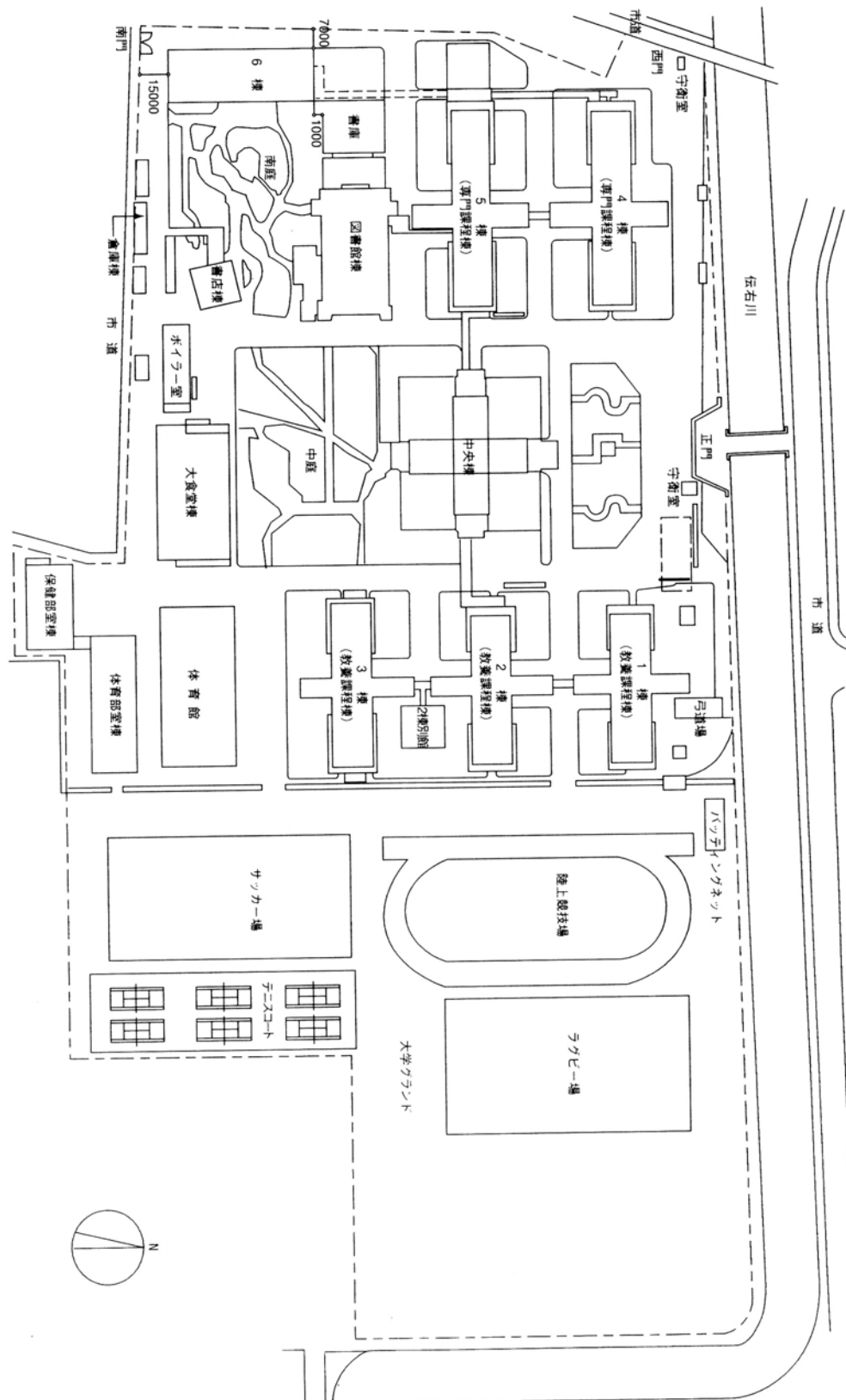
施設・設備の維持管理については、現諸規程等を見直し、責任体制の一層の明確化を図る。

研究室・図書館・付属研究機関・事務室等の室内環境測定を実施し、教職員・学生の教育研究環境のより一層の整備を図る。

学内の誘導掲示設備の改善については、1997(平成9)年度を第1次とする年次計画に沿って実施していく予定である。

様々なハンディキャップをもつ学生を受け入れるため、志願状況・入学手続き状況などを考慮し、安全性の確保や教育機器・備品・資料等を含めた施設・設備を整備していく。

[学内配置図]



[ 校地及び主要施設明細 ]

校地等の概要

区 分 (校地の名称)	専 用	共用	計	所 在 地
獨協大学 校舎敷地	72,807.90		72,807.90	埼玉県草加市学園町 1 番 1 号
運動場用地	44,521.88		44,521.88	同上
運動場用地他	51,848.00		51,848.00	埼玉県越谷市大字恩間新田字寺前316番地
寄宿舎敷地	5,472.92		5,472.92	東京都足立区伊興町
研修所敷地	6,981.00		6,981.00	福島県西白河郡西郷村
その他の校外用地	1,901.81		1,901.81	東京都足立区伊興町
	3,068.00		3,068.00	福島県白河市大字小田川字牛清水
	5,147.45		5,147.45	東京都八丈島大賀卿
計	191,748.96		191,748.96	

平成 7 年度 獨協大学所管種別・階層別面積集計表

種 別	所 在 地	階層	面 積	取得年月日 (登記年月日)	備 考
中央棟	草加市学園町 225	1 階	3,024.10	S.56.3.5 ( S.56.4.27 )	教務課 学生課 就職課 防災センター 事務局 情報センター 学長室 学部長室 学園本部 個人研究室 共同研究室 ホール
		2 階	2,987.00		
		3 階	2,143.75		
		4 階	1,147.75		
		5 階	1,147.75		
		6 階	1,147.75		
		7 階	1,147.75		
		8 階	1,147.75		
		9 階	1,147.75		
		10 階	1,147.75		
小計	16,189.10				
第 1 棟	草加市学園町 601	1 階	1,268.05	S.40.8.12 ( S.40.12.14 )	教室棟
		2 階	1,283.03		
		3 階	1,283.03		
		4 階	1,395.20		
		小計	5,229.31		
第 2 棟	草加市学園町 597	1 階	1,268.05	S.39.5.9 ( S.39.12.18 )	教室棟
		2 階	1,283.03		
		3 階	1,283.03		
		4 階	1,395.20		
		小計	5,229.31		
第 2 棟別館	草加市学園町 597 - 2	1 階	277.86	S.41.4.15 ( S.43.7.30 )	教室棟
		2 階	277.86		
		小計	555.72		
第 3 棟	草加市学園町 595	1 階	1,382.14	S.41.4.15 ( S.43.7.30 )	教室棟
		2 階	1,395.98		
		3 階	1,395.98		
		4 階	1,395.98		
		小計	5,570.08		

種別	所在地	階層	面積	取得年月日 (登記年月日)	備考
第4棟	草加市学園町 240	1階 2階 3階 4階 小計	1,393.98 1,517.05 1,517.05 1,578.53 6,006.61	S.42.3.31 (S.43.7.30)	教室棟
第5棟	草加市学園町 227	1階 2階 3階 4階 小計	1,933.83 1,963.76 1,514.89 1,599.94 7,012.42	S.40.8.12 (S.40.12.14)	国際交流センター カウンセリングセンター 情報センター 外国語教育研究所 LL教室
第6棟	草加市学園町 204	1階 2階 3階 4階 5階 小計	1,279.08 1,218.93 1,256.12 1,218.93 1,242.68 6,215.74	H.7.4.1 (H.7.4.20)	マルチメディア対応情報 ・AV機器設置教室 大学院共同研究室
保健部室棟	草加市学園町 591	1階 2階 3階 4階 5階 小計	1,541.10 1,530.08 1,600.29 1,525.40 219.80 6,416.67	S.44.7.10 (S.46.9.30) H.3.5.27 (H.3.6.27)	保健センター 各クラブ部室
図書館	草加市学園町 210	1階 2階 3階 4階 5階 小計	2,372.63 2,314.79 2,109.00 1,813.00 588.00 9,197.42	S.43.7.3 (S.43.7.24) S.55.9.18 (S.55.10.7) H.5.3.25 (H.5.4.22)	特別教室を含む
体育館	草加市学園町 592	1階 2階 小計	1,935.09 513.78 2,448.87	S.40.8.12 (S.40.12.14) S.51.3.9 (S.51.10.16)	
食堂	草加市学園町 178	1階 2階 小計	2,097.60 1,880.86 3,978.46	S.42.1.14 (S.43.7.30) S.58.3.14 (S.58.5.13)	
学生厚生棟	草加市学園町 190	1階 2階 小計	174.97 205.72 380.69	H.3.3.15 (H.3.4.4)	
倉庫	草加市学園町 194 - 1	1階 2階 小計	187.11 183.87 370.98	H.3.6.8 (H.3.6.27)	
ボイラー・電気	草加市学園町 174		315.00		
倉庫	草加市学園町 250		92.00		文書保存倉庫
草加市学園町内建物面積計			75,208.38		
敬和館	足立区伊興町前沼 1286	1階 2階 3階 4階 小計	930.22 537.22 537.22 537.22 2,541.88	S.42.8.4 (S.46.9.25)	女子寮



種 別	所 在 地	階層	面 積	取得年月日 (登記年月日)	備 考
体育館	足立区伊興町前沼1285 - 2	1 階	537.00	S.42.8.4 (S.46.9.25)	
職員宿舎	足立区伊興町前沼 1286		42.78		
共同住宅	足立区伊興町前沼1296 - 1	1 階 2 階 小計	295.82 212.83 508.65	S.56.1.16 (S.56.5.7)	外国人客員研究者用
	足立区伊興町前沼建物計		3,630.31		
新甲子	西白河郡西郷村大字真船 字馬立1-7	1 階 2 階 3 階 地下1階 小計	1,031.17 1,146.15 979.62 940.83 4,097.77	S.53.7.24 (S.53.9.30)	セミナーハウス 保養施設
	建物面積総計		82,936.46		

## 第 8 章 図書館・学術情報サービス

### 1. 図書館の組織と運営

#### (1) 現状

当館には、館長の諮問機関として図書館企画委員会があり、図書館の企画および運営に関する事項、および予算決算、諸規則の制定改廃等の原案作成の諮問に応じている。

その上位に図書館運営委員会があり、図書館の企画運営の大綱および予算決算、図書館関連諸規則の制定改廃に関し、館長の諮問に応じている。

実行部門は、図書館長 1 名・専任職員 29 名からなり、これに常時、臨時職員 8 名・外部委託職員 3 名・学生アルバイト 3 名の支援を得て運営している。

専任職員は、課長 1・収書 4・企画庶務 3・和書整理 5・洋書整理 4・雑誌 3・閲覧参考 7・視聴覚 2 名、という体制である。

企画庶務 3 名のうち、2 名は主に電算システムを担当している。

臨時職員の内訳は整理業務 5、雑誌業務 1、個人研究費業務 2 名である。

外部委託は、時間外開館業務（主としてカウンター対応）を委嘱している。学生アルバイトには、主として返却資料の書庫配架を委託している。

#### (2) 特徴および問題点

専任職員の男女構成比は男 8 名・女 21 名であり、平均年齢が高い。

利用者の増加、情報通信技術の進展、電子メディア導入等による、サービス内容の高度化に対応した職員の配置が十分とはいえない。

館内他部門の補強に整理係から人手を割かざるを得ないため、整理業務の進捗が予定通り行かず、ひいては利用者へのサービスにも影響を及ぼしている。

図書館の共有資料とならない個人研究専用資料の購入業務があり、これを主に臨時職員 2 名で代行処理し、最終取りまとめは企画庶務係が行っている。

現行の図書館システム（DOBIS）は、図書館の第 1 次機械化に多大な成果を上げた。

しかしながら、システム自体は古いものとなり、今後の新たな図書館業務の展開には対応しきれなくなっている。

### (3) 今後の改善方針

専任職員の担当業務を明確にし、その他の業務については外部委託、臨時職員の採用等の拡充により対応してゆく。

個人研究資料業務については図書館から切り離し、大学全体の業務として位置づける必要がある。

大学としての学術・教育情報の効果的サービスのためには、今後情報センター・外国語教育研究所等、学内関係機関との一層の連携強化が必要である。

実務に即した恒常的な研修体制の確立を図る。

図書館電算システムを次世代システムへ移行することにより、今後益々多様化する情報や資料を、利用者に対して親しみやすく効果的な形で提供し、同時に図書館運営の一層の効率化を図る。

## 2. 図書館の資料

### (1) 現状

学術資料については、印刷資料・非印刷資料の別なく収集している。

所蔵資料の目録は、特殊言語の資料および視聴覚資料を除き、すべてデータベース化されている。

直接所蔵していない資料・情報については、相互協力による現物借用やコピー取り寄せ、さらには外部データベースの活用により対応している。

### (2) 特徴および問題点

整理業務は学術情報センターの共同目録作業に参加している。

図書資料は、全学共有のものとして一括集中管理し、一般の利用に供している。

学生用図書に関しては、履修要項・講義概要・シラバス・東販カード等を元に広範囲に資料選定を行っている。しかし、学部図書費については学部に一任しているため、それぞれ学部の方針があり、大学として必ずしもバランスの取れた蔵書構成になっているとはいえない。

受入後ほとんど利用されない、また経年により価値の減少した資料があり、これらの見直しがほとんどされないまま、書庫の狭隘化に拍車をかけている。

図書予算が硬直化し、学術雑誌等現在ただちに必要とされる資料要求に即応しえない状況にある。

### (3) 今後の改善方針

本学図書館の蔵書構成を考え、今後図書費の用途につき厳密な再検討を行った上で、さらに特色ある資料収集を行うことが必要である。

受入れ資料を一律に資産登録することはせず、内容に応じた取扱をし、予算科目上でもそのような位置づけをする。

学術雑誌については、全てを現物でそろえることに固執せず、外部データベース(日経ニューステレコン、OCLCのFIRST SEARCH等)の有効活用により対応してゆく。

図書館次期システム移行に伴い、視聴覚資料目録のデータベース化を図る。

学内他機関の資料についても、一元的に検索できるような形でのデータベース化を検討する。

### 3. 図書館の施設・設備

#### (1) 現状

図書館棟の4階を除く、1階から3階までの延8,092㎡が図書館スペースである。うち閲覧スペースは2,570㎡(707座席)、書庫3,613㎡、その他となっている。

視聴覚室には視聴用ブース14席、テープデッキ12台・ビデオデッキ4台・CDプレイヤー8台・マルチタイプLDプレイヤー2台・レコードプレイヤー4台を備えている。

その他の機器としては、CD-ROMパソコン3セット、マイクロリーダープリンター2セット、複写機5台(書庫3・パブリックスペース2)、OPAC端末16台がある。

今年度、懸案であった24時間完全空調の貴重書庫が設置された。

#### (2) 特徴および問題点

全書架の約82%が閉架式であり、学部学生が資料に直接接近するにあたっての大きな障害となっている。

書庫の収容能力が限界に近づきつつあり、利用上管理上種々の不備を来している。

1階部分に館外直結の中通路があり、図書館を物理的にも機能的にも分断し、業務上および防犯管理上諸々の不備を来している。

閉架書庫および3階閲覧室に冷房がない。他の場所にも、スチーム暖房・電気冷房・電気冷暖房等、種々雑多な空調システムが混在している。労働条件・保存利用環境上、大きな問題となっている。

視聴覚室では、年々高まる利用要求に対し、座席数の不足や機器の老朽化が問題となっている。

#### (3) 今後の改善方針

根本的には、大学の長期的展望に立った新図書館の建設が必要であるが、それまでの緊急避難的措置として、以下の対応が急がれる。

全館一括制御の空調システムの導入が必要である。

資料価値を喪失した図書等の廃棄を積極的に実施する。他方2000年をめぐりに、書庫の増設が必要である。

視聴覚室サービスについては、当面、機器および利用システムの改善により図書館としての改善に努めるが、長期的には、図書館を超えて大学全体のカリキュラムに密着した視聴覚サービスへと発展させる必要がある。

## 4. 図書館の利用サービス

### (1) 現状

#### A. 利用条件

年間開館日数は 266 日。開館時間は、平常期は平日 9:00～20:00・土曜 9:00～18:00、夏期休業中は 9:00～18:00、12 月補講期間および春期休業中は平日 9:00～16:45・土曜 9:00～11:45 である。

視聴覚室の開室日数は 148 日。

開室時間は、平常期は月～金曜の 11:00～16:00 である。

利用対象としては、学部学生・院生・教職員・卒業生・学外者（公開講座受講者・学内関係者）・その他館長の許可を受けた者である。

#### B. 利用状況

年間入館者総数は 40 万人、1 日平均 1,500 人を超えている。

館外貸出冊数も毎年 1 万冊以上の増加をみている。ちなみに、1995（平成 7）年度の館外貸出総数は 12 万冊を超え、学生 1 人当たりの年間貸出は 12.1 冊であり、専任教職員の 12.7 冊に迫る勢いとなっている。

なお、視聴覚室の 1995（平成 7）年度年間利用件数は、4,262 件（音声資料 780 件・映像資料 3,482 件）である。

（過去の最高は、1992（平成 4）年度の 4,272 件。うち音声資料 1,599 件・映像資料 2,673 件）

#### C. 利用支援

新入生向けオリエンテーションの他に、全学利用者向けに DOLIS（所蔵目録検索システム）および CD-ROM 検索の講習会を実施している。

レファレンスについていえば、事項調査・文献探索・ドキュメントの提供等につき、学内外の資料・情報の別なくサービスを行っている。

ちなみに、外部との相互協力（資料貸借・コピーサービス等）の実績は以下の通り、ここ 3 年間で大幅な伸びを示している。

外部からの資料借受は、1995（平成 7）年度 89 件（1992（平成 4）年度 50 件）

外部への資料貸出は、1995（平成 7）年度 317 件（1992（平成 4）年度 77 件）

外部への複写依頼は、1995（平成 7）年度 688 件（1992（平成 4）年度 212 件）

外部からの複写依頼受付は、1995（平成 7）年度 574 件（1992（平成 4）年度 351 件）

## (2) 特徴および問題点

レファレンス業務における相互協力の実績は、前述したとおり、3年前と比較して飛躍的に増えており、当然その処理業務もレファレンス業務全般に対し大きな負担増となっている。

貸出可能な開架書の割合は全資料の15%程度であるが、これ以上の開架書の増加は構造上困難なので、絶えず見直しを行い、新鮮な資料群にしておく必要がある。

また開架書の乱れは、抜本的な対策が必要である。

カウンターとしては1階メインカウンターと2階書庫カウンターがあり、1階では主に貸出返却の受付を行い、2階では書庫出納業務を行っている。

早朝8時より一部の閲覧室を開放しているが、全体の開館時間の延長および試験期間等における日曜・祝日開館の要望がある。

利用者からの苦情・要望を投書の形で受け止め、サービス改善の1つの指針としている。なお回答は、原則としてすべて公開している。

(1994(平成6)年度145件・1995(平成7)年度106件)

視聴覚室については、開室時間帯拡充の要望が強いが、人員や機器設備等の制約があるため、ただちに応じられない状況にある。

また、学内の視聴覚授業に即応するサービスの拡充が求められている。

## (3) 今後の改善方針

相互協力については、一定の基準を設けその範囲内での対応をすること、複写料金・手数料等の請求支払処理に関し、合理的な方策を外部図書館および関連機関と協議することが必要である。

書架配列の整頓を、一層綿密に実施する必要がある。

試験期間中の日曜祝日を含む開館日・開館時間の拡充を促進する。

視聴覚資料については、館内サービスのみならず、学内における個人および授業用利用希望に対し、より有効な支援サービスを行う方向で具体案を検討する。

また、開室時間の延長、年間開室日数の増加についても検討の必要がある。

## 5. 学術情報サービス

### (1) 現状

現在サービスしているものとしては、CD-ROM と外部データベースがある。

CD-ROM には、内外の書誌情報、雑誌記事索引、新聞記事、法律判例情報等があり、活発に利用されている。

外部データベースとしては、NACSIS-IR、NEXIS、日経ニューステレコン、OCLC - FIRST SEARCH の4種のサービスを提供している。

### (2) 特徴および問題点

CD-ROM は、スタンドアローンのパソコン3台によるセルフサービス方式を取っているが、ここ数年急速に利用件数が増え、図書館の基本的サービスとして定着している。ソフトにより検索方式がさまざまであり、これに対する図書館側の利用指導体制が十分とはいえない。

外部データベースについては、レファレンス業務の一環として検索の代行を行っているが、電話回線の本数不足やデータベースごとに接続方法が異なる等の環境上の問題と、一方では図書館側の人的余裕がないことによる研修不足の問題があり、データベース本来の機能を最大限に引き出せる状態には至っていない。

### (3) 今後の改善方針

CD-ROM は、次期システムの中で専用サーバーに接続し、LAN上でのサービスに移行するのが有効と考える。

外部データベースについては、インターネットの活用により、接続・検索方法をできるだけ簡便迅速に行えるよう、学内環境の整備を推進する必要がある。

さらに、上記システムの保守および利用指導や代行検索に対してきめ細かなサービスを可能とするためには、図書館員の質の充実が前提であり、そのための恒常的な研修システムの確保が必要である。

今後、インターネット上にホームページを開設し、図書館から書誌所蔵情報をはじめとする各種関連情報の発信を行う必要がある。



## 第9章 付属機関の活動状況

### 1. 外国語教育研究所

#### (1) 設置目的と建学の精神とのかかわり

##### A. 現状の説明

当研究所は、外国語教育に関する理論的・実践的研究を行うとともに、本学における外国語教育の充実と発展に寄与することを目的としている。これは国際的に通用する人材の育成という本学の建学の理念と深い関わりを有するものである。

##### B. 長所と問題点

全国的にみても、前記のような目的をもつ外国語教育研究所を設置する大学はまだ少なく、この設置目的自体は妥当なもので特に問題はないと考えられる。

##### C. 将来の改善に向けた方策

前記の目的に関するかぎり、特に改善の必要はないと思われる。

#### (2) 諸事業の概要

##### A. 現状の説明

当研究所は次のような事業を行っている。

外国語教育（外国語としての日本語教育を含む）

研究員は常時7～8人で任期は2年である。

紀要『獨協大学外国語教育研究』の刊行

研究員の研究成果に研究所の活動報告を添えて年1回刊行し、平成8年度で第15号に達した。

外国語教育講座の開講

教職にたずさわる社会人を対象に年1回開講している。

1996（平成8）年度のテーマは「今、求められている英語教育」で、11月9日から12月14日までの毎土曜日、計5回行われた。同年度の受講者数は37名であった。講座の内容は以下のとおりである。

##### 1. 「コミュニケーション能力育成と文法指導」

2. 「Concepts in Classroom Management , Methods and Materials」
3. 「異文化間コミュニケーション論に基づく外国語教育の健全化を目指して」
4. 「インターネットを語学教育に活かす」
5. 「メディア英語の活用法」

#### フランス語教授法研究会の開催

当研究所、フランス大使館および日本フランス語教育学会が主催し、アテネ・フランセおよびフランス語教育振興協会の協賛を得て、アテネ・フランセで年1回研究会を開催している。当研究会では小グループに分かれ、フランス語教授法に関するさまざまな問題について活発な意見交換が行われている。全国からの参加者はおよそ200名であり、フランス語教授法研究会としては日本国内で最大規模である。

#### 各種語学検定試験準備講座の開講

TOEFL®、TOEIC®、ZERTIFIKAT、仏検(DAPF)、独検2級の5種類の受験準備講座を開講し、毎年300名余りの学生が受講している。

#### 視聴覚教育の支援

授業時の視聴覚教育機器操作(主としてLL機器)の補助および教材や試験問題の編集等を行う。

#### 研究会・講演会の開催

研究会および講演会を年間3~4回行っている。

1996(平成8)年度のテーマは「インターネットでヨーロッパ旅行」、「語学教育にインターネットを生かす」、「日本人の国民性と英語学習の勧め」であった。

#### 本学学生の語学自習の支援

AV学習室、AVライブラリーを設置し、オーディオ・ビデオ教材を貸し出している。

(ビデオ教材は研究所施設内のみで利用)

#### 資料の収集

研究・教育に必要な資料を収集している。書籍の他にオーディオ・ビデオテープ、LD、CD-ROM等がある。

## B. 点検・評価

活発な研究活動、多彩な語学教育活動が行われており、この点に関しては十分に評価できるであろう。

## C. 長所と問題点

活発な研究活動、多彩な語学教育活動を改めて長所として考えたい。研究所諸事業を構成する各項目の内容は、検討すればさらに充実すべき点があり、これが改善点と言う意味での問題点と言えるであろう。

#### D. 将来の改善に向けた方策

AV 学習室は現在の利用者数から推して将来席数を拡充するとともに、CD-ROM 教材の今後の普及を考え、パソコンを設置することは是非とも必要であろう。

#### (3) 研究活動の状況

##### A. 現状の説明

当研究所は外国語教育（外国語としての日本語教育を含む）に関する研究のため、共同研究・個人研究・グループ研究の制度を設けている。共同研究は当研究所があらかじめ設定したテーマを当研究所と共同で研究するものであり、個人研究・グループ研究は研究員が各々の関心に応じたテーマで、個人またはグループで研究するものである。

共同研究の現在のテーマは、a「学力評価測定」、b「教材及び教授法」である。既にまとまった研究成果は 英語力診断テスト、学生・教員・企業（官公庁）を対象とした英語教育に関するアンケート調査、英語 20,000 語レベル教養語彙チェックリスト、映画の英単語頻度一覧等である。

現在、取り組んでいる共同研究（1996（平成 8）年度）は次のとおりである。

- (1) 日本人のドイツ語学習者のための発音指導プログラムの開発
- (2) 英語 LL 教育のための視聴覚教材の研究・開発

個人研究（1996（平成 8）年度）は以下のとおりである。

- (1) 外国語教育プログラムにおける国際関係研究・教育の開発
- (2) Multilingual databases and computer managed instruction (CMI)
- (3) Simulation global を用いた初級教材の研究
- (4) 外国語習得にとっての内言の意義
- (5) 日本のコミュニケーション教育における異文化の要因
- (6) ウィンドウズ対応 CAI 作成ツールの開発

##### B. 点検・評価

研究員の研究成果は、当研究所紀要『獨協大学外国語教育研究』にまとめ、国内外の研究・教育機関に送付しており、外国語の教育研究に寄与している。当研究所について学外からの問い合わせも多く、収集資料、施設・設備、研究所職員の員数・資質等について高い評価を得ている。

##### C. 長所と問題点

視聴覚機器を使用する語学教育活動に対する職員の支援体制が充実していることは大きな長所であろう。研究面での支援体制をさらに充実することが今後の問題点と言えよう。

#### D．将来の改善に向けた方策

コンピュータ通信の世界的普及の中で、研究支援に向けて設備を整えることが課題となるであろう。なお、1996（平成8）年9月から学内にLANが構築されている。

#### （4）施設・設備等の状況

##### A．現状の説明

当研究所は以下の施設を有する。

LL 教室（6 教室）、AV 学習室、AV ライブラリー、資料室、録音室、試写室、研究員室、研究員実験室、スタジオ・調整室、編集室、暗室、事務室、視聴覚教室（3 教室）

なお、研究員実験室、編集室にはコンピュータが設置してある。

##### B．点検・評価

施設・設備面は充実している。LL 設備等は10年間使用を基準にして新しく入れ替えるが、使用期間中は業者および職員による保守管理が行き届いており、この点は評価できる。

##### C．長所と問題点

LL 機器、編集機器、衛星放送受信装置、その他の視聴覚機器、コンピュータ等の諸設備が用意されており、それらが研究・教育（学生の自習を含む）に十分生かされていることは長所であろう。

諸設備・機器の更新に多額の経費を必要とすることが問題点と言えよう。

#### D．将来の改善に向けた方策

コンピュータ対応型の語学教材や、インターネットを利用した語学教育の普及に対応していくように、ハード面のみならずソフト面の充実を図る必要がある。数年後には再びLL教室を改造する必要があるが、その時まで十分に調査研究をしなければならない。

またAV学習室の施設・設備、AVライブラリーの図書資料についても同様のことが言えるであろう。

#### （5）管理運営およびその状況

##### A．現状の説明

当研究所は、運営委員会・企画委員会・研究員会議によって運営されている。研究所の組織は研究所所長・視聴覚教育主査・主任研究員・運営委員会委員・企画委員会委員・研究員・事務職員で構成されている。事務職員は必要に応じて各委員会に陪席している。

## B. 点検・評価

企画委員会はさらに「紀要」、「外国語教育講座」、「フランス語教授法研究会」等の企画項目ごとに小委員会に分けられ、各小委員会は委員長を中心として効率的に活動しており、これは評価できる。

## C. 長所と問題点

外国語学部以外の他学部の教員も当研究所の管理運営に参加しており、この点は開かれた組織である。これは長所と言えるであろう。その他管理運営について、現在のところ特に問題は無いと考えられる。

## D. 将来の改善に向けた方策

管理運営にあたって各委員会はそれぞれの機能を十分に果たしているので、改善に向けた方策は今のところ特に必要ないと考えられる。

今後も学内外から外国語教育研究所に寄せられる期待は何なのかをよく考え、その実現に向けてより一層の努力をしていく必要がある。

## (6) 国際交流・社会との連携・貢献等

研究所の以下の諸活動は「国際交流」といえる。

海外の研究者との共同研究

海外研究者の招聘（講演会・研究会の講師）

紀要の海外研究機関への送付

中学校・高等学校の教諭を対象とした外国語教育講座およびフランス語教育関係者対象のフランス語教授法研究会等は、「社会との連携」と見なせるであろう。

研究所の諸活動は、本学学生の勉学・社会人の再教育・研究者の研究活動などに「貢献」している。

## (7) 現状における問題点・課題および改善・改革に向けた方策

### A. 現状の説明

諸事業の概要、研究活動の状況、施設・設備等の各項目で記した問題点が、今後取り組むべき主要な課題であろう。

### B. 点検・評価

研究・教育に対する支援、マルチメディア化を含めた施設・設備の整備等は、大学のきびしい財政状況の中でも徐々に実現していかざるを得ないであろう。

### C. 将来の改善に向けた方策

研究面では、研究所の研究活動の中核になるような研究に積極的に取組み、比較的大掛かりな研究に対してはデータ整理等の研究補助に職員の支援体制を強化することが、今後の課題であろう。

教育面では以下の点について充実する必要があるだろう。

学習室（自習用）の施設・設備や図書資料をさらに充実させる。

意欲のある学生に対する選別的語学教育を実施する。

教員・通訳・外交官等を目指す学生に対して語学学習の面で指導助言を行う。

語学の再教育を望む社会人の要請に応じられる講座を設ける。

施設・設備面では語学教室のマルチメディア化などが検討課題であろう。

## 2. 情報センター

### (1) 設置目的と建学の精神とのかかわり

#### A. 現状の説明

獨協大学情報センターは、コンピュータシステムの適正な管理・運用をはかり、本学における研究・教育の充実および事務処理の円滑化に寄与することを目的としている。なお、本学は獨協学園の伝統である外国語教育の重視と、今後の複雑な国内および国際情勢に対処出来る実践的な人材を育成することを目的としている。情報センターはグローバルな研究活動の支援と同時に、外国語教育に加えて実践的な情報科学教育を重視している点で、本学の基本的精神にもかなうものである。

#### B. 長所と問題点

本センターは、研究室と業務課を設けている。研究室は研究員を擁して研究所の機能を持つと同時に、全学の教員の研究活動へのサービスおよび情報処理教育のサポートを行い、本学の目指す伝統的な外国語教育に加え、実践的な情報科学教育を支援している。1996(平成8)年9月には、獨協大学学内ネットワーク「学術・教育情報システム」が構築され、教育・研究環境が一層充実した。その意味で、情報センターの目的を達成させるに十分に妥当な付属機関としての機能を充実させた。

#### C. 将来の改善に向けた方策

本学「学術・教育情報システム」を、全教職員が一体となり新しいインフラ環境に合った新しい研究・教育システムに構築し、これを支援するため事務情報システムも再構築して、積極的に研究・教育の充実を図りたい。事務情報システムの再構築については、1996(平成8)年5月に専従のプロジェクトチームを編成し、新しい大学像の創造を目指して活動を開始している。

### (2) 研究活動の状況

#### A. 現状の説明

本センターは、コンピュータシステムの適正な管理・運用をはかり、本学における研究・教育および事務処理に寄与することを目的に設立され、研究室と業務課を設けている。研究室は研究員を擁して研究所の機能を持つと同時に、全学の教員の研究活動へのサービスおよび情報処理教育のサポートを行っている。

本センターでは、毎年全学専任教員から広く研究員を募り、基礎研究のみならず他の諸学を専攻する研究員の応用研究に努めている。研究内容は、人文・社会・自然科学の広い範囲におよび、異なる専門分野の異質な研究へのアプローチが研究員それぞれの研究に良

い影響と結果をもたらしている。

研究員（1996（平成8）年度12月17日現在）

情報センター研究室研究員（5名）	経済学部経営学科教授	2名
	（主任研究員1名を含む）	
	経済学部経営学科助教授	1名
	経済学部経営学科専任講師	1名
	法学部法律学科専任講師	1名

研究内容および特色として、本学情報センター研究員は、情報処理教育に携わる研究者にとどまらず、外国語・経済・経営・法律などの文系学部専任研究者など、多岐にわたる分野の研究者が研究員として活発に活動し、その一部は他大学との共同研究や国際共同研究として着実に進行発展している。

1996（平成8）年度に本センターで研究が進められているテーマは以下のとおりである。

- （1）海外直接投資と国際経営の成功要因
- （2）経済学・経営学におけるデータ・ベースの構築と利用
- （3）法学研究における情報機器の利用
- （4）コンピュータ・ネットワークを用いた教育システムの開発と評価
- （5）マルチメディア型CAIにおけるヒューマン・インターフェースの研究

なお、現在研究中のものも含め、次年度以降に研究が予定されているテーマは以下のとおりである。

- （1）コンピュータ・ネットワークを用いた教育システムの開発と評価（継続）
- （2）マルチメディア型CAIにおけるヒューマン・インターフェースの研究（継続）
- （3）パーソナルコンピュータを利用したスポーツ学習支援ソフトの開発と開発手順の確立
- （4）インターネット上の統計についての調査と研究

情報センターでは、本学教職員を対象とする研究会を毎月行い、各自のテーマについてその成果の一部を報告し、有益な情報を交換して自らの研究の向上に努めている。1995（平成7）年度に実施された研究会は次のとおりである。

- （1）「シミュレーション・モデルによる経済分析 企業年金」について（1995年5月10日）香取徹 経済学部助教授
- （2）「研究活動におけるコンピュータ・ネットワーク」（1995年6月7日）東 孝博 外国語学部教授
- （3）「法律とデータベース」（1995年6月7日）明田川昌幸 法学部専任講師
- （4）「鼻音モーラの時間長と音韻構造の認識」（1995年7月5日）大竹孝司 外国語学部教授



(5)「Internet を使ったアメリカ政府文書の収集」(1995年10月4日)

小林哲也 経済学部専任講師

(6)「Mathematica を使ったブラックホール時空の解析とグラフィックス」(1995年12月6日) 東 孝博 外国語学部教授

## B. 点検・評価

情報センター研究員は、研究会を毎月行いその成果の一部を発表している。また、本センター紀要『情報科学研究』に研究成果としての研究論文を毎年発表している。1992(平成4)年度から1996(平成8)年度の5年間に『情報科学研究』に発表された論文は30編にのぼり、その内容は多岐にわたっている。このように、外国語学部・経済学部・法学部の文科系専任研究者など多岐にわたる分野の研究者が、研究員として活発に活動している。この点は本学の附属機関の中にあっても、上記のように十分に評価できよう。

最近2年間に発表された論文のうち、数編をあげると以下のとおりである。

「加入年齢方式の経済性分析」 香取 徹 経済学部助教授

「日英語のモノリンガル話者の心内辞書表示」 大竹孝司 外国語学部教授

「Einstein 方程式の定常ソリトン解と Mathematica」 東 孝博 外国語学部教授

「Visual Basic を用いたマルチメディア型コースウェア」 立田ルミ 経済学部教授

「文書データベースの構築と文書解析」 前田功雄 経済学部教授

## C. 長所と問題点

前記専任研究者が研究員として多彩かつ活発に活動し、研究実績も高く評価されている。

今後、マルチメディア化する現代社会に即応する教材の開発や時宜に即した研究課題について、学部を超えた共同研究等、本センターが企画し取り組んだ研究成果の発表が望まれる。

## D. 将来の改善に向けた方策

今日では、コンピュータの通信機能やマルチメディア化された情報を利用して研究を進めることは研究者の間では常識となりつつある。本学でも学内ネットワーク「学術・教育情報ネットワーク」をより整備した上で、大学独自の学術データベースを構築し、本学独自の学術情報をWWWを通じて学内外に発信したいと考えている。

### (3) 情報科学教育の現況(コンピュータの利用環境)

#### A. 現状の説明

本学情報センターは研究・教育と情報処理教育をサポートしている。情報処理の授業では、5棟に60人教室2室、30人教室4室、20人教室1室、6棟には60人教室1室のコン

ピュータ教室と多目的教室 1 室があり、教育用パソコンが約 300 台設置されている。これらの教室を利用して情報処理等の実習授業が 1 人 1 台のパソコンを使って行われており、WWW、電子メール等のインターネットサービスも活用されている。またコンピュータ教室は、情報処理等を履修していない学生も、授業等で教室が使われていないときには自由に使うことが出来る。個人利用者を対象としたパソコン講習会は年数回開かれ、ワープロ・表計算・電子メール等の講習が行われている。なお、5 棟 2 階にあるヘルプデスクでは、授業のアシスタント等を含め、パソコンに関する様々な質問・相談に応じてパソコン利用のサポートを行っている。

現在、本学情報センターでの教育とコンピュータの関わりは、大別すると基礎教育と応用教育に分けられる。

基礎教育では情報処理概論を始めとする科目が開講され、受講者も 2,308 名(1996 年度)と今後ますます増える傾向にある。また、応用教育では情報処理関連科目が従来から経済学部において開講されている。さらに外国語学部・法学部では、専門科目として、コンピュータやネットワークを活用した新しいタイプの授業が開講され始めた。

情報処理関連科目履修状況(1996 年度)

授業科目名	受講学生数
コンピュータ概論	413
情報処理論	188
情報検索論	61
管理会計論	45
プログラミング論	226
言語情報処理 I	28
言語情報処理	189
情報処理概論	1,158
合計	2,308

#### a. リテラシー教育

今後、リテラシー教育の内容自体は大きく変化するとしても、当分の間はリテラシー教育の必要性は大幅に増加するものと考えられる。そうした趨勢に応えるために、本学では入学後の早い期間に全ての学生がリテラシー教育を受けられる環境を整備する必要があり、1996(平成 8)年度には、そのために、5 棟 2 階の情報センターゾーンを中心とした拡充・整備を行い、そこでの不足分は 6 棟の一部教室を利用した。リテラシー教育の中でのインターネット教育に際しては、外部の回線速度の問題で多人数が一斉に学外にアクセスすることは技術的に困難であるため、当面はサーバーを利用して擬似環境を設定し、これにアクセスすることによって学習環境を設けることとした。

#### b. 応用教育

応用教育におけるコンピュータの利用環境の中で今後特に注目される使い方は、コンピュータの計算機能に加えて、インターネットやメールによる情報伝達もしくは情報検索機能である。そこで、5棟に設けられている教室（定員30名）を利用するゼミ等の専門科目でもインターネットが利用できるように整備した。

#### c. 自習室の充実

コンピュータを活用した教育の進展に伴い自習室の有効な活用が不可欠であり、何時でも自由に使用出来る自習室が複数確保されている。この自習室では、ティーチング・アシスタント（TA）による適切なサポート体制が整っている。

#### d. 大学院共同研究室

大学院の共同研究室は6棟5階に設置されており、共同研究室内から利用出来るようにするため各共同研究室にパソコンを設置し、ネットワークへのアクセスを可能にした。

### B. 点検・評価

情報科学教育のコンピュータ教室用のパソコンは、リテラシー教育用としてワープロ・表計算・データベースを総合的に利用できる。また、教育の中でもインターネットを利用した電子メールの効果は大きく、単なる個人的なコミュニケーションの手段としてだけではなく、授業の中で外部の情報を得たり国際的な対話を行ったりと、新しいスタイルの授業形態として教育効果をあげている。

### C. 長所と問題点

本学では全教職員がパソコンを利用しており、パソコンは特定の研究・教育分野に限らず、すべての分野に共通する研究・教育基盤と考えている。

情報センター研究室は情報科学の研究所であり、研究・教育の情報処理教育分野と学生の情報処理教育をサポートしてその教育効果をあげていることは、長所として評価すべきことといえる。

リテラシー教育や応用教育を充実させるためには、今後自習室の有効な活用が不可欠になってきている。特にインターネットやメールを活用した教育が盛んになれば、授業時間以外での利用が増加する。したがって、授業との併用による自習室ではなく、何時でも自由に使用出来る自習室（複数）の拡充とティーチング・アシスタント等による適切な指導が連動するよう、より一層充実した自習室のサポート体制を整えることが望ましい。

### D. 将来の改善に向けた方策

教育におけるコンピュータ利用環境の中で、今後特に注目される問題はインターネットとメールの活用であろう。インターネットについては、インターネットの使い方を学習す

るリテラシー教育と、インターネットを利用して学習効果を高める応用教育・専門教育とが考えられる。

特にインターネットやメールを活用した教育が盛んになれば、授業時間以外での利用が増加するものと思われる。本学と外部とを結ぶインターネット用の回線速度は現状では128Kbpsで、多くの大学と同様の状況にあるが、この専用回線速度を1997(平成9)年度には1.5Mbpsに変更する。

インターネットやメールを使用する場合の倫理上の問題については、使用者としての倫理教育をより充実させ、使用上の責任について十分認識させて使用させることが大切であろうと考えている。

#### (4) 施設・設備の状況

##### A. 現状の説明

情報センターは、研究・教育と事務処理のためのコンピュータを有効に活用することを目的とした本学の共同利用施設である。情報センターは研究室と業務室の2つのセクションからなり、研究室は情報科学の研究所であり、同時に情報処理教育をサポートしている。業務室はホストコンピュータ IBM9121 を利用して、学内業務の処理を担当している。

本学のコンピュータ・システムの特徴は、1996(平成8)年9月に、獨協大学学内ネットワーク「学術・教育情報システム」(DAINET = Dokkyo Academic Information NETWORK system)が構築され、研究・教育環境が一層充実した。教員個人研究室に研究用として教員1人1台のパソコンが約250台、および教室には教育用パソコンとして約300台、事務用にも1人1台約250台が設置されており、それら全てが学内LANに接続されている。また、これを補完する目的で、全研究室にFAX付電話機を設置した。

情報センター研究室の施設としては、研究室3室(5-210 システム開発室、5-209 研究室: Macintosh6台・NEC8台・スキャナー2台等、5-204 研究室: 研究用機器一式等)ヘルプデスク室(5-213) 所長室(5-212) 資料室(5-202) 多目的室(5-205)がある。情報処理教育の教室は、5棟には60人教室2室、30人教室4室、20人教室1室、6棟には60人教室1室のコンピュータ教室があり、教育用のパソコンが305台設置されている。これらの教室を利用して情報科学教育の授業が行われており、WWW、電子メール等のインターネットも利用されている。また、公衆回線を利用した学内コンピュータの利用手段として、PPP接続によって同時に30回線で外部と直接接続が出来るようにした。

##### B. 点検・評価

情報科学教育の施設・設備としては、情報リテラシー教育用・専門教育用・演習用のパソコンを備え、最新のソフトも導入されている。情報処理等を履修しない学生も自由に利用することが出来るため、施設・設備は一定以上の水準には達していると評価できる。

## C．長所と問題点

本学では教室・自習室・研究室を充実した環境の中で利用でき、授業時間以外でも自由に利用できる。全学部の多数の学生が利用しパソコンを活用している点は、長所として確認したいと考える。

最近の急速に変化する高度な情報化環境に対応するためには、常に情報機器やソフトの更新が必要であり、厳しい財政事情の中にあっても、これらへの対応が今後の問題点である。しかし、全学生の利用を考えると、自習室の施設設備の充実を含め機器の更新を図らなければならないと考える。また、これらの増加しかつ高度化し続ける情報環境の維持管理をどのような体制で行うかが、最も重要な問題であると考ええる。

## D．将来の改善に向けた方策

情報センター用の5棟の教室は、本年度から本格的にインターネットが利用できるようになったのを契機に、学生の利用が大幅に増加した。特にゼミ等の授業での教室利用も盛んになった関係で、学生が自習する教室が十分に取れなくなっている。早急な自習室の増設は出来ないため、利用時間を延長して学生の利用できる機会を増やすべく開室時間の延長を図りたい。具体的には現在の9時から18時45分の開室時間を9時から20時45分までに延長し、ティーチング・アシスタントが担当することとし、学生の利用を一層推し進めていきたい。なお、自習室の施設設備の充実を図らなければならないと考え、目下前向きに検討中である。

ヘルプデスクは、学生・教職員の利用に対するサービスとネットワーク管理とシステム開発の3つの業務を総合的に行っている。それぞれの業務の実施に当たっては、外部専門家の技術力を最大限に導入し、より高いレベルのサポート体制を整えている。こうした専門的な各種の業務を企画実施し、かつヘルプデスク全体の運営を管理するために、外部の専門業者に一括して委託している。

大学が本来の機能としての教育・研究活動を、急速に進歩し続ける情報環境の中でさらに充実させてゆくためには、これからは外部専門家の能力を全面的に活用する必要がある。しかし、このためには莫大な経費がかかるので、こうした経費に対する学内の理解と協力を得ることが是非とも必要であると考ええる。

## (5) 管理運営およびその状況

### A．現状の説明

情報センターの管理運営は、運営委員会・企画委員会・専門委員会（研究室研究会、情報教育連絡会）等で構成されている。なお、事務情報システムの再構築を目的に期間を限定して発足した組織として、事務再構築プロジェクトが編成され、プロジェクト会議1・プ

プロジェクト会議 2・プロジェクト会議 3 等で構成されている。

#### B. 点検・評価

管理運営に当たっては、委員会の諸規程が整備されており、委員会の組織においても教職員一体となって能率的に運営がなされている。

#### C. 長所と問題点

本学では全学部の教員および職員の管理運営組織が一体となり、本学におけるこれからのコンピュータ利用環境がどうあるべきかを、教育・研究および事務システムのそれぞれの面から検討している。このように教職員が一体となった、開かれた管理運営組織体であることは、大きな長所である。

新しい情報環境の整備を機会に、大学の新たな展開を目指して本学の事務システムを全面的に再構築するプロジェクトも 1996（平成 8）年 5 月より中期計画でスタートした。全学的なプロジェクト体制が教職員一体となって敷かれた P1 会議（情報センタープロジェクトチーム・開発リーダーで構成される会議）、P2 会議（職員の部課長で構成される会議）、P3 会議（部局長で構成される会議）等において提案され意思決定がなされたうえで、2000（平成 12）年を目標に新情報システムを完成させることが大きな課題である。

### 3. 国際交流センター

#### (1) 沿革

獨協大学の国際交流事業は、1981（昭和56）年に学長よりの諮問（「海外の大学で取得した単位の認定」）に答えるために作られた検討班の活動から出発し、1982（昭和57）年5月には国際交流準備委員会を全学的規模で設置した。その後、国際交流準備委員会は、1984（昭和59）年3月に、国際交流センターの設立とその運営のための国際交流委員会の設置を含めた国際交流関係諸規程の作成、および事務組織の成立によってその任を終えた。その後、本学の国際交流事業は国際交流センターを中心に新しい展開を開始した。現在における主たる活動内容は次の通りである。

#### (2) 交流事業の内容

##### A. 留学・研修・交換教員制度

獨協大学の国際交流センターとしての交流事業は、これまでは欧米の比較的数少ない大学との間で濃密な提携関係を築くことに力点を置いてきた。すなわち、イギリスのエセックス大学（1984年以降）、ドイツのデュースブルク大学（1985年以降）、フランスのブルゴーニュ大学（1985年以降）およびアメリカのウィスコンシン大学（1988年以降）との間での学生の夏期外国語研修制度、エセックス大学、デュースブルク大学、アラバマ大学（1993年以降）との間での交換留学制度、エセックス大学、デュースブルク大学との交換教員制度である。夏期外国語研修制度に基づく提携大学への派遣学生は延べ1000名を越えている。また、交換留学制度に基づいて派遣された本学学生は延べ100名に達している。他方、受け入れ学生数も1996（平成8）年度までで108名である。

これらの協定校以外にも、学生や教員の要望に応じて認定留学制度を設け、並行して運営してきた（延べ100名派遣）。また、協定校以外からの客員教授の受け入れも実施してきた。

その後、国際化の進展に伴う学生・教員のニーズに対応して、1996（平成8）年にはオーストラリアのウーロンゴン大学、フランスの西部カトリック大学との交流協定も締結され、今後の展開に期待が持たれている。

国際交流センターはこうした提携大学、あるいは学生の希望する海外の教育機関の紹介、入学に必要な情報の提供などを積極的に行ってきた。

##### B. 研究活動

上記の活動と並行して、国際交流センターは本学の教員が海外の研究者と共同で学術的研究を実施することを促進してきた。そのために、国際共同研究制度を設定し、年2件（1件300万円限度）の研究活動に対して研究資金を提供してきた。

### C. インターナショナル・フォーラムの開催

国際交流センターの他大学にあまり例を見ないユニークな活動が、毎年実施されているインターナショナル・フォーラムである。これは1986(昭和61)年に第一回のフォーラムが協定校であるエセックス大学、デューズブルク大学と本学の間で「三大学シンポジウム」として出発した後、今日まで9回のフォーラムを開催してきた。フォーラムのテーマは各専門領域ごとに異なるが、それぞれの領域の先端的テーマを追求してきた。昨年のように、その一部が学外の一般市民にも公開され、多くの参加者を集めてきたこともある。

### D. 留学生・教員へのサービスの提供

本学が受け入れる留学生(学部・大学院)および交換あるいは客員教授の数は着実に増加しているが、国際交流センターは本学に滞在する学生・研究者に様々な便宜供与を図り、その滞在が有意義になるよう努力してきた。これらのサービスの主たるものは、在留手続の相談、奨学金供与機関への推薦、国際教育協会との対応、医療費の控除、住宅の斡旋・供与、ホームステイ先家庭の開拓と連携活動などである。毎年、ホームステイ先の家族と留学生を招待しての懇親パーティも行われている。

### E. 奨学金の供与

国際交流センターは、外部の奨学金供与機関への候補者の選考と推薦、本学の供与する奨学金の選考、学費の減免措置の選考などを積極的に行っている。

### F. 年報の発行

国際交流センターが中心となって実施するこうした活動の成果は、年報として整理・編集され、学内外の関係者の注目を集めてきた。

### (3) 活動の評価

国際交流センターの活動は、上記のようにかなり多彩な方面にわたっているが、以下のごときいくつかの特徴を指摘しうる。

#### A. 夏期外国語研修

この研修実施に際しては、当初から教員・職員が同行し、プログラム(カリキュラムを含む)の設定を始めとして、他大学にあまり例を見ない独自の懇切な研修制度を展開してきている。そのため、学生・父母の評価も高く、毎年多数の学生の参加を得て今日にいたっている。

この研修制度が、これまで関係者の強い支持を得て堅実に運営されてきた背景には、提携相手先校との日常の密接な連絡に基づく情報の交換、改善の試みがなされてきたため



ある。その実務的側面を国際交流センター職員が担い、着実に実績を蓄積し、今日にいたっている。

#### B．交流協定の運営

交流協定を締結している海外の大学の数はそれほど多くないが、学部学生の語学研修、留学、教員の交換など充実した内容となっている。また、受け入れた交換留学生に対しては、授業料の減免制度、教員に対しての宿舍の提供など、相手先校からも高く評価される対応を行っている。

#### C．奨学金制度の充実

海外からの私費留学生の場合、生活コストの高い日本は暮らしにくい点が多いが、150名近くの留学生がなんらかの奨学金を利用できる状況にあり、私立大学の支援体制としてはかなり基盤が充実していると考えられる。

#### D．インターナショナル・フォーラム

本フォーラムについても、1986（昭和61）年に実施された「三大学シンポジウム」を含めるとすでに10回の実績があり、テーマ・内容は、それぞれの専門領域における高度な水準を目指したものとなっている。これまでの成果は、それぞれ大学の財産として蓄積されてきた。このフォーラムは海外の大学を含めてもあまり例のないユニークな催しであり、年々内外関係者の注目を集めている。たとえば、国際平和とPKO/ODA活動を取り上げた昨年の企画のように、時代的要請にも応え国内外から多くの参加者もあり、注目を集める場合も増えている。

#### E．学生の海外留学相談

国際化の進展とともに、本学の学生や卒業生の中に海外の大学・語学教育機関などで勉強したいとの希望も高まっている。国際交流センターはそうした要望に応えるため、関連資料の収集やカウンセリングなどを常時行っている。

### （4）問題点

#### A．海外の大学との交流のあり方

これまで本学と海外の大学との交流は、西欧を中心とした数少ない大学との「狭く・深い」形で実施されてきた。しかしながら、「アジアの時代」といわれるようなグローバルな変化、学生・教職員の関心の多様化などもあって、ひとつの転換期にさしかかっている。また、実務的にも従来からの提携先の大学の財政問題、担当者の交代、日本への関心の変化などが反映して、交流の内容が当初の構想とは変化してきている部分もあり、新たな提

携先の開拓なども含めて再考の余地が生まれている。(たとえば、エセックス大学の場合、財政難のために従来各学部から独立であった日本研究センターが縮小され、社会学部の中に吸収されてしまった。)

今後は、従来の比較的画一化された形の交流プログラムに弾力性を持たせ、提携先の開拓を含め、運営においても多様化を図ることが必要と考えられる。

#### B. 夏期外国語研修制度

参加コストの急騰でこのままでは学生の負担が過大になり、実施不可能なプログラムが出てきており、抜本的な見直しが必要になっている(イギリス)。

本学の夏期語学研修制度は、従来から参加学生に教職員が随行してきており、プログラムの充実という点がひとつの特色であった。この方式については、学生・父兄・教員・職員などの関係者の間にプログラムの質の維持、随行する教職員の負担など、多くの点で賛否があり、再考が必要になっている。

#### C. 国際共同研究

この研究助成制度も他大学にあまり例を見ない独自の制度であり、これまでは多くの成果を残してきた。しかし、近年応募の件数の減少、特定の応募者に偏る傾向が出ているなどの問題点が生まれており、再検討する必要がある。

#### D. インターナショナル・フォーラム

従来は各学部からほぼ順次にテーマ案が呈示され企画・運営されてきたが、最近ではテーマの提案が少なくなっている。これはフォーラムの実施に際して、プログラムの企画や推進に当たる人々の負担がかなり大きなものになっていることが障害になっていると考えられる。実施の方式について再検討する段階に来ていると思われる。

#### E. 国際交流委員会のあり方

国際交流センターの運営を支援するために、国際交流委員会が設置されているが、構成メンバーが多すぎる(現在19名)などのために、定員数の確保や、具体的な議案項目の検討の困難さなどの問題が生まれている。より実質的な検討が可能な形に再編する必要がある。

### (5) 将来計画

#### A. 交流計画の多様化

経済のグローバル化や地政学的な変化、通信・情報技術の発達などによって、大学を取りまく環境にも大きな変化が生まれている。海外研修や留学についての学生・教職員の関

心も多様化している。従来の比較的少数の大学との交流のあり方も、こうした諸変化を背景にした場合、再考の必要が生まれている。特に、本学の交流の中心は圧倒的に北米およびヨーロッパに向けた西欧中心型であったが、今後は提携先についてもアジア諸国を含めて、よりバランスのとれた配置を目指す必要がある。

同時に、交流事業の内容も必ずしも従来の比較的横並びな形式にとらわれず、送り出しと受け入れ双方の持つ多様性と弾力性に配慮した交流のあり方が志向されるべきだろう。

#### B．国際交流センターの機能拡充

これまでの国際交流センターの基本的特徴は、学生・教員の送り出しと受け入れにかかわる様々な事務処理に関するサービス提供であった。この機能はセンターの主たる部分として今後も充実されるべきである。それとともに、海外の大学の同種の機関が国際的な分野に関する様々な調査・研究・教育機能などを持っていることを考えると、本学の国際交流センターも、近い将来においてこうした機能を充実するよう努力することが望ましい。当面、学内の他のセンターが持っているような研究員制度の設置、海外提携校との共同研究、国内外の大学・研究機関との共同研究構想などが考えられる。

#### C．海外留学生の基盤拡大

大学入学人口の急減を控えて、今後本学を含めて日本の大学がとりうるいくつかの選択肢のひとつは社会人・外国人留学生の受け入れを拡大することである。本学についてみると、とりわけ外国人留学生については、その中心を形成する中国・台湾・その他のアジア諸国における広報活動が必要になるだろう。外国人卒業生のネットワーク整備や現地広報機関への活動依頼なども検討する意義があろう。

#### D．外国人留学生の相談・カウンセリング

外国人留学生が抱える諸問題を、それらが表面化する前に解決できるように、センターの相談・カウンセリング機能を充実する必要がある。現在でも可能な限りの相談・カウンセリングが行われているが、緊急の問題に対応するための諸措置の充実が必要になっている。具体的には、留学生のネットワークからの情報の日常的吸収、生活・健康などの面での緊急な要請に対応しうる危機管理体制などが早急に検討されるべきだろう。

#### E．外国人留学生の学部・研究科における受け入れ

現状では提携校の学生が本学に来て、日本語の学習にほとんどの時を過ごし、学生達の専門分野である経済学・経営学などのコースを選択することがほとんどできない。教員との接触もほとんどない。そのために、せっかく日本に行っても専門的な研鑽を体系的になしえなかったとの声も聞かれる。この問題は本来的には関連学部の受け入れ体制にあり、

国際交流センターの問題ではないが、センターとしても学部との連携強化、将来におけるセンターの教育機能保持などの形で対応したい。

#### F．海外拠点の検討

日本の大学の中でも研究水準の向上、将来の学生の確保など、大学経営上の戦略的配慮から海外に分校や研究センターなどを持っている所がある。たとえば、K女子大学はイギリスにあるケンブリッジの女子カレッジを取得して改装の上、日本からの学生の学習プログラムの一環として活用している。これによって語学研修なども提携先の事情などに影響されることなく安定したプログラムを実行しうるし、大学としても学生勧誘のための有力な方策として活用しうる。今後、国際交流のプログラムを検討する場合に、こうした可能性についても考慮することが有意義と思われる。

#### G．大学の国際競争力

グローバル化が急速に進展する今日の社会では、大学についても教育・研究水準などの点で国際競争力が問われるようになっている。優れたスタッフや施設を保有し、高度な教育を行いうる大学は競争に残り得るが、この面で努力に欠ける大学は脱落する。教育費の点でも、日本の大学よりは海外の大学に子弟を送った方が経済的負担・教育内容・将来性などの点で有利と思われる状況が生まれている。国際交流センターには、こうした国際的次元での競争時代における大学の窓口として、本学の「国際競争力」強化の一端を担うことが期待される。

## 第 10 章 学生生活への配慮

### 1. 奨学金等経済的・生活的援助（学生部）

1960年代後半の大学紛争以降、学生が政治的な問題にあまり関心を示さなくなり、学生を取り巻く環境や学生の意識が時代とともに変化してきている。

大学の学生部も活動家対策等に頭を悩ました時代から、本来の業務に立ち返って就学環境の整備と教育的な業務、いわゆる厚生補導業務に本腰を入れてきている。

学徒厚生審議会（1958年）の答申によれば、厚生補導業務には厚生福祉・保健指導・奨学援助・適応相談・課外教育・学生寮の運営等が示されている。同時にアメリカの学生生活関連業務の理念である SPS（student personnel services）の導入も示されている。

SPS とは、「厚生補導」または「学生助育」と訳され、「学生の主体的条件に働きかけることにより、その人格形成を総合的に援助する組織的な教育活動を指す」が、現在は「学生生活の障害の除去」から「学生の成長発達を促す」、より積極的な理念 SD（student development）へと変わってきている。SD とは、正課と正課外（知識と経験）の統合の場としての授業の提供、学生の成長発達を促進するための専門知識・技術・資源の提供、

学生の成長発達を促進するための大学環境のトータルな管理・調整、の3点を主要な機能としている。学生の総合的な成長発達に対する当該領域の、より積極的なかわりとリーダーシップが強調されている。

本学もこの観点から学生がより豊かに充実した学生生活を送れるよう、更なる環境の整備・援助等に取り組む必要がある。

本学の学生生活関連部署には、学生課（敬和館を含む）、保健センター、カウンセリング・センター、および学友会総務部長室がある。しかし、これらの部署相互の関係は組織的にみて曖昧になっており、学生部として統一すべきなのか、各々が独立すべきなのかが緊急の課題となっている。

#### （1）奨学金の種類

日本育英会奨学金      獨協大学一種奨学金      獨協大学二種奨学金      民間奨学金  
地方公共団体奨学金

## (2) 奨学金の内容

### A. 日本育英会奨学金

奨学金募集は年 2 回(4 月・10 月)であるが、5 月頃に追加募集をする場合がある。選考基準は以下の通り。

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	修得単位数	評定平均値	修得単位数	評定平均値	修得単位数	評定平均値	修得単位数	評定平均値
一種		3.5	28	2.1	56	2.1	95	2.1
二種		3.2	28	1.8	56	1.8	95	1.8

自宅通学.....49,000 円          自宅外通学.....59,000 円

\* 家計基準は日本育英会の推薦基準による。

### B. 獨協大学一種奨学金

( 給付月額：44,000 円または 22,000 円 )

- ・ 2 年次生以上の学生が対象で、人物・学業ともに優秀でありながら経済的理由で学業に支障をきたしている者(ただし、最短修業年限で卒業見込のない者・学士入学者を除く)。
- ・ 日本育英会奨学生の募集と同時に意願させてその中より選考する。
- ・ 奨学生の選考は学生委員会の推薦に基づき、奨学金運営委員会の議を経て学長が決定する。
- ・ 奨学金は単年度限り。ただし次年度も継続して意願可。
- ・ 意願選考基準等は日本育英会の推薦基準に準じて行う。

### C. 獨協大学二種奨学金

( 貸与月額：30,000 円 × 10 カ月 = 300,000 円以内 )

- ・ 全学生対象で、勉学の意欲がありながら経済的理由で学業に支障をきたしている者(ただし、最短修業年限で卒業見込のない者・他の奨学金受給者は除く)。
- ・ 奨学金は無利子とし単年度で支給。ただし次年度に継続して意願は可能。
- ・ 奨学生の選考は学生委員会の推薦に基づき、奨学金運営委員会の議を経て学長が決定する。
- ・ 意願選考基準は日本育英会の推薦基準に準じて行う。

### D. 民間奨学金

奨学財団等によって給付または貸与と分かれるが、おおよそは「人物・学業優秀かつ経済的理由で学業に支障をきたしている学生を援助」の目的で設けられている。

a. 現時点で獨協大学に依頼のある奨学財団は以下の通りである。

竹中育英会（給付：月額 70,000 円）	6 名
檉山育英会（給付：月額 36,000 円）	9 名
関育英会（貸与：月額 30,000 円）	10 名
昭和育英会（貸与：月額 20,000 円）	2 名
中村積善会（貸与：月額 47,000 円）	3 名
北澤奨学会（給付：月額 45,000 円）	1 名
岡村育英会（給付：年間 130,000 円）	3 名
青井育英会（給付：月額 35,000 円）	4 名
三菱信託山室記念奨学会	
（給付：月額 30,000 円）	4 名
獨協会（給付：月額 40,000 円）	1 名
日本火災春秋奨学会	
（給付：月額自宅 20,000 円）	1 名
（給付：月額自宅外 25,000 円）	1 名
西奨学会（給付：月額 33,000 円）	2 名
西原育英文化事業団	
（貸与：月額 30,000 円）	2 名
日通奨学会（貸与：月額 20,000 円）	3 名
電通奨学会（貸与：月額 25,000 円）	1 名
交通遺児奨学会（貸与：月額 50,000 円）	2 名
あしなが育英会（貸与：月額 50,000 円）	7 名
朝鮮奨学会（給付：月額 25,000 円）	1 名

b. 新聞奨学生

読売新聞	4 名
毎日新聞	2 名
朝日新聞	3 名

E. 地方公共団体の奨学金

出身地の地方公共団体で独自に奨学金制度を設立している場合がある。都道府県・市町村の教育委員会が担当していることが多い。実態としては学生自身が申込をして奨学生となることが多く、学生課として正確な採用者をつかみきれていないのが実状である。ちなみに以下は届け出があった地方公共団体である。

青森県	1 名
-----	-----

茨城県	3名
岩国市（山口県）	1名
宇都宮市	3名
大田区	1名
鹿嶋市（茨城県）	1名
岐阜市	6名
佐賀県	1名
狭山市	1名
上越市	1名
長崎県	1名
新潟県	1名
福島県	3名
山口県	2名

### （3）現状と問題点および懸案事項

#### A．日本育英会奨学金

本学の奨学金受給者は現時点で日本育英会奨学金が 910 名、獨協大学一種奨学金 44 名、獨協大学二種奨学金 5 名、民間奨学金 76 名、地方公共団体奨学金 26 名、の合計 1,021 名（大学院課・国際交流センター扱いの奨学金は除く）。学生全体の約 1 割強に相当する。

現在、獨協大学には 3 種類の未整備奨学金がある。それは、獨協大学特別奨学金・獨協大学大学院特別奨学金・獨協大学新入学生特別奨学金である。特に獨協大学特別奨学金・獨協大学新入生特別奨学金は、昨今の入試動向からしても志望校受験決定の一助になりうる事が推察される。同時に優秀な学生の在籍を促すことにもなる。

#### B．民間奨学財団の開拓

1990（平成 2）年度より民間奨学財団を訪問し、募集の依頼を行っている。その結果、少しずつではあるが新規の採用財団が増えている。一方、既に継続中の財団でも採用枠の増加など着々と成果をあげている。昨今の経済変動により採用枠の取消・打ち切りなどが予想されるので、今後も継続して地道に財団訪問を行う必要がある。

#### C．獨協大学二種奨学金と応急貸付金

獨協大学二種奨学金および応急貸付金はともに無利子貸与であるが、卒業後の返還に際して焦げ付き等が予想される。返還業務は会計課の担当であるが督促等の手間が大変であり、今後は給付もしくは「銀行との提携ローン」に変更すべきであろう。

一方、応急貸付金については内規によると出願時期が 5 月と 10 月に限られている。現実



に学費未納に関する相談は、前期は9月以降、後期は1月に入ってからで、出願期とは大きく離れている。実際は学生部長の判断で、時期が過ぎている場合でも、要件（家計支持者の病気・死亡・失職・被災）が整っていれば、内規の趣旨から許可している。今後は内規の再検討をしたい。

#### D．獨協大学一種奨学金の配分

奨学金の趣旨からしても全学的に公平・平等に推薦者を決定すべきであるが、実際は奨学生枠の学部配分の点から学部奨学金の性格が強くなりつつある。また、家計値・評定平均値という物差しでは外国語学部生に有利になる。今後は「成績優秀で経済的に恵まれない学生について」と、「学部枠としての奨学金について」の全学的な検討が必要である。

また、一種奨学生の採用枠の拡大も含めて、奨学金整備年次計画（奨学金基金を1998（平成10）年度までに10億円とし、その果実で各種奨学金の運用を図る）のもとに実行されることになっている。

#### E．銀行との提携ローン

現在協定されている銀行は、富士銀行・第一勧業銀行・北海道拓殖銀行の3行である。提携ローンへの移行の趣旨は、獨協大学二種奨学金は経常費での運営のため採用人数に限度があること、しかも、返還業務に種々の問題を抱えており事務的には負担になることにある。一方で無利子の貸与という好条件がなくなるわけであるが、標記提携ローンは、できるだけ安い利息（通常利息より1～2%低利）で借用できる。返還年数も極力長くする。大学の保証が不要とすることで1997（平成9）年4月より実施される。

#### F．関基金

緊急に金銭が必要になった自宅外通学の学生に対する一時貸付金制度。2万円を限度としている。利用者は年間15件。

### （4）生活支援

#### A．現状と課題

##### a．下宿・貸間・アパートの斡旋

地方出身の学生に対して、大学近隣の良心的なアパート等を直接家主に紹介している。

本学の地方出身の学生は全学生の33%（3,018名）である（1996年4月調査）。年間に約500件のアパート等の居住についての相談があるが、情報誌等の発達により、多くの学生は大学の窓口を通さずに住居を定めている。斡旋業務については今後外部委託にすることを検討している。

b. アルバイトの斡旋

職種を制限して学生にアルバイト先を紹介している。紹介件数は年間約 500 件である。この業務も a. と同様なことから外部委託を検討している。

c. 学生教育研究災害保険・獨協大学傷害医療費援助

本学では全学生から毎年 550 円を徴収して、学生教育研究災害保険に加入している。この保険の対象となる「傷害」は正課の授業中・課外活動中の事故であり、死亡保険金（600 万円～1200 万円）、後遺障害保険（54 万円～1800 万円）、医療保険金がある。

このとりまとめは内外学生センター（文部省外郭団体＝旧学徒援護会）が行ない、保険金請求先は東京海上保険である。

本学の傷害医療費援助としては、正課授業中や正規の団体の課外活動中に発生した傷害の治療費として、10 万円を限度として援助している。

d. 学生寮（敬和館）

女子学生寮「敬和館」については館の老朽化に伴って、これを存続するか廃止するかを検討したが、1997（平成 9）年度中にはエアコンの導入など一部手直しをすることによって、向こう 10 年は存続することとした。

理由としては、本学の自宅外通学者が増加していること、地方の進学相談会や父母懇談会において父母から女子寮の有無に関する問い合わせが多く、また寮の存在は父母に安心感を与えていること、敬和館生には寮生活を通しての学生生活の充実や社会性の発達が顕著に見うけられること、地方入試等の受験者増加をはかるための一環として位置づけたこと、地方出身の学生を確保して、本学の活性化を図り知名度を上げるための一環として位置づけたこと、などである。

収容人員	148 名
学 年	地方出身の 1 年生（2 年間）
入 館 費	60,000 円
館 費	252,000 円（年間）
場 所	東京都足立区伊興町前沼（東武線竹の塚駅下車徒歩 10 分）

## 2. 学生の健康保持増進（保健センター）

### （1）年間行事と業務（1995年度）

月	日	項 目
4月	3～8（6日間）	定期健康診断（新入生心電図検査7・8）
	4	入学式 健康管理調査質問票配布（新入生）
	4～10	健康診断マークシート入力
	13	外国人学生へのガイダンス
	11・12・13	血圧・検尿再検査（指定日）
	14	健康管理調査質問票の入力 集計票・既往症一覧表の出力
	18	健康診断個人データ票出力と個人別にファイル
	20	報告書8号発送
	25	精密検査呼び出し掲示
	27	奨学生の健康診断書作成
5月	2	精密検査者へ呼出手紙発送
	10	健康診断証明書・発行不可者リスト出力
	11	精密検診・健康診断（4月末受検者）
	12	健康診断マークシート入力 健康診断証明書封入作業
	12・18・24・25	教職員血液検査（6ヶ月後）
	14	健康診断受診者一覧表出力
	16	健康診断証明書一斉配布 発行不可者リストの掲示
	24	既往症・内科有所見者リスト（1年生）出力
	29	線・血圧・検尿・心電図状況表出力
30	精神衛生ケースカンファレンス	
6月	1	既往症・内科有所見者リスト掲示
	2	教職員血液再検査（6ヶ月後）
	7	創造祭救護業務
	6～29（11回）	1年生既往症・内科有所見者面接
	9	定期健康診断集計表出力 線・血圧・検尿・心電図状況表出力
	12	新入生 ECG 検査の結果を体育教員へ報告
	15	貧血検査（学生）
	20	保健委員会
27	健康管理台帳の出力	
7月	4	精神衛生ケースカンファレンス
	5	体育会学生へ救急箱医薬品説明会・救急箱内容品配布
	7	婦人科校医講演会「妊娠のお話」
	20	関東甲信越保健管理研究集会参加
	20・21	健康指導研修会参加
	22・25	海外研修のための救急医薬品配布 教職員健診の準備（印刷とセット）

月	日	項 目
8月		教職員健診の準備（人事課と打ち合わせ） 教職員健康セミナーの資料作成
9月	22	教職員健診お知らせ配布
10月	5・6 13 17～30（6回） 20 24 24～27（4日） 25 30 31	全国大学保健管理研究集会参加 予算説明会出席 3年生既往症・内科有所見者呼び出し面接 食中毒講演会 VDT 検診の準備・設営 教職員健診マークシート出力 教職員胃・十二指腸検査 VDT 検診実施 天野杯マラソン大会救護業務 精神衛生ケースカンファレンス
11月	3～5 8・9・10 13 17 21 25・29	大学祭救護業務（3日マラソン大会） 教職員健康診断実施 医師懇談会 婦人科校医講演会「病気の話」 結核予防費補助金申請書保健所提出 教職員健康診断結果票の出力 教職員健康診断結果の総合判定と後処理
12月	2 7 13 14・16 18 22	教職員健診結果配布 教職員健康診断結果リスト・項目別有所見リスト出力 予算折衝 体育集中講義の救急箱の準備 精神衛生ケースカンファレンス 教職員向け健康セミナー実施
1月	8 17 19 25・26	労働基準監督署用報告書を人事課へ提出 保健委員会 結核予防費実績報告書保健所へ提出 報告書学内配布 大学メンタルヘルス研究会参加・発表（弘前）
2月	1 13・15・16・17 14	地方入試救護業務（草加） 入試救護業務 精神衛生ケースカンファレンス
3月	8 11 18 22・25 28 29	獨協目白・埼玉両高校養護教諭との連絡会 防災用救急箱学内用セット 保存期限切れ文書整理・廃棄 復学健診（内科医・精神科医） 健康診断会場設営 健康診断アルバイト説明会 健康診断マークシート出力

## (2) 保健センターの概要

保健センターは、教育基本法・学校保健法等に基づき学生・教職員の健康の保持増進を推進する中心的役割を担う。かつては結核など疾病の早期発見とその対策に力を注がざるを得なかったが、近年疾病構造の変化・生活水準の変化から、いわゆる疾病管理の対象となるものは減少している。しかし、その一方で健康に対する認識の誤り・歪みや、不健康な生活習慣の継続による心身の不調や疾病が急増している。保健センターの利用件数は1995(平成7)年度には年間9,386件であり、1969(昭和44)年度(学生数約8,000名)における4,091件の2.3倍に増えている。当保健センターでは、これらの健康問題への対応のため、きめ細かな健康管理と保健サービスの提供に努めている。

## (3) 保健サービス

保健センターが提供している保健サービスについて、今後の課題も併せて以下に記した。

### A. 健康診断および健康管理

学校保健法第6・8条に基づいて行っている保健サービスの大きな柱である。本学では健康診断の受診率は毎年90%を越えている。健康診断は健康問題の早期発見だけではなく、保健サービスの提供に必要な、基礎的データを得る機会となっている。

また、健康管理をさらに充実するため、一次検査については検診業者への委託を検討中である。

### B. 健康相談

学校保健法第11条に基づいて行っている。ライフスタイルや価値観の多様化により健康上の問題も多様化・複雑化し、単に医療を提供するだけで解決する問題は少ない。個々の生活に密着した、きめ細やかな健康相談が求められる。在籍数の3割にあたる3,477名(1995年度)が健康相談を利用しており、そのうち約30%が精神的な相談であった。保健センターにおける健康相談は、心身両面から同時にサポートできることがその大きなメリットであると言える。

現在、校医による相談(内科・婦人科・精神科)の他、インテーカーによる精神衛生相談や看護スタッフによる相談を随時行っている。医師・看護婦・インテーカーが保健センター内において密に連携をとることによって、医学的専門性に裏付けられた適切な健康相談を可能にしている。

### C. 救急対応

救急対応の対象は学生および大学関係者がほとんどであるが、発生場所・発生時間は学内・授業時間内にとどまらない。また、その内容は心身両面の多岐にわたるが、当事者の

状況を的確に把握し、身体的な危機を一刻も早く解決するとともに精神的な不安を取り除かなければならない。

さらに、同様の事故や急病の再発を防止するため環境の整備や健康相談・健康教育を行っていくことが重要であり、そのためには大学全体の支援体制が不可欠であると考える。

#### D．健康教育

健康教育とは、現在の健康状態にかかわらず、自らの健康に関心を持ち不健康な生活習慣の改善を実行できるように、必要な知識・情報を提供するものである。本学においても健康相談などの場で個別的には行っているが、集団に共通する問題を取り上げて行うことによって、より効果的に啓蒙・普及を実現することができる。今後、積極的に健康教育の機会を増やしていきたいと考えている。

### 3. 学生相談（カウンセリング・センター）

#### （1）現状の説明

現在、カウンセリング・センターで行われている業務は以下の通りである。

#### A. カウンセリング業務

個人面接は月曜日から土曜日まで行っており、カウンセラー5名、インターカー1名である。相談件数は一年間で延約400件で、全学生数の約4%にあたる。

相談内容は、修学相談12.6%、進路相談11.1%、心理相談64.2%、その他12.0%である。男女の割合は、男子38.7%、女子61.3%である。

#### B. 調査の実施

20数年前より（1972年度入学者より）新入生を対象として調査を実施している。調査の内容は、本学入学の理由・本学の特色・入学後の満足度・大学生活の目標・現在の問題や課題・悩みの相談相手・自己の性格の特徴などである。

新入生調査以外には、以前に留年調査・窓口対応調査・学生相談実態調査などを実施したことがある。

#### C. 広報活動

4月の入学時に、「お知らせ」というカウンセリング・センター紹介のパンフレットを発行し、4月と11月には、『カウンセリング・センター・ニュース』を発行している。

#### D. 講演会の開催

本年度まで、毎年6月と11月の2回、カウンセリング・センター主催の講演会を開催している。講演者は主に外部の講師である。講演のテーマは、青年期の問題やカウンセリングの方法など、学生に興味を持てるものを選んでいく。

#### E. 年報の発行

発行部数は1000部で、学内の教職員に400部、全国の大学学生相談機関に450部配布している。年報の内容は、来室状況・年間活動報告・調査報告・講演会の記録・図書目録などである。

#### F. ケース・カンファレンスの実施

毎年度、7月・11月・1月の3回にわたってケース会議を実施している。構成メンバーはカウンセラー5名、インターカー1名である。ケース会議では代表的なケースについてメンバーで話し合い、今後の対応などについて検討している。

## (2) 点検・評価および長所と問題点

本学のカウンセリング・センターでの活動（業務）は、すでに述べたように、他大学と比較してより広範囲な面にわたっている。

個人カウンセリングの件数に関する割合は全国の大学平均で 3.6% であるので、平均を上回っている。以前は修学相談の割合が高かったが、最近では心理相談が全体の 3 分の 2 を占めている。しかしながら、パンフレットやニュースの発行などによって広報活動をしているが、いまだカウンセリング・センターについて知らない学生も少なからずいる。その点で、今後は更に広報活動を広げていく必要がある。

新入生調査は約 20 年間実施しており、調査項目なども何度か手直ししているが、今後は抜本的に調査の意義を明確にし、調査項目についても検討する必要がある。また新入生調査のみでなく、大学生の実態調査や追跡調査をも全学的に実施したいと考えている。

講演会は、年 2 回実施しているが、学生の参加者が 30～50 名と少ないので、講演の内容、広報の方法などについて検討し、講演者も多彩なものにする必要がある。

## (3) 将来の改善・改革に向けた方策

### A. 組織上の位置づけと規程の作成

現在、カウンセリング・センターは大学における組織上の位置づけが明確ではない。カウンセラーは外国語学部に所属し（1997 年度より）、事務職員は学生部に所属している。従来より、カウンセリング・センターを学長の直属機関として位置づけるように提案してきているが、いまだにこの問題は解決されていない（組織活動という性格上、中立的な組織の位置づけが必要である）。

また規程についても、10 年以上前よりいくつかの案を作成してきているが、学内での位置づけがまだ明確でないため、現在のところ規程がない状態である。近い将来、カウンセリング・センターの大学での組織上の位置づけと、それに基づく規程作成に全力を尽くす必要がある。

### B. カウンセリング・センターの設置場所の問題

現在、カウンセリング・センターは、5 棟の 1 階に置かれている。廊下に面しているため学生の往来が多く、相談したいと思っている学生がセンターに入りにくいといった状況がみられる。今後は、センターの場所を移転し、学生が来室しやすい環境にしていく必要がある。

最後になるが、カウンセリング・センターの存在に関して全学的な理解が十分であるとは言いがたい。今後は、大学におけるカウンセリングの意義を教職員に理解されるよう努力していく必要がある。



#### 4. 課外活動（学友会）

##### （1）現状の説明

##### A. 位置づけ

本学では、教育機構の一環として学生が主体的に運営する学友会を設け、学則上で位置づけている。課外活動は学友会に委ねられており、全学生が学友会会員になっている。

##### B. 組織

- a. 学友会・文化会（部・同好会）・体育会（部・同好会）・愛好会（公認サークル）の各本部役員の任期は12月1日からの1年間である。学友会委員長は全学生の中から選挙で選ばれ、その他の委員長は各会員の中から選挙で選ばれている。副委員長は委員長の任命であるが、各本部とも正副委員長は学長より委嘱される。
- b. 学友会の最高議決機関として連合会議がある。連合会議は、学友会・文化会・体育会の正副委員長、部・同好会の責任者、一般学生の代表15名で構成されている。

##### C. 会計

- a. 学友会会費は、入学時に学納金と同時に代理徴収され（2万円）、年度始めに全額学友会に移管される。学友会本部が連合会議に諮った予算案のとおり、学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部に交付される。それぞれの本部は、予算計画に則して活動費等を各部および各種実行委員会（大学祭実行委員会等）に交付している。
- b. 交付金の決算ならびに中間決算は、学生の会計監査団による監査を受け、連合会議に報告して承認を得ている。

##### D. 指導体制

- a. 学友会活動に対する大学の指導監督の責任者として、学則上、学友会総務部長・文化部長・体育部長が置かれている。
- b. 学友会所属の部・同好会、愛好会の各団体には、必ず本学専任教職員の顧問（部長）を置き、また、部・同好会の要請に応じて師範・コーチ等を置き、各クラブ・サークル活動の助言指導に当たっている。
- c. 毎年度始めに、各所属団体から「クラブ・サークル活動届」を、愛好会所属団体からは「愛好会継続届」を提出させ、1年間の活動の意思表示をさせている。その際、団体所属名簿、活動計画、予算計画書（前年度決算書）、顧問（部長）委嘱・承諾書、師範・コーチ指導計画書等の提出を義務づけている。
- d. 年度始めに、委嘱された師範・コーチと顧問（部長）を迎えて、学友会会長（学長）はじめ大学関係者と、学生団体の指導上のさまざまな問題について懇談する会合を開催

している。

#### E. 活動場所

- a. 学内の活動場所は、教室・体育館・グラウンドの他、課外活動で専用的に使用している部室棟の各施設・弓道場・アーチェリー射弓場がある。
- b. 種目によっては、学外の各種施設などを利用している。

#### F. 施設管理体制

- a. 部室棟には、学友会本部・文化会本部・体育会本部・愛好会本部・会計監査団をはじめ各団体の部室があり、この運営上の管理を学友会委員長に委任している。
- b. 場合により、教室等の授業関連施設の使用を認めている。
- c. 施設の利用時間は、月・火・木・金は16時30分以降、水・土は15時（土は一部エリアで12時15分）以降から、教室棟は18時30分（一部エリア20時）まで、体育館は20時30分まで、グラウンドは日没まで、部室棟は退校時間（21時）までとしている。また、武道場・体育館・グラウンドでは早朝練習を7時から認めている（場合により、休日の使用も認めている）。

#### G. 活動上の諸手続

- a. 学内・学外での活動（演奏会・公演会・各種大会の開催）に当たっては、事前に「学内・学外活動届」を提出させている。また、入場料などを徴収する計画については、予算計画書を併せて提出させている。活動後には報告書を提出させている。
- b. 体育会各団体が行う試合等については、事前に「試合・行事届」を提出させている。
- c. 合宿を伴う活動については、事前に「合宿遠征旅行届」を提出させている。合宿後には報告書を提出させている。なお、原則として授業期間中の合宿は禁止している。

#### H. 財政的支援

- a. 1989（平成元）年度から、文化会・体育会の各団体に対して部活動の基本設備（100万円相当）を学友会活動特別助成として贈呈し、課外活動の基盤整備を図っている。
- b. 全国大会出場、姉妹校である姫路獨協大学との交流、文部省主催山岳部研修、体育会テーピング講習会などについては、各部参加者の財政負担を軽減し積極的に支援する観点から、その経費の一部を援助している。
- c. 初代学長名を冠した天野杯大会（ドイツ語弁論大会・全日本大学生英語弁論大会・学生競技ダンス対抗戦・マラソン大会）雄飛祭（大学祭）創造祭（文化系団体の春季発表会）には経費の一部を援助している。

## I. 一般的支援

- a. 学友会・文化会・体育会・愛好会の各本部の三役（正副委員長・財務）と学友会会長（学長）、総務・文化・体育の三部長および学生部長との懇談会を定期的に開催し、学友会活動の円滑な運営を支援している。
- b. 新入生歓迎会・リーダーズキャンプ・フレッシュマンキャンプ・音楽祭・卒業アルバム編集などの活動については積極的に支援している。

## J. 表彰

- a. 課外活動で優秀な成績を修めた団体（個人）に対して、学友会会長（学長）から学友会活動奨励賞を授与して表彰し、活発に課外活動が行われるよう支援している。
- b. 在学中の学友会活動で大学の知名度を高めるような優秀な成績を修め、または功労顕著と認められる学生に対しては、学友会活動功労者として卒業式当日に表彰（表彰状または感謝状と副賞の贈呈）を行っている。なお表彰者の選考は、各本部からの推薦があったものについて、大学側と学友会代表の合同選考会を経て、学友会会長（学長）が決定している。

## (2) 点検・評価

全学生が学友会会員であるが、文化会、体育会ならびに愛好会の所属率は約60%であり、40%の学生は学友会本来の活動に参加していない状況がある。この40%の学生への関わり方が課題である。

学友会委員長は全学生による選挙で選ばれているが、近年は対立候補がなく、信任投票が原因してか投票率が低い（約5%）。学友会活動に対する関心の薄さを表すものであるならば何らかの対策が必要である。

文化会・体育会ならびに愛好会の各団体には教職員の顧問（部長）を委嘱し、また、文化会・体育会の要請のあった団体には師範・コーチを委嘱しているが、必ずしも十分な指導体制とはいえない。特に顧問（部長）の指導的役割が必ずしも果たされていないクラブ・サークルが見受けられる。

学友会活動特別助成として、年に2団体（100万円1団体、50万円1団体）に対して各団体の基本設備の改善を図っているが、増額が期待される。

日常の活動場所について、特に音楽系団体からは防音施設の不足や発表の場としての小ホールの確保、体育系団体からはトレーニングジムの要望や女子部員の更衣室の確保、愛好会サークルからは集合場所としての共通部室やサークル席の確保の要望がある。その他、演劇系の大道具・小道具、音楽系の楽器、体育系の用具庫等の資材物置の確保などについて、クラブ・サークルからの要望が強い。

部室棟の運営上の管理を学生に委任しているが、各施設とも大きな問題もなく概ね

よい状況で運営されている。しかし、活動場所が少いため、各施設とも多目的に利用せざるを得ない状況があり、本来の使用目的が制限されている。

年度始めに提出する活動継続届をはじめとして、事前に提出する各種書類、事後に提出する活動報告書等の提出はほぼ遵守されている。

通常の施設の利用時間や課外活動時間については授業への影響が心配されるが、ほぼ所定の規則が厳守されており、大きな支障は生じていない。ただし、部室棟を使用して行われる音楽等の練習や学内合宿については、近隣住民から騒音苦情が寄せられることがあり苦慮している。

課外活動に対する財政的援助は、全国大会出場・姉妹校との交流・山岳部研修参加などについては当該クラブと大学で2分の1を目安に支援しているが、学生の負担を考えると、加盟上部団体への納入金その他の幅広い範囲について大学からの援助が望まれる。

### (3) 長所と問題点

#### A. 長所

部活動では、全国的に見ても高レベルの成績を挙げている部、大臣表彰を受けている部などがあって、学生生活を充実させる大きな柱となっている。

学友会は、自治的要素を持った学生の主体的活動の場として永い伝統があり、課外活動団体の連合体として予算配分その他の調整に十分に機能を発揮している。

部・同好会には専任教員（愛好会は教員または職員）が顧問（部長）として助言指導に当たる体制があり、人間教育の完ぺきを期するために大学教育の一環として機能している。

部室棟の一角に学友会事務課を置いて職員を配置（課長以下3名）し、学友会活動の受付指導窓口となっており、学生サービスの観点からは非常に望ましい形と思われる。

#### B. 問題点

活動場所および施設面の不備がある。

部室棟には、各本部・各部室や多目的に使用する施設があり、大勢の学生が出入りする場所であるため、しばしば紛失盗難の事故が報告される。

部室棟と近隣住宅が接近しており、楽器練習や学内合宿での騒音苦情がしばしば寄せられている。

連盟費等の負担や器具の補填などを含め、部所属学生の個人的負担が少なくない。

### (4) 将来の改善に向けた方策

施設・設備の改善についていえば、学生会館の建設計画が進んでいるが、多目的ホ

ール・会議室・防音施設・小劇場・楽器倉庫とともに、体員館に付随したトレーニング室・更衣室・ロッカー室・シャワー室・体育用具庫等々の実現が待望されている。

指導の体制について、師範・コーチは部・同好会の要望を考慮して対応しているが、部内の各セクションごとの指導や、種目によって男子部・女子部およびオフェンス・デフェンスなどの専門指導を、また教育的側面から特に顧問（部長）の役割を充実させる必要がある。

大学では授業が最優先であるが、課外活動を推進する観点からは、公式戦などが授業期間中に組まれる場合が多いので、公式戦へ参加しやすくなるような何らかの環境づくりが必要である。

課外活動の多様化に即して、特に文化・学術研究の団体を育成・強化し、支援する必要がある。

学生団体の取り組みができるボランティア状況を把握し、ボランティア活動を積極的に支援する。また、社会から求められているボランティア情報を学生に提供する。

インターネットを活用して、学友会の主な活動情報や文化会・体育会・愛好会などクラブ・サークルの活動情報を発信し、活力ある学友会を紹介する。

同窓会などOBとの関係については、課外活動への理解が得られいろいろな形で援助を受けているが、よりよい支援体制を作る観点からも、各部のOB会の活動に大学が協力する必要がある。

## 5. 進路指導（就職部）

### 学生の進路指導

#### （1）現状の説明

本学では、学生の卒業後の進路に対して、学長以下すべての教職員が大きな関心をはらい、進路指導に努力している。

もともと本学では「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念の下、そこに学ぶ者の知性・識見・教養を向上させて、社会の発展に役立つ人材を養成している。大学卒業後の進路としては民間企業・公務員・教育関係・自営業・自由業（作家、弁護士）・大学院・海外留学・専門学校進学等がある。民間のサラリーマンになるか、教員になるか、家業を継ぐか、なんらかのプロに専念するか、好むと好まざるとにかかわらず、学生が選択をせまられ人生における大きな節目となる時期には、本学としても進路指導に力を入れている。

就職部は就職委員会（教員）と就職課（職員）によって構成されている。就職委員は、各学部・学科から2年任期で選出されている。委員会は定期的開催され、職員も出席して就職課で企画・立案した件について協議して実施している。就職課は就職指導係、企業係、資料・情報系の3係制をとっている。

毎年、首都圏の内定会社に就職委員・就職課員が手分けをしてお礼訪問を行い、人事部の採用担当者と情報交換をして企業との太いパイプづくりに留意している。また、地方へのUターン学生のためには、地方で開催される父母懇談会や地方新聞社主催で開催される就職情報懇談会に出席する傍ら、卒業生が在職している会社を訪問し、また学生が希望する会社を開拓して、学生に情報を提供している。

就職部では学生の進路指導を最重点課題にして、学年ごとにガイダンスを開催して指導助言を行ってきた。

1年生就職ガイダンス	4月「早めに進路を考えよう」
2年生就職ガイダンス	10月「資格、公務員試験について」
3年生就職ガイダンス	11月「就職活動の心構え」
4年生就職ガイダンス	4月「就職活動の注意点」

この他に3、4年生対象にガイダンス・行事・各種講座などを実施している。

#### （2）点検・評価

就職部の就職委員会と就職課の関係は、それぞれ審議機関と実行機関の役割を果たしている。

就職委員が学生の内定会社や卒業生の働いている会社を訪問して、採用状況・会社状況・卒業生の働きぶりなどを実際に見たり聞いたりして得た知見は、委員が担当するゼミ生の就職指導などに活用される。

就職ガイダンスは、1年生から4年生まで学年ごとに開催して、低学年から就職に対する意識や関心度を高めようとしている。ただ残念ながら1・2年生のガイダンスへの参加者は極めて少ないので、内容・時期など今後の検討課題が残されている。

就職課では学生との窓口相談を重視して、事務室内の間仕切りを撤去したり受付カウンターを低くして相談しやすくし、ベテランを窓口配置していつでも相談に応じる体制をとっている。学生が入りやすく相談しやすい環境づくりを心がけ、実現してきた。

資料も機械化して、コンピュータの端末機12台で会社情報・求人情報・OB情報などが瞬時に検索出来るように整備されている（端末機も新学年には18台に増加され、インターネットが使える機種に変更予定）。

### （3）将来の改革に向けた方策

大学が冬の時代を迎える時、就職環境はどのように変化するだろうか。企業が海外に工場を移転するなど商業圏も海外へと移り、益々グローバルな社会情勢の時代になってきた。企業の求める人材は海外勤務の出来る人や情報化社会に対応出来る人であるので、語学力にすぐれコンピュータが使える人材が必要となる。

幸い本学は開学以来、語学・コンピュータ教育に力を入れてきた関係で、企業の採用担当者から「語学の獨協」と言われており、語学専門の求人が特別にあるくらいである。国際社会で活躍出来る語学力のある人材を一層育成しなければならない。また、文科系大学にしてはコンピュータ設備がかなり整っている事実も本学のメリットであり、このメリットを生かした教育を継続しなければならない。

当面の課題としては、1年生ガイダンスを10月の2年生ガイダンスと合同で行う。将来的には、4月の入学時のオリエンテーションに組み入れてもらいたい。教育の一環として職業教育をカリキュラムに入れることが望ましい。

地方入試が盛んになり、地方出身の学生が増加し、Uターンも増えた。そこで、地方の企業開拓のためには就職課の現有勢力では限界があるので、他課に移った元就職課員に協力を要請するなど、全学的な協力体制が必要である。また、同窓会の地方組織を利用することも併せて考える必要がある。

## 就職課の現状における問題点・課題および改善・改革に向けた方策

### （1）現状の説明

本学は、1964（昭和39）年に開学した。本学の外国語教育重視は広く世間に知られ、企

業にあっても「語学の獨協」のイメージが浸透し、人事担当者の本学学生への評価も高くなってきているのが現状である。

こうしたイメージを維持していくために、就職課職員と学生を分離していた受付カウンターを取り払い、室内のすべての壁を取り外し、相談しやすく明るい就職課に改造した。これまでは窓口相談は主に若手職員が対応していたが、改造後はベテラン職員が直接学生の相談に対応することにした。また、「個人相談随時受付」の掲示板を用意した。このような職員の意識改革を前提にして、就職課では、1・2年生から「ガイダンス」を実施し、進路を早めに考えさせ、充実した学生生活が送れるよう指導している。この時点では、学生の意識は非常に低く出席者も少ないのが現状である。3・4年生の「ガイダンス」では、人生観や価値観に基づく進路の選択ができるように心掛けて指導・助言している。本学の柱である「コンピュータ教育」は、資料室の12台(4月から18台の予定)の端末機で活かされている。学生は「企業(基本・求人)情報、在職者情報」等を瞬時に見ることができるようになっている。また、企業選択にあたっては、条件を示すことで検索できるようになっている。コンピュータを使い、ユニークな各種統計資料を学生に提供している。

就職課では、学生とのコミュニケーションが非常に大きな仕事であると考えている。結局は、1年生～3年生までの学生生活の充実度が、進路を決める要因であるといえる。今後とも学生指導や就職行事を精力的に実施する所存である。

## (2) 点検・評価

就職行事では、1年生～4年生までを通し、その時点でのガイダンスを効果的に実施しているといえる。1年生・2年生では出席者が少ないのであるが、学生の意識や関心度もあるのでやむを得ないと考えている。さらに内容を充実することで、学生が増加することを期待している。

企業・求人情報は、コンピュータ処理で順調に提供されている。求人票送付作業・受付作業・内容の入力など、繁忙期の事務処理も極めて順調である。しかし、求人票を送付してこない企業でも採用活動が行われ、学生が「内定」を貰っている現実がある。求人票の存在意義が稀薄になっているといえる。

企業開拓では、毎年都内・近郊・地方(父母懇談会の開催地)への開拓・お礼訪問を実施している。また、業界や団体が主催する「情報交換会」などにも積極的に参加している。

資料としては、コンピュータを利用して他大学にはないユニークな資料を作成している。企業の基本的な情報や学生の情報を、現時点で「正確な情報」にすることと、さらに「価値のある情報」にすることが必要である。

## (3) 将来の改善に向けた方策

大学が冬の時代を迎える時、就職環境はどのような状況になっているのだろうか。経済



状況に大きな変化が期待できないとすれば、就職状況にも大きな変化は期待できない。平成以降の企業における「求める人材」は、はっきりとしてきている。それは「語学」ができることである。企業はその生産・商取引の拠点を海外に移している。したがって少なくとも「英語」はできることが必要になっている。大企業にあつては、専門的な会話能力や英語以外の語学力が求められている。中小企業といえども同様である。本学の建学理念が評価される時代がきたのである。語学を活かし国際社会で活躍する理想の状況を迎えたのである。時代が求める「人材」を育成できない「大学」は、サバイバル競争に負けるのである。上記のことを前提として、進路・企業選択を含め広く生き方を考える授業をカリキュラムに導入し、教育体制の一環としての位置付けを考えていく必要があると思われる。一方就職情報については、インターネットなどを使用して企業の求人情報や学生の希望情報などをお互いに提供しあうことが期待される。就職課職員は、氾濫している就職情報を素早く学生に提供しなければならない。情報化の時代はすぐそこまできている。このような状況に対応できる職員の教育と意識改革が急務であるといえる。

## 就職指導係

### (1) 現状の説明

就職指導係では、就職ガイダンスを以下のとおり開催している。

1年生就職ガイダンス	4月「早めに進路を考えよう」
2年生就職ガイダンス	10月「資格、公務員試験について」
3年生就職ガイダンス	11月 第1回就職ガイダンス「就職活動の心構え」
4年生就職ガイダンス	4月 第3回就職ガイダンス「就職活動の注意点」

この他3・4年生を対象にガイダンス・行事・各種講座を実施している。

ガイダンスとしては、「公務員ガイダンス」「Uターンガイダンス」「通訳ガイドガイダンス」「外資系企業ガイダンス」「業界研究会」「履歴書の書き方」「内定者による活動報告会」「講演」「OB・OG懇談会」があり、就職指導講座としては、「SPI対策講座」「作文講座」「ジャーナリスト講座」「通訳ガイド講座」「販売士2級取得講座」がある。

この他に、就職模擬試験として適性検査・一般常識テスト・SPI試験等を実施している。

### (2) 点検・評価

1・2年生に対するガイダンスでは、卒業後の進路を早めに考え、人生における大学生活の位置づけを説き、学業への取り組みとその他の活動（サークル、アルバイト等）を通じて充実した学生生活を送るよう指導助言を行っているが、就職への関心度は極めて低い。

3・4年生に対するガイダンスでは、就職を考えることは、これからの人生をどう生きて行くかを考え、それぞれの人生観や価値観に基づき満足の行く進路をみいだすことである

と指導している。企業選択や就職活動の方法等について、上記のガイダンス・行事・指導講座等、種々工夫を凝らして指導助言を行っている。平均的にみれば、各行事への参加者も多く、就職活動全体への影響力は大きいものがある。しかし、2,000名からの学生を対象とするガイダンスや行事を考える時、就職意識の進捗度や関心度により、学生の評価が分かれるのはやむを得ないとする。

### (3) 将来の改善に向けた方策

就職ガイダンスは、入学時から卒業まで数回開催している。1・2年生には、将来の進路を考えて学業に取り組み社会に羽ばたくための準備の場として、大学生活をどのように過ごし自ら何を育てておくべきかを力説しているが、就職はまだまだ先のことと考え関心度が低い。そこでカリキュラムの中に進路選択・企業選択についての授業を取り入れ、生き方を考える場を開設することに取り組むたいとする。

3・4年生ではガイダンスへの出席状況は、近年の採用状況の悪化にともない上昇しており、その期待度も増してきている。その反面、どの学年でもガイダンスや行事に見向きもしない学生が存在しているのも現実である。就職しない者や自力で行動できる者は別として、就職は望んでいるが迷走している学生達にどう対処すべきかが問題となる。他には、ガイダンスや行事の開催日時が授業時間と並行して行われているため、これらに出席できないとの苦情も出ている。

これらを総合すると、教育体制の一環としての位置づけを考え、大学をあげて取り組む必要があると叫びたい。

## 企業係

### (1) 求人票

#### A. 現状の説明

コンピュータ処理が軌道にのり、出力・発送・入力作業とも順調に推移している。しかし、採用環境はバブル期を境に悪化し、求人件数も減少してきている。各企業は大量採用から厳選採用へと変化しており、採用予算の削減で、伝達媒体を使用せずに積極的にアプローチしてきた学生だけを対象にしている。

#### B. 点検・評価

様式と内容については完成度が高く、企業からもお褒めをいただいている。

すべての企業から求人依頼があるわけではなく、求人票がこなくても採用している企業はたくさんある。このような状況から、求人票そのものの意義が限界にきていると思われる。今後はインターネットで求人・企業情報が開示され、インターネットで応募すること

が常識化すると予想される。

## (2) 企業

### A. 現状の説明

来校・訪問企業の情報を掲示し、一覧表として出力して、情報公開している。毎年、都内・近郊への企業訪問（御礼・依頼）170社、地方への企業訪問（御礼・依頼）80社程度を実施している（就職委員も動員）。

地方出身の学生のために、アンケートで希望をとり、父母懇談会を利用して企業訪問を実施している。また、東京にある「ふるさとコーナー」を訪問して情報提供している。

種々の会合に参加して、名刺交換による情報公開を欠かさないでいる。

### B. 点検・評価

採用環境の悪化に伴い情報が少なくなったため、就職課として上記の情報を積極的に学生に提供してきた。さらに、情報が満載されている出版物を購入して情報不足に対処している。

## (3) 教員・公務員

### A. 現状の説明

教員・公務員の要項を4～5月に各都道府県から取寄せている。各1部をファイルし、それ以外は学生に配付している。民間での採用環境の悪化に伴い志望者が増加したので、要項の依頼部数も増やしている。

### B. 点検・評価

若年層人口の減少・行革問題で採用人数が削減され、苦心している。学生の試験対策の立ち遅れが懸念される。

### C. 将来の改善に向けた方策

大学をあげて進路（就職）について対応。

就職課を含めてインターネット対応装置の早期設置。

都内を中心とした、優良企業の開拓と訪問。

企業の最新情報収集と相談窓口の充実のための人員強化。

免許・公務員の指導充実のため、担当部署との一本化。

同窓会（地方支部を含む）との連携・情報交換。

他大学との連携・情報交換。

## 資料・情報係

資料・情報係の目的は、学生の情報管理（意識調査も含む）と卒業生の情報把握にある。その正確な情報を入手して、検討・分析を加えて今後の就職課の政策に反映させる。

そのためには、日本経済の動向・国際化・情報化・地球環境など多様な視点から企業係・学生指導係と連携し、学生の職業選択がより適切に遂行されるように、資料・情報の提供を立案・企画し政策決定しなければならない。

卒業生にあたって、正確な情報（勤務先・業務内容・役職等）を在学生在に提供することにより、就職活動がよりスムーズに行われるようにする。

### （１） 学生からの情報入手

登録カードおよび進路（就職）決定届の提出について

就職活動は狭義には就職登録カードの提出に始まり、進路（就職）決定届の提出で終了する。

登録カードには経歴の他に希望職種・希望会社・取得資格・勤務地・語学能力・自己PR・志望動機などの項目があり、登録カードの提出は就職活動の原点でもあり学生の基礎資料ともいえる。よって提出率を高めることが重要な業務である。1997(平成9)年度の提出率は全学で66.8%なので高い数値といえるであろう。

進路（就職）決定届の提出には決定企業（職種・勤務地・内定時期等）と就職体験報告の記載があり、決定届によって企業別一覧・業種・就職先・職種・勤務地・内定時期を集計し、各種統計資料に活用している。業務点検としては、以下のとおり。

登録カードの周知徹底や、留学者、大学院進学（専門学校も含む）者、就職の意志の無い者の進路指導を検討。

希望職種と本人の会社の志望動機の適性の指導。

未提出者の就職指導（文書で問合せ、電話確認等）。

### （２） 学生からのデータの集計

業種別求人並びに就職決定状況、 複数採用企業一覧、 県別採用実績企業一覧、 出身地別Uターン就職状況、 資格取得者就職状況、 学生希望業種・決定業種対照表、 外資系就職企業一覧、 教員・公務員決定状況

### （３） 卒業生からのデータ（累積資料）の集計

3年連続採用企業一覧、 都道府県別・業界別企業一覧、 教員・公務員就職状況、 卒業生就職企業ベスト50

これらのデータは『プレスメント・ニュース（TAKE ON）』にまとめられ刊行されている。

また、この種の統計資料は他大学でも類がなく、本学就職課のコンピュータ化は他大学よりも先行していると言えよう。

#### (4) 卒業生の情報把握

現在、1月から2月にかけて、各企業（本年度は約3000社）における卒業生の在職調査を行い、5月には求人票を送付（約14000社）して卒業生の在職調査を行っている。返却されてきた資料に基づき卒業生データ（企業データ・勤務地・役職・異動等）の修正を行っている。1月の調査は3年間企業からの調査依頼の回答がない企業を対象とした。返却率は約60%。5月の返却率は約18%。

大学として2度の調査を行っていること自体、大いに評価されるべきと思われる。これは本学が比較的歴史が浅いので、この調査は本学の存在を企業（社会）に周知させる役割を果たしている。

#### (5) 卒業生の情報管理

卒業生の正確な情報は就職活動に重要である。現状では企業からの返送リストに基づいて、修正を行っている。

2度に渡る卒業生の情報入手は、学生に正確な情報を期して提供している点で評価されるであろう。

#### (6) 今後の業務点検

企業からの返送リストだけでは卒業生の把握に限界があり、今後は、同窓会・ゼミ教員・クラブ名簿などからのOB・OGの情報入手が考えられる。

現在入力されている企業情報から、ゼミ教員別・クラブ別の卒業生一覧を打ち出し学生に閲覧しているのみで、就職課としては具体的な対策はなされていない。今後の課題であろう。

学生がOB・OG訪問をする場合、ゼミまたはクラブの先輩を通じて企業の具体的な情報入手することがもっとも有効と思われるので、ゼミ教員別・クラブ別の卒業生一覧を活用させたい。

#### (7) 学生への就職指導

学生指導では、企業係や学生指導係が精力的にガイダンス・企業説明会・各種講座を行っている。これらは行事として開催されているが、より具体的な指導は窓口相談に尽きるであろう。就職課はカウンターの仕切りを取り外し相談机や相談コーナーを配置して、学生の利用しやすさの便宜を図った。幸い学生にも好評である。この点は高く評価できるであろう。

#### (8) コンピュータの利用

現在、端末機を 12 台配置し学生の就職情報入手に便宜を図っているが、4 月から 6 月後半までの繁忙期には端末機が不足しがちである。今後は台数を増やすとともに、インターネットの利用可能な端末機を早急に整備しなくてはならない。

#### (9) 総括

インターネットの普及は、就職課のあり方にも変更をもたらさざるを得ない。それがどのようなものかは予測がつかないが、どのように外部情報を入手し学生に活用させるかの検討が必要である。

全般的に就職課、特に資料・情報係としては、データ処理および学生への提供や学生の就職指導は及第点をつけることができる。なお、日本経済の動向や成長産業の見極めは外的要因が大きく、就職状況にも大きく影響するので、これらの情報収集および知識の習得に努めることが肝要である。

## 6. 広報体制および学生の意見聴取制度（広報部）

### （1）現状の説明

#### A. 広報

本学の学内広報は、広報部が一元的に管理するのではなく、各部課室が個別に対応している。具体的には、全学的な情報の提供は広報部が行うが、教学に関する情報は教務部、学生生活に関する情報は学生部、入試に関する情報は入試部、就職に関する情報は就職部が担当している。広報の方法としては、掲示板・定期刊行物・配布資料の他に、各部課室での窓口相談・ガイダンス・オリエンテーションなどがある。最近では、インターネットのホームページを広報媒体として用いるようになった。広報の主な情報と媒体は下表のとおりである。

広報情報	広報媒体
全学的な情報	大学ニュース
休講 教室・時間割変更	掲示板
授業 履修・成績 試験 免許 奨学金 留学 課外活動 就職	履修の手引き 演習の手引 シラバス 授業・定期試験時間割表 学生手帳 免許課程の手引き 奨学金のしおり 留学生の手引き 課外活動ガイドブック 就職ニュース
交通ストライキに伴う休講	テレホンサービス
大学案内	インターネットのホームページ ( <a href="http://www.dokkyo.ac.jp/jp/">http://www.dokkyo.ac.jp/jp/</a> e-mail:kouhou@dokkyo.ac.jp )

広報部の基本方針は広報委員会（広報部長、各学部・学科選出の教員、広報課長および広報課員で構成）が決定する。広報委員会では、大学広報の基本事項を審議するとともに、以下の広報部刊行物の編集・発行を行っている。

刊行物	発行回数/年	創刊年	現発行号	発行部数/回
獨協大学ニュース	10回	1969年	第262号	18,000
獨協大学広報	10回	1982年	第15巻第8号	1,000
獨協大学学報	1回	1973年	第23号	14,000
獨協大学ニュース縮刷版	1回	1970年	No.27	2,500
獨協大学英文大学案内	1回	1987年	1996年版	2,000

## B. 意見聴取（公聴）

学生の意見・要望の聴取は、窓口・アンケート調査・投書・投稿などによって各部課室が行っている。聴取した情報は、各担当部課室で検討して業務の改善に用いている。その概要を紹介すると次の通りである。

### a. アンケート調査

学生部は、1984（昭和59）年より4年ごとに、全学生を対象に「学生生活実態調査」を行っている。この調査の目的は、学生の意識と生活の実情を把握し、学生のニーズを明らかにし、それを教育や学生生活の向上に反映させることである。施設に対する学生の要望（例えば学生食堂の改善など）も、アンケートで調べてサービスの向上に役立っている。

カウンセリング・センターでは、学生の意識を理解し学生生活を援助する目的で「カウンセリング・センター調査」などを行い、その結果を分析して関係部課室に提供している。また「窓口業務に関するアンケート調査」によって、事務局窓口を利用した学生の意見や感想・期待・要望を聴取している。

### b. 投書・投稿

図書館は「投書箱」を常設し、学生・教職員などの利用者の声（意見・要望）を定期的に聴取して館内サービスの改善に役立っている。意見や要望に対する回答は、掲示板で公開している。

学生部では、1995（平成7）年に学生モニター制度を試し、学生スタッフを採用した。学生自身が吸い上げた情報を分析して、学生生活の改善に役立っているのが目的である。また「目安箱」を設置して、一般学生の要望をきめ細かく拾い上げている。

学友会（学生全員が会員の課外活動団体）は、昨年11月、学生の意見・要望・投稿記事などを『学友会ニュース』（学友会本部発行）に掲載するため、「本部ポスト」を設置した。初回の募集では、自由掲示板や詩などが集まったが、大学への要望は寄せられなかった。

広報部は、1993（平成5）年に『大学ニュース』に「声」の欄を設けて、学生の投稿を募集した。大学に対する意見や要望、あるいは『大学ニュース』を読んだ感想などを求めたが反応はなかった。現在では中断している。昨年からは、広報部の電子メールを通じて意見や感想を募集している。

### c. 懇談会

1996（平成8）年に、学長と学生代表（学友会役員）による懇談会が設けられた。今回は、体育館・学生食堂（獨協大学35周年記念会館）の建設が主なテーマとなっている。今後とも定期的に意見交換を行う予定である。



## (2) 点検・評価

### A. 広報

- a. 広報部は、全学的な情報を提供するのが目的である。具体的には、定期刊行物の編集と発行を通じて、大学の行事や日程・講演会や催事の案内と報告・教員の紹介やエッセー・研究動向・学生生活の紹介・卒業生の動き・教職員人事などを提供している。その中心となるのは毎月、月初めに発行される『大学ニュース』である。広報委員会で年間の発行計画を作り、編集案を毎号検討している。発行頻度は年8回であったが、一昨年より2月・3月も発行することになり、現在は年10回発行の体制である。紙面には、大学の行事や教員の話の他にも、学生生活を幅広く取り上げている。
- b. 1995(平成7)年10月にインターネット上に本学のホームページを公開し、大学の総合的な案内とともに各部課室の情報を公開している。大学案内は日本語と英語の2カ国語で作成している。1996(平成8)年4月には『大学ニュース』のポイントをホームページに載せ、全国に住む在校生父母や卒業生もリアルタイムで読めるようになった。昨年秋にはホームページの表紙デザインを改め、大学案内・入試・ゼミ・サークル・クラブや国際交流などの情報を更新して今日に至っている。また大学の母体である獨協学園の案内を入れ、学園内の他大学とのリンクを試みている。
- c. 大学の国際化に伴って、学生・教職員ともに本学のことを英文で説明する機会が増えている。従来も英文の大学案内を発行してきたが、昨年は広報部と国際交流センターが協力して、内容を大幅に刷新したフルカラーの英文案内を作成した。海外の提携大学も増えつつあり、将来的にはドイツ語やフランス語の案内も必要になっている。

### B. 意見聴取

- a. アンケート調査については、全学生の3分の1を対象として、1984(昭和59)年から4年ごとに「学生生活実態調査」を行っている。また毎年約2,200名の新入生を対象に、1981(昭和56)年より通算24回にわたり「カウンセリング・センター調査」を実施している。収集したデータには分析をほどこし、レポートの形で関連部課室に提供している。
- b. 図書館では、開館当初から設置してきた「投書箱」を見直し、1994(平成6)年には新たに「みなさんの声」を開設した。利用者の意見や要望は、図書館のサービスの改善に用いている。
- c. 昨年末に、学長と学生代表(学友会役員)との間で懇談会が開かれたが、学長と学生との公式な対話は、1969(昭和44)年の大学紛争以降初めてのことである。この意見交換の場は、学友会を通じて学生の意見を聴く新しい機会になるだろう。

### (3) 長所と問題点

#### A. 長所

- a. 広報部の『大学ニュース』は、一昨年から発行を年10回に増やし、これに伴って学生が参加する紙面を増やし、学生主催のイベント、サークル活動、スポーツ、試合結果や表彰、健康相談などの編集に力を入れている。またオープンカレッジ(市民大学)の規模が拡大するに伴って、そのカリキュラムや受講者の様子を紹介することにも努めている。
- b. 『大学ニュース』の特色の一つは、取材や編集に学生スタッフ(学生記者・カメラマン・イラストレーター)を用いていることである。採用された学生記者は、教員や学生のインタビュー・大学祭の特集・座談会の編集などを受け持つ。学生スタッフが参加することで、『大学ニュース』に対する一般学生の関心も高くなっている。
- c. 学生の『大学ニュース』に対する関心を高めるために、制作技術面でも改革をしている。紙面のサイズをタブロイド判の定型に統一し、カラー印刷の増加に備えて紙を上質にした。またコンピュータを使って紙面割り付けをし、印刷業者と電子メールで原稿の交換や校正作業を行うなど、制作期間の短縮に努めている。
- d. 各部課室でアンケートや投書を定期的に行うことによって、時代とともに変わりつつある学生の意識や大学に対する期待を時系列的に把握している。また多様化する学生ニーズに対応して、様々なタイプの学生の生活実態や意識を掴んでいる。
- e. インターネットのホームページは、提供する情報量・到達エリア・速報性・双方向性・国際性などの面でこれまでになかった優れた媒体で、大学の情報のみならず、大学のイメージを伝える上でも効果が高い。また大学間の交流を促進する上でも役立っている。本学のホームページは、仕事で海外に住む卒業生も見ており、本学を代表するグローバルな広報媒体になりつつある。

#### B. 問題点

- a. 大学広報は、学長のビジョンや意向を速やかに体現する場である。本学の「広報部運営規程」では「学長のもとに広報部を置き」とあるが、現実の広報部は学長の直轄機関ではないため、学長との関係が密であるとはいえない。また広報部が他の部課室と並列に位置づけられているため、広報部が広報業務の上で必要な情報であっても、各部課室の判断で手に入らないこともある。制度的な検討が必要である。
- b. 本学の広報活動は、各部課室がテリトリーを分けて管理するシステムをとっている。これにより、学生のニーズに密着したきめ細かい仕事ができる半面、各部課室が入手した情報が内部に留まり、他部門に伝わらないこともある。学生情報については、部課室の個別対応とともに、組織の垣根を越えた情報管理が必要である。

- c. 以上の a . b . と関連する事柄であるが、外部機関や学生・父兄からの問い合わせに対して、広報部は対応能力を持っていない。これは広報部の機能としては変則的である。
- d. 現代の大学生は、アルバイトやサークル活動といった個人的な生活を優先するため、積極的に大学情報を求めようとしない。したがって学生の意見や投書が一部の学生に偏りがちで、それがまた学生の総意として一人歩きする危険がある。
- e. 学生の意見や要望の調査方法は各部課室で異なっている。また窓口で聴取した意見などは、それが重要でも記録に残らない場合がある。
- f. 各部課室は、自らの部署で発行する発行物の内容向上に努めているが、その半面、発行物の到達・利用状況や学生の評価については、調査が遅れている。
- g. 大学広報の中には、大学のイベントや学生に関する記事依頼など、マスコミへのパブリシティーを必要とするものがある。本学では広報部や入試部が短発的に対応しているだけである。地元の記者クラブや浦和支局・東京本社への継続的な対応も必要である。
- h. 大学のホームページに学生団体やサークルが参加し、また学生個人のホームページとリンクするようになったため、運営上の技術的な問題に加えて、情報倫理などの内容(コンテンツ)に係わる問題が浮上している。ホームページの運営については、現在、情報センターと広報部が協力して「獨協大学WWWホームページの取扱い」(仮題)を作成している。

#### (4) 将来の改善・改革に向けた方策

全学的な広報の実施に当たっては、学生向けの「広報活動」と学生からの「公聴活動」の両面を強化すべきである。こうした中で広報部は、各部課室が収集・分析した情報を総合的に管理する必要があるだろう。広報部等の組織改正については、改善計画の新規・強化(重点)課題の一つとなっており、「企画・財政委員会」で検討する予定であるが、広報部ではそのタキ台として ~ のような改革案を考えている。

学長の下に広報運営委員会(仮称:構成は部局長メンバー)を設け、学部や部課室の立場を越えた全学的な広報に関する意思決定を行う。

広報部を学長の直轄部門とし、その下に広報情報の全学ネットワークを作る。具体的には広報部長の下に従来通りの広報委員会を置くとともに、事務局に広報連絡会議(仮称:構成は課長クラス)を新設し、学部教員と事務局の両輪で情報収集に当たる。

広報部かそれに代わる部署に、大学情報の収集・分析や将来計画に携わる専門スタッフを置く。これには事務局の組織改正を伴う。

各部課室は、発行する印刷物についての学生の評価やコスト効率を定期的に調べ、その結果に基づいて内容を吟味し、場合によっては発行物の改廃を検討する。

各部課室で収集された情報は、コンピュータ等で全学的に閲覧・利用できる体制を作る。特に相談窓口での情報採取については(とくに学生の不満)統一したフォーマットで記

録に残すことが必要である。

学生ニーズや意見を偏りなく採取するためには、サンプリング調査によって定点観測する必要がある。またグループインタビュー等を用いて、問題を絞り込んで意識調査を行う。その結果を集計・分析して、大学の広報活動やその他の業務に役立てる。

マスコミとの交流を深めるため、学外広報の専門スタッフを育成する。

インターネットを通じた新しい広報活動を推進する。当面の課題として、パソコン通信を媒介として学生と大学の間で情報ネットワークを構築し、そこに大学の広報活動を組み込む必要がある。またホームページの技術的・内容的な管理体制を考える。

## 7. 父母懇談会（企画調整室）

### （1）主旨

1985（昭和60）年，本学同窓会が地方の支部会に懇親のため地元在学生の父母を招いたところ、出席した大学関係者が、就職・進級・留学などについて父母から質問責めに遭うという状態になった。そこで、父母への情報提供の場を整える必要性が論議され、順次父母懇談会としての形態を整えていった。

現在本学の父母懇談会は学内開催と地方開催に区分される。学内は関東圏を対象として学部ごとに、地方は地域単位に全学部合同で実施している。全会場とも、基本的には 全体説明会～分科会（新入生・学生生活・就職）～懇親会 という構成とし、地方会場へは、各学部の教員と教務部・学生部・就職部の担当職員が出向き、4～5 時間に渡って懇談し、相談に応じている。また、ここで形成されるネットワークにより、各地域ごとの父母同士に連絡網が出来、機会に応じて相談をし合ったりしているようである。大学事務局へ気兼ねなく問い合わせできると概ね好評である。

## (2) 実 績

1995 年度 父母懇談会実績表

地区名 (開催地)	開催日	対象者	参加者	参加者内訳				懇親会	対象地区
				1年	2年	3年	4年		
北海道 (札幌)	6/11 (日)	150	41 (55)	17 (21)	10 (13)	4 (6)	10 (15)	23 (32)	北海道
東北 A (青森)	7/2 (日)	125	24 (34)	5 (7)	5 (6)	4 (5)	10 (16)	17 (24)	青森 岩手 秋田
東北 B (福島)	6/3 (土)	228	57 (73)	23 (30)	11 (13)	14 (18)	9 (12)	34 (44)	宮城 山形 福島
北越 (新潟)	7/2 (日)	255	55 (74)	15 (21)	19 (25)	11 (15)	10 (13)	28 (42)	新潟 富山 石川
中部 (松本)	7/30 (日)	184	32 (45)	10 (15)	4 (6)	8 (12)	10 (12)	17 (25)	山梨 長野
東海 A (静岡)	7/16 (日)	216	56 (72)	15 (19)	17 (21)	11 (14)	13 (18)	29 (41)	静岡
東海 B・近畿 (名古屋)	6/17 (土)	263	52 (62)	14 (17)	10 (11)	15 (20)	13 (14)	28 (35)	福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山
中国・四国 (岡山)	7/22 (土)	295	33 (46)	13 (20)	7 (11)	9 (11)	4 (4)	24 (35)	兵庫 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知
九州・沖縄 (福岡)	7/8 (土)	203	48 (72)	16 (23)	13 (21)	13 (19)	6 (9)	29 (44)	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄
小 計		1,919	398 (533)	128 (173)	96 (127)	89 (120)	85 (113)	229 (322)	
関東 A (学内) 外国語学部	10/7 (土)	2,287	126 (165)	58 (78)	30 (39)	21 (26)	17 (22)	59 (73)	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
関東 B (学内) 経済学部	9/30 (土)	3,301	182 (218)	70 (88)	47 (55)	48 (54)	17 (21)	84 (100)	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
関東 C (学内) 法学部	10/21 (土)	1,507	112 (140)	51 (65)	21 (27)	29 (34)	11 (14)	48 (62)	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
小 計		7,095	420 (523)	179 (231)	98 (121)	98 (114)	45 (57)	191 (235)	
合 計		9,014	818 (1,056)	307 (404)	194 (248)	187 (234)	130 (170)	420 (557)	

1996年度 父母懇談会実績表

地区名 (開催地)	開催日	対象者	参加者	参加者内訳				懇親会	対象地区
				1年	2年	3年	4年		
北海道 (札幌)	6/15 (土)	156	35 (42)	13 (16)	7 (8)	11 (14)	4 (4)	22 (28)	北海道
東北 A (盛岡)	7/28 (日)	131	29 (39)	9 (13)	5 (7)	9 (12)	6 (7)	19 (26)	青森 岩手 秋田
東北 B (仙台)	6/9 (日)	233	51 (64)	20 (26)	11 (16)	9 (10)	11 (12)	28 (37)	宮城 山形 福島
北陸 (新潟)	6/30 (日)	275	47 (64)	19 (26)	9 (14)	13 (16)	6 (8)	27 (39)	新潟 富山 石川
中部 (松本)	8/4 (日)	167	25 (39)	7 (11)	6 (7)	4 (7)	8 (14)	18 (29)	山梨 長野
東海 A (静岡)	7/6 (土)	201	45 (55)	11 (11)	8 (12)	17 (19)	9 (13)	23 (30)	静岡
東海 B (名古屋)	6/1 (土)	193	30 (37)	14 (17)	5 (6)	4 (5)	7 (9)	10 (13)	福井 岐阜 愛知 三重
近畿・四国 (大阪)	7/20 (土)	228	20 (24)	9 (11)	2 (3)	5 (5)	4 (5)	11 (13)	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 徳島 香川 愛媛 高知
中国 (広島)	7/21 (日)	139	36 (47)	12 (16)	11 (14)	6 (10)	7 (7)	19 (26)	鳥取 島根 岡山 広島 山口
九州・沖縄 (福岡)	7/20 (土)	209	39 (57)	12 (19)	7 (10)	10 (14)	10 (14)	24 (37)	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄
小計		1,932	357 (468)	126 (166)	71 (97)	88 (112)	72 (93)	201 (278)	
関東 A(学内) 外国語学部	10/5 (土)	2,390	144 (184)	75 (96)	24 (32)	32 (39)	13 (17)	67 (87)	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
関東 B(学内) 経済学部	9/28 (土)	3,203	168 (201)	65 (79)	28 (31)	51 (62)	24 (29)	85 (105)	同上
関東 C(学内) 法学部	10/19 (土)	1,442	89 (115)	29 (35)	15 (19)	25 (34)	20 (27)	38 (48)	同上
小計		7,035	401 (500)	169 (210)	67 (82)	108 (135)	57 (73)	190 (240)	
合計		8,967	758 (968)	295 (376)	138 (179)	196 (247)	129 (166)	391 (518)	

## 8. 卒業生関連（企画調整室）

### ホームカミングデー

#### （1）主 旨

1994（平成6）年、本学は創立30周年事業を行った。大学の変革期に当たり、同窓生・父母・地域等とのコミュニケーションを推進するとともに、大学創設の原点を再確認する機会ととらえている。また新しい大学設置基準大綱にも対応しつつ、今後に継承し得る事業を模索する。こうした行事等の開催は、大学にとっても一つのPR効果を期待できるものとする。

この事業の一環であるが、卒業生向けの行事としてホームカミングデーを企画し、1995（平成7）年より毎年開催することとした。

#### （2）実 績

	第1回	第2回
開催日	1995（平成7）年5月21日（日）	1996（平成8）年5月19日（日）
対象者	第1期（昭和43年）～第4期（昭和46年） 卒業生・・・3,863名	第5期（昭和47年）卒業生・・・2,036名 第1期（昭和43年）～第4期（昭和46年） 卒業生・・・3,863名 （前年度の対象者を再度招くこととする）
参加者数	卒業生関係・・・366名（同伴者含む） 教職員関係・・・約100名（来賓、退職者含む）	卒業生関係・・・5期生：180名、 1～4期生：70名 計250名 教職員関係・・・約50名（来賓、退職者含む）
プログラム	1. キャンパスツアー 見学施設：天野貞祐記念室、第6棟、図書館、情報センター、外国語研究所、入試部、就職部、DUO 2. ランチタイム 当時の値段で、獨協ランチ（70円）、カレーライス（60円）を提供（487食） 3. 式典（於図書館特別室） 13：00～ （1）開式 （2）校歌斉唱 （3）挨拶・・・獨協大学学長 挨拶・・・学校法人獨協学園理事長 挨拶・・・同窓会会長	1. キャンパスツアー・・・第1回と同じ 2. ランチタイム・・・第1回と同じ 3. 式典（於中央棟3階 大会議場） 13：00～14：00 （1）開式 （2）校歌斉唱 （3）挨拶・・・獨協大学学長 挨拶・・・学校法人獨協学園理事長 挨拶・・・同窓会会長 （4）卒業生代表挨拶 4. トークショー（於学生会館2階）



	(4) 卒業生代表挨拶 4. ホームカミングデー記念講演 テーマ「阪神大震災と獨協大学の後援」 5. 懇親会(於 学生食堂 2階)14:45~17:00 (1) 挨拶・・・獨協大学学長 (2) 乾杯 (3) 祝宴 (4) 閉会・・・創立30周年記念事業企画委員会 副委員長	...14:10~14:45 トークとジャズボーカル トークとギター伴奏 司会進行 梅津正樹氏 5. 懇親会(於 学生食堂 2階) ...14:55~17:00 (1) 乾杯 (2) 祝宴 (3) 閉会・・・法学部長 6. 関連行事 図書館蔵書展:「ラ・カリカチュール」
経 費	5,341,089 円 ( 予算 5,446,800 円 )	4,183,048 円 ( 予算 4,354,200 円 )

#### 同窓会活動の後援

本学の同窓会は、3学部合同単一の組織として、第1期生が卒業した1968(昭和43)年にできた。同窓生は1997(平成9)年3月の卒業生を加えて現在は5万人を超え、正規の会員も3万数千人(全体の約65%)を数える。

同窓会事務局には、学内の一室を無償で提供している。また、学生および卒業生に関する情報交換も相互の信頼関係のもとに行っている。

他方、同窓会は独自に収益事業部門として保険・旅行等の代理店を株式会社の形態で経営している。これには、学校法人獨協学園から資本参加をされており、同窓会との持ち株比率は1:2であり、学園理事が取締役に、大学教員が監査役に加わって、経営の安定と透明性の維持に協力している。この株式会社は、獨協大学内に店舗を構えるとともに、専門業者に委託する形で書店を開き、学生への教科書・参考書の販売を手がけている。この店舗が入る建物も同窓会に無償で貸与している。また学内における飲料物(缶ジュース等)や大学名入りトレーナー等の物品販売といった、学生サービスに関わる事業の実施を許可している。

## 第 11 章 大学事務

### 1. 調査点検活動のねらい

現在国内の各大学は、時代的要請と大学設置基準の大綱化等の教育制度の改革を受けて、それぞれの創意・工夫のもと自己点検活動を展開し、21世紀に向けて開かれた大学づくりをめざしている。

本学においても、1994（平成6）年度から新学則・新カリキュラムを施行した。創立から30数年の成果を土台に「ニュー獨協」に向けてスタートした。また、本学では、事務の自己点検の一環として、また事務情報システム再構築に向けた準備活動として、「業務を的確に把握するための調査・点検」を行った。

すでに、事務局としては業務の在り方に関し、1992（平成4）年5月には事務局長からの諮問という形で、まず部課長会のもとで「業務の点検と改善」についての取組みが開始された。今日、教育・研究・社会奉仕という大学の機能を具現化するためには、職員の存在を抜きにして考えられない。職員の関係する業務は広範で多岐にわたり、その責任も増してきている。これらの業務を遂行するにあたり、どう考えあるいはどう改善への意欲を持つかといったような前向きな姿勢こそが、大学の将来像形成への重要課題であると認識しなければならない。

他方、学齢人口の減少、助成金の削減が進行する中で、大学の業務全体の効率性を高め、学生に対するより質の高い教育・サービスの提供を行い、広く社会に評価される大学を作りあげていくことが急務であり、「事務情報システム再構築」がこの目的の達成に大きな要素となるとの判断から、この活動に至ったのである。

自己点検活動の一環としても、多岐に渡る業務を対象とするために点検の手法が一定で確かなものであることが求められ、できるだけ客観的に解決するために、外部機関であるジェムコ日本経営の協力を得ることとなった。

## 2. 調査点検活動の状況

### (1) 活動の目標

業務改善・改革による「業務の効率化、人と組織の活性化」をはかる。

現状業務の調査・点検を通して業務を的確に把握し、不用業務の削減をはかる。

業務目的の的確化と意識改革をはかる。

新事務情報システムへ向けた業務の改善・改革の基礎資料をうる。

新規・強化業務課題を設定し遂行のためパワーを有効利用する。

### (2) 活動の期間・体制等

期 間 1996年5月～1996年9月(5ヶ月間)

対 象 大学事務局 約190名(教員部長等を含む)

組 織 推進委員会

実行(拡大)委員会

点検活動チーム

事務局：総務部・企画調整室

コンサルタント：(株)ジェムコ日本経営

### (3) 活動の経過

1996年5月	6月		7月		8月		9月
(S1)	(S2)	(S3)	(S4)	(S5)	(S6)		
業務記述	目的、働きの記述	無用業務の排除	過剰業務の排除	MDの最小化	まとめ		
活動の開始 8 21							報告会 30
	17	5	26	19	28	13	
8 20 28	7 13 21 28	9 18 27	7 22	2	14	19	

：リーダー講義・実習      ：中間フォロー      ：中間フォロー(S)      ：推進委員会

：実行(拡大)委員会      ：部門間調整会      ：庶務業務検討会

### 3. 調査点検活動のスタート（キックオフ）

1996（平成8）年5月8日、10階ホールにおいて、木下学長・児玉事務局長・実行委員（部長、次長）・グループリーダー（課長等）・活動事務局が参加して、向う約4か月にわたる調査点検活動を始める開始式を行った。

開始式では、学長から「大学としては、外部の機関の協力を得て、こうした大規模で徹底した業務分析・改革へ向けた活動を全学的に行うのは初めてのことであり、極めて重要なことと認識しており、この活動の開始に当たって部局長会の承認を得た。また教職員組合の了解を求めた。新しく大きな事業を始める意欲と不安を感じているが、スケジュールを一つ一つ確実にこなしていけば、自ずと成果は得られると期待している。皆さんの力をいかに発揮していただきたい」との挨拶があった。

つづいて、事務局長が「一般の企業に比べて、大学は業務の効率化に対する意識が大きく立ち遅れている。きびしいこの時代に対応するため、私立大学も状況認識を新たにしなければならない。本学は今、新しいネットワークシステムを構築するため、膨大な投資をする時期にある。今回予定している事務システムでは、1人1台のコンピュータを持ち、それぞれの創意工夫により個性を伸ばしながら、人の活性化を通じて組織の活性化を図らねばならない。大学の事務組織は単に事務のための事務ではなく、教育・学術研究を支えるという側面を有しているわけで、当然、事務だけで効率化を図る事などできない。併せて教育研究の効率化も進めていかなければならないと認識している。また、この活動によって人や時間を切り捨てるなどという発想ではないことを改めて明言しておきたい。目標として20%という時間を生み出し、そこから新しい取り組みのための余力を抽出したい。リーダーとしての皆さんに期待している」と発言し、活動の開始を宣言した。

ジェムコ日本経営

活動全体の企画、準備、コンセンサスづくりのため助言

活動の体系化手法、技法並びに手順の提供と実践の指導

活動全体の運営指導および問題点解決のための助言と支援

引き続き、業務点検活動を支援いただくジェムコ日本経営の矢澤コンサルタントから、オリエンテーションが行われた。

なぜ今こういう活動が必要か

「大学は冬の時代と言われて久しいが、いよいよ18歳人口の減少による受験生の減少傾向が現実のものとなってきた。経営努力をしない大学は社会から見放される時代が近づきつつある。こうした状況に対応するには、エクステンションや国際交流の促進、教育内容の改善、研究設備の充実といった新しい展開が求められる。獨協大学におけるネットワー

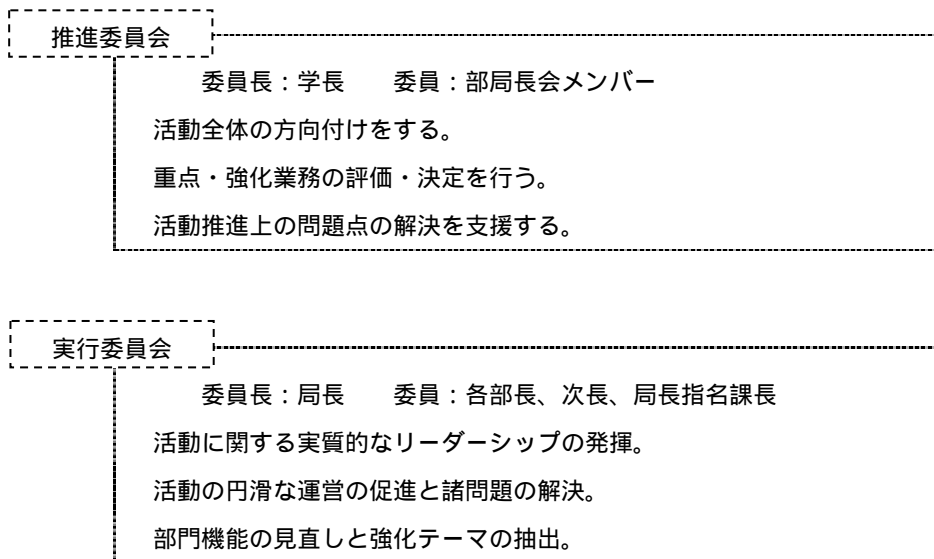
クシステムの再構築などは、まさに的を得たアイデアと言える。しかし、そこには膨大な投資が必要となる。私立学校の収入は学納金に偏重しており、その学納金も頭打ちの状態であるばかりか、すでに受験料を値下げしたり割引するなどといった大学まで現れてきている。他方、国などからの補助金も低下の一途をたどり頼りにならない。増える業務に対し、投下資金や人材を生み出すには、現有の勢力の中から抽出せざるを得ない。まさに今こそ、こうした活動が必要なのである。」

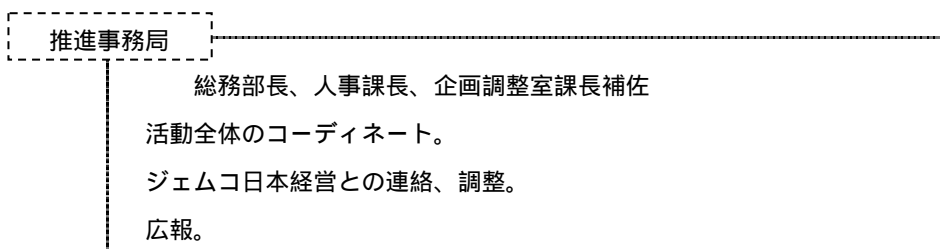
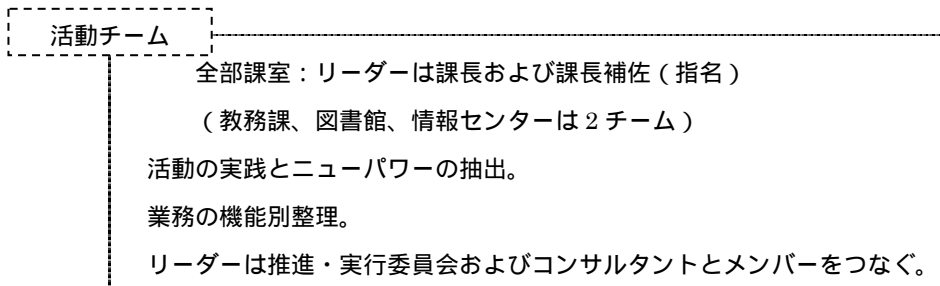
この活動の効果は

「事務改善のための手法はいろいろあるが、共通する欠陥は、その時はいいと思っても長続きせず元に戻ってしまうことである。その原因をつきつめていくと、表面的な改善に気を取られ実際業務にあたる“人”の意識改革をしていないということにある。この欠点を考慮にいれ、この - M ができている。

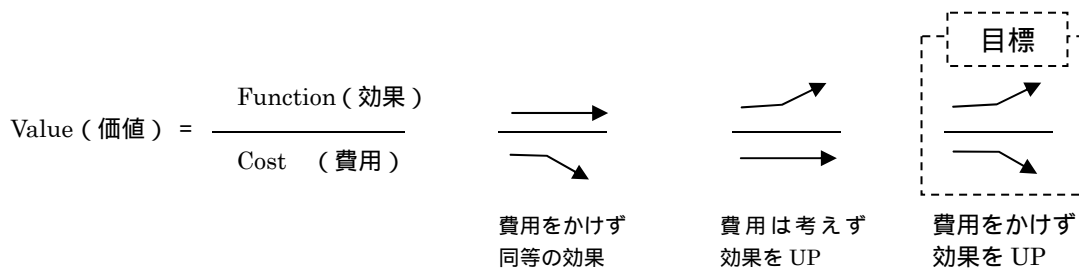
今回の獨協大学における『業務を的確に把握するための調査点検活動』では、学長を推進委員長として全学的体制でことに当たる。全員参加による学内の意識改革によって、この活動の効果が決まる。」

#### (1) 活動の組織

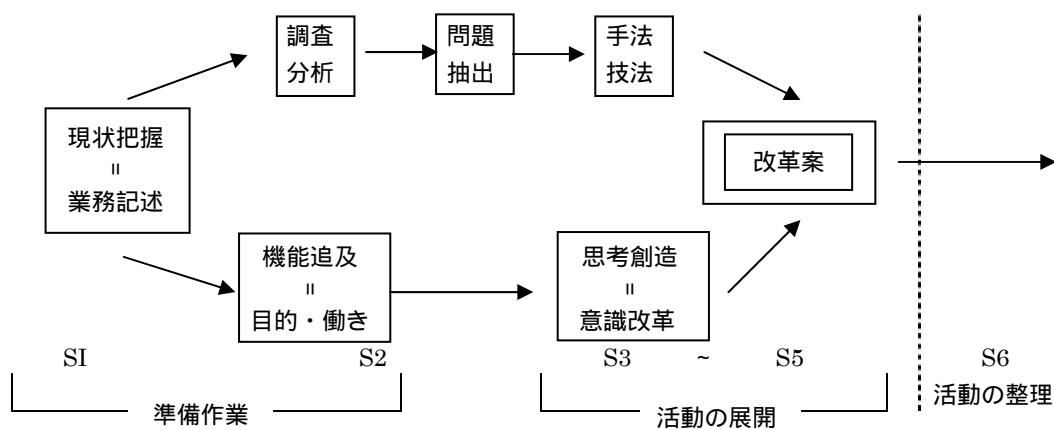




(2) 活動の目標



(3) ステップアップ



#### 4. 調査点検活動の成果

##### (1) 改善・改革等の時間

S1 創出時間 (現余力時間)	S3~S6 成果 (目標 20%)
10.6%      2137.1H / 月	7.9%      1427.9H / 月
----- 3565.0H / 月 -----	

##### (2) 未調整業務の時間

7.6%      1378.8H / 月
-----------------------

## 5. 具体的実施事項

### (1) 推進委員会

活動目標の確認

活動全体の方向付けと、活動日程の確認

「改革案・未調整」業務の審議（10月15日～12月3日）

新規・強化・重点課題の審議（評価・決定）（10月15日～12月3日）

### (2) 実行（拡大）委員会

部門の役割マップ（機能）作成

- ・一覽別添のとおり（別紙1：本誌 P.284）

部門等の新規・強化課題設計（提案）

- ・一覽別添のとおり（別紙2：本誌 P.288）

効率化活動の支援

### (3) 点検活動チーム

ステップ	実施事項	改革成果
1 業務記述と 現余力時間の申請	5/8～6/6 業務をありのままに記述することで、現状を把握し、自分が今どんな仕事をしているかを客観的に知ろうとしました。 業務の顕在化 部門業務の把握と分担、負荷の明確化（大中分類表） 活用可能な時間の明確化	2137.1H (10.6%)
2 目的と働きの記述	6/7～6/27 業務を目的と働きという機能から見て、その仕事の本来の目的はなにかを合理的に考えました。 目的意識の向上と定着 業務機能の明確化	—
3 “やめてしまえ” 発想による 無用業務の排除	6/28～7/17 その仕事はやめてもいいのではないかとこの視点で考え、価値のない業務を排除してみようと思いました。 無価値・低価値業務の排除 「現状否定」「リスクを冒す」「柔軟な発想」への意識の転換	688.2H (3.8%)
4 “半分にしまえ” 発想による 無用業務の排除	7/18～8/6 その仕事を半分に減らせないかとこの視点で考え、過剰な業務を削減しようと思いました。 「必要最低限度以上は全て過剰」の考えに立った代替案の発想 「重点指向」に立った改革 「強制指向」に立った改革	540.1H (3.0%)



ステップ	実施事項	改革成果
5 ディフェンス業務の最少化と他社、他人の活用による効率化	8/7~9/1 なお改革できていない業務を、基礎機能・管理機能・福利機能に区分し、特に管理機能について付加価値を高める[MO]か、損失回避のための消極的防御[MD]かの分類をすることで、さらに改革の余地を探りました。 ディフェンス業務の排除とオフェンス業務への転換 他社・他人の活用による効率化の推進 「権限委譲」での業務の効率化の促進	132.7H (0.7%)
部門間調整	8/28 部門間にまたがる共通・共同の業務の見直し、重複業務の整理をはかりました。	
庶務業務検討会	8/28 各部門で同様の管理処理を行っている庶務的業務について、それぞれの代表者による検討会を開きました。より密度の濃い話し合いをするため、この会を継続的に開催することになりました。	
6 活動のまとめ	9/2~9/30 これまでの活動をとりとまとめ、業務の効率化へ向けた提言をしました。 改革後業務の顕在化 部内業務の把握と分担、負荷の明確化(大中分類表) 今後の改革指針の明確化(業務機能表)	66.9H (0.4%)

## 6. 調査点検活動の状況

### (1) 活動成果の詳細

		合計	男子	女子
1. 参加人数		187	94	93
2. 就業時間		20247.1	11225.2	9021.9
3. 現余力時間(S1)	H	2137.1	1638.5	498.6
	%	10.6	14.6	5.5
4. 業務時間		18110.0	9586.6	8523.4
5. 成果 (S3~S6)	H	1427.9	694.6	733.3
	%	7.9	7.2	8.6
6. 未調整	H	1378.8	865.5	513.3
	%	7.6	9.0	6.0

### (2) 主な改善・改革の内容

業務の分類別内容は次のとおり

具体的な項目は別添のとおり(別紙3)

分類	内容	改革の時間
一般	業務の削減・簡略化	198.5H
	・申請手続等	(90.6H)
	・窓口対応・接客	(59.1H)
	・文書処理	(21.0H)
	・手引き(マニュアル)作成による軽減	(16.0H)
	・調査・統計	(11.8H)
	他社他人の活用	127.5H
	過剰業務の排除	18.9H
	重複業務の排除	13.5H
	その他発行の見直し	8.7H
会議 催事等	定例会議の見直し	105.1H
	議事録等の簡略化	54.9H
	開催回数・メンバーの削減	34.4H
	運営の簡略化	14.4H
	*連絡通知等は電子メール送信による。	
O A 資料	OA化の推進	74.5H
	OA処理の効率化	14.1H
庶務	給茶サービスの簡略化	17.3H
	課内の片付け	3.8H
	消耗品の調査	1.4H
	*庶務業務検討会 1.会議の開催日程	

分類	内 容	改革の時間
	<p>委員となった教員については、時間割の調査をして火曜・水曜以外での開催も可能にする。</p> <p>2.会議事務 開催通知・資料・議事録については、コンピュータの新システムの活用を進めていく。</p> <p>3.会議対応 会議中のお茶だし・食事などのサービスは省きたいが、全学的に取り止めるという方針を示してほしい。個々の対応では、どうしてもばらつきが生じる。</p> <p>4.文書の保管、廃棄 保存規程があるが、制定された時期から時間が経過し状況が変わってきていることから、廃棄に関する事項を加味して再度整備が必要である。</p> <p>5.起案・予算実行 執行権限を明確にし、できるだけ下位者に委譲することにより、決済時間の短縮をはかる。</p> <p>6.学内案内表示 外部の業者や訪問者が目的の部署に行けず迷っているケースが目立つ。的確な案内表示を設置する。</p> <p>7.ファックスの対応 新システムにより各所にファックスが設置されたが従来にも行き先不明の通信は結構あり、こうしたことが各所で発生しかねない。新システムから起こる新しい問題に対処しなければならない。</p>	

### (3) 主な未調整業務

提案部門	内 容	時間	関係部門
企画調整室	(行事実施資料の配布) 全教職員宛て実施の通知文書を学内メールで流す。ただし、掲示・大学ニュース掲載は従来どおりとする。	5.5	総務課
総務部 総務課	(入試業務) 茶菓子等の応接はしないこととする。 (研究室管理) 管理と運用の担当が異なることは二度手間であり、一元管理運用とする。 (議事録作成) 審議結果のみを記録し、審議内容は省略する。 (文書・郵便配布・回付業務) 関係部署に直接出向いての手渡しをやめてメールボックスに配布する。	6.2 1.0 11.0 9.6	入試課 管財課 全学教授会 部局長会等 全課
総務部 人事課	(給与処理業務の外注化) 定型業務がベースであり、外注化することで生じ	52.0	学長・局長

提案部門	内 容	時 間	関 係 部 門
	<p>るマンパワーを制度の整理・福利厚生の充実にあてる。(予算)</p> <p>(水連会)</p> <p>議長レベルについては検討内容によって参加することとする。</p> <p>(臨時職員の給与処理)</p> <p>現行の事務連絡方式を止め、出勤統計同様に各課入力方式とする。</p> <p>(教職員健康診断外注化)</p> <p>スタッフの戦力・医師技士等の人件費を勘案し、外注化とする。(予算)</p> <p>(給与等の口座振込み化)</p> <p>人事より会計の時間削減となる。人事は、給与袋のコストダウンと印刷時間が縮小される。(会計課了)</p>	<p>26.4</p> <p>12.0</p> <p>1.4</p> <p>1.0</p>	<p>学長・局長</p> <p>各課</p> <p>学生課(了)</p> <p>保健センター(了)</p> <p>現金支給者(組合)</p>
経 理 部 会 計 課	<p>(水連会)</p> <p>事務局長、総務・経理部長が出席しており課長は必要時の出席とする。</p> <p>(窓口対応)</p> <p>個人研究費・職員研修図書費は給与に含めて支給する。出張費は振込み処理をする。</p> <p>*窓口での現金支給をやめる方向で</p> <p>(仮払金処理 - 交換教員渡航雑費)</p> <p>仮払いをし帰国後清算をしているが、支出区分別に清算しており、本人の給与として処理したい。</p> <p>(両替機管理)</p> <p>コピーはカード化する。カードの販売は DUO とする。又は、コピーを外部に委託する。公衆電話はすべてカード式とする。</p> <p>(学籍処理情報)</p> <p>振込用紙は自振データ作成時のものでよいと思う。いまでもまちがって振込まれたものは返却している。</p> <p>休退学の領収印は入金日の近日には確認できるのでやめる。</p>	<p>21.7</p> <p>10.6</p> <p>0.5</p> <p>1.1</p> <p>1.4</p>	<p>学長・局長</p> <p>人事課</p> <p>人事課 国際交流センター</p> <p>図書館・管財課</p> <p>学務課</p>
経 理 部 管 財 課	<p>(来訪者の案内板の設置)</p> <p>中央棟 2 階のカウンター前天井から各課の案内板をつり下げる。</p> <p>(貸し出し処理)</p> <p>学生使用の放送用機材等の使用管理を右の事務課に移管する。</p>	<p>1.0</p> <p>0.9</p>	<p>総務課</p> <p>学友会</p>
教 務 部 教 務 課	<p>(レポート処理)</p> <p>教務課扱いについて全科目整理しているが登録者 500 名以上とする。</p>		<p>教務委員会 学部教授会</p>

提案部門	内 容	時 間	関 係 部 門
	<p>( 答案整理 )</p> <p>登録者数 300 名以上のところを 500 名以上 にする。</p> <p>( 学部長室の応接等業務 )</p> <p>昼休みの会議応接や弔事の手伝いなどの負担の軽減をする運営に変える。</p>		<p>教務委員会</p> <p>学部教授会</p> <p>学部</p>
教 務 部 学 務 課	<p>( 日本語課程委員会 )</p> <p>日本語課程委員会所管事項を、教務委員会および国際交流委員会へ移管する。</p> <p>( 国家試験等指導委員会 )</p> <p>就職指導の一環として就職部へ移管する。</p> <p>( 各種講座係業務 )</p> <p>就職指導の一環として就職部へ移管する。</p> <p>( 地理学調査法合宿授業関係 )</p> <p>免許課程係は、学生の課程登録から免許状授与までのサービスを主務としているため、地理学調査法の授業実施業務は係業務となじまない。</p>	<p>3.7</p> <p>2.7</p> <p>105.0</p> <p>1.2</p>	<p>教務課</p> <p>国際交流センター</p> <p>就職課</p> <p>就職課</p> <p>教務課</p>
学 生 部 学 生 課	<p>( 行催事の警備 )</p> <p>プロジェクトによる警備をやめて、事態が発生した場合の対応を検討し、待機時間等に本来の業務を行う。</p>	2.8	<p>入試課</p> <p>企画調整室</p>
学友会総務 部長室 事 務 課	<p>( 課外活動で使用する教室の貸出、許可票発行 )</p> <p>授業教室使用のコンピュータ処理に併せて、教室貸出を機械処理する。新規にプログラム開発する。</p> <p>( 事務連絡・原稿作成・依頼事項の処理 )</p> <p>電子メールを活用する。</p> <p>( 行事届・試合届・合宿届を台帳に記録する )</p> <p>コンピュータ管理する。</p> <p>( 守衛室に各種事務連絡を作成 ( コピー ) し届ける )</p> <p>電子メールを活用する。</p> <p>西門にも端末機設置。</p> <p>( 師範・コーチ懇談会 )</p> <p>師範・コーチと大学の公式行事であるが、取り止めることが可能であるか検討する。</p>	<p>8.0</p> <p>2.43</p> <p>2.0</p> <p>3.0</p> <p>5.35</p>	<p>教務課</p> <p>情報センター</p> <p>全課</p> <p>守衛室</p> <p>会長</p>
広 報 部 広 報 課	<p>( オープンカレッジ一般講座 )</p> <p>外部委託：受講申込み、受講者 DM 等の業務。</p> <p>( 入試業務 )</p> <p>業務内容を見直し、専任職員が必ず担当しなくてもすむことは外部委託し、アルバイト等に移行する。</p> <p>( 入学式配布物セット作業 )</p>	<p>95.0</p> <p>4.3</p> <p>0.5</p>	<p>入試課</p> <p>教務部</p>

提案部門	内 容	時 間	関 係 部 門
	<p>業務内容を見直し、専任職員が必ず担当しなくてもすむことは外部委託し、アルバイト等に移行する。</p> <p>(他部署委員：情報センター開発リーダー) 「開発リーダー」は不要とする。直接、業務の担当者と打合せをとる方法にする。伝達事項はメールにする。決裁は課長が行う。</p> <p>(部課長会：現状の時間を減少化) 事務連絡・報告事項等は電子メール等で行い、検討事項のみの議題の範囲にする。</p>	<p>2.4</p> <p>2.5</p>	<p>情報センター</p> <p>総務部</p>
入 試 部 入 試 課	<p>(会議室の予約) 会議室予約は総務課の台帳をみて予約しているが、これをノーツによってネットワーク上で予約確認できるようにする。</p> <p>(切手の管理) 切手は総務部から受取りさらに課内で台帳に記入の上使用しているが、各課で郵便料金自動計量器を導入し、発送の分だけ発行することとする。</p> <p>(資料や入試要項の代金の送金方法) 受験生の資料請求や要項の請求には郵便小為替で送らせているが、郵便振替口座をもうけ、請求の手間を簡略化してサービスの向上をはかる。</p> <p>(各種届け・出張報告書・会議通知・学内回覧文書の作成) 休暇願など各種の届け、出張報告書や各種会議通知、回覧、事務連絡はノーツにより電子メールで発信し、ペーパーによる通知はしないこととし、繁雑な業務環境の整備と文書到達の迅速化・確実化を促進する。</p>	<p>1.0</p> <p>1.0</p> <p>4.0</p> <p>2.53</p>	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>経理部</p> <p>人事課 (各種届け・出張報告書) 総務部・教授会 (会議通知・学内回覧文書の作成)</p>
図 書 館 事 務 課	<p>(貸出・返却業務) 自動貸出・返却装置導入により、作業の省力化とサービスの向上を図る。</p> <p>(収書業務) 図書館新システムの導入と外部書誌データの活用で、発注受入のロスタイムを大幅に短縮する。</p> <p>(雑誌業務) 図書館新システムの導入により、現在手作業で行っている受入チェックをバーコード読取方式に変え作業を効率化する。</p> <p>(整理業務) 図書館新システムの導入により、学情書誌データ取込みの際の修正作業を極力削減し、整理待ち時間を大幅に短縮する。</p>	<p>117.4</p> <p>144.0</p> <p>29.5</p>	<p>経理部</p> <p>経理部</p> <p>経理部</p> <p>経理部</p>

提案部門	内 容	時 間	関 係 部 門
外国語教育 研究所事務課	(視聴覚教育) 英I会(LL)再履修者受付 現行では学生のLL授業は週1コマになっていて、科目履修登録は通常の科目登録と同様にできるので、登録は教務一本で扱うほうが学生にとって窓口が1つになる。	1.4	教務課
	(庶務業務) 英I(reading)採点補助 英語学科の科目で現在は語教研と何らの関わりがない。情報センターと学科で対応することとする。余力時間は「紀要」等に注ぐ。	1.9	英語学科
	(定例会議) 部課長会 部課長会は月1回として、余力時間は課内業務に注ぐ。	3.0	事務局長
	(英語学科新入生英語レベル分けテスト監督補助) テスト用の機器操作は簡単なので、教員にしてもらおう。余力時間は授業関係・学生サービス関係に注ぐ。	0.1	英語学科
	(視聴覚教育) 担当教員が一人で行えるようにする。 余力時間は教材編集他に注ぐ。	22.5	外国語学部
情報センター 研究室	(情報センター運営委員会) 運営委員会の取扱う事項は、部局長会で取扱う。	0.3	
	(臨時職員の出勤簿) 廃止してパソコン処理とする。	6.0	人事課
	(起案書・事務連の文書) 電子メールに替える。	4.0	総務課
	(学報) 廃止する。	0.5	広報室
国際交流センター 事務課	(起案処理) 起案の必要がないと思われるものまで慣行で実行している。見直しを図る。	12.5	総務課
	(清水マンション外国人学生宿舎) 寮の一部として全体的にとらえる検討をする。	13.4	学生部
	(部課長会) 月2回行われている会議を、報告事項はメールを使うことで、月1回の議題を決めたものへ内容の充実を図る。	3.5	総務課
	(インターナショナルフォーラム) 業者に代行できる部分を検討し、実務担当者の業務を減らす。	1.0	

## 7. 調査点検活動のエンド

報告会では、活動事務局・遠井総務部長から活動報告があり、活動にあたって通常業務と並行作業になったにもかかわらず、協力を惜しまなかった各職員とリーダーとしての課長等に謝辞が述べられた。さらに、リーダーに配布した活動のまとめ(『活動報告書』、『役割マップ一覧表』、『新規・強化課題』)について説明があり、推進委員会が開かれることの予告と、まとめの補完業務についての依頼があった。なお活動報告は、推進委員会に報告した段階で教職員に披露するとのことであった。また、この活動による成果時間としては目標の20%に対し約8%であったが、未調整業務・庶務業務検討会の結果などの時間もあり、一概に目標を達成できなかったなどと評価することはできないとのコメントがあった。

学長からは、この活動にあたっての関係者の労苦に感謝の意と、この活動をベースに新しい展開に向かっていく決意が示された。

引き続き、リーダーにこの活動に関する感想を求めたが、時間の都合もあり5名の課長等が発表した。通常業務の繁忙時期と重なったり夏休みといった状況下でのステップのノルマ消化の苦労と、初めて体験するこうした手法に関する戸惑いがあったことが語られた。もう少しゆとりがあれば、成果時間の算出や改革提案にもっときめ細かく検討が加えられ、より積極的な結果を出せたのではといった反省があった。教員との調整を待たないと業務改革は実施できないといった状況や、さらに改革が逆にサービスの低下につながりかねないことに対する懸念が話された。また、リーダーが実行委員を兼務したこと、および教員部長を含む推進委員会が活動期間中に開催されなかったことへの不満も出された。しかしながら、大学職員としては学外の異業種の空気に触れられ、刺激を受けたとの報告もあった。

指導にあられたジェムコの矢澤コンサルタントからは、「日々新しい取り組みをしていかなければ今の厳しい時代に生き残ることはできない。目では見えないコスト(時間、手間)に目を向けなさい。行動なき知識はゼロである。せっかくの考えを無駄な議論に終わらせないように」との話があった。

最後に事務局長から、「今後の展開としてこの業務を的確に把握するための調査点検活動を、新しい事務情報システムにつなげて行く。また大学の自己点検評価活動の一環として、かつ1994(平成6)年3月に提出されている答申書(業務の点検と改善に向けて)と関連付けて、こうした業務の見直しを継続していきたい。今回の活動を通して、外部から見て甘いと評価されるような点を率直に反省しなければいけない。しかしながら、この活動を始める時から言っているように、この活動により人を単純に削減するという考えはない。余力として生み出された時間や人的パワーは、例えば今回各部門から提案された強化業務に振り向け、獨協大学の新しい姿を形作りたいと考えている」との話があり、活動報告会を締めくくった。



## 8. 今後の課題

### (1) 基本的な考え

業務を的確に把握するための調査点検活動は、9月30日をもって一つの区切りをむかえた。今後はこの活動の成果を、新事務情報システムの再構築に向けて引き継ぎ、十分活かしていく。

(補足) 新事務情報システム再構築の取り組みに関しては、その後、プロジェクトを核にして新システム「DREAMS」の提言(案)が答申されている。

改善・改革事項の定着化、未調整業務提案の解決、新規課題提案の検討および強化課題提案の実行推進のフォロー等において、学長・事務局長の方針のもとでの検討をへて、部課長会・部局長会を通じて、教員も含めてなお一層の理解と協力を得て行っていく。

なお、当面はこれまでの活動事務局を存続する。

### (2) 活動の成果の活用

新規課題・強化重点課題(部門課題と全学課題)を検討設定し、パワーの活用をはかっていく。

### (3) アウトプット資料の保管と活用

アウトプット資料は、全体として新事務情報システムの再構築の資料として活用していく。

#### 部門

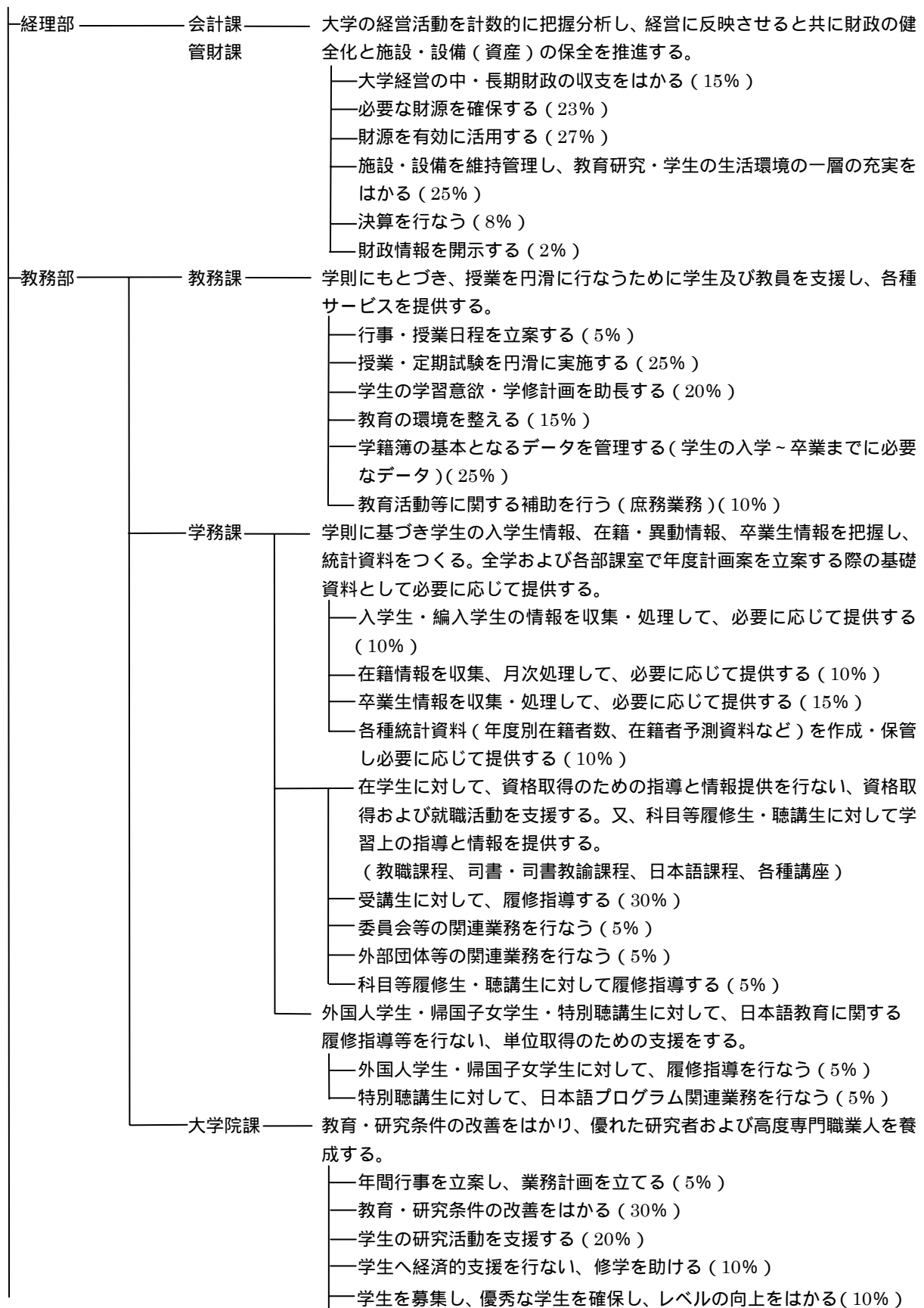
資料名	保管責任者	活用例
1. 業務記述表	メンバー (チームリーダー)	業務マニュアル、業務引継に利用 業務のやり方に変更があった場合 新しい業務が追加された場合 随時記述表を修正していく
2. 改革シート 目標管理表兼 時間算定メモ 大中分類メモ	チームリーダー・メンバー	実行定着化のフォローに利用
3. 大中分類表 業務機能表	チームリーダー	業務の再配分に利用 今後の改善・改革の整理と方向性の追 求に利用
4. 役割マップ	部門長 チームリーダー	部の使命、機能の部内浸透
5. 新規・強化課題 実行計画表	部門長 チ-ムリ-ダ-	今後の推進と実行 進捗の確認

#### 新事務情報システムの再構築の資料

特に、業務記述表・改革シート・大中分類表・業務機能表を引き継ぎ、活用をはかる。

獨協大学事務部門の役割マップ一覧表（要旨）

部 門	基本機能と一次機能
企画調整室	<p>大学を永續発展させるために、大学の将来像を見据え、大学の理念・基本方針を踏まえて、経営方針・経営課題を整理し、大学経営の中枢・教授会・理事会へ働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 大学経営に関する重要事項を審議にかけ決定事項を実施する（20%）</li> <li>— 各種資料を収集・整理して、大学経営の指針に役立たせる（10%）</li> <li>— 大学への協力を強化する（15%）</li> <li>— 父母・卒業生や広く社会に働きかけ、財政基盤を確立する（20%）</li> <li>— 学習・研究環境の水準を調査し、充実をはかる（5%）</li> <li>— 建学の理念・意義を周知徹底する（10%）</li> <li>— 各種の法定調査へ対応する（20%）</li> </ul>
総務部	<p>大学の目的遂行のための管理運営に携わる部門として、トップ意志決定機関と執行機関のもとで適切な情報提供と他部門との連絡調整を行ない、組織の活性化に資する。また、大学の事務の進展を図る。</p>
	総務課
	<p>大学運営に必要な学内外の情報を収集し、組織間のコントローラー又はサーバーの両面に立って、情報をまとめ提供する。</p> <p>又、大学運営（事務）にかかる多種・多様にわたる事柄を適切に判断して、運用、又は立案・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 大学運営に必要な情報を収集・提供する（諸規程整備を含む）（20%）</li> <li>— 渉外業務の対応を適切に行なう（学長事務室を含む）（20%）</li> <li>— 学長・事務局長の主宰する会議等をサポートする（20%）</li> <li>— 全学行事のプロモート・全学業務の支援をする（5%）</li> <li>— 文書・公印を適切に処理する（10%）</li> <li>— 施設の利用管理を適切に行なう（電話交換、印刷室を含む）（5%）</li> <li>— 各種研究助成を有効に行なう（10%）</li> <li>— 各種庶務業務を円滑に行なう（10%）</li> </ul>
	人事課
	<p>大学運営に必要な職員を採用して、その人材活用と能力向上の人事制度をより工夫して、組織の活性化をはかる。又、労働条件を人事システムと関連づけて運用・設定する諸施策を立案・実施する。（教員人事は教授会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 必要な人材の採用・配置および育成のサポートの継続、職員人事制度の整備を行なう（22%）</li> <li>— 業務の点検・評価を適宜行なう（8%）</li> <li>— 給与等の改定作業および給与・手当等の計算を適正に行なう（15%）</li> <li>— 服務・労働条件、福利厚生維持向上をはかる（15%）</li> <li>— 労働組合との協調関係を維持する（15%）</li> <li>— 各種統計・調査を行なう（5%）</li> <li>— 部門 CP システムの維持・開発を行なう（10%）</li> <li>— 教員人事の事務を適切に行なう（10%）</li> </ul>



学生部	学生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 修了生の状況を把握し、大学院の方針決定の資料とする（5%）</li> <li>— 学生の個人情報を管理し、証明書等の発行をする（5%）</li> <li>— 大学院の円滑な管理を行なう（15%）</li> </ul> <p>厚生補導を通して、正課の教育効果をたかめると共に、豊かな学生生活を通して人間性を育成する。</p>
学友会 総務部長室	事務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 学生の生活環境条件を把握し適切な調整を行ない、教育的効果をあげる（経済支援、心の相談……）（50%）</li> <li>— 多面的な教養を養うための課外活動を支援する（15%）</li> <li>— 集団活動を体験させ、協調性・責任感を植えつける（15%）</li> <li>— 個別指導を通して人間形成を援助する（20%）</li> </ul> <p>大学教育の一環としての課外活動を指導して、学生が自立性・協調性・指導力及び創造力を醸成すると共に、充実した学生生活を送れるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学友会活動全般に関する事務処理をする（72%）</li> <li>— 学友会本部、雄飛祭等学友会活動全般の助言指導をする（15%）</li> <li>— 文化会、体育会、愛好会のクラブ・サークル活動の助言指導をする（13%）</li> </ul>
就職部	就職課	<p>社会人として巣立っていく学生に対して、しっかりとした職業観をもたせ、就職指導を行なう。又、大学に対する社会の要望を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学生に対して就職について指導する（30%）</li> <li>— 学生の就職相談に応じる（20%）</li> <li>— 就職先を斡旋する（10%）</li> <li>— 広く求人先を開拓する（20%）</li> <li>— 就職情報を収集分析して提供する（15%）</li> <li>— 転職など就職後の相談に応じる（5%）</li> </ul>
広報部	広報課	<p>大学の運営を円滑にする目的を達成するために、学内外に対応するよう大学の教育方針・運営の施策などの情報を適正に提供すると共に、大学への要望・意見などを広く収集し、正確、タイムリーに情報伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 広報刊行物を発行する（50%）</li> <li>— オープンカレッジ講座を運営する（32%）</li> <li>— 学外への広報活動をする（7%）</li> <li>— 庶務一般の事務をする（10%）</li> <li>— その他広報に関して必要な業務をする（1%）</li> </ul>
入試部	入試課	<p>より多くの人々に受験の機会を与え、入試を円滑に行ない、良質な入学者を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 大学の知名度を高め内容を理解してもらう（20%）</li> <li>— 大学の内容を紹介することで大学の理解度を深める（25%）</li> <li>— 獨協大学の固有の選抜方法を立案・実施する（5%）</li> <li>— 各種の入試を円滑に実施する（50%） - 入試スケジュールを調整する（推薦・特別・社会人入試、一般入試、編入学）</li> </ul>
図書館	事務課	<p>大学の教育・研究・運営活動に必要な資料・情報を収集・整備・保管し、利用者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 利用者にとって必要な資料・情報を自館で収集・整備・保管する（40%）</li> <li>— 利用者の要求する資料・情報を効率的に提供する（40%）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>— 利用環境を整備する（2%）</li> <li>— 図書館電算システムを維持管理する（6%）</li> <li>— 図書館内および学内関係部署との調整を行なう（1%）</li> <li>— 他大学関係諸機関との協力・調整を行なう（1%）</li> <li>— 運営方針を審議し、具体的計画を練る（1%）</li> <li>— 人材を確保・育成する（3%）</li> <li>— 必要経費を確保実行する（1%）</li> <li>— 図書館情報を発信する（4%）</li> <li>— 大学の行事・催事に参加する（1%）</li> <li>— （個人研究費業務を処理する）</li> </ul>
<p>外国語 教育研究所</p>	<p>事務課</p>	<p>外国語教育を充実発展させるために、外国語及び外国語としての日本語の教育に関する研究を行なう。併せて、本学における視聴覚教育の向上とその円滑な運営を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 視聴覚教育を支援する（40%）</li> <li>— 視聴覚教育に関する資料を収集・整理し、AV学習室の利用者に提供（貸出）する（20%）</li> <li>— 外国語及び外国語としての日本語の教育に関する資料を収集・調査・研究する（10%）</li> <li>— 研究会・講演会・外国語教育講座・検定試験講座等を開催する（10%）</li> <li>— 視聴覚機器による教育に関する調査研究を行ない、機器・教材を管理・運用する（10%）</li> <li>— 他の大学・研究機関・教育機関と交流を図る（7%）</li> <li>— 研究授業の計画・立案をし、授業結果の追跡調査を行なう（3%）</li> </ul>
<p>情報センター</p>	<p>業務課</p>	<p>本学の研究・教育及び事務処理を、電算機システムを適正に運用して、正確かつタイムリーに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 電算機が常に正常な状態で使用出来るように管理し、その適正な運用をはかる（20%）</li> <li>— 電算機を使用した、又は使用するための研究教育を支援する（30%）</li> <li>— 事務処理システムの開発・保守・運用を支援する（30%）</li> <li>— センターの適正な運営と管理をする（20%）</li> </ul>
<p>国際交流センター</p>	<p>事務課</p>	<p>国際化の著しい進展に呼応して、国内外の学生・教職員をはじめ多様な人的交流を活発にし、世界を視野に入れて国際性豊かな「世界の獨協」と言える大学づくりに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 関係機関との連携・協力を、中・長期計画のもとに取り組む（25%）</li> <li>— 国際競争力を充実する <ul style="list-style-type: none"> <li>— 世界の主な大学の動向を調査分析する（5%）</li> <li>— 国際化時代の“獨協大学のあり方”を明らかにし、周知する（15%）</li> </ul> </li> <li>— 留学生交流や研修員の受入れなど“ソフト面”を充実する（15%）</li> <li>— ソフト面充実の一環として研究部門を設置する（5%）</li> <li>— 学生の留学・語学研修などを推進する（25%）</li> <li>— 国際交流センタースタッフの能力をたかめる（10%）</li> </ul>

## 別紙 2

新規・強化課題(提案一覧)			推進委員会	
課題	内容	主管部	方針 (ウエイト)	基本部署
<b>I 新規課題</b>				
1.自己点検評価および大学基準協会の相互評価を受けるための資料作成	所定の様式で統一した資料をつくる	企画調整室	決定 (実行計画)	自己点検運営委員会 各学部 研究科 主管部
2.学生の授業評価制度の導入	C.Sの視点からも大学を見て、改善をはかる	教務部	実行計画	自己点検運営委員会 各学部 研究科 主管部
3.RDB(リレーショナルデータベース)の構築	新システム導入をふまえ、階層型のDBから変換	情報センター	決定 (実行計画)	部局長会 主管部
4.図書館電算システムの新展開	新システム導入をふまえ、DOBISから変換	図書館	決定(立案)	主管部
5.地球規模の教育環境を整備	国際化の一環として、途上国に大学の分校をつくる	国際交流センター	保留	
6.制度の導入				
(1)教育研究条件の改善強化	・他大学との単位交換の実施 ・研究指導委託制度の導入	教務部 (大学院課)	検討調査	主管部
(2)学生の研究活動支援強化	T.AおよびR.A制度の導入	教務部 (大学院課)	検討	主管部 語教研 情報センター
(3)情報教育・研究の充実	全学生が情報教育を受けられるようにする((補)リテラシー教育と授業への活用方法)	情報センター	実行計画	各学部 主管部
(4) Semester制に向けての方向性	単位認定制度・方法の工夫 アドバイザー、オフィスアワー制度の導入	(学 長)	検討・立案	各学部 教務部 主管部
<b>強化課題</b>				
<b>1. 組織関連</b>				
(1)学長より諮問のあった組織問題	・企画調整室・広報部(オープンカレッジ含む)入試部(入試委員会含む)関連 ・教務部・学生部・学友会総務部長室関連 ・図書館・外国語教育研究所・情報センター関連	(学 長)	立案	企画・財政委員会 主管部
(2)「業務の点検と改善に向けて(答申書)」での提起案件	・総合企画部(仮称)設置等の構想	(学 長)		
<b>2. 広報 情報提供</b>				
(1)本学の知名度を上げる	父母懇談会の運営改善と地域住民にも開放する	企画調整室	立案	主管部
(2)対外告知広報活動の強化	新たなPR戦略を展開し、外部委託も検討する	入試部	検討立案	主管部
(3)首都圏の高校訪問	訪問強化地区として重点活動する	入試部	立案	主管部
(4)課外活動情報をホームページで発信	受験生など学外者にも発信する	学友会総務部長事務室	下記5(1)を参照	

新規・強化課題(提案一覧)			推進委員会	
課題	内容	主管部	方針 (ウェイト)	基本部署
(5) ボランティア活動の積極的支援	学生(団体)の一定条件をとりまとめ、ボランティア団体とのジョイントなどができるようにする 学外ボランティア情報の収集・提供	学友会総務部長事務室	調査検討	主管部 学生部
(6) 地方企業の求人先開拓	Uターン学生のための就職支援を他部門の協力をえて展開する	就職部	立案	主管部
(7) 大学の財産、卒業生ネットワークを拡充する	同窓会関係の維持改善をはかる (補) 在学生父母関係の運営改善をはかる	総務部 (学長事務室)	実行計画	企画・財政委員会 企画調整室 主管部
3. 制度拡充				
(1) 図書館の利用日数・開館時間の拡充	定期試験期間中の日・祝日開館 平常時の開館時間の延長	図書館	検討立案	部局長会 主管部
(2) 視聴覚資料サービスの拡充	館外貸し出しに踏み切り、授業支援を含め、サービスの展開をする。 (著作権法上の問題)	図書館	立案	主管部
(3) 各種語学検定試験受験準備講座の充実について	現行開講クラス数の増加と国連関係の検定試験などの情報の収集・提供	外国語教育研究所	検討立案	主管部
(4) 国際交流の大学を拡大する	交流大学の数を増やし、教育・研究の場を広げる	国際交流センター	調査検討	主管部
(5) 学生の部活動の多様化と参加学生の拡大支援	学部・学科の特性を生かした部活動の育成と、参加者の拡大をはかる (補) 顧問制度のあり方の検討	学友会総務部長事務室	検討立案	企画・財政委員会 主管部
(6) 就職ガイダンスの強化	1~2年生のガイダンスを強化する (補) ガイダンスに学部教育の特性を加える	就職部	実行計画	主管部
(7) 各種研究助成	種々の研究助成についてのサポート および教員の研究テーマリストを作成・公刊して、研究費を開拓する	総務部 (総務課)	検討立案	主管部 企画調整室
4. 財政				
(1) 資産運用を強化する	資産運用の10%UPをはかる	経理部	実行計画	企画・財政委員会 主管部
(2) ・新たな寄付金収入を図る	財源の長期確保を図るため、寄付金収入事業を拡大する (入学者、父母、卒業生、一般企業)	経理部		
・募金課を設置し、財政基盤確立のための寄付金集めをする	寄付者に協力会員証を発行し、施設利用などの特典を与える。	企画調整室	保留	
5. 運営・人事				
(1) 全学的な広報情報の収集および提供への構築	情報の収集強化と提供の多元化をはかるため、全学的な広報情報収集体制の確立 (補) インターネット、ホームページ等の運用管理の設定	広報部	実行計画	企画・財政委員会 主管部 情報センター
(2) 職場の活性化 - その一環として役職定年制度を導入する	先の「答申案」を継続検討する	総務部 (人事課)	検討立案	企画・財政委員会 主管部
(3) 業務の点検・改善活動(マインド)の定着をはかる	暫定的措置として、業務調査(仮称)制度を設ける	総務部		

新規・強化課題(提案一覧)			推進委員会	
課題	内容	主管部	方針 (ウエイト)	基本部署
6. 施設				
(1)女子寮(敬和館)の再建 (補)諸施設の老朽化対策	リフォームで10年間の存続をはかる	学生部	検討立案	企画・財政委員会 主管部
7. 業務の方法の変更等				
(1)入試受付システムおよび 高校関係データベースの 構築強化	短時間で正確な処理システム化と進 学相談・高校訪問の支援をしやすく する	入試部	検討立案	主管部
(2)資料形態の変換による保 管スペース節約と出納管 理作業の削減	新聞・雑誌等の一部をデジタル化す る	図書館	検討立案	主管部
(3)給与処理業務の外注化	給与処理業務は、定型業務がベース であり、このパワーを人事の重点領 域(制度の整備、福利の充実)にシ フトする	総務部 (人事課)	検討立案	企画・財政委員会 主管部

(付議) 推進委員会 96年10月15日~12月3日(4回)

(補)は、本委員会の補足事項

(拡大) 実行委員会 96年5月24日~9月26日(6回)

(備考)「方針」の進め方

・実行計画 目標 今年度内

・立案 目標 次年度前期

・検討他 目標 次年度内



## 第 12 章 管理運営

### 1. 管理運営体制

#### 教授会

##### 全学教授会

###### (1) 現状の説明

教授会は、学校教育法第 59 条により、重要事項を審議するための必置機関として規定されている。本学は、1993（平成 5）年度まで全学単一の教授会を置き運営してきた。だが 1994（平成 6）年 4 月に学則を改正し、大学には全学教授会（学則第 64 条第 1 項）を、学部には学部教授会（同条第 2 項）を置くこととした。また学科には学部教授会のもとに学科教授会（同条第 3 項）を置くことができることとした。これにより単一教授会での審議事項が区分され、教育および研究に関する事項等は学部教授会の審議事項となった（学則第 68 条、69 条）。この学則改正により、学部教授会を主軸とする運営体制となった。

全学教授会は、学長および全専任教員で構成され、定例会は、学長の招集により原則として隔月に開催される。議事進行は、構成員の中から互選された議長団（正 1 名、副 2 名）が当たる（全学教授会運営規程）。

###### (2) 点検・評価ならびに長所と問題点

全学教授会は、学則変更など諸規程の制定・改廃および教員人事その他大学運営の重要事項に関する意思決定機関であり、重要な役割を担っている。議題は事前に部局長会で検討・整理され、会議の 1 週間前に構成員に通知される。学則改正等の重要事項については、あらかじめ資料を配布し会議の円滑化に留意している。

全専任教員が構成員となっている会議であり、学部・学科を超えた教員間の意思疎通を図る場となっている。また、事務局の課長以上はすべて陪席できることとなっており、審議過程を含めて事柄の理解を深める機会となっている。

他方で、構成員が約 200 名となる大規模な会議のため、案件によっては限られた時間内で効率的に審議が進まない場合がある。また、欠席者や途中での退席者も少なくない。

### (3) 将来の改善・改革に向けた方策

全学教授会の審議事項をさらに整理・調整し、全学的な意思決定を必要とする重要事項のみに限定する。また依然として多い報告事項等は大学広報や学内LAN等のメディアの利用を検討し、審議の時間を増やすように努める。これらを通じて、会議の開催を必要最小限度にとどめると同時に、全学教授会での審議の充実と効率化を図る必要がある。

#### 外国語学部教授会

外国語学部には、学部教授会とそれぞれの学科に学科教授会が置かれている。学部教授会の権限・役割等については、本学学則第69条と、「外国語学部教授会規程」第4条に「教授会の審議事項」として次のように明文化されている。

教育および研究に関する事項

教育課程の編成に関する事項

学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項

学部教員の身分に関する事項

各種委員の選出に関する事項

全学教授会から委任された事項

その他外国語学部の運営に関する事項

学科教授会は上記審議事項に関し、当該学科に係る事項を審議することとされている。

なお、主に学部共通科目を担当する教員は学科教授会には属していない。

教授会規程に特別な問題点は見当たらない。また、その運用も適切になされていると判断される。

< 「外国語学部教授会規程」(資料A - 24) 本誌 P.320 参照 >

#### 経済学部教授会

### (1) 現状の説明

経済学部教授会の権限は、経済学部教授会規程(平成5年11月10日制定)にその審議事項として掲げられている事項を審議し、承認または決定する権限ということであろう。

それによると、経済学部教授会の審議事項はつぎのようなものである。

学部の教育・研究に関する事項

学部学生の身分に関する事項

学部所属教員の身分に関する事項

学部に内規の制定・改廃に関する事項

全学教授会、学長その他大学の機関から、とくに委任され又は審議を求められた事項

その他学部の管理運営または大学の教育研究に関して必要と認められる事項

すなわち、学部の人事・教務・入試・学生に関するあらゆる事柄が、学部教授会の審議、承認または決定の権限事項となっている。

## (2) 点検・評価ならびに長所と問題点

本学では、1993（平成 5）年度までは全学教授会の権限が強く、上述の学部に関する事柄の大部分も最終的には全学教授会の決定を待たなければならなかった経緯がある。その意味で、その後の学部教授会の権限は著しく拡大された。ただし、1993（平成 5）年度以前の全学教授会ですべてを協議し、決定していたころの慣習は多くの点で見受けられる。

とりわけ、経済学部教授会の審議事項の中でももっとも重要な審議事項である「学部所属教員の身分に関する事項」に関連しては、学部教員の昇任人事でさえも、全学の人事委員会における審査を通過し全学教授会における承認を経なければ実現しない。このようなシステムは、教員人事のチェック機能として良い面を持っていることは認めざるを得ない。しかしながら、実際上は、他学部による人事への干渉を可能にするという負のチェック機能の一面も見受けられる。

新任人事は全学的な最重要事項であり、また各学部・学科においてももっとも関心のある事柄であることは確かであるから、学部間の調整も必要であり以前より互いに他学部・学科の人事に干渉するような風潮があった。しかし、学部教授会の権限が著しく強化された現在においてさえもそのような風潮が依然として存在することは、真に奇妙なことと言わざるを得ない。とくに問題となるのは、他学部・他学科の人事に干渉することにより、自らの学部・学科の不合理的な人事を通すための取引のカウンターパートに利用するような場合である。

いずれにせよ、1993（平成 5）年以前に比べれば、学部関連の審議事項の大部分が学部で審議・決定できるようになったことは、分権化の利益のみならず時間の節約の点からも大きな前進であると評価できる。ある事柄についての決定を下す際に間違いを犯す最大の原因は、その事柄についての十分な知識と経験を持たないままに決定を行うことであろう。その意味で、学部・学科の関連事項について常に全学的な場で決定を行うことは、誤った判断を下す危険をも増やす原因となるであろう。

しかしながら、本学のような中小規模の大学においては、学部を完全に独立させることにも問題がある。最大の問題は、設備と教職員に関するコスト面の非効率性であろう。学部がまったく別の場所に分散していたり、あるいは場合によっては広い場所に点在しているような場合には、各学部が完全縦割りの独立採算的組織を持ち、その際にはもちろん各学部・学科の教授会の権限はさらに強められなければならないかもしれない。しかし、その意味から言えば、全学部が比較的狭い場所に集中している本学の場合には、逆に全学一本の組織のほうがコスト面の節約効果が大きい。

本学が1964(昭和39)年の設立以来、約30年間にもわたって全学教授会での決定を重視してきた理由の中には、本学の歴史が込められていると考えることができる。すなわち、初期にまず教養部を中心に学部編成が行われ、その他の学部はそこから分科する形で独立したこと、つまり大学の現状とはまったく逆の教養大学的な発想の下にできあがった大学であるから、その精神を組織の上で活かそうとすると、全学教授会がその頂点に立つ組織づくりが当然であったということであろう。時代の変遷とともに教養課程への風当たりが強まり、教養課程の存在の正当な評価も行われないうちに、大学審議会の答申などの影響下で、本学においても教養部は解体の憂き目にあってしまった。このような趨勢が、学部独立あるいは学部縦割り制の主張へと向かった大きな原因であった。現在となっては再び以前のような学部構成へ戻ることは不可能と思われるので、そうした現状の中で最適な組織と権限を配分することが重要であろう。

結論的に言えば、全学混然型体制の下での設備および教職員のコスト節約の効果と学部・学科の縦割り権限とを、どのように調整し上手に組み合わせるかということが今後の課題であろう。

### (3) 将来の改善・改革に向けた方策

前述のように本学のような中小規模で、かつ一つの場所に全学組織が集中しているような大学は、管理運営体制の選択においてはむしろあまり分権型でない体制を選択するほうが、管理の実効面でも設備・人員の効率面でも望ましいと考えられる。したがって、将来においても各学部・学科の自主性を最大限に尊重しながらも、できるだけ集中的な管理運営体制を維持する方向をとるべきであろうと思われる。具体的な改善策については、さらに学部教授会等の場での意見の交換を通じての検討が必要であろう。

#### 法学部教授会

法学部教授会は、獨協大学学則(以下、『基礎データ調書』を参照)に基づき設置され、学部所属の全専任教員(客員教授を除く)をもって構成されている。その権限および審議事項は、以下の通りである(「法学部教授会規程」参照)。教育および研究に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項、学部教員の身分に関する事項、各種委員の選出に関する事項、全学教授会から委任された事項、その他学部の運営に関する事項。従って、教育課程ならびに教員人事に関しては、学部長によって定例(8月を除く毎月1回)および必要に応じて随時招集される教授会において討議され決定される。その場合、個々の案件によっては、必要に応じて教授会によって委託された各種委員会の議を経て教授会に上程される案に基づき、教授会において意思決定される。教授会の構成員は上述のごとく学部所属の全専任教員であるが、教授・

助教授・専任講師の身分上の差異、あるいは在任年数の多寡等により、とかく事勿れ主義の風潮に墮す危険性が潜在するのが一般であるが、法学部教授会においては自由闊達な討議が行われており、おおむね良好に機能していると自負しうる。今後ともこの良き伝統を守るべく、一層の改善努力を重ねて行くべきであろう。なお、教授会の開催、開催通知、定足数、表決、新任・昇任人事、議事録、事務職員の陪席等に関しては、「法学部教授会規程」(別掲)を参照されたい。

## 部局長会

### (1) 現状の説明

部局長会は学内運営の意思形成および執行のため、学長補佐機構の基幹として置かれている。

その任務は、全学教授会と学部教授会を併置して運営するなどの管理運営機構を改変した1994(平成6)年4月施行の学則改正を受けて、次のように変更された。

従来は、部局長会は本学の学内運営に関する重要事項について学長の諮問に応えるものであったが、それまでの運営の実際と全学的な執行調整の必要性から、諸部局の連絡調整に当たるとともに、学内運営に関する重要事項について学長の諮問に答えるもの(学則第73条)に改まった。

また、構成員についても整理・変更(学則第74条)した。併せて、従来は慣行の積み重ねで運営してきたが、学則第76条に基づき「部局長会運営規程」を制定した。会議開催は、1996(平成8)年度は21回、1995(平成7)年度は27回であり、ほぼ月2回行っている。

### (2) 点検・評価

他部門との関わりや連携を考える連絡調整の面では、相互に関心をもって議論されている。

学内コンセンサスづくりのための学内運営の重要事項の審議に関しては、目下は次期中期展望をもてないこともあって、単年度ごとの対応となるきらいがある。

その結果、先の見通しが必ずしも見えてこないため、運営の活性化に結びつかないところがある。部局長会の下に主題により専門部会を置くこともできるが、この状況に照らして、環境の大きな変化を視野に入れ、教育改革をはじめ財政計画をベースとするトータルの中長期計画(案)の策定のために、全学教授会の承認を得て学長の下に「企画・財政委員会」がようやく1996(平成8)年12月に発足した。

### (3) 長所と問題点

教育・研究部門の長ならびに各部局の長が構成員となっており、定期的に行っている

ので、通常の諸活動推進のための学内の連絡調整の役割は浸透してきている。

学長の重要な諮問事項については、学長補佐体制（企画・改革推進担当）のあり方が事務領域を含め未調整となっているところがあり、審議のための十分なデータ・資料の収集や作成が整うまでにいたっていない。

また、提案と15部門の連絡等のために、会議が長時間（継続審議）にわたり意思決定に思わぬ時間がかかっている。

#### （４） 将来の改善・改革に向けた方策

企画・財政委員会の検討を受けて、早期に次期中期計画を策定し、各教授会をはじめ各種部門別委員会での目標を設定し、その活性化を促し運営の基幹としての任務を遂行していく。加えて、管理運営機構の見直しが課題となっているが、その一環として学長補佐体制を整備し、より効率的な会議の運営を図っていく。

また、1996（平成8）年秋にスタートした学内LAN（情報インフラ構築）をも活用して、事前にデータ・資料の提供を行ない、会議運営に反映させることを考える。

#### 学長補佐組織等

##### （１） 現状の説明

学長の職務執行を補佐するため、会議体としては部局長会（学則第72条）と臨時に置かれた企画・財政委員会とがある。

補佐職位としては、学部長・図書館長・教務部長・学生部長および事務局長が学則に規定され、1994（平成6）年4月から施行されている。また、学長の指示により学長の事務処理を補佐する専門委員として、学長室委員が学長の指名により配置されている（学長室委員に関する規程）。なお、副学長を補佐職位として置くことができるが（学則第59条）、現在は置かれていない。

部局長会の任務は、諸部局の連絡調整と学内運営に関する重要事項について学長の諮問に答えることである（学則第73条）。企画・財政委員会の目的は、本学の将来に関して中期的展望をおこないつつ、教育・研究、管理・運営、組織、財政等の改善計画を策定しその推進を図ることにあり、学長の下に1996（平成8）年12月に設置された。

##### （２） 点検・評価ならびに長所と問題点

大学を取り巻く環境が激変する中で、学長の果たす役割がますます重要なものとなっている。しかし、学長1人で多くの事項に取り組むことには限界がある。そこで、部局長会は執行の面で、企画・財政委員会はプランナーとしてそれぞれ補佐の役割を担っている。また学長室委員は、学長の身近な存在として相談にあずかり、学部とのパイプ役も担って

いる。

学長は、大学の基本方針に関する意思決定を遅滞なく進めなければならない。その際に、学長を補佐するメンバーが、全学的な立場と学部等の自主性や特徴とをどのように調整するかが重要な課題となっている。また、メンバーの教育・研究との時間調整や学事等もあって、全体として予定以上に期間を要しており、課題の推進が遅れている。

### (3) 将来の改善・改革に向けた方策

21世紀を展望するならば、大学改革の推進は不可欠であり、課題は山積している。これらに取り組んでいくためには、既存の補佐体制では十分ではない。現在の機構を見直し、原案の作成と方針の周知を目的とする企画・広報部門を学長の下に置いて、補佐体制を強化することが必要である。また、補佐職位や部門の長の選任については一体性と機動性を保つため、教育・研究機関などの長を除き、学長の指名によって選任できるようにする。さらに、本学の規模からすれば、副学長を置いて学長の補佐機能を強化しなければならない。

#### 大学院研究科

##### 法学研究科

大学院法学研究科は、「獨協大学大学院学則」に基づき設置されている。博士前期および博士後期課程を併せ持つ。現在、「法学研究科委員会規程」は明文化されていない。慣行により法学研究科委員会の構成は、法学部教授会に準じて法学部の全教員によって構成されている（但し、専任講師に投票権はない）。研究科委員長が置かれ、法学部長がこれを兼務している。委員長の職務を補佐するため研究科主事が置かれ、法学部教務主任がこれを兼務している。委員長・主事の任期は2年であり、委員長の再任はこれを妨げない。研究科委員会の開催、開催通知、定足数・表決、人事については、法学部教授会規程に準ずる。議事録の作成は主事がこれにあたっている。現在のところ慣行によって運営されているが、速やかなる明文化が必要である。

##### 外国語学研究科

「大学院研究科連絡会規程」及び「獨協大学大学院外国語学研究科規程」の規定に従い、円滑に運営されている。このほか各専攻会議が随時開催されている。

##### 経済学研究科

#### (1) 管理運営組織の概要

現行の管理運営組織は、研究科委員（教員）全員によって構成される研究科委員会、お

よび同委員会によって選出された研究科委員長を代表者とする執行機関（委員長のほかに大学院委員 2 名、研究科主事を含む）の 2 機関によって組織されている。この管理運営組織は他大学の大学院の組織とほぼ同じであり、一般論としては問題はないが、その実質的な運用に当たっては問題がないわけではない。その問題とは概略以下のようなものである。

#### （２） 研究科委員長の選出方法に関する問題点

現行制度では、研究科委員長は経済学部長の兼任とされているため、次のような論理矛盾と実務上の弊害を生んでいる。

規定上では研究科委員長は研究科委員会により選出されることになっているが、この規定を超える超規定として学部長による兼任規定があるため、実質的には研究科委員会には委員長選出の権限が与えられていないに等しい。要するに、研究科委員会には独立した委員長選出権は与えられておらず、いわば現職学部長の研究科委員長兼任を承認するか否かの諾否権しか与えられていないことになる。

したがって研究科委員長の選出権者は研究科委員ではなく、実質的には学部長選出権者である学部教員（大学院を担当していない教員を多数含む）ということになり、不合理性を免れない。

#### （３） 大学院改革・カリキュラム・教員人事における不合理性

この不合理性は、経済学研究科の教学上で種々の問題点となってあらわれている。

昨今における大学改革の潮流の中で、大学運営担当者は多忙を極めている。そのため、学部長と研究科委員長の両者を 1 人で兼任する場合、両者の職務をバランスよく執行することはきわめて困難であり、一般的な傾向として職務の重点は学部長職に偏り、研究科委員長職からは疎遠となりがちである。これは担当者の意思によるものではなく、兼任という物理的な無理に由来しているといえよう。

昨今における大学改革の潮流は、学部だけでなく大学院にも大きなうねりとなって押し寄せている。大学院改革の将来的方向は大学院のあり方を学部から切り離す方向に向いているように思われるが、その意味でも本研究科における委員長の選出方法は時代にそぐわない。

この不合理性は、カリキュラムと教員人事の面にストレートに投影している。研究科独自のカリキュラム編成を困難とし、かつ教員人事においても学部の教員人事を優先するため、研究科本来のカリキュラムに対応した人事に取り組むことができない状況である。



## 2. 人 事

### 学長の選任手続

#### (1) 現状の説明

現行の学長の選任手続は、「学長予定者選出規程」(昭和61年12月10日施行)に従っておこなわれている。

大学において、全専任教員と職員選挙人(専任職員の中から選出された30人)が、学長候補者推薦委員会から推薦された3名の候補者について学長予定者の選挙をおこなう。全学教授会は、選出された学長予定者を次期学長として理事会に推薦する。ついで理事会の議決を経て、法人の理事長がこれを任命している。

#### (2) 点検・評価ならびに長所と問題点

上述の選出規程は、大学を統括し代表する学長の選任には専任職員の意思も反映すべきであるという観点に立っている。その具体的な方法は、他大学を参考に本学の実状を勘案して決定された。この間幾度か選挙がおこなわれているが、教授会あるいは教職員労働組合から問題点の指摘や制度改善の要望が出ている。

候補者推薦の方法については、見直しや改善などさまざまな議論がある。また職員選挙に関しては、職員選挙人による間接選挙の改革を求める意見などが出されている。

#### (3) 将来の改善・改革に向けた方策

候補者推薦委員会に関しては、各学部選出委員・職員選出委員が事前に選出母体と協議するなどして、母体の意思が直接に推薦委員会に反映されるよう改善するのが望ましい。また推薦委員会で3名の候補者を推薦する手続についても、詳細な規定を設ける必要がある。

職員選挙については、職員選挙人制度を廃止し、何らかの方法で職員の意思が直接に選挙に反映できるよう検討すべきである。

### 学部長・学科長等の選任手続

#### 外国語学部

##### (1) 学部長の選任手続

外国語学部長は、本学の「学部長予定者選出規程」に従って選任されている。選任手続は適切に機能しており、円滑な学部運営が遂行されている。なお、選出方法に関しては、立候補制あるいは推薦制を取り入れるべきだとする意見もある。

<「学部長予定者選出規程」(資料A-25)本誌P.321参照>

## (2) 学科長の選任手続

### A. ドイツ語学科

学科長の選任は、「ドイツ語学科教授会内規」に基づき、全構成員の3分の2を越える出席により、単記無記名投票によって、構成員の過半数を得ることで行われている。なお、第1回の投票で過半数を得る者がいない場合には、第1回投票の上位2名に関して第2回投票を行い、単純多数を以て決している。これらの手続は、従来から適正かつ厳正に行われている。

### B. 英語学科

学科長の選任手続については学科内の明文規程に基づいて行われており、その管理運営は適切に行われている。

### C. フランス語学科

学科選出の役職及び委員については、一般の議決についてと同様、単純多数で選出される。実際には名簿順で輪番となることが多く、投票を行わずに了承される。学科長の場合には必ず投票が行われ、重要事項扱いであるが、1回で決まらず再投票が必要となったことはない。また原則として再任は避ける傾向にある（明文規定はない）。

これらは牧歌的ともいえる民主的手続きであるが、問題なく運営されている理由としては、およそ役職と言うものは、研究・教育者の本業においてなんら得るところなく、全体に奉仕するものであるとの認識が共有されていること、専門から言って非政治的・非権力的傾向の個人主義者が多く、派閥的傾向がないことなどが挙げられる。従って学科長といえども、公平の原則に従って各自が負担して行くことに変わりはない。

構成員の傾向に応じてではあるが、フランス語学科長の選出手続きはきわめて適切であると思われる。

## (3) 共通科目担当者会議代表の選任手続

本会議の代表の選任手続は、「外国語学部教授会規程」および「内規」において定められている。代表は、同会議所属専任教員の互選によって選出され、学部教授会の承認を受ける。

## 経済学部

### (1) 学部長・学科長の選任手続

#### A. 現状の説明

本学における学部長の選任手続は、「学部長予定者選出規程」として定められており全学部共通のものである。即ち、学部長予定者の選出は学部専任教員の選挙により行われ、選

挙は単記無記名投票の方法により選挙権者の 3 分の 2 以上が投票し、投票総数の過半数を得た者が学部長予定者となる。学部長予定者は学長に報告され、学長は全学教授会の承認を得て学部長として任命することとなっている。この規程により、学部長は学部構成教員の総意を反映して選出され、学部の管理・運営は全体として適切に行われている。

#### B. 点検・評価

しかし、1994（平成 6）年度施行の改正学則は、学部の教学事項を審議する学部教授会を設置することとし、開学以来唯一の教授会であった全学教授会は、全学的な重要事項の審議の場として残存するにせよ、従来は全学教授会への提案準備機関にすぎなかった学部会が学部運営の権限と責任を担うという大変革を規定した。これにより各学部の自主性・独立性が強まり、学部を代表し学部の運営を司る学部長の大学における地位・役割は、旧学則時代に比べてはるかに重要なものとなった。このような状況のもとで、「学部長予定者選出規程」は改めて検討される必要があるのではないかとと思われる。

なお、学科長の選出については「学部長予定者選出規程」を準用するものとしているが、当該学部の定めにより別の方法で選出することを妨げないと規程されている。本学部においては、経済学科・経営学科は研究教育活動において画然とした相違を設けておらず、学部発足以来、両学科長は学部長が指名する慣行となっている。

#### C. 問題点

ここでこの規程を「学長予定者選出規程」と比較し、それらの相違をみることにより問題点を考えてみたい。両者の間には候補者推薦の有無という大きな差異があるため単純な対比は意味がないが、共通して適用できる部分の比較は可能であろう。1 つは選挙について、学長予定者選挙では不在者投票が明確に規定され認められているが、学部長予定者選挙では全く規定されていないという点がある。もう 1 つは任期に関連して、学長は再任を妨げないが引続き 2 期を超えることはできないと規定されているのに対し、学部長は再任を妨げないとされているものの、引続き 2 期を超えることはできないということは規定されていない点である。

#### D. 将来の改善・改革に向けた方策

今後は、学部長が学長に準じて重要な役割を担うことになった学則のもとで、学部運営の視点から、これら 2 点については「学長予定者選出規程」を参考にして検討する余地があると思われる。学科長の学部長指名方式は現在の研究教育体制のもとでは妥当と考えられるが、今後、学部内においてそれぞれの学科の独立性が高まり、学部の教学について学科会の審議が学部教授会を拘束するようになる可能性もあり、そのような状況下では学科長選出にあたって学科構成員の総意を集約するため、学部長と同様の選挙方式をとる方が

適切であると思われる。この点に関して検討が必要であろう。

## 法学部

### 学部長の選任手続

法学部長の選任手続に関しては、「学部長予定者選出規程」(別掲)に定められた規程に従って行われている。選挙権者は学部所属の全専任教員、被選挙権者は学部所属の教授(特任教授および休職中の者を除く)に限られている。選挙手続・任期・選挙管理等に関しては別掲の資料を参照されたい。学部長職は学部の管理運営にあたる重要職であるばかりでなく、部局長会の構成員として大学全体の管理運営にも参画する重要職であることに鑑み、できるならば担当コマ数の削減等負担の軽減を図り、業務に専心しうる環境の改善・整備について検討する必要がある。

## 研究科委員長の選任手続

### 法学研究科

研究科委員長の選任手続に関しては、本研究科においては慣行上、学部長が研究科委員長を兼務しているため、事実上、その選任は学部長の選任手続（別掲）にしたがって自動的に決定されている。このことは現在、学部所属の専任教員がほとんど大学院での講義を担当する資格を有していることにもよる。なお、「法学研究科規程」が今のところ明文化されておらず、研究科の運営も慣行にしたがっておこなわれているので、早急な明文化が要請されよう。

### 外国語学研究科

本研究科においては、1986（昭和61）年4月の研究科開設以来、学部長とは別に研究科委員長を選任している。本学の他研究科（法学研究科・経済学研究科）が、学部長をもって研究科委員長を兼務させているのに対し、本研究科が独自の管理運営体制をとっているのは、他研究科がそれぞれ単一の専攻からなるのに対し、本研究科はドイツ語学専攻・英語学専攻・フランス語学専攻の3専攻をもち、その管理運営業務ははるかに複雑多岐にわたるためである。本学「大学院学則」第37条第2項には、「研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちからこれを選任することができる」という規定があり、本研究科の委員長選任は、その後段によるものであって、その有効性に問題はないが、研究科委員会独自の委員長選任手続規程は現在のところ存在せず、事実上学部長の選任手続に従って選任手続が行われている。当該委員長はまた、学部長と並んで学内主要会議のメンバーとなることも義務づけられており、実際には管理運営上いかなる支障も生じていないとはいえ、将来的には、選任手続規定をはじめ委員長の職務に関するさまざまな規定のさらなる明文化が必要であろう。

### 経済学研究科

#### （1）現状の説明

現在の本学大学院学則に定められている研究科委員長の選任規程はつぎのようなものである。

すなわち、第37条第2項に「研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、場合により研究科委員会の議に基づき、所属教授のうちからこれを選任することができる」とある。

また、第3項にはその任期について、「前項ただし書によって選任された委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」としている。

各研究科ごとの研究科委員長の選任手続は、現在のところ存在しない。

経済学研究科では、1990（平成2）年4月の開設以来、経済学部長が研究科委員長を兼任しており、現在もその状態が継続している。

## （2） 問題点

経済学部長と経済学研究科委員長との兼務は、できるだけ避けることが望ましいであろう。

第1の理由は、言うまでもなく、学部長と研究科委員長を1人の人間が兼務することは、時間的・空間的に過重であるということである。学部・研究科のどちらの管理運営もけっして不完全であってはならないし、重複した場合にどちらかを優先させることは本来は許されないことである。

第2の理由は、学部と研究科とは必ずしも利害が一致するわけではないことから来る問題である。ただし、現状では学部長の選出母体は学部教授会であって、研究科委員会ではない。したがって、厳密な意味では委員長の研究科委員会への直接的義務感はいくぶん薄れるかもしれない。いずれにせよ、同一の人間が両方の組織の管理責任者を兼ねることは、どちらの組織にとっても不十分な結果をもたらす恐れがある。大学院研究科は明らかに独立した重要機関であるから、専従の管理運営責任者が当然に必要であろう。

## （3） 将来の改善・改革に向けた方策

将来的には適切な時期に、研究科委員長は学部長と分離して別に選任することが望ましいであろう。なお、研究科委員長の任期は2年として重任は可能としても、任期上限は2期4年程度に止めるのが良いと思われる。

### 3. 財 政

#### (1) 現状の説明

##### A. 学校法人の財政と会計処理

獨協大学の母体である獨協学園は3大学（付属病院及び付属看護専門学校を含む）、2高等学校、1中学校の構成から成り、学生生徒数17,381人、専任教職員3,379人、総資産約1千2百億円を有する学校法人である。また、各学校等の財務は「学校法人会計基準」「学校法人獨協学園寄付行為」および「学校法人獨協学園会計規則」等に基づいて行われている。獨協学園会計規則第5条で学園内の会計単位を法人本部も含め6単位に区分し、各会計単位ごとに会計記録、会計計算が行われ、計算書類等を整理・集計している。法人本部は各会計単位の計算書類を集約・集計・調整し、最終的な学校法人会計基準等に基づく計算書類等を作成している。

##### B. 大学の財政と会計処理

本学の財政は、各年度ごとの予算編成方針に基づき、中期の教育・研究、人事、施設・設備計画等を調整し収支の均衡を図っている。1993（平成5）年以来、財政収支の均衡を図る場合、その会計年度に要する経費の財源は、帰属収入と内部留保資金で賄うことを基本的な考え方としている。

従って、帰属収入（資金収入）の範囲内で経常的経費及び減価償却引当金、退職給与引当金、基本金関係積立金等の内部留保資金も含めて収支均衡を目標としている。勿論、大きな資金を要する施設・設備計画の実現には資金が不足するので、その場合は内部留保資金を取り崩して充てることになる。

1995（平成7）年度の帰属収入は約88億円、資金支出は経常的支出が約80億円、新教室棟の建設費10億円、内部留保積立金5億円の計95億円で、不足資金7億円は内部留保資金を充てた。一方消費支出合計は78億円で、基本金組入れ前で約9億円の消費収入超過額、14億5千万円の基本金組入れ後で約5億円の消費支出超過額となっている。

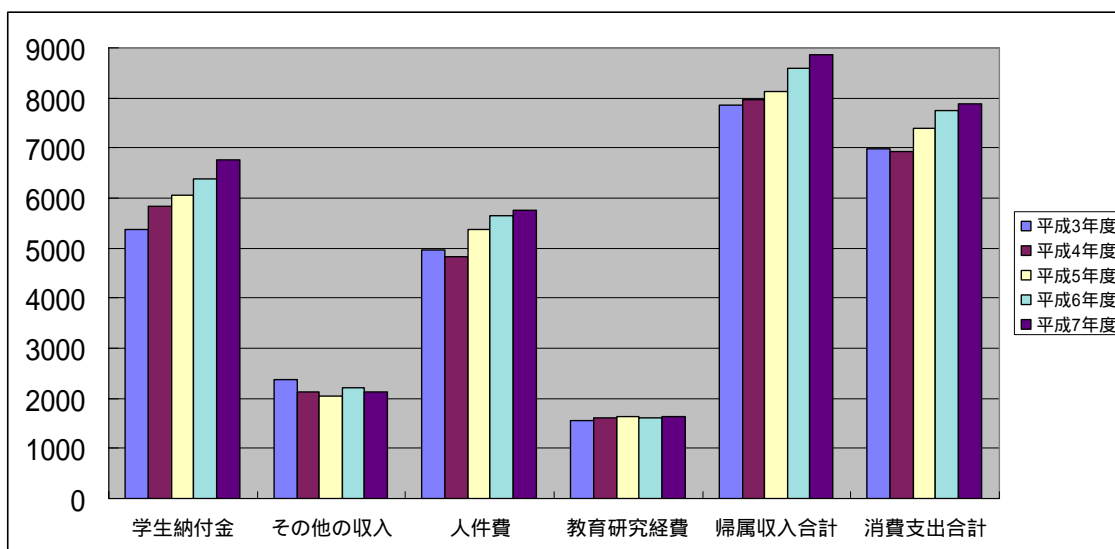
内部留保資金としては、（1）減価償却引当特定資産、（2）学術研究引当特定資産、（3）学部増設等引当特定資産、（4）退職給与引当特定資産、（5）奨学基金引当特定資産、（6）2号基本金引当特定資産、（7）大学償還引当特定資産等がある。

また、本学の財政状況を他大学と比較するとどのような状況になっているかを示したのが比較表（別紙1：本誌P.311）である。この比較表は12項目の消費収支計算関係項目と学生1人あたりの単位金額を全国私立大学の（1）医科歯科系を除く371校、（2）文科系複数学部校107校、（3）同規模校13校、（4）私立大学連盟加盟校108校と比較したものである。

本学の過去5年間（1991年度～1995年度）の消費収支項目の推移を見ると、帰属収入

は毎年増加している。これは、学生納付金の改定（1991年度と1995年度）の影響による。人件費は退職給与引当金繰入額が変動するため、1992（平成4）年度では前年度を下回っている。帰属収入の推移は学生納付金と、消費支出は人件費と密接に関連している。

[消費収支主要項目推移図：単位百万円]



### C. 大学の予算制度と編成・執行・管理

学校法人の予算は私立学校法（第42条）で理事長があらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならないことになっている。これを受けて、本学園の寄付行為（第23条第1号及び第33条）にその旨を規定している。さらに学園会計規則で、（1）予算は、教育研究その他の学事計画と密接な関連のもとに明確な方針に基づき編成すること（第48条）（2）予算の実行を分担する単位として予算単位を置き予算単位は会計単位によること（第51条）（3）各予算単位の予算編成およびその実行は各会計単位の長及び経理責任者が当たることになっている（第52条第2項）。これらの規程に基づいて大学内に学長の下に予算編成連絡会を設置し、本学予算の編成を行っている。予算編成審議等の日程は（別紙2：本誌P.317）の通りであるが、これを要約すると、

5月から6月に次年度の学生数・教職員等の人員数・施設設備等、重要項目を検討し基本数値方針を決定する。

基本数値に基づいて収支概要を作成し、収支のバランス・予算配賦財源等を検討し、各部局が予算申請をする際のガイドラインを決定し、各部局に通知する。

各部局は10月中旬までに、「予算申請書」（新規・通常業務計画、予算申請科目別集計表、新規・通常予算明細表）を予算担当部局（経理部会計課）に提出する。これを集計し、「予算概要表」を作成する。



11月上旬に理事長が法人の「予算編成要綱」を示し、各学校に通知する。予算編成要綱は、(イ)基本方針、(ロ)各学校の予算編成上の留意点、(ハ)財政計画、(ニ)予算編成期限からなっている。

11月下旬に「予算編成大綱」に基づいて「予算概要表」を調整し、各部局と予算折衝し、その結果を受けて12月に「予算方針」を確定する。

1月に「予算方針」の内容等について理事長と打ち合わせをし、大学の「予算」の方針・収支・施設設備等の内容が確認される。

3月の予算理事会で、各会計単位の予算を含む法人全体の予算審議の決定を待って各部局に予算配賦する。

以上の流れに沿って大学の予算が決定される。各部局においては、配賦された予算の執行・管理について次のような手続き・承認決裁等が必要である。

各部局が予算執行する場合は、「予算実行申請書」に(イ)使用目的、(ロ)内容、(ハ)科目、(ニ)金額など基本項目をシステムパソコンから入力すれば、予算額・執行累計額・予算残高が自動的に計算された「予算実行申請書」がアウトプットされる。

この「予算実行申請書」は関係各部局の決裁を得て執行する。なお10万円までは課長決裁によって執行される。また、業者・金額等の決定に際しては原則として合見積りによっている。

また、予算の科目流用や配賦予算以外の執行は原則として認めない。但し、環境の変化や技術進歩の著しい情報・AV関係機器等、緊急性を要するものについては、内容の変更や予算の追加配賦を行っている。

#### D. 財政の開示

学校法人獨協学園としては財政の基本3表と次年度予算書を、大学としては消費収支内訳書の決算と予算を公開している。内部構成員に対しては、さらに科目明細内訳・教育研究状況推移表・財務比率表・物的比較表等も含め、詳細な情報を開示している。法人としての財政開示の具体的内容は以下のとおりである。

財務資料として消費収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表の基本3表と、次年度消費収支計算書・資金収支計算書を公開している。

さらに補足説明資料も同時に公開している。消費収支計算書では、帰属収入と消費支出の主な項目の特徴と、予算との比較で増減の理由および基本金組入れの内容について消費収支差額の説明をしている。資金収支計算書では借入金等の借入れと返済、施設設備関係、繰越し支払資金の説明をしている。

貸借対照表では、資産の部で固定資産と流動資産の増減の理由、負債の部では長期負債と短期負債の主な科目ごとの増減理由、基本金については1号基本金から4号基本金の増減の理由をそれぞれ説明している。

大学関係の財政開示については以下のとおり。

消費収支内訳表の決算書は、大科目で予算額・決算額・帰属収入比・予算実績差異額を、予算書は前年度予算額と当該年度予算および帰属収入と差異額を勘定表の形式で開示している。

さらに各中科目ごとに内訳明細の金額と前年度比増減およびその理由を開示し、基本金組入れや施設・設備整備の内容についても同時に開示している。

教職員に対してはさらに詳細な説明をしている。特に帰属収入の約76%を占める学生納付金については、授業料・入学金・施設設備の小科目別に収入額とその理由を、また帰属収入の約65%を占める人件費については、専任教員・非常勤教員・専任職員・非常勤職員・退職給与引当金繰入額・退職金別に開示している。教育研究経費についても、小科目別に経費額と前年度増減率を開示している。

教育研究関係状況表（別紙3：本誌 P.318）、財務比率等比較表、物的条件比較表（別紙4：本誌 P.319）も公表している。特に教育研究関係状況表は、4年間にわたって推移状況を開示している。教育関係では、（イ）専任教員1人当たりの学生数、（ロ）学生1人当たりの蔵書数を、個人研究関係では、（イ）個人研究資料費、（ロ）その他の研究補助費を、研究助成関係では、（イ）長・短期の海外研修者数、（ロ）国内研修者数、（ハ）特別研究助成数、（ニ）学術出版助成費、（ホ）国際共同研究数、（ヘ）特別研究休暇者数、（ト）自費研修者数を開示している。

開示の方法としては法人と大学の財政を一緒に学内広報（大学ニュース）で開示している。父母には大学ニュースを直接郵送して知らせている。その他の学内構成員には開示資料を冊子にし、教員には教授会で配布・説明をしている。職員については全員に配布している。

## （2）点検・評価

本学の財政基盤を形成している財源のほとんどは学生納付金収入であるが、授業料等学生が納める学生納付金は全国的にも平均以下の水準にある。また支出の大部分を占める人件費比率が、他大学との比較で非常に高くなっている。内部留保資金についても少なく、今後の施設設備計画如何によっては外部資金導入も含めた抜本的対策が必要となる。予算制度および執行・管理については、予算情報システム構築によって効率的に管理・運営が図られている。

財政の開示については、全国の私立学校に先駆けて積極的に情報公開を行ってきた。

### A．経常収支

#### a．収入の部

帰属収入の79.4%を占める学生納付金は1995（平成7）年度に改定し、初年度105万円（入学金25万円、授業料65万円、施設・設備費15万円）である。

4年間に学生が納める納付金総額は345万円で全国私立大学文系平均を下回ってい

る。学生納付金によって収入増を図るためには、学費改定か学生数を増やすかの選択しかない。ここ5年間(1993年から1997年予想までの5月1日現在)の平均在学学生は、約9,000名を維持している。

帰属収入の4.8%を占める手数料収入のほとんど(99.8%)が入学検定料である。1996(平成8)年度に3万円から3万5千円に改定し、約7千万円の増収を図った。志願者数の確保が厳しくなっている状況下でも、本学は最小限の志願者減で推移しており、目標の入学検定料収入が維持され財源が確保されている。

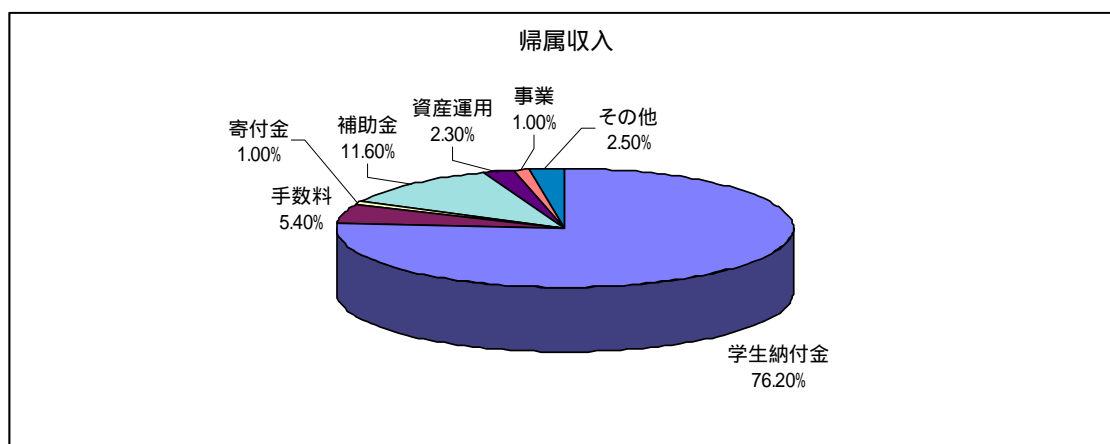
帰属収入の1.3%を占める寄付金については、1993(平成5)年度から1997(平成9)年度までの5年間、新入生を対象に毎年1億円(1口10万円)の「奨学基金」を募集している。この寄付金は使途目的を明確にしたことと3号基本金に組入れて永続的に基金を維持する制度になっているため、昨今の厳しい経済環境にもかかわらず父母の賛同が得られ目標額の平均75%を達成している。

帰属収入の10%を占める補助金収入のうち、経常費補助金は若干の減少傾向が続いているが、情報関係教育機器や学内LAN・学内ネットワークシステム等の施設整備費補助金は大幅に増加している。これはタイムリーに計画が実行出来た結果である。

帰属収入の2.1%を占める資産運用収入は、最近の超低金利によって4年前の4分の1以下(1991年度は帰属収入の11.5%を占めていた)に減少している。これが財政を非常に厳しくしている。しかし休日に貸出す教室等の施設利用料収入は、額としては少ないがここ数年著しく増加している。

帰属収入の1.2%を占める事業収入は、女子寮・セミナー研修所の補助活動収入と研究受託収入およびオープンカレッジの収入からなる。補助活動収入と研究受託収入は教育研究に密接に関連しており、収支に見合う寮費・利用料等の料金改定は難しい状況にある。オープンカレッジ収入は、1994(平成6)年度から抜本的に大幅な改革の結果、現在では重要な収入源の一つとなっている。

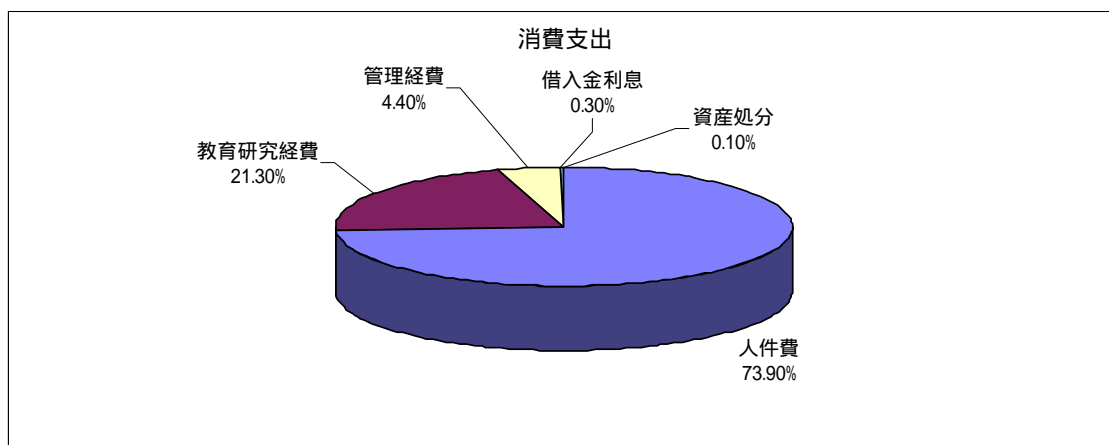
[ 帰属収入構成比率図：1995(平成7)年度 ]



帰属収入は1991(平成3)年度の77億8千万円から1995(平成7)年度の87億7千万円に増加した。金額にして毎年約2億円増で合計約10億円の増加、率にして年2.26%の伸びであり、5年間では11.3%の伸び率となっている。

b. 支出の部

[消費支出構成比図：1995(平成7)年度]



帰属収入の65.1%、学生納付金の85.4%を占める人件費は、依然として高い水準にある。しかも消費支出合計の73.9%を占めている。しかし、学費改定・人員計画の見直し等の対策を講じたことにより、徐々にではあるが改善されてきている。他の私立大学グループとの比較でも、人件費比率が12ポイントから19ポイント高く、人件費依存率も8ポイントから27ポイントも高くなっている。後述するように学生1人が納める学生納付金が高私立大学と比較して20万円から40万円低いにもかかわらず、人件費の比較では逆に高くなっていることがその理由である。

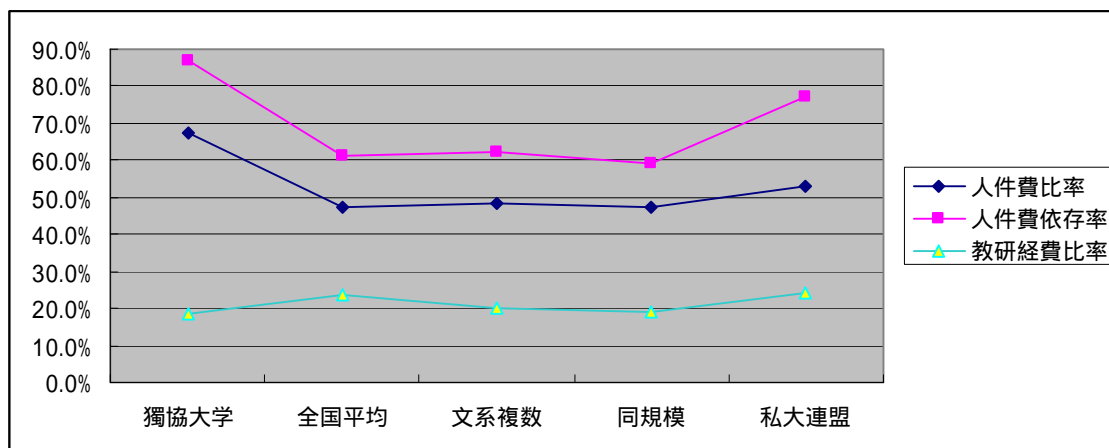
帰属収入の18.8%、消費支出の21.3%を占める教育研究経費は、これまでと同水準を維持している。教育研究経費比率は、他の私立大学との比較で2ポイントから6ポイント低くなっている。これは個人研究費や研究資料費・研究助成費・紀要等の研究の質的向上のための経費に重点配分している反面、文科系学部のため実験実習等の経費がないこと、予算執行に当たって経費の節減に努力していることが一因である。

帰属収入の3.9%、消費支出の4.4%を占める管理経費は、他の私立大学と比較して0.7ポイントから1.8ポイント低い。経費の徹底した削減を図ってきた結果、1992(平成4)年度から1995(平成7)年度までは毎年減少傾向にある。

帰属収入の0.3%を占める借入金利息は、私学振興財団から16年前に施設設備資金として借入れた長期借入金しかなく、他の私立大学の借入金利息の3分の1以下の比率となっている。この借入金依存度が極端に低いこと、即ち大きな施設整備の実施がこれまで見送られてきたことによって、本学の均衡財政の維持が続けられてきたともいえる。

消費支出合計は帰属収入の 88.1% を占め、他の私立大学と比較すると 14.1 ポイントから 3.5 ポイント高くなっている。人件費比率が高いことが主な理由である。

[ 財務比率比較図 ]



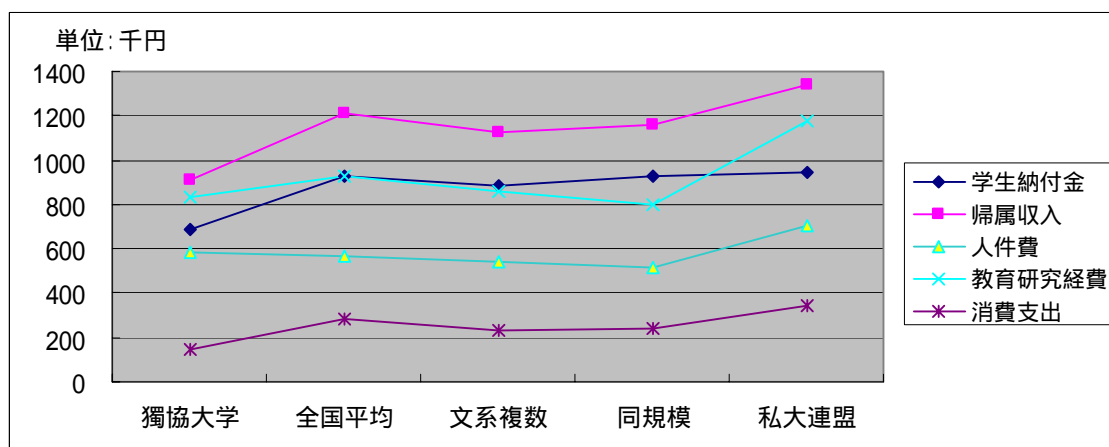
c. 学生 1 人当たりの金額

他の私立大学の学生1人当たりの金額と比較して最も特徴的なのは、学生納付金と人件費である。学生納付金は15万8千円から22万9千円低いが、逆に人件費は私大連盟加盟校平均を除いては4万3千円から9万5千円高くなっている。この結果、低額の学生納付金で教職員の人件費を負担していることになる。

教育研究経費は、他の私立大学と比較して、6万2千円から15万5千円低い。管理経費・借入金等利息についても、半分から5分の1と非常に低い水準にある。

私大連盟を除いて、補助金収入・資産運用収入は平均に近い金額となっているが、寄付金と基本金組入れ額は大幅に低くなっている。

[ 学生一人当たりの比較図：平成 7 年度 ]



## B. 予算制度と執行・管理

予算編成の決定過程は、「現状の説明」のとおり予算編成連絡会議（1996年12月からは「企画・財政委員会」に改組）で審議され、構成員にその結果を報告している。ただここで審議される内容は、予算方針や組織・施設整備等の重要項目のみで、各部局の詳細な項目までは検討されていない。従って各部局との予算折衝には時間をかけて話し合いをするが、部局によっては十分に納得するまでに到っていないのが現状である。

予算の執行・管理は、予算情報システムの構築によって各部局の端末機から「予算実行申請書」がアウトプットされ、予算額・執行額・予算残高が管理できるようになっている。「予算実行申請書」が決済され業者等に支払われると、ホストコンピュータに入力し、財務資料（伝票・日計表・現金預金残高表等）をアウトプットして各部局にフィードバックされる。各部局はこれらの情報によって現状の予算執行状況を把握でき、効果的な執行が可能となっている。

一方、予算編成は前年度の早い時期から検討に入るので、予算申請時と執行時のタイムラグが1年以上におよぶことがある。昨今の著しい情報通信技術等の進歩により、当初の計画と食い違い等が生じる場合もある。このような場合は、その予算内容・必要性・金額等を検討した上で弾力的に対応している。

また、予算の硬直化を排除するため会計年度中に予算執行の見直しを行い、予算の追加等の措置を講じている。

## C. 財政の開示

学校法人としての自主性と公共性に伴う社会的責任を踏まえて、広く学園の財務状況の理解を得ることを趣旨として、1988（昭和63）年の理事会において1987（昭和62）年度決算書の基本3表（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表）を公開することになった。さらに1992（平成4）年度から予算書（資金収支予算書・消費収支予算書）も併せて開示することになった。当時としては、学校法人の財政開示は一部の大手法人を除き、まだ例は少なかった。

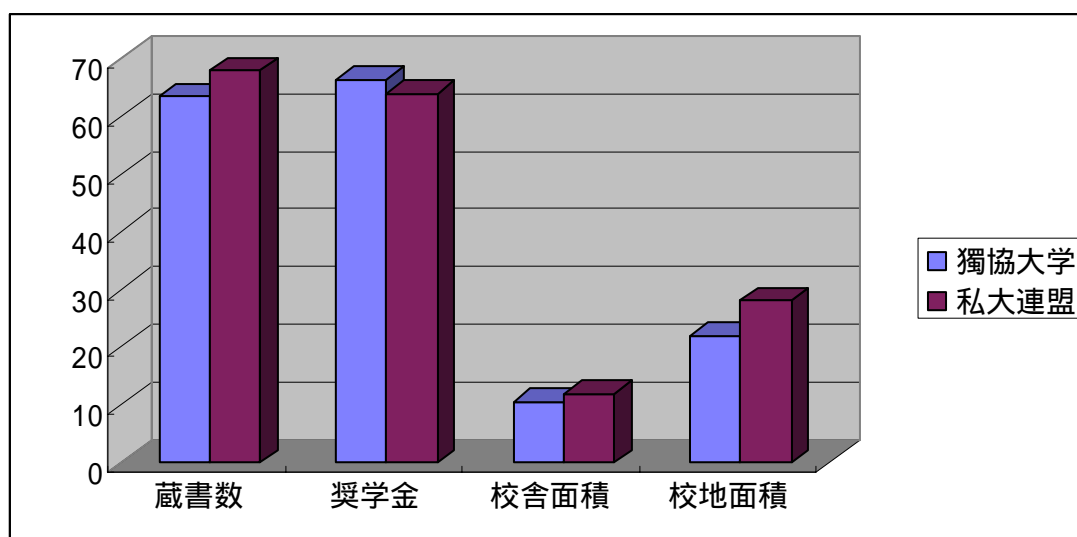
3大学・2高校・1中学校と法人本部も加えた6つの会計単位から構成されているため、これを統括した学園全体の財政資料から各会計単位ごとの財政状況を理解することは難しくなっている。また、学生の納入した学生納付金は原則として学生が属する各学校の教育研究のために使われるべきであるとの基本的な考えに沿って、獨協大学では1991（平成3）年度決算から「消費収支内訳表」を開示している。

これによって、学生が納めた学生納付金やその他の収入がどのように帰属収入を構成しているのか。この帰属収入がどのように使われているのか、その割合や施設・設備関係を中心とした基本金組入れの内容がどうなっているか等が理解できるようにな

った。

学内構成員（専任教職員）には、「財務比率等比較表」「教育研究状況推移表」「物的条件比較表」も併せて開示している。「財務比率等比較表」では本学の財務状況がどうなっているのかについて、全国の私立大学をグループ化し比率や学生1人当たりの金額を比較することによって、本学の特徴が理解できる。「教育研究状況推移表」では、本学専任教員に対して実施している様々な研究助成の内容と助成額を取りまとめて開示している。「物的条件比較表」では、学生1人当たりに使われている資本的支出の金額や図書蔵書数・奨学金・校地校舎面積等も開示し、本学が学生に対してどのように教育環境を整備しているかが理解できるようになっている。

[ 学生1人当たりの物的条件等:1995(平成7)年度 \* 単位:蔵書 冊・奨学金 百円・面積 m<sup>2</sup> ]



### (3) 長所と問題点

#### A. 長所

これまで学生が収める学生納付金（授業料 65 万円、入学金 25 万円、施設設備費 15 万円）は全国私立大学文系平均を下回っているにもかかわらず、財政の均衡が図られてきた。

将来の財政の健全化と教育研究の維持向上を図るため、計画的・目的別に特定資産に資金を積み立て、内部留保資産の充実を図っている。

特に、今後増大する奨学基金については、10 億円の奨学基金を 1998（平成 10）年度までに 3 号基本金として積み立て、永続的に維持・運営していく。この財源の 50% の 5 億円を寄付金で充当する計画となっている。

経常的な教育研究水準の維持向上のためにも、重点的に予算配分を行っている。

財政の運用については、諸規定等に基づき内部牽制を積極的に取り入れ、運用方針・運用の範囲・運用額の制限・報告義務・事前事後の決済等、厳正を期している。

1981（昭和56）年度以来、施設整備等のために借入をしていない。このことが、財政上の均衡に好結果をもたらしている。

予算編成および執行・管理の情報システム構築によって、予算の執行・管理が計画的に、適時かつ効率的に行われるようになった。

## B. 問題点

財政に占める人件費の比率が他私立大学平均より異常に高く、将来の財政硬直化の大きな要因になる。特に退職金の財源確保が、緊急を要する課題となっている。現状は退職給与特定資産が退職引当金の25%と少ない。

教育研究経費が他私立大学平均より低い。この理由はすでに評価・点検の項目で述べたところであるが、教育研究水準を経費額の面から比較することに限界がある。

獨協大学創立以来30数年が経過し、設立当初建設したほとんどの建物が現状の教育環境の変化や耐震・防災を考慮した構造となっていない。これらの建物を建替える時期を出来る限り早める必要がある。そのためには莫大な資金を要することになる。これに対する内部資金は極端に不足している。

財源の構成が学生納付金に大きく偏っており、学生納付金以外の財源項目である、寄付金・資産運用収入の構成比率が非常に低い。

将来を見通した中・長期の財源確保を含めた、確実な財政計画がない。

### (4) 将来の改善・改革に向けた方策

財政の改善は、中・長期的視点から取り組む必要がある。中・長期計画は、世界的規模の学術研究・学問の学際的広がりとこれらを結ぶ高度情報科学等の進歩による、さらに高度化した教育研究水準の維持向上を図るための施設整備計画と、それを裏付ける財政計画とが一体となって初めて実現可能な計画となる。実現可能な中・長期計画を策定し、大学に進むべき方向を明確にすることが重要である。このような考えに基づいて、獨協大学はこれからの教育研究の質的向上とこれを実現する財政の両面から「中・長期計画」を策定していく。

そのため財政面からは、必要な財源を確保することと、この財源を効果的に配分するシステムを再構築することが不可欠である。

適正な学生数の確保と学生納付金の改定については、過去の実績・文部行政の動向・これからの社会の進む方向・経済動向等を的確に把握し、学生数の確保と実行可能な学生納付金改定額を計画に組み込んでいく。

学生納付金以外の財源の増収を図ることは、教育研究計画を実行可能な計画にして



いくため財政面での重要な要因となる。財源の増収を計る改革・改善策として、まず寄付金による財源の確保を最重要課題とする。寄付金は、卒業生・在校生の父母はもとより、社会一般や企業等をも含めた幅広い募金活動を組織的に実行する。資産運用については、元本を確保しながらきめ細かな効果的運用を更に進めていく。受託研究についても、様々な可能性を模索し受託研究収入の拡大を図っていく。

教育研究水準を維持・向上させていくため、適正規模に見合った学生数や教職員の人員計画を策定し、財務諸比率・学生1人当たりの金額等の改善を図る。

財務比率等比較表（大学部門）

区 分	学生数	平成9年度	平成8年度	平成7年度					
		獨協大学 予算額	獨協大学 決算	獨協大学 決算額	全国医歯 以外平均 371校	文他複数 学部平均 107校	同規模校 平均 13校	私大連盟 平均 108校	
	9021人	8973人	9016人	1532千人	465千人	118千人	937千人		
消費収支計算書関係比率	1 人件費比率	人件費 帰属収入	63.0%	63.3%	65.1%	46.1%	47.1%	46.8%	52.6%
	2 人件費依存率	人件費 学生等納付金	79.0%	80.0%	85.4%	60.8%	61.1%	58.4%	77.0%
	3 教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	23.0%	19.4%	18.8%	23.3%	20.9%	21.4%	24.7%
	4 管理経費比率	管理経費 帰属収入	4.0%	3.7%	3.9%	5.0%	5.3%	4.6%	5.7%
	5 借入金等	借入金等利息 帰属収入	0.1%	0.2%	0.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.2%
	6 消費支出比率	消費支出 帰属収入	90.1%	85.6%	88.1%	76.0%	74.8%	74.0%	84.6%
	7 消費収支比率	消費支出 消費収入	97.3%	99.7%	105.5%	92.9%	91.4%	89.7%	103.1%
	8 学生納付金比率	学生等納付金 帰属収入	79.7%	77.9%	76.2%	75.8%	77.1%	80.1%	68.3%
	9 寄付金比率	寄付金 帰属収入	1.2%	0.9%	1.0%	3.3%	2.1%	1.4%	5.4%
	10 補助金比率	補助金 帰属収入	8.6%	10.9%	11.6%	9.3%	7.9%	8.6%	11.4%
	11 基本金組入比率	基本金組入額 帰属収入	7.4%	14.2%	16.6%	18.1%	18.2%	17.4%	17.9%
	12 減価償却費比率	減価償却費 消費支出	4.9%	4.8%	3.3%	10.8%	8.7%	10.2%	0.0%
学生1人当たり金額 消費収支計算書	1 学生生徒納付金		825	786	740	969	898	919	936
	2 手数料		55	58	52	71	70	64	77
	3 寄付金		12	9	10	43	24	16	74
	4 補助金		89	110	113	118	91	98	156
	5 資産運用収入		21	19	22	29	25	23	47
	6 その他 (資産売却+事業+雑)		34	27	34	48	57	26	81
	7 帰属収入合計		1,035	1,010	971	1,277	1,165	1,147	1,371
	8 基本金組入額合計		76	143	161	232	212	200	246
	9 消費収入の部合計		959	866	810	1,046	953	947	1,125
	10 人件費		652	629	632	589	549	537	721
	11 教育研究経費		238	196	183	297	243	245	338
	12 管理経費		41	38	37	64	62	53	79
	13 借入金等利息		1	2	3	14	11	11	16
	14 その他 (資産処分+徴収不能)		1	0	0	6	6	3	7
	15 消費支出の部合計		933	864	855	971	871	849	1,160

注: 学生1人当たり金額の単位は千円

## 別紙 2

## [ 予算編成日程表 ]

月	内 容	予算編成連絡会	部局長会	事務局
5 6	予算編成の重要項目	(1) 人員計画 (2) 学生数計画 (3) 学生会館 (4) その他		
7	予算編成方針(1)	予算編成方針 (1)の検討・作成	予算編成方針 (1)の検討	予算編成全体説明会 (事務局)
10	各部局の予算申請書 学園予算編成大綱			経理部ヒヤリング 集計作業
11	予算編成方針(2) (予算折衝方針) (予算重点項目)	予算編成方針 (2)の検討・作成	予算編成方針 (2)の検討	予算概要表作成
12	各部局と予算折衝			
1	予算編成方針案(3) (大学の全体予算) 学園本部と予算折衝	予算編成方針 (3)の検討・作成	予算編成方針 (3)の検討	予算方針案作成
2	大学の最終予算案	最終予算案の 検討・作成	最終予算案の検討	最終予算案作成 各部局に配賦内示
3	理事会・評議員会			各部局に予算配賦

## 別紙 3

## 教育研究関係状況推移表

	摘 要	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
教育	(1) 専任教員 1 人当りの学生数	43 名	44 名	43 名	43 名
	(2) 学生 1 人当りの蔵書数	62 冊	63 冊	64 冊	66 冊
個人研究	(1) 個人研究資料費	400.000 円	400.000 円	400.000 円	400.000 円
	(2) 研究雑費	10.000 円	10.000 円	10.000 円	10.000 円
	(3) 研究資料用コピー枚数	1,800 枚	1,800 枚	1,800 枚	1,800 枚
	(4) 学会出張費	注 1	注 1	注 1	注 1
研究 助 成 費	(1) 海外出張 (長期 300 万円) (短期 120 万円)	6 名 4 名	6 名 3 名	6 名 3 名	(予) 5 名 (予) 2 名
	(2) 国内研修	0 名	1 名	1 名	3 名
	(3) 特別研究助成費 (個人 40 万円)	1 名	1 名	0 名	1 名
	(4) 特別研究助成費 (グループ 200 万円)	0 グループ	1 グループ	1 グループ	2 グループ
	(5) 学術出版助成費 (3 点以内総額 500 万円)	2 点	3 点	3 点	1 点
	(6) 国際共同研究費 (2 グループ以内総額 600 万円)	2 グループ	2 グループ	2 グループ	2 グループ
	(7) 特別研究休暇	4 名	4 名	4 名	5 名
	(8) 自費研修	2 名	0 名	0 名	1 名

注 1 . 1993 (平成 5) 年度から個人研究資料費は、学会出張費と一本化したことによる。

## 別紙 4

## 物的条件比較表（大学部門）

区 分 学生数	平成 9 年度 獨協大学 予 算 額 9,021 人	平成 8 年度 獨協大学 決 算 8,973 人	平成 7 年度	
			獨協大学 決 算 額 9,016 人	私大連盟 平均 108 校 937,083 人
1 学生 1 人当たりの経常的物件費 （教育研究経費 + 設備関係支出）	（千円） 209	（千円） 206	（千円） 229	（千円） 297
2 学生 1 人当たりの資本的支出 （施設関係経費 + 設備関係支出）	（千円） 65	（千円） 56	（千円） 174	（千円） 203
3 学生 1 人当たりの蔵書数	（冊） 68	（冊） 66	（冊） 64	（冊） 68
4 学生 1 人当たりの校舎等建物面積	（㎡） 9.1	（㎡） 9.2	（㎡） 9.1	（㎡） 10.5
5 学生 1 人当たりの校地等面積	（㎡） 21.3	（㎡） 21.4	（㎡） 21.3	（㎡） 28.6
6 学生 1 人当たりの奨学費	（円） 4,913 *（7,130）	（円） 4,736 *（7,121）	（円） 4,478 *（6,759）	（円） - *（6,527）

\* 奨学費の（ ）は国際教育協会からの援助金を含む。  
私大連盟の調査では国際教育協会からの援助金を含んだ集計になっている。

調査資料 私立大学連盟関係

- 1) 大学図書館実態調査
- 2) 奨学金に関する調査
- 3) 大学財務状況結果のまとめ

外国語学部教授会規程

(平成5年11月10日制定)

(外国語学部教授会)

第1条 学則第64条第2項にもとづき、外国語学部に外国語学部教授会(以下「教授会」という。)をおく。

(教授会の構成)

第2条 学則第65条第2項にもとづき、教授会は、外国語学部所属の全専任教員をもって構成する。

(外国語学部教授会の招集・運営)

第3条 学則第66条第2項にもとづき、教授会は、学部長が招集する。

2 教授会構成員の10分の1以上から議題を示して請求があったときは、学部長は遅滞なく学部教授会を招集しなければならない。

3 教授会の運営については、別に定める。

(教授会の審議事項)

第4条 学則第69条にもとづき、教授会は、外国語学部に関する次の事項について審議する。

(1) 教育および研究に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の入学・退学・卒業その他身分に関する事項

(4) 学部教員の身分に関する事項

(5) 各種委員の選出に関する事項

(6) 全学教授会から委任された事項

(7) その他外国語学部の運営に関する事項

(教授会の庶務・議事録)

第5条 教授会の庶務は、学部長室において行う。

2 議事録は、書記が作成し、次回の教授会において確認をうけるものとする。

(学科教授会)

第6条 学則第64条第3項にもとづき、ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科に各学科教授会をおく。

(学科教授会審議事項)

第7条 学科教授会は、本規程第4条に定める外国語学部教授会の審議事項に関し、当該学科に係る事項を審議する。

(共通科目担当者会議)

第8条 学科に所属しない外国語学部共通科目担当専任教員の会議として、共通科目担当者会議をおく。

(共通科目担当者会議の審議事項)

第9条 共通科目担当者会議は、本規程第4条に定める外国語学部教授会の審議事項に関し、当該会議に係る事項を審議する。

(議事録)

第10条 議事録は、学部長室がこれを保管する。

(議決事項の報告)

第11条 学部長は、教授会で審議された事項について、遅滞なく文書または口頭をもって学長に報告する。

第12条 学部長は、教授会の議事運営のため、必要と認める事務職員を教授会の了承を得て、出席させることができる。

附 則(平成5年規程第13号)

本規程は、平成6月4月1日から施行する。

学部長予定者選出規程

(平成5年11月10日制定)

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学学則第60条に基づき、学部長予定者の選出について定める。

(選挙要件)

第2条 学部長予定者選挙(以下「選挙」という。)は、次の場合に実施するものとする。

(1) 学部長の任期が満了するとき

(2) その他の事由により学部長が欠けたとき

2 前項第1号の場合は、任期満了の2ヶ月前までに選挙を実施するものとする。

3 第1項第2号の場合は、学部長が欠けた時から、1ヶ月以内に選挙を実施するものとする。

(選挙権者)

第3条 選挙権者は、当該学部の専任教員(外国人専任講師を除く。)とする。

(被選挙権者)

第4条 被選挙権者は、当該学部の教授(特任教授及び休職中の者を除く。)とする。

(選挙手続)

第5条 選挙は単記無記名投票の方法により、選挙権者の3分の2以上が投票し、投票総数の過半数を得た者をもって学部長予定者とする。

2 投票総数の過半数を得た者がいないときは、上位2名につき再投票を行い、最多得票数を得た者を学部長予定者とする。

3 再投票の結果、得票数が同数のときは、本学に専任教員として就任した年月日(以下この項において「就任年月日」という。)の早い者を学部長予定者とし、就任年月日が同じときは、生年月日の早い者を学部長予定者とする。

(任期)

第6条 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第2条第2号により、選出された学部長の任期は、1年以上2年以内の年度末までとする。

(選挙管理)

第7条 選挙に関する事項は、学部長又はこれに代わる者が管理するものとする。

(報告)

第8条 第5条により学部長予定者が選出された場合は、学部長又はこれに代わる者は遅滞なく、学部長予定者について学長に報告しなければならない。

(任命)

第9条 学長は、選挙により選出された学部長予定者を次期学部長として全学教授会の承認を得て任命する。

(学科長の選出)

第10条 学科長の選出については、この規程を準用するものとする。この場合、「学部」を「学科」に、「学部長予定者」を「学科長予定者」に、「学部長」を「学科長」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定は、当該学部の定めにより、別の方法により選出することを妨げない。

(改正)

第11条 この規程の改正は、部局長会の発議により全学教授会の承認を得るものとする。

附 則(平成5年規程第12号)

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 「学部長候補者選出内規(昭和46年5月12日施行)」は、これを廃止する。

## 第 13 章 自己点検・自己評価の組織体制

### 1. 自己点検・評価活動の経緯

創立から早や 30 年が経過し、建学の理念と教育研究の実際との懸隔が様々に広がるなかで、本学の「将来」を展望するためには「今日」の確認が不可避の課題となっている。もとより我々としてこの 30 年を無為にすごしてきたわけではなく、組織面においてもカリキュラムにおいても、必要に応じて少なからぬ手直しはほどこしてきた。しかしながら、それはしょせん手直しの域を超えたものではなかった。というのも、その過程で建学の理念、すなわち「大学は学問を通じての人間形成の場である」に正面から向き合って、この理念の再検討・再解釈を全学的な規模でおこなってきたかといえ、残念ながらそうではなかったからである。これまで建学の理念について真摯に考えるべき機会はいくつもあったと思われるが、その最大のものは 1991(平成 3)年 7 月における大学設置基準の改正であった。設置基準の大綱化により、自分たちの属する大学が何ものであるかとの問いに明確に答えることが、社会的責務として課せられることになったからである。

設置基準の大綱化の趣旨は、それぞれの大学が自己責任において個性を發揮せよ、ということに尽きる。ところが大学人一般の理解はそうではなかったようで、全国の大学は「専門教育の強化」の合言葉のもと、一斉に「教養教育の弱体化」の方向に走ってしまった。その際、大学における「教養」と「専門」の意味内容が根本から議論されたのならまだしも、それさえないままにいわば大学の専門学校化が押し進められつつある。旧設置基準下においても大学の無個性化は進展していたが、今や専門教育の充実という美名のもと、皮肉にも新設置基準が大学の横並び現象をますます促進しているようにみえる。

設置基準の大綱化を受けて、わが獨協大学も学則の抜本的改訂をおこない、1994(平成 6)年度より全学的に新カリキュラムに移行した。今年はその完成年度を迎えようとしている。学則およびカリキュラムの改訂は、まず第 1 に、教養課程と専門課程の壁を取り去って学部ごとの一貫教育をおこなうことで他大学並みになること、さらに第 2 に、この学部一貫教育において教養教育を圧縮して専門教育を拡充することで他大学の改革にも並ぶことという、二重の意味での横並びをめざすものであったが、それだけに本学の個性がきわめて希薄になる危険性を秘めていた。新カリキュラムが一巡するのを前にして、当初は気づかれなかった問題がようやく明らかになってきたように思える。

たとえば、外国語教育、人間教育、少人数での授業、入るは易く出るに難しい入試および卒業制度、こうした創立当初のユニークな教育理念はもはや捨て去るべき遺物なのか否か。



さらに、高度の専門教育とは、要するに職業教育の別名なのか、それとも実利とは直結しない高度の学問の伝授を意味するのか。カリキュラムとは何をどのように教えるかについての大学もしくは学部学科の意思表示であるはずだが、それは学生に充分伝わっているのだろうか。それよりもなによりも、学生諸君の大部分が18歳から22歳までのごく普通の青年たちであることを、教員の側はとかく忘れがちではないだろうか。受験界にいう偏差値の問題とはまったく別個のこととして、授業の中身と学生諸君の既存の知識との乖離は従来以上に大きくなってはいないだろうか。新カリキュラムの一巡を機に、このような諸問題について原点に戻って検討してみる必要があるだろう。カリキュラム改訂時に十分な自己点検がなされなかったとすれば、今回の自己点検・自己評価の試みは大学のアイデンティティ確認のおそらくは最後の機会である。

とはいえ、「自己点検・自己評価」が、設置基準の大綱化と引き替えに事実上義務づけられたものであるだけに、ここには大きな矛盾が潜んでもいる。本来自発的・自主的であるべきはずの点検・評価作業が、いわば外圧による形式的な作業に陥る危険があるということである。本学においてもその危険性は皆無ではない。学則およびカリキュラムの改訂に先行してまたは並行しておこなわれるべき取り組みが今日にいたるまで延引し、担当の一部の者だけがほとんど報告書作りに自己目的化した業務に追われている、という実態が現にみられる。

しかし、だからといって、この与えられた絶好の機会を最大限に活用しないのはまちがっている。点検・評価は自発的・自主的であるべきだといったが、人間も組織もとかく情性に流れるものであるから、たとえ与えられた機会ではあっても、これを逃がさないことが真の改革につながる可能性もあるからである。

今回の自己点検・自己評価は直接には大学基準協会の相互評価制度に依拠してのものではあるが、相互評価を進んで受けようという決定は紛れもなく学長以下の自主的な意思によるものである。また相互評価の際に求められる「点検・評価報告書」等の資料作成も、否応なくわが獨協大学の現状を総体として露わにする過程にほかならない。報告書等の作成をもって事足りりとするのではなく、今回の点検・評価作業のなかで露呈した諸問題を継続的に検討していこうとする心構えと、これを実体的に保証する組織改革が肝要である。そのためにも、逆説的ではあるが、改革すべき対象の筆頭に自己点検・自己評価のシステムそのものを挙げなければならない。

## 2. 自己点検・評価のシステム

今回の自己点検・自己評価に際して、各学部自己点検のための委員会が組織された。学部によって多少の相違はあるが、この委員会は直接には『点検・評価報告書』や『研究業績一覧』を作成するための作業委員会であって、必ずしも点検・評価活動の総体を主体的に担う点検・評価組織ではない。学部以外の各部局においても基本的な事情は同様であ

り、たとえば企画調整室においても当面の『基礎データ調書』作りで精一杯であったようである。学長補佐組織の一つとしての学長室委員においても、全学的な点検・評価活動における役割が不鮮明で、結局は報告書等の最終的編集作業を委嘱されるに留まった。

編集の都合で割愛せざるをえなかったが、ある学部の作業委員会の原稿には、自己点検体制につき、次のような見解が書かれていた。

「自己点検は恒常的に行われるべきものであるので、常設の委員会の設置が望まれる。そして、学部内の様々な問題を明らかにし、それを学部全体の活性化のためにフィードバックするべきである。年次ごとの点検項目を設定して、ひとつひとつ具体的な改善措置を講ずることに役立てていくと同時に、長期的な展望をもち、将来計画の策定に直接採り入れられるような自己点検が必要であろう。」

こうした意見はまことに適切なものであり、ここには当面の報告書作成作業と本来の点検活動とのあいだに横たわる諸々の問題が凝縮されているように思える。すなわち、自己点検を一過性のものにしないためには常設の組織が必要であること、短期的と長期的の二つの展望をもってそれぞれ具体的な項目ごとに改善策を講じていくべきこと、点検活動の成果が将来計画に採用されるような制度的保証が望まれること、等々である。これは点検作業を担う者が多かれ少なかれ抱くことになる、今回の仕事も徒労に終わるのではないかとの不安感・無力感の反映でもあるだろう。なぜなら、過去の『将来計画委員会報告』1981(昭和56)年3月にせよ、『基本計画大綱(試案)』1990(平成2)年3月にせよ、『UI基本計画報告書』1990(平成2)年5月にせよ、それぞれの委員会メンバーの貴重な時間を費やしたわりには、残ったのはほとんど読まれることのない報告書のみで、その時々々の提言が目に見えるかたちで大学行政なり学部行政なりに活かされることはなかったからである。遺憾ながら、今回の作業もその恐れなしとはしない。

こうした誤りをこれ以上繰り返さないためには、こうした点検・評価体制そのものの批判的な捉え返しが必要である。「点検の点検」が求められるゆえんである。

本学における点検・評価活動の最高機関は「自己点検運営委員会」である。以下ではこの組織に限定して、本学の点検・評価体制を再点検してみたい。最高機関であるがゆえに、ここに目を向けなければ今回の作業も完結しないからである。

自己点検運営委員会は1993(平成5)年2月に発足して以来、1997(平成9)年3月までに21回にわたる会合をもってきた。ただし第2回の会合は1994(平成6)年の11月であり、この間には学長の交代や学則の改訂等にもなう長期の空白期間が含まれている。さらに、カリキュラム改訂にもなう開設授業科目数の調整等に多くの時間を費やし、大学基準協会による相互評価制度につき具体的に検討しはじめたのは1996(平成8)年の2月になってからであった。したがって、相互評価に向けた狭義の自己点検活動が軌道に乗ったのは、実質的には1996(平成8)年度ということになる。同年6月の運営委員会において「相互評価のための主要点検項目と分担」が決定され、ここにおいてようやく、年度末を目途に自

己点検評価報告書の作成作業が開始されることになった。

自己点検運営委員会は、学長の主宰のもと、外国語学部長・外国語研究科委員長、経済学部長兼経済学研究科委員長、法学部長兼法学研究科委員長、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長からなっている。このほかに同席・陪席の者がいるが、主要なメンバーは部局長会の構成員であり、しかも企画・財政委員会の構成員をも兼ねている。そもそも自己点検運営委員会は大学内各部局の点検・評価活動の総括的組織であるはずだが、その主要メンバーの3学部長は、学長の補佐職として一方では部局長会を構成し他方では企画・財政委員会を構成している。いずれにせよ各学部長は執行機関の中心であるが、同時に自己点検運営委員会のメンバーでもあることになる。要するに、大学行政の最終的責任の担い手がみずから自己点検の運営をもおこなうという構造になっているのである。

「自己点検・自己評価」とは自分で自分を点検し評価するという、構造的に自己矛盾を抱えた課題である。この意味で本学の運営委員会はこの矛盾を一身に体現した組織ではあるが、それは最初から機能不全を約束されていたということにほかならない。実際、議事録等でみれば、運営委員会の議論は本来の任務を離れて学部間の利害の調整に多くの時間を割いてきたように思える。

厄介な組織論はひとまず措くとしても、学部長をはじめとする部局長会のメンバーは日常業務に忙殺されており、またそれに専心してもらわねば困るのだから、自己点検のような特別の業務は別個の組織でおこなうべきである。具体的には各学部・各部局の若手・中堅のメンバーを選抜して実務的なチームを作り、これを学長のもとに直屬させ、しかし相対的には学長からも自立させて、真の意味での自己点検運営委員会に改組・再編すべきである。この新委員会のメリットは、学長直屬の組織とすることで全学的見地に立って点検作業を進めることができる、若手・中堅層こそみずからの切実な問題として大学の将来像を提示することができる、大学行政の執行部と委員会を切り離すことで自主規制のない、より厳しい点検・評価をおこなうことができる、自己点検の性格からして批判は必ずみずから返ってくるので、この意味でも批判が改革に結びつきやすい、といったところだろうか。

ところで、先に引用した見解には、以下に掲げる文章がつづいていた。

「なお、本報告書を作成するにあたって、困難であったことは、報告書作成に必要なデータ類が事前に十分に揃っていなかったことである。恒常的な自己点検を保証するためには、必要なデータが常時用意されていなければならない。そのような業務を行う全学的な事務局体制が早急に確立されるべきであると考え。」

まったく同感であるが、これも事務的・技術的な問題というよりは、自己点検作業の運営方針の不備と捉えることができよう。この種の問題も、実際に点検作業に当たる者が方針を策定することで、基本的な解決を図ることができるであろう。もとより自己点検・自己評価はこれで終わるものではないが、今回の作業の締めくくりとして、まずは自己点検

運営委員会の早急な改組・再編を提言しておきたい。

あえて運営委員会のあり方を問題にしたが、現在の運営委員会からも自己点検に関わる積極的な提案がなされている。それは「学生の教育・学習環境調査」の実施計画である。自己点検とはいいながら、今回の作業は大学としてあらかじめ学生の意見を確認することなくおこなわれた。この大きな欠陥を補い今後の点検・評価につなげていくためにも、学生の実態調査は大きな意義をもつ。これが実現されれば、学生の勉学意識・大学への不満などを大規模に把握することができるだろう。いうまでもないが、これも一過性のアンケートに留めてはなるまい。その結果がどう出ようが、大学としてはこれを真摯に受け止める体制づくりを前もって準備しておくべきである。そのためにも、自己点検・評価のシステムを根本から見直しておかねばならない。学生の実態調査をおこなったとして、その結果をどう教育面に生かしていくのか。提案をする以上、運営委員会はこれに対応できる組織でなければなるまい。運営委員会に象徴される自己点検体制の改革は、今や避けて通れない最大の課題だと思われる。

### 3. 自己点検・評価の規程

獨協大学学則（抜粋）

（昭和39年4月1日）

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことに努める。

2 自己点検および評価の実施については、別に定める。

自己点検運営委員会規程（全文）

（平成4年12月9日制定）

（目的）

第1条 本学の教育研究水準の向上と活性化に寄与するため、本学における自己点検・自己評価を企画、立案し、運営する自己点検運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、次の事項をつかさどる。

(1)自己点検実施計画を策定すること。

(2)必要に応じて、評価対象の分野・領域・項目に対応する自己点検実施のための委員会を設置し、その報告を求めること。

(3)必要に応じて、大学の各部局に対し、特定の項目についての点検・評価の実施を依頼し、その報告を求めること。

(4)提出された自己点検報告書を再検討し、これを正式の報告書として取りまとめ、全学教授会に報告すること。

(5)前号の報告の公開に関すること。

(6)委員会の運営に必要な事項に関して、内規を定めること。

(7)前各号に掲げるもののほか、自己点検・自己評価に関する事務。

(組織)

第3条 委員会は、学長、副学長が置かれたときは副学長、各研究科委員長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長及び事務局長をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、学長をもってこれにあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学長事務室においてこれをつかさどる。

附 則(平成4年規程第3号)

この規程は、平成4年12月9日から施行する。

附 則(平成6年規程第9号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

## 自己点検運営委員会委員

木下 光一 (学長・委員長)  
亀谷 敬昭 (外国語学部長)  
千代浦昌道 (経済学部長・経済学研究科委員長)  
金子 正史 (法学部長・法学研究科委員長)  
中島 悠爾 (外国語学研究科委員長)  
川島 淳夫 (外国語学研究科委員長)[ ~1997年3月31日 ]  
梶山 皓 (図書館長)  
鈴木 道彦 (図書館長)[ ~1997年3月31日 ]  
青柳多恵子 (教務部長)  
東 孝博 (学生部長)  
町田 喜義 (学生部長)[ ~1997年3月31日 ]  
遠井 郁雄 (事務局長)  
児玉 雄成 (事務局長)[ ~1997年3月31日 ]  
自己点検運営委員会補佐 [ ~1997年3月31日 ]  
中島 悠爾 (ドイツ語学科長) 佐藤 勉 (英語学科長)  
伊藤 幸次 (フランス語学科長) 有吉 広介 (共通科目担当者会議代表)  
下川 浩 (ドイツ語学科教授)

## 自己点検委員

### 外国語学部 自己点検作業委員

ドイツ語学科 酒井 府教授 山路 朝彦助教授 渡部 重美専任講師  
英語学科 四宮 満教授 原 成吉教授  
フランス語学科 井上 スズ教授 井村 順一教授 横地 卓哉助教授  
共通科目担当者会議 東 孝博教授 川村 肇専任講師

### 経済学部 自己点検委員

田村 申一教授 波形 昭一教授 御園生 眞助教授

### 法学部 自己点検企画委員

右崎 正博教授 柴田平三郎教授 土田 道夫教授  
平井 一雄教授 森山 茂徳教授 只木 誠助教授

## 学長室委員

堅田 剛教授 御園生 眞助教授 山路 朝彦助教授  
東 孝博教授 [ ~1997年3月31日 ]

## 事務局

(企画調整室) 大河原 久 末続 想松 鈴木 康正 行川 恭央 村山 新市  
大迫 直美 片岡 美浦

(総務課) 阿部 弘子 大場 勢津子 賀持 智恵 工藤 忠志 高橋 正敏 中尾 美津子

## 編集後記

3月に「点検・評価報告書」の編集作業を委嘱されて以来の長い道のりであった。構成はおおむね大学基準協会のマニュアルにしたがったが、校正の方は、書式も文体も完成度も多様な原稿の体裁を整えるだけで精一杯であった。

原稿の取りまとめが遅れた分、企画調整室と葵印刷の皆さんにはご迷惑をかける結果となった。企画調整室には校正段階で様々なアイデアを出していただいた。葵印刷からは印刷・製本上の技術的なアドバイスをいただいた。とくに記して感謝申しあげたい。

難産ではあったが、本報告書は良くも悪くも獨協大学の現状を映し出していると思う。まずは読んでいただきたい。そのうえでご批判をあおげれば幸いである。

学長室委員

獨協大学の現状と課題

- 新たな自己改革のために

(自己点検評価報告書 1997)

(編集) 獨協大学自己点検運営委員会

(発行日) 1997年7月25日

(発行) 獨協大学

〒340 埼玉県草加市学園町 1-1

TEL 0489-42-1111 (代表)

(印刷) 葵印刷工業株式会社